

第329回高知県議会（12月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
12月10日	水	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（15日間） 議案の上程36件（予算6、条例10、その他20） 提出者の説明 尾崎知事 決算特別委員長報告（25件） 採決（328第22号—328第24号、328報第1号—328報第22号） 自治功労者表彰状の伝達
11日	木	休 会	議案精査
12日	金	休 会	議案精査
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 吉良議員 坂本(孝)議員
16日	火	本会議	質疑並びに一般質問 岡本議員 加藤議員 西内(健)議員
17日	水	本会議	質疑並びに一般質問 溝渕議員 委員会付託 議案の追加上程（第37号） 提出者の説明 尾崎知事 採決
18日	木	休 会	委員会審査
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	委員会審査
23日	火	休 会	（祝日）
			委員長報告 採決 議案の追加上程2件（第38号—第39号） 提出者の説明

24日	水	本会議	尾崎知事 採決 議案の上程（議発第1号—議発第2号） 採決 議案の上程（議発第3号—議発第5号） 採決 議案の上程（議発第6号） 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 塚地議員 採決 継続審査の件 閉会
-----	---	-----	--

第329回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月10日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
尾崎知事	7
決算特別委員長報告	16
土森決算特別委員長	16
採決	22
自治功労者表彰状の伝達	22
桑名副議長	22
尾崎知事	23
田村議員	24

第2日（12月15日）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者	25
事務局職員出席者	26
議事日程	26
諸般の報告	27
質疑並びに一般質問	

梶原議員	27
1 政治姿勢（衆議院議員総選挙結果、これまでの安倍政権への所見、新たな政権への期待、地方創生における東京一極集中の是正、地方分権に関する提案募集への中央省庁の対応と今後の動向、地方創生への県民参加）について	27
2 人口減少における教育課題（統廃合指針の見直しに向けた国の動き、県内公立小中学校の統廃合の方向性と今後の見通し、中山間地域における学校再編、市町村教育委員会の共同設置）について	30
3 火力発電への依存と四国の電力状況について	32
4 南海トラフ地震発生時における防災とインフラ整備（火災対策としての感震ブレーカー設置、火災対策の取り組みと今後の進捗、ごみやし尿の広域的な処理体制、避難所のトイレ対策、水道管の老朽化の現状、水道施設の耐震化、海岸堤防の耐震補強）について	33
5 産業振興（地産外商公社及びまるごと高知の総括とさらなる地産外商の推進、中小企業の事業承継・後継者対策）について	35
6 林業学校（開設に込める思いと目指すべき姿、スケジュールと研修内容）について	36
7 日本一の健康長寿県構想（ウイルス性肝炎対策、がんの精密検査の受診率、サービスつき高齢者向け住宅における介護保険サービス）について	37
尾崎知事	38
田村教育長	44
野々村危機管理部長	45
大野林業振興・環境部長	47
山本健康政策部長	48
奥谷土木部長	50
中澤産業振興推進部長	50
井奥地域福祉部長	51
梶原議員	51
田村教育長	52
尾崎知事	52
野々村危機管理部長	52
大野林業振興・環境部長	53
梶原議員	53
吉良議員	53
1 政治姿勢（アベノミクスによる格差拡大、物価上昇の産業振興計画への影響、自治体消滅論、行政需要拡大に対応した財源確保要請、全国知事会による辺野古新基地建設の計画凍結要請、原発再稼働の同意要件）について	53
2 社会保障改革（地域医療構想の影響と医療の確保、介護予防給付費削減の仕	

組みの影響、介護報酬6%削減、医療・介護の充実、第6期介護保険料の見直しと基金取り崩しによる保険料の抑制) について……………	56
3 子供の貧困対策（認識と解消に向けた決意、総合的な視点の重要性と計画への反映、大綱におけるリスク解消のための指標と部局を横断した推進体制、就学援助制度に関する水準及び大綱の指標、一般施策の充実で権利を保障する観点の重要性、児童養育加算と母子加算の見直し、少人数学級の拡大) について……………	58
4 とさでん交通株式会社（高齢化先進県としての公共交通の位置づけ、生活環境の改善としての目標、交通弱者の権利保障施策の展開）について……………	61
5 リマ水域（撤去への決意、漁業補償率の回復と補償対象へのキンメダイ追加、迂回に要する負担への補償、演習の事前通告と内容公開及び精神的被害などへの補償）について……………	62
尾崎知事……………	62
井奥地域福祉部長……………	68
田村教育長……………	70
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	71
松尾水産振興部長……………	72
吉良議員……………	72
松尾水産振興部長……………	74
吉良議員……………	74
尾崎知事……………	74
坂本(孝)議員……………	74
1 地方創生（消費増税の先送りと財源確保、国債の長期金利の上昇が本県の財政運営に与える影響、地方が真に求める地方創生と目指す方向、本県の総合戦略、第1次産業の到達点と不足点及び改善の取り組み、アベノミクスの評価、円安の本県への影響と対応、米の低価格時代に対する認識と対応、次世代型こうち新施設園芸システム普及の課題と具体的施策及び将来展望、農地整備の課題と対応、産業振興計画による地域で雇用を確保するための取り組み、中山間地域での産業創出の課題と取り組み、地域おこし協力隊員の現状と定住に向けた取り組み、保育料の無料化）について……………	74
2 医療費削減（特定健診受診率やジェネリック医薬品の使用などに関する目標値と達成の現状及び課題、医療費削減に向けた住民の努力に対する評価、チーム稲生の取り組みに対する支援、医療費適正化の先進県を目指した取り組み）について……………	77
3 狩猟税の廃止（税収の現状、税の廃止、若い狩猟者の確保、数値目標などを設定した狩猟者確保の取り組み）について……………	79
尾崎知事……………	80

小谷総務部長	84
味元農業振興部長	84
大野林業振興・環境部長	87
松尾水産振興部長	87
原田商工労働部長	88
中澤産業振興推進部長	88
金谷中山間対策・運輸担当理事	89
田村教育長	90
山本健康政策部長	91
坂本(孝)議員	93

第3日(12月16日)

出席議員	95
欠席議員	95
説明のため出席した者	95
事務局職員出席者	96
議事日程	96
諸般の報告	97
質疑並びに一般質問	
岡本議員	97
1 政治姿勢(消費税増税と法人税減税、TPPに対する県の意思、自然エネルギーの普及)について	97
2 小規模企業振興基本法(法の意義と課題、外形標準課税の適用拡大、所得税法第56条の廃止、小規模事業者支援策の拡大・普及に向けた取り組み、住宅リフォーム・店舗リフォームの助成)について	99
3 産業振興(新たな機能性表示制度、制度推進に向けた支援、親元就農への支援策、兼業就農による移住促進)について	100
4 内水面漁業での資源保護(内水面漁業の振興に関する法律の意義と課題、外来魚のリリースを防ぐ啓発活動と駆除対策の取り組みの強化)について	102
5 国民健康保険制度(加入者の負担と国費投入の抜本的な強化、自治体の窓口負担の軽減に対する国保負担金の削減、市町村の差し押さえの実情把握と対応)について	103
6 避難施設としての学校の整備について	104
尾崎知事	104
原田商工労働部長	108

奥谷土木部長	109
味元農業振興部長	110
松尾水産振興部長	111
山本健康政策部長	111
田村教育長	111
岡本議員	112
尾崎知事	113
松尾水産振興部長	114
加藤議員	114
1 地方創生（政策提言の手応え）について	114
2 国土強靱化（国土強靱化に対する思い、地域計画の策定、地域の経済成長につながる視点）について	115
3 南海トラフ地震対策（災害関連死防止の取り組みと決意、宿毛市の長期浸水対策、建設業の現状と課題及び建設業活性化プランの今後の取り組み）について	116
4 産業振興計画（人財誘致、土佐まるごとビジネスアカデミー、木質バイオマス発電における森林経営計画と国のガイドラインの周知）について	117
5 女性の活躍、少子化対策（ライフステージに応じてさまざまな選択が可能な社会、子育て支援、3世代同居や近居の推進、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行、子ども・子育て支援事業支援計画の策定）について	118
6 教育（全国学力テストの結果公表、親育ちの支援と家庭教育、「私たちの道徳」と「家庭で取り組む 高知の道徳」の活用）について	119
7 衆議院議員選挙（投票所の減少）について	120
尾崎知事	121
井奥地域福祉部長	124
野々村危機管理部長	126
奥谷土木部長	127
中澤産業振興推進部長	128
大野林業振興・環境部長	129
田村教育長	129
恒石選挙管理委員長	132
加藤議員	132
尾崎知事	133
加藤議員	133
西内(健)議員	134
1 とさでん交通株式会社（抜本的再編の期限、一宮方面からの乗客の利便性、車両基地を棧橋に統合する際の駐停車スペース、バスターミナルの設置、幹	

線と支線の整備、標準経費超過分に係る補助制度の見直し、企業統合の課題、バス運転手の確保、事業再生チームのあり方、福祉としての公共交通) について……………	134
2 次世代施設園芸（高知型施設園芸の将来、オランダ型高軒高ハウス）について……………	138
3 水産振興（白点病などの異常事象への対応、さかな屋高知家の集荷体制の整備と業務筋への展開）について……………	139
4 土佐打ち刃物の振興について……………	139
5 国道494号佐川・吾桑バイパス及び県道須崎仁ノ線の整備について……………	140
6 観光振興（2016奥四万十博）について……………	140
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	141
尾崎知事……………	142
岩城副知事……………	143
味元農業振興部長……………	145
松尾水産振興部長……………	145
原田商工労働部長……………	146
奥谷土木部長……………	147
伊藤観光振興部長……………	148
西内(健)議員……………	148
奥谷土木部長……………	149
西内(健)議員……………	149

第4日（12月17日）

出席議員……………	151
欠席議員……………	151
説明のため出席した者……………	151
事務局職員出席者……………	152
議事日程……………	152
質疑並びに一般質問	
溝渕議員……………	153
1 政治姿勢（来年度予算編成に係る留意点、地方創生での人口ダム論、中山間対策の評価と今後の取り組みへの意気込み、集落活動センターの拡大への取り組み、本年の自然災害による土木施設の被害総額と復旧スケジュール、道路橋の長寿命化修繕計画の策定と修繕の進捗状況、自然災害に備えた農業の復旧支援策、米価低迷への認識と稲作農業の将来像）について……………	153

2	産業振興計画（基本方針と意思、企業誘致施策の取り組みと今後の進め方、日章地域での工業団地開発と他地域での整備予定、県内企業と若い人たちの就職へのマッチング、環境制御技術の位置づけと生産者への普及方法、新たな視点での園芸品の流通・販売対策、小規模林業推進協議会の取り組み状況、新規就業者の確保対策、木質バイオマス発電施設の本格稼働へのスケジュールと燃料の原木確保への取り組み、外国人観光客入り込み状況、国際観光推進への戦略）について……………	156
3	とさでん交通株式会社（発足2カ月経過後の経営改善への手応えと今後の見通し、出資者としての公共交通利用増への取り組み）について……………	159
4	教育問題（スポーツ推進プロジェクト実施計画の策定と具体的方策、小中学校の体育授業の改善への取り組み、公立大学法人統合による具体的メリット、地方創生の中で地元公立大学に期待する役割）について……………	160
5	治安対策について……………	161
	尾崎知事……………	161
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	167
	奥谷土木部長……………	169
	味元農業振興部長……………	169
	原田商工労働部長……………	171
	田村教育長……………	172
	大野林業振興・環境部長……………	174
	伊藤観光振興部長……………	175
	岡崎文化生活部長……………	176
	國枝警察本部長……………	176
	溝渕議員……………	177
	議案の付託……………	178
	請願の付託……………	178
	議案の追加上程、提出者の説明、採決（第37号）……………	178
	尾崎知事……………	178

第5日（12月24日）

出席議員……………	181
欠席議員……………	181
説明のため出席した者……………	181
事務局職員出席者……………	182
議事日程……………	182

諸般の報告	183
委員長報告	
川井危機管理文化厚生委員長	184
上田商工農林水産委員長	186
三石産業振興土木委員長	187
明神総務委員長	189
採決	191
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第38号—第39号）	192
尾崎知事	192
議案の上程、採決（議発第1号—議発第2号 規則議案、条例議案）	193
議案の上程、採決（議発第3号—議発第5号 意見書議案）	193
議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）	194
議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）	194
塚地議員	195
継続審査の件	197
閉会の挨拶	
浜田議長	197
尾崎知事	198

巻末掲載文書

委員会報告書	199
平成25年度高知県歳入歳出決算審査報告書	202
平成25年度高知県公営企業会計決算審査報告書	213
意見書に関する結果について	219
議案の提出について	225
人事委員会回答書	227
議案付託表	228
請願文書表	232
議案の追加提出について（平成26年12月17日配付分）	237
議案の追加提出について（平成26年12月24日配付分）	238
規則議案の提出について	
議発第1号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案	239
条例議案の提出について	
議発第2号 高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案	241
意見書議案の提出について	

議発第3号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書議案	243
議発第4号	介護事業者・従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書議案	246
議発第5号	2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書議案	248
議発第6号	自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書議案	250
議発第7号	小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書議案	252
継続審査調査の申出書		254
決算特別委員会審査結果一覧表		256
委員会審査結果一覧表		257
議決一覧表		260

招 集 告 示

高知県告示第647号

高知県議会定例会を、平成26年12月10日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成26年11月28日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	金子 繁昌 君	2番	加藤 漢 君
3番	川井 喜久博 君	4番	坂本 孝幸 君
5番	西内 健 君	6番	西内 隆純 君
7番	弘田 兼一 君	8番	明神 健夫 君
9番	依光 晃一郎 君	10番	梶原 大介 君
11番	桑名 龍吾 君	12番	佐竹 紀夫 君
13番	中面 哲 君	14番	三石 文隆 君
15番	森田 英二 君	16番	武石 利彦 君
17番	浜田 英宏 君	18番	樋口 秀洋 君
19番	溝渕 健夫 君	20番	土森 正典 君
21番	西森 潮三 君	22番	欠 番
23番	欠 番	24番	ふあ一ま一土居 君
25番	横山 浩一 君	26番	上田 周五 君
27番	中内 桂郎 君	28番	西森 雅和 君
29番	黒岩 正好 君	30番	池脇 純一 君
31番	高橋 徹 君	32番	欠 番
33番	坂本 茂雄 君	34番	田村 輝雄 君
35番	岡本 和也 君	36番	中根 佐知 君
37番	吉良 富彦 君	38番	米田 稔 君
39番	塚地 佐智 君		

第329回高知県議会定例会会議録

平成26年12月10日（水曜日） 開議第1日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中西 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあーまー土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君

37番 吉良富彦君

38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総 務 部 長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土 木 部 長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 國枝治男君

代表監査委員 朝日満夫君
監査委員 吉村和久君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 浜口真人君
事務局 次長 中島喜久夫君
議事課 課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主 事 溝渕夕騎君



議事日程(第1号)

平成26年12月10日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 平成26年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
 - 第3号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
 - 第4号 平成26年度高知県電気事業会計補正予算
 - 第5号 平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算
 - 第6号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算
 - 第7号 高知県地域医療介護総合確保基金条例議案
 - 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立室戸体育館の指定管理者の

指定に関する議案	本剰余金の処分に関する議案
第 25 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案	328報第 1 号 平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算
第 26 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案	328報第 2 号 平成25年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
第 27 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案	328報第 3 号 平成25年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
第 28 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案	328報第 4 号 平成25年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案	328報第 5 号 平成25年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案	328報第 6 号 平成25年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
第 31 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案	328報第 7 号 平成25年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
第 32 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案	328報第 8 号 平成25年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第 33 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案	328報第 9 号 平成25年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
第 34 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案	328報第10号 平成25年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
第 35 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案	328報第11号 平成25年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
第 36 号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案	328報第12号 平成25年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
第 4 328第22号 平成25年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	328報第13号 平成25年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
328第23号 平成25年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	328報第14号 平成25年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
328第24号 平成25年度高知県病院事業会計資	328報第15号 平成25年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
	328報第16号 平成25年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

- 328報第17号 平成25年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 328報第18号 平成25年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 328報第19号 平成25年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 328報第20号 平成25年度高知県電気事業会計決算
- 328報第21号 平成25年度高知県工業用水道事業会計決算
- 328報第22号 平成25年度高知県病院事業会計決算



午前10時開会 開議

- 議長（浜田英宏君） ただいまから平成26年12月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

- 議長（浜田英宏君） 御報告いたします。
10月14日に議決されました安徽省友好提携20周年記念訪中団事業への議員派遣の件につきましては、西森潮三議員から所用のため参加できなくなった旨申し出がありましたので、御了承願います。
次に、総務委員長、商工農林水産委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過及び結果の報告があり、それぞれその写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。なお、決算特別委員会の審査結果については、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事からさきの9月定例会開会日に配付いたしました平成25年度決算説明資料及び平成25年度高知県公営企業会計決算審査意見書についてそれぞれ訂正の申し出があり、さきにお配りいたしてありますとおり、その正誤表を決算特別委員会に送付しておきましたので、御了承願います。

委員会報告書、平成25年度高知県歳入歳出決算審査報告書、平成25年度高知県公営企業会計決算審査報告書、決算特別委員会審査結果一覧表、意見書に関する結果について それぞれ巻末199、202、213、256、219ページに掲載



新任職員の紹介

- 議長（浜田英宏君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。
観光振興部長伊藤博明君。
(観光振興部長伊藤博明君演壇前に進む)
- 議長（浜田英宏君） それでは、自己紹介願います。
- 観光振興部長（伊藤博明君） 観光振興部の伊藤です。よろしく願いいたします。



会議録署名議員の指名

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

6番 西内隆純君
19番 溝渕健夫君
31番 高橋徹君



会期の決定

○議長（浜田英宏君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から12月24日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月24日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末225ページに掲載〕

日程第3、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第36号「安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上36件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成26年12月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のご理解と御協力をお願いしたいと思っております。

今月2日、第47回衆議院議員総選挙が公示されました。現在、我が国には、デフレからの脱却に向けた経済の好循環の実現、持続可能な社会保障制度の構築、さらには南海トラフ地震等の大規模災害への対応や外交・安全保障問題など、多くの政策課題が山積しております。先月21日には、まち・ひと・しごと創生法が成立し、今後、国において、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合戦略を策定することとなっております。この総合戦略などにに基づき、東京一極集中の是正や抜本的な少子化対策の推進、地域経済の活性化といった、人口減少に歯止めをかけ将来にわたって活力ある日本社会を目指していくための施策をいかに進めていくかが重要な課題だと考えております。各政党におかれましては、今回の選挙戦を通じて、これらの課題について地方の声をしっかりと聞いていただき、活発な政策論議を展開されますことを大いに期待したいと思います。

今議会では、台風第12号、第11号による被害に迅速に対応いたしますとともに、5つの基本政策を着実に推進してまいりますため、総額98億円余りの歳入歳出予算の補正及び総額38億円余りの債務負担行為の補正を含む一般会計補正予算案を提出しております。具体的には、台風被害への対応に関し、復旧箇所を追加などに迅

速に対応してまいりますとともに、5つの基本政策に関しては、外商体制の強化や林業の担い手育成といった経済の活性化、命をつなぐ対策などの南海トラフ地震対策、さらには地域医療提供体制の確保といった日本一の健康長寿県づくりなどを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、平成26年度の県政運営の現状に関し、まずは本年8月に本県に大きな被害をもたらしました台風第12号、第11号による被害への対応について御説明申し上げます。

県としましては、これまで9月議会でお認めいただいた129億円余りの補正予算によりまして、インフラ施設の災害復旧、被災された方々の生活再建支援、さらには経済被害対策など、5つの対策を柱とした復旧対策を迅速に進めてまいりました。

第1の対策である公共施設等の復旧に向けた対策に関しては、県管理道路の被災箇所につきまして、迂回に多少時間が必要となる箇所や大型車両の通行制限が残る箇所はありますものの、仮橋設置などの応急的な対策は年内に全て完了いたします。

他方、河川など137カ所では、豪雨直後に把握できていなかった被災箇所が判明しましたほか、地すべり箇所など12カ所では、現地でのボーリング調査や斜面の監視を行った結果、工法の見直しが必要になってきており、さらに安芸漁港沖防波堤においては、その後の台風第18号、第19号により被害が拡大するなど、追加的に予算措置を講じる必要が生じてまいりました。このため、今議会では、公共施設の復旧などに追加で必要となる予算63億円余りを提案しております。今後、速やかに工事の発注を行うなど、引き続き被災箇所の復旧に全力を挙げてまいります。

そのほか、第2の対策である浸水被害につい

ての再度の災害防止対策に関しては、日下川など広範囲に浸水した7つの河川を対象に、4市町村で浸水対策調整会議を設置しており、河川の流下能力を向上させるための河川の改修や内水の氾濫を防ぐための有効な対策について検討を進めているところであります。

第3の対策である土砂災害から人命を守る対策に関しては、まず、観測史上1位となるなど、これまでに経験のない雨量を記録した地域の土石流危険渓流や地すべり危険箇所905カ所、砂防及び地すべり施設475カ所について、豪雨の影響によるひび割れなどの変状等の有無を確認するため、緊急の点検を実施しております。

また、土砂災害が発生する可能性がある1万8,112カ所の危険箇所のうち、約4割しか指定の進んでいない土砂災害警戒区域については、9月以降、新たに463カ所の指定を行い、目標の年間1,000カ所の指定を上回る見込みとなっております。今後は、今回のような豪雨に備えてさらに指定の加速化を図りますため、区域指定のもととなる基礎調査を来年度は1,000カ所追加し2,000カ所で実施することとしており、この調査に必要な準備を進めてまいります。

あわせて、土砂災害への備えに関する冊子と危険箇所などを示したマップの全戸配布に向けた準備作業を進めてまいりますほか、住民の的確な避難行動に結びつくよう、豪雨や南海トラフ地震に伴う大規模な土砂崩れ、いわゆる深層崩壊を想定した住民参加型の防災訓練を、来年1月から2月にかけて県内5カ所で実施いたします。

第4の対策である被災された方々の生活の再建支援に関しては、地すべりなどにより、長期の避難生活を余儀なくされた高知市鏡的湊地区及び土佐山菖蒲地区の皆様のために、教職員住宅の提供と民間住宅の借り上げにより9世帯の住居を確保し、避難生活を支援してまいります。

た。このうち、避難指示が出ておりました鏡の
湖地区については、地すべりに対する応急対策
が完了し、今月4日、想定より3カ月程度早く
避難指示が解除されたところであります。

第5の対策である経済被害に対する対策に関
しては、農業分野では、選果ラインの浸水被害
により出荷及び販売への影響が懸念されてお
りました日高村のトマト選果場が、関係する皆様
の御協力もあり、今月2日に再稼働いたしました。
また、農作物の作付などに影響が出ないよう
、ビニールハウスの修繕など農業用施設の一
日も早い復旧を引き続き支援してまいります。
林業分野では、作業道について本年度末までに
約7割の復旧を見込んでおり、残りの箇所につ
いても早期の復旧に向け支援してまいります。

次に、産業振興計画の推進について御説明申
し上げます。

産業振興計画については、それぞれの施策が
うまく連携できているか、実効性のあるものにな
っているかといった視点から各施策を確認し、
さらなるバージョンアップに向け、議論を重ね
ているところであります。

このバージョンアップの検討に当たっては、
官民協働による地産外商の成果をいかに新たな
設備投資や雇用の増加といった拡大再生産につ
なげていくのか、また第1次産業の担い手の減
少や中小企業者の休・廃業の増加といった状況
に対し、いかに後継者を確保し事業承継を図る
か、そしてそれらを通じ本県産業を成長させて
いくのかといった点がポイントになると考えて
おります。また今後、各産業分野において、こ
れまでよりも高い次元の新しいステージに踏み
出していくためには、どのような姿を目指し、
そのための目標はどうあるべきか、さらにそれ
を実現するためにどのような骨太の施策を展開
していくかといった点も極めて重要であります。

今後、こうした点について、関係団体や各分

野の専門家の皆様からの御意見もいただきなが
ら、議論をさらに深め、来年度のバージョンア
ップにつなげてまいります。

次に、地産外商戦略など、個別の取り組みに
ついて御説明申し上げます。

地産外商戦略を担う地産外商公社は、平成21
年の設立以来、県外で売れる商品づくりや、そ
の売り込み、商談機会の確保、さらにはアンテ
ナショップまるごと高知の運営による県産品の
紹介や販売、情報発信などの活動を精力的に展
開し、大きな成果を上げてまいりました。具体
的には、公社の外商活動を契機とした成約件数
が、平成23年度は1,327件、平成24年度が2,603
件、昨年度が3,333件、成約金額は、それぞれ3
億4,100万円、7億6,800万円、12億3,500万円と、
年を追うごとに大きく増加してまいりました。
また、こうした成約金額やまるごと高知の店舗
での売上原価などをもとに算出した経済波及効
果は年間約30億円となっており、さらに本県や
本県産品がテレビなどに取り上げられたこと
による広告換算効果は年間約68億円に上るなど、
公社の活動は本県に大きな波及効果をもたら
しております。

このように首都圏における外商活動が大きく
飛躍してまいりましたのは、地産外商の主役を
担う多くの事業者の方々が、公社の機能を活用
しながら、意欲的に外商活動にチャレンジして
こられた結果であると考えております。

この10月に行いました、県と公社が支援する
展示商談会などに参加している県内企業に対す
る県のヒアリングでも、今後、県外向けの取引
が増加すると見込んでいる方々が、29社のうち
9割を超えるなど、外商拡大に取り組む意欲が
一層高まってきていると感じております。また、
本年4月に公社が実施した事業者アンケートに
おいても、97.8%の方々から今後の公社の活動
に期待するとの回答をいただいております。公社活

動に対する期待の高まりを感じております。さらには、販路開拓や商品の磨き上げを目指した、県内の食品加工事業者や農林漁業者の皆様と旭食品株式会社とのビジネスマッチングでは、40社の方々に応募をいただき、そのうち22社の商品が採用されるなど、事業者同士の連携による具体的な事業展開も進んでおります。

こうした県内事業者の意欲や公社への期待の高まりを好機と捉え、さらなる取引の拡大につなげてまいりますため、地産外商公社について2点の機能強化を図ってまいります。

1点目は、公社の体制強化であります。まず、首都圏については、新規の顧客開拓を加速化させるため、外商部門を増員いたします。また、これまで県が外商活動を支援してきた関西、中部、中国、四国、九州については、公社が首都圏で培ったノウハウやネットワークに基づき、より一步踏み込んだ支援を行うこととし、関西、中部を担当する職員を新たに大阪に配置するとともに、中国、四国、九州を担当する職員を高知事務所に増員いたします。

2点目は、公社の体制強化とあわせた外商ツールの充実であります。具体的には、公社の高知県産品のデータベースについて、来年4月からの外商活動で活用できるよう、新たに700商品のデータ等を追加することとし、さらに今後、事業者みずからが直接データを更新して、バイヤーが商品情報を検索し閲覧できる機能を追加するなど、バージョンアップを図ってまいります。

また、地産外商の拠点であるまるごと高知については、現在入居しております商業ビルの賃貸借契約の契約期間が本年度末で満了することから、不動産業者など関係者と協議を行いつつ、来年度以降の契約の継続について検討を重ねてまいりました。

まず、契約期間については、外商に意欲的に取り組まれる事業者の方々がふえてきている中

で、少なくとも第2期産業振興計画の目標年度として掲げている平成33年度までは、首都圏における地産外商の拠点が必要であるとの考えのもと、提示された平成34年度までの8年間という期間が妥当であると判断したところであります。

また、年間の賃料については、約1億500万円と現在の賃料からは3割程度の増額となりますものの、最近進出した他県のアンテナショップなど周辺物件の賃料と比較しても妥当な水準であると考えております。さらに、先ほど申し上げましたように、まるごと高知を拠点とする公社の活動により、年間約30億円の経済波及効果と約68億円の広告換算効果が生じており、店舗部分だけで見ても、約4億円の経済波及効果と約9億円の広告換算効果が生じているところであります。加えて昨年度は、店舗でのテストマーケティングや催事に179商品が出品されるとともに、店舗を利用した試食商談会が139回開催されるなど、店舗が商品の磨き上げや効率的な外商活動の支援機能を発揮していることなどを踏まえ、今後、十分な投資対効果が期待できると考えております。

以上のことから、現在入居しているビルでの賃貸借契約を継続してまいりたいと考えております。今後も引き続き、まるごと高知を最大限活用することにより、県産品のさらなる販売拡大など、外商面での具体的な成果につなげてまいります。

「高知家」プロモーションについては、本年度、高知家の県外での認知度を25%にまで高めることを目標に掲げ、「おすそわけ」をコンセプトとしてプロモーション活動を展開してまいりました。

このたび、昨年度と同様に、関東や関西の大都市圏在住の方々を対象にインターネットによる本県のイメージ調査を実施いたしましたこと

ろ、中間結果ではありますものの、高知家の認知度は、目標の25%を大きく上回る33%という好結果を得ることができました。

3人に1人が高知家を認知しているという今回の結果については、さまざまな工夫を凝らしたプロモーション活動を行ったことに加え、県民の皆様を中心に15万個を超えるピンバッジを御利用いただき高知家をPRしていただいたこと、また県と協定を締結している県外の民間事業者の方々に広告の際にロゴを使用していただいたことなど、多くの方々に高知家を盛り上げていただいたおかげであると受けとめております。まさに官民協働の取り組みにより、高知家に対する共感の輪が大きく広がってきたものであり、来年度は、この機運の高まりを逃すことなく、さらに具体的な成果を上積みしてまいりたいと考えております。

そのため、来年度の「高知家」プロモーションでは、高まった認知度を維持・向上させつつ、高知家を認知した方々の、高知のものを買う、高知に行く、高知に住むといった具体的な行動をさらに誘発していくためのプロモーションを大幅に強化し、その上で個別分野でのセールスプロモーションにつなげるとの展開を図りたいと考えております。具体的には、高知家の一番の魅力である人を通じた呼びかけが行動誘発には有効と考えられますことから、県産品や観光、移住といったカテゴリーごとに、できるだけ多くの高知家の家族の方々に「高知家」プロモーションに直接参画いただき、その特徴や魅力を動画等で強力に発信してまいりたいと考えております。加えて、若手社会人などターゲットを絞った雑誌とのタイアップ企画を展開するなど、高知家認知者の具体的な行動誘発に重点を置いたプロモーションを積極的に展開してまいります。

第1次産業については、これまでの取り組み

により見え始めてまいりました明るい兆しを確かなものとするため、新たな挑戦による競争力強化の取り組みを展開しております。

具体的には、まず農業分野では、環境制御などの先進技術を活用して高品質で高収量を目指す次世代型こうち新施設園芸システムの普及を進めております。また、林業分野では、四国最大級の製材工場、高知おおとよ製材が操業したほか、来年には木質バイオマス発電施設が稼働する予定であり、あわせてCLT技術の早期普及を目指した取り組みも進めております。さらに、水産業分野では、産直市場、築地につぼん漁港市場を拠点とした本県水産物の外商活動や、高知家の魚応援店制度による大都市圏の飲食店と県内事業者との取引拡大に取り組んでいるところであります。

こうした一連の取り組みにより、第1次産業に新たな需要が喚起されることを狙うと同時に、これを事業体などの売上増と経営規模の拡大に着実につなげていくためには、各分野の成長を担う、さらなる人材の育成を図ることが必要になるものと考えております。

そのため、農業分野では、本年4月に新規就農者の育成と先進技術の普及拠点として農業担い手育成センターを開設するとともに、水産業分野では、ブランド養殖魚などの生産者を育成すべく、本年8月から養殖ビジネススクールを開講するなど、新たな人材育成の取り組みを進めているところであります。

こうした中、林業分野では、今後さらなる原木生産量の増加が見込まれる中で、これまでも新規就業者を対象とした研修などを実施してまいりましたが、就業前後の人材育成の取り組みが十分な担い手の確保につながっていない、林業就業者や小規模な林業活動を実践している方々が林業経営を学び直す機会が十分でないなど、関係者のニーズに沿った学びの場が確保さ

れていないことが課題となっております。

そのため、林業活動実践者のさらなる意欲の向上、スキルアップから専門人材の育成までに対応した学びの場として、新たに林業学校を開校することとし、必要な予算を今議会に提案しているところであります。具体的には、まず林業活動実践者がみずからの技術や知識のスキルアップのため、森林経営や鳥獣対策といった幅広いテーマの中から興味のあるテーマを自由に選択して学ぶことのできる短期コースと、就業前に林業の実践的な技術や知識を学ぶことができる基礎コースを、来年4月に先行して開講したいと考えております。さらに、林業事業体の経営を担う高度で専門的な人材を育成する専攻コースについては、平成29年度の開講を目指しまして、専門家による検討会を設置しカリキュラムなどの検討を進めてまいります。

こうした林業学校の取り組みを通じまして、夢を持ちながら林業に就業する若者を育てていきますとともに、より多くの方々が林業活動に専業や副業で携わっていただくことで、中山間地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

本県の観光産業は、この夏の再三にわたる台風や記録的な大雨によりまして、旅館やホテルの宿泊キャンセルが相次ぐなど、例年、観光客数がピークを迎える時期に大きなマイナスの影響を受けました。

こうした影響を補うべく、まず直ちに取る対策としまして、県内の旅館、ホテル業の皆様と連携して、大手旅行会社の主要店舗においてPRキャンペーンを実施いたしましたほか、私も本県観光関係者の皆様とともに大阪で開かれた観光説明会に参加し、旅行会社の皆様に、本県への観光客の誘致をお願いしたところであ

ります。こうした取り組みによりまして、例えば9月に旅行商品化されました「高知家の食卓」県民総選挙で選ばれた店舗での食事が特典となる宿泊プランでは、当初4カ月かかると見込んでいた5,000人の利用客を販売開始2カ月間で既に達成するなど、具体的な成果が出ております。

またあわせまして、9月補正予算によりまして、テレビや雑誌などマスメディアでの情報発信や広告宣伝を活用した旅行商品の販売強化も進めているところであり、こうした効果も徐々にあらわれているものと考えております。さらに、来年1月には、第2弾の県民総選挙を実施して、本県の強みである食を中心としたプロモーションをさらに推進してまいりますほか、4月に開幕いたします「高知家・まるごと東部博」の成功に向けて積極的に支援を行うなど、さらなる誘客に引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策に関しては、命を守る対策に引き続き最優先で取り組みますとともに、助かった命をつなぐための応急期の対策にも本格的に取り組んでいるところであり、準備が整いましたものから、順次着手していくこととしております。

今議会に提案している補正予算では、命を守る対策としまして、災害に備える県民の皆様の意識をより高めていただくため、できる限り多くの皆様に御利用いただけるよう、県所有の起震車の運行日数をふやしますとともに、命をつなぐ対策としまして、登下校中の発災に備え、県立特別支援学校のスクールバスに備蓄物資を整備することとしております。

また、個別の主要な取り組みに関しては、まず津波避難対策では、現在、津波から県民の生命を守るため、避難路や避難場所、津波避難タ

ワ一の整備が進められているところではありますが、今後、確実な津波避難対策を進めてまいりますためには、整備された避難空間に困難な条件のもとでも実際に避難することができるのか、避難路の点検や訓練などにより、さらなる検証を重ねていく必要があります。

このため県では、本年7月から、沿岸市町村の508地区全ての地域における津波避難計画について、まず図上において、昼間と夜間、さらに夜間に歩行が困難な同行者がいる場合という3つのパターンの避難を想定した点検を実施いたしました。その結果、比較的移動に支障がない昼間の場合でも、津波到達までに避難場所にたどり着くことが困難な地域があることが明らかとなるなど、一部の避難計画について課題も見えてきたところでもあります。

今後、こうした図上での点検結果も目安としながら、各市町村と南海トラフ地震対策推進地域本部とが連携し、避難計画を現地で点検することとしており、既に幾つかの市町村においては、計画どおりの時間や手段で避難できるか、避難するルートへの安全性は確保できているかといった視点で、現地での点検を開始したところでもあります。具体的には、避難路や避難路に出るまでの路地において、古い空き家やブロック塀、耐震性の確保されていない橋などが避難の妨げとなるおそれがないかといった点についても確認を進めているところでもあります。

点検の結果、避難計画に課題があることが明らかとなった場合には、避難場所の追加や夜間の避難に備えた照明の整備といった必要な対策を迅速に講じるなど、より困難な状況下でも津波から安全に避難できるよう、市町村や地域の皆様とともに取り組んでまいります。

南海トラフ地震が発生すると、多くの住民の皆様が長期間にわたって避難生活を余儀なくされることとなります。

東日本大震災の発生当初、行政は人命救助に最優先で対応せざるを得なかったことなどから、避難所の開設や運営体制の確立などに十分に取り組みなかったことが報告されております。

本県においても同様の状況が懸念されますことから、地域の皆様に、みずからが主体となって避難所を運営することの必要性を認識していただくとともに、住民同士で迅速に避難所を立ち上げるルールづくりなどに取り組んでいただくことが重要であると考えております。このため、東日本大震災における教訓も踏まえ、地域を主体とした避難所運営の体制やルール、施設の利用計画、また高齢者や障害者など避難生活に配慮が必要な方を受け入れる態勢の考え方などを盛り込んだ「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」を作成し、10月に公表したところでもあります。

今後は、地域が主体となった避難所運営体制の構築に向けまして、この手引きをもとに、市町村において地域住民の方々と連携しながら避難所運営マニュアルの策定が進むよう支援してまいります。

助かった命をつなぐ応急期の医療救護活動については、この1年間、有識者による懇談会を設け、地震発生直後から1カ月程度の応急期における対策のあり方を検討してまいりました。

懇談会では、「道路網の寸断などにより災害拠点病院など後方へ負傷者を搬送することが困難な時期には、災害拠点病院よりも負傷者に近い前方の医療救護所や救護病院における救護活動を可能な限り強化する必要がある」、また「その際には、地域の医療従事者はもとより、住民も参画した総力戦で取り組む必要がある」といった御意見をいただきました。そうした御意見も踏まえ、先月開催された最終の会議では、いわゆる前方展開型の医療救護活動の実現を目指すことを柱とする県への提言が取りまとめられた

ところであります。

この提言については、現在、内容の見直しを進めております県の災害時医療救護計画に反映してまいります。さらには、提言に具体的な対策として挙げられている、地域の全ての医療従事者が災害時の医療救護活動に取り組むための研修制度を創設いたしますなど、総力戦に向けた対策を進めてまいりたいと考えております。

救命・救護活動などを迅速かつ効率的に行うための道路の啓開については、地域における防災拠点と総合防災拠点などを結ぶ地域内ルートと、高規格道路と総合防災拠点などを結ぶ広域的なルートの2つを優先することとし、年度内の計画策定に向けて取り組みを進めているところです。先月26日には、第2回の道路啓開計画作成検討協議会を開催し、国や自衛隊、建設業協会、警察本部など関係機関の方々の参加のもと、防災拠点や啓開ルートの選定、啓開日数の算出基準などについて、協議を行ったところであります。

その結果、まず地域で負傷者を搬送するほか、備蓄物資を受け入れる地域内ルートの起点となる地域の防災拠点として、命を守る、命をつなぐ、復旧の3つの段階を想定し、役場庁舎や避難所、ヘリポート、備蓄倉庫などの1,165カ所を選定いたしました。あわせて、これらの拠点と直近の総合防災拠点とを結ぶルートについて、道路の幅員や浸水区域を避けることなどを考慮して、市町村道724路線を含む計903路線を選定したところであります。また、県外からの応援部隊や物資を受け入れる広域ルートの拠点となる広域の防災拠点として、総合防災拠点、災害拠点病院、空港など68カ所を選定いたしました。あわせて、これらの拠点と直近のインターチェンジとを結ぶ広域ルートについて、高規格道路や国道などを含む80路線を選定したところであります。

これらの選定された路線について、啓開日数の算出にも着手いたしましたところ、幹線道路の橋梁が津波により被災する箇所や道路のり面が揺れにより崩壊する箇所などが想定されました。このため現在、代替ルートの検討や橋梁区間の復旧工法の再検討などを進めているところであります。

今後は、実効性の高い計画となるよう、より早く啓開できるルートの再選定や啓開区間ごとの建設業者の配置、啓開手順書の作成などの取り組みを進めてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

医療提供体制の確保については、これまで、平成21年度に臨時的な措置として設置した地域医療再生基金を財源として、各都道府県が取り組みを進めてまいりましたが、本年6月、地域における医療と介護の総合的な確保を目指したいわゆる地域医療介護総合確保推進法が制定されたことを受けまして、今後は法に基づく恒久的な財源として、各都道府県が新たに地域医療介護総合確保基金を設置し、取り組みを進めていくこととなりました。

本県においては、これまで、地域医療再生基金を有効に活用して、若手医師のキャリア形成支援に向けた高知医療再生機構の創設のほか、地域医療を担う医師の育成拠点となる県立あき総合病院の整備などの医師確保対策、災害拠点病院へのヘリポート整備支援などの災害医療対策といったさまざまな分野における医療提供体制の強化を進めてまいりました。

新たに設置する基金については、これまで実施してまいりました医師確保や在宅医療の推進などの取り組みに加え、医師会や歯科医師会、大学など関係団体から提案のあった取り組みにも活用してまいりたいと考えており、新基金を活用したこのような取り組みを進めるための予

算を今議会に提案しているところであります。具体的には、在宅医療の質の向上を図りますため、高知大学を中心に行いますICTを活用した医療・介護の関係機関による在宅療養患者の情報共有システムの構築を支援してまいります。また、医師養成奨学貸付金の指定医療機関など、地域の中核的な医療機関における医師の確保や定着を図りますため、医師住宅の整備を支援するなど、新基金を活用して医療提供体制の確保に向けた事業を進めてまいります。

また、来年度からは、介護分野においても、高知県高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業支援計画に基づく介護施設の整備や介護従事者の確保対策などに新基金を有効活用することにより、切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築を目指してまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

教育委員会では、本年10月に、今後10年間の県立高等学校のあり方と方向性を示す県立高等学校再編振興計画を策定いたしました。

この計画では、県立高等学校を取り巻く社会状況の変化を正面から受けとめ、将来の生徒たちに、よりよい教育環境を提供していくため、キャリア教育の充実、生徒や保護者の期待に応える教育活動の推進、生徒数の減少に対応するための適正な学校規模の維持と適切な配置、南海トラフ地震への対策の推進、次代を担う人材を育てる教育環境の整備の5つの視点をもとに、再編振興を進めていくこととしております。あわせて、今回の再編計画では、高知南中・高校と高知西高校の統合により新しい中高一貫教育校を設置し、大学進学の出発点校として県内トップのグローバル教育校を目指していくこと、また須崎工業高校と須崎高校を統合し、進学と就職に実績がある両校の強みを生かした新たな高吾地域の拠点校として、さらなる発展を目指し

ていくことなど、具体的な計画もお示したところであります。

計画の内容については、先月、説明会などを通じて県民の皆様にご丁寧にご説明を行ったところであります。今後は、生徒や保護者、地域の皆様の期待に応えることができる活気と魅力あふれる学校づくりを目指して、統合により新たに設置する高等学校などの教育プログラムの開発、教育施設の整備や充実などにしっかりと取り組んでまいります。

次に、建設業の活性化に向けた取り組みについて御説明申し上げます。

県内建設業の活性化に向けましては、本年2月に策定いたしました高知県建設業活性化プランに基づき、4月に建設業活性化支援窓口を設置し、技術的な相談や経営上の相談に応じてまいりましたほか、施工力の向上を目的とした建設業者向けの研修を実施するなど総合的な支援を行っているところであります。

入札の不調、不発への対応では、資機材の調達や労働者の確保に時間を要するために十分な工期が必要であるといった声も建設業者の皆様から多く聞かれましたことから、それらに応えるべく適正な工期の確保に努めておりますほか、市町村に対しましても十分な工期の確保に向けて働きかけを行ってまいりました。

これらの対策に加えまして、1年間のうち公共事業の事業量が少なく、特に中小の建設業者における従業員の一時的な解雇にもつながりやすい4月から6月にかけての端境期対策として、工事の平準化を進めてまいります。具体的には、来年度予算に計上する予定の県単独事業費の一部を前倒しして発注し、年度早々に工事の着手が可能となるよう、そのために必要となる債務負担行為の予算を今議会に提案いたしております。今回の対策などを通じまして、端境期における工事量を確保し、特に中小の建設業者の雇

用継続や会社経営の安定化につなげてまいります。

持続可能な中央地域の公共交通を実現するため、多くの関係者の御理解と御協力のもと、とさでん交通株式会社が設立されまして2カ月が経過いたしました。

この間、とさでん交通では、事業再生計画の達成に向けまして、月ごとに業績会議などを開催し、再生計画の目標と実績を比較分析した上で、目標と実績に乖離がある場合には原因究明と対策の検討を進めるなど、経営改善のための経営管理体制を整え、全社一丸となって取り組みを進めているとお伺いしております。

また、会社による取り組みのほかにも、関係機関との連携を図るため、先月28日、県と関係市町村、事業者などが参画した中央地域公共交通改善協議会を設立して、利用者である県民の皆様への御意見や利用状況等のデータを事業に反映させるなど、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを始めております。今後、この協議会では、バスや電車の利用促進などにつながるアイデアの募集を初め、広く利用者の皆様への御意見や潜在的なニーズを酌み取り、とさでん交通の経営に生かしていくこととしております。

県としましては、今後、この協議会の場合を初めさまざまな機会を通じて、事業再生に向けた取り組みをしっかりと確認してまいりますとともに、利用者目線に立った多様なサービスが提供され、県民の皆様へ今まで以上にバスや電車を利用していただくことができますよう、関係市町村などと連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成26年度高知県一般会計補正予算などの6件です。このうち、一般会計

補正予算は、先ほど申しあげました台風第12号、第11号による被害への迅速な対応などの経費として、98億8,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県地域医療介護総合確保基金条例議案など10件でございます。

その他の議案は、高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案など20件でございます。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



決算特別委員長報告

○議長（浜田英宏君） 日程第4、328第22号「平成25年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」から同第24号「平成25年度高知県病院事業会計資本剰余金の処分に関する議案」まで及び328報第1号「平成25年度高知県一般会計歳入歳出決算」から同報第22号「平成25年度高知県病院事業会計決算」まで、以上25件を一括議題といたします。

これより決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長土森正典君。

（決算特別委員長土森正典君登壇）

○決算特別委員長（土森正典君） 平成26年9月県議会定例会におきまして決算特別委員会が付託を受けました平成25年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算、平成25年度公営企業会計決算について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、平成25年度一般・特別会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出されました決算

資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付されております平成25年度高知県歳入歳出決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容につきましては、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を御説明いたします。

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた取り組みは一定評価すべきものと認められます。各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められますので、一般会計決算及び各特別会計決算につきましては全会一致をもって、いずれも認定すべきものと決しました。

なお、予算執行に当たって改善すべき事項が見受けられますので、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として意見を付して、各種施策の執行に当たっては十分留意するよう求めるものであります。

今回、決算議案とあわせまして提出されました決算説明資料等におきまして記載事項に誤りが多く見られました。今後は、このようなことがないよう、資料の提出に当たっては十分精査することを強く求めておきます。

まず、行財政運営等についてであります。

平成25年度は、さらなる飛躍への挑戦の年と位置づけ、南海トラフ地震対策を初めとする課題解決を目指し、限られた財源で最大限の効果を生み出すよう、歳入面では国の有利な財源の確保を図る一方、歳出面では行政のスリム化や積極的な事務事業の見直しなど、歳出削減、財源不足の圧縮に努め、行財政の健全化に取り組

んでいます。

決算状況につきましては、実質公債費比率を初めとする財政指標は改善傾向にありますが、自主財源が3割を切る脆弱な財政体質でありますので、引き続き県債残高を意識したさらなる財政の健全化に努める必要があります。

財務諸表ですが、地方公共団体の財政状況を県民にわかりやすく説明する手段として有効とされていますが、現在の財務諸表では県有施設等の財産状況が十分反映されていません。つきましては、公共施設等総合管理計画に基づく財産管理を行うとともに、財政状況を正確に把握することができる財務諸表の整備に取り組むよう望みます。

行政改革につきましては、危機的な財政状況を改善するため、平成17年度から行政改革プランを定め事務事業や組織体制の集中化、効率化に徹底して取り組んできましたが、今後も、南海トラフ地震対策等の重要度の高い施策の推進を目指した体制づくりとあわせて、職員の能力が十分に発揮できるよう、職場の雰囲気づくりや職員の体調管理に十分配慮することを望みます。また、女性が仕事と家庭を両立しつつ能力を最大限に発揮し、指導的立場につけるよう取り組んでいくことを望みます。

職員からのハラスメントに関する相談体制については、庁内だけではなく外部の専門家にも相談やカウンセリング等ができることとなっていますが、利用件数が少ないことから、その体制や費用のあり方について検討を望むものであります。

財務会計事務の処理については、基礎的な研修や会計専門員による巡回指導など適正化に向けた取り組みの結果、監査委員からの指摘件数は減少しているなど改善されていますが、依然として初歩的な誤りなど不適切な事例が発生しております。つきましては、会計事務に精通

した職員の育成や所属全体でのチェック体制の強化など、適正化に向けた一層の努力を求めています。

次に、震災対策についてであります。

建設業者のBCPについては、大手建設業者では順次策定が進められておりますが、中小建設業者では策定ができております。災害時には、救援ルートを確保するための迅速な道路啓開など中小建設業者の最前線での活動が不可欠となっております。つきましては、災害時に重要な役割を担う地域の中小建設業者がBCPを早期に策定できるよう、支援の強化を望みます。

自主防災組織につきましては、組織率は上がっていますが、地域によっては機能が有効に発揮できていない部分があります。つきましては、災害時に機能を十分に発揮できるよう、県職員OBなどの協力も得ながら機能強化に取り組むことを望みます。

次に、保健・福祉・医療対策についてであります。

南海トラフ地震発生時の医療救護につきましては、福祉保健所や医療機関が浸水をし、単独の福祉保健所管内だけでは対応できないことも予想されますので、つきましては災害時に十分な医療救護活動が行えるよう、隣接する福祉保健所などが広域的に連携し、補完し合う体制の構築を望みます。

お薬手帳につきましては、一人一人に応じた適切な服薬のために有効であります。さらに、電子化の推進とその効果の把握に努めるとともに、高齢者も利用しやすい仕組みを検討し、あわせて薬の飲み残し対策を進めることを望みます。

地域における支え合い活動については、市町村の社会福祉協議会や民生・児童委員などが中心になり、取り組みが進められていますが、その活動には濃淡があり、十分な成果が見られな

い地域もあります。つきましては、社会福祉協議会が、成果目標などを設定の上、主体的に取り組むことが重要であり、事務局長を初めとする職員への専門研修等の開催など積極的な支援を求めます。

また、老人クラブが地域の支え合い活動などに積極的に参画できるよう、老人クラブ活動費補助金の有効活用を促進するとともに、老人クラブへの加入率が約13%となっておりますので、会員の増加に向けた積極的な取り組みを望みます。

次に、地域の振興等についてであります。

地産外商につきましては、ユズなどの県産品の利用方法が十分に周知をされておらず、消費の少ない地域があります。つきましては、料理方法など多様な利用方法をPRし、さらなる県産品の販路・消費拡大の取り組みを望みます。

移住促進につきましては、全国的に他県との差別化や対象者の絞り込みなど、さまざまな戦略が練られています。つきましては、今後とも旅行者などの民間企業との連携を強化するとともに、体験ツアーなどにより本県のよさを実感してもらうことで移住につなげることを望みます。

山内家墓所については、測量や文献調査を行うなど、国史跡指定に向けた作業が進められています。つきましては、国史跡指定後の管理面での制約もありますが、全国的にも大変貴重なものでありますので、観光資源としても大いに活用できるよう検討することを望みます。

次に、商工業の振興についてであります。

建設業者新分野進出支援事業につきましては、実態調査に基づきまして異業種への参入を検討する業者への支援や参入後のフォローを行っています。その際には、既存の事業者とのあつれきが生じることも懸念されますので、参入の実績にのみこだわることなく、事業者間の

均衡にも配慮した指導を行っていくよう求めます。

次に、観光振興等についてであります。

スポーツツーリズムについては、関西や九州からの学生を中心に、多くのアマチュアスポーツ合宿の需要がありますので、利用者等の意見を踏まえるとともに、施設管理者とも十分連携し、施設整備など合宿誘致に向けた取り組みを強化することを望みます。

外国人の観光につきましては、中国、台湾、韓国だけではなく、世界各国から日本の食・生活文化、田舎体験などを目的とした観光客が増加をしています。つきましては、本県特有の観光資源を掘り起こすとともに、情報収集源として多くの国で利用されておりますウェブサイトによる情報発信を強化することを望みます。

足摺海洋館につきましては、地域のシンボルとして魅力ある観光施設となることを期待しておりますが、リニューアルに向けた基本計画の策定に当たっては、立地場所を含め十分な津波対策を検討することを求めます。

観光振興については、平成22年以降、3年ぶりに400万人観光を達成いたしました。その要因の一つには、本県の魅力を伝える観光ボランティアガイドの存在が挙げられております。つきましては、関係団体等とも連携をし、観光ボランティアガイドの活躍の場がさらに広がるような取り組みを望みます。

次に、農林水産業の振興等についてであります。

新規就農者につきましては、さまざまな支援事業を継続することにより、平成25年度は統計データのある昭和56年以降で最多の263名の新規就農につながっています。

一方で、高齢化などを理由とする離農者は年間約1,200名にも上り、また経営見通しの甘さなどにより早期に離農する新規就農者も見受けら

れます。つきましては、雇用就農の受け皿となる農業経営の法人化の推進を図るとともに、生産技術と経営感覚を持つ担い手の育成により定着率を高め、農業就業人口の確保に努めることを求めます。

土佐茶につきましては、全国的に評価が高いにもかかわらず、需要が伸び悩み、生産農家及び生産量が減少傾向にあります。つきましては、優良品種の選抜、生産及び加工の技術開発によるブランド化、ホテル、旅館での観光客へのアピール、学校での食育活動などを通じまして土佐茶の販路・消費拡大につなげていくことを望みます。

森林環境の保全については、学校における森林環境学習や森林保全ボランティア活動などにより、県民の理解と関心が深まっています。森林率全国1位の本県において、森林環境税が導入され、こうち山の日が制定をされた意義を念頭に置き、今後も県民を挙げた森林環境の保全活動が着実に進められていくことを望みます。

新規漁業就業者支援事業費補助金については、長期研修希望者が少なかったことによりまして多額の不用が生じております。つきましては、漁業就業支援フェアなどにおいて、より積極的に勧誘活動に取り組み、多くの研修参加者を確保し、新たな漁業就業者を育成していくことを望みます。

漁業については、魚価の低迷や燃油価格の高騰など非常に厳しい経営環境に置かれています。つきましては、新たな市場を開拓し販売力を強化するとともに、養殖関連事業に先進的に取り組む他県の優良事例にも学び、計画的に生産・加工できる養殖業のさらなる振興に努めることを求めておきます。

次に、社会基盤の整備等についてであります。

新年度の早期発注を計画している工事につきましては、年度がわりの繁忙と職員の異動等に

より、5月以降に発注されることも多い現状でありますので、建設業界からも強い要望のあります端境期の対策として、4月当初に発注できる工事は3月中に実施設計を行うとともに、早期に発注し着工することを望みます。

地籍調査については、県民の財産を守るため、また南海トラフ地震後の速やかな復旧・復興に備えるためにも、事業を加速させる必要がありますので、引き続き実施主体である市町村等への指導や国庫補助金の確保に向けた取り組みを積極的に行うことを望みます。

高知新港については、コストや利便性など他港との厳しい競争がありますので、背後地の拡張により港の価値を高め、企業の利用を促進するなど、ポートセールスの推進に努めることを望みます。

次に、教育についてであります。

いじめや不登校などの心の問題を抱える児童生徒や保護者への支援については、臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーなどの役割が重要であります。今後も対応を要する事例の増加が考えられますので、臨床心理士の確保に努めるとともに、資格取得の促進や人材の育成、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが地域や学校で活動しやすい環境づくりにも努めることを望みます。

保育所、幼稚園の保育料については、18歳未満の子が3人以上の場合、第3子以降の3歳未満児を無料とし、子育て世帯の経済的負担を軽減していますが、さらに子育て環境の充実を図る必要があります。つきましては、無料化の対象となる子供の範囲を拡大するなど、全国に先駆けた特色のある子育ての支援に取り組むことを望みます。

保育所、幼稚園において取り組まれている親育ち支援推進事業については、保護者の子育て力が向上するなど、成果が出ています。この取

り組みには児童虐待の防止効果も期待できることから、学校への事業拡大や市町村と連携した体制の充実を望みます。

高等学校の教育については、義務教育段階の基礎学力がついていない生徒が見受けられ、その学力向上が長年の課題となっています。つきましては、各学校において個々の生徒の基礎学力を把握した上で、組織的な指導方法の確立と定着に取り組むことを求めます。

次に、警察活動についてであります。

特殊詐欺につきましては、平成25年の被害額は過去最高の3億円余となっております。金融機関、宅配便業者への協力要請や市町村広報紙を活用した啓発活動など、さまざまな対策を講じていますが、十分な被害の防止につながっていません。つきましては、関係団体との連携強化など、さらなる取り組みを望みます。

交通事故や少年非行については、交通事故死亡者数に占める高齢者の割合や刑法犯少年の再非行率が全国的に高く、予断を許さない状況となっておりますので、安全で安心して暮らせる県民生活の実現に向けて、今後、より一層の取り組みを望みます。

組織犯罪対策については、平成23年4月に暴力団排除条例が施行され、官民一体で取り組んでおり、暴力団の資金源封圧のため、県下6団体のみかじめ料等縁切り同盟への積極的な支援を行うなど、推進されてきています。つきましては、暴力団の弱体化、孤立化をさらに図るため、県民の取り組みへの支援を強化することを求めます。平成25年度一般・特別会計決算につきましては以上であります。

次に、平成25年度公営企業会計決算についてであります。

当委員会は、執行部から提出をされました決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づきまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並

びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置いて慎重に審査をいたしました。その結果は、お手元に配付されております平成25年度高知県公営企業会計決算審査報告書のとおりであります。

各会計の決算の内容につきましては、説明を省略させていただき、審査の結果について、その要旨を説明させていただきます。

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められますので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分、病院事業会計の資本剰余金の処分並びに各事業会計決算については全会一致をもって、いずれも可決または認定すべきものと決しました。なお、事業の執行につきましては不十分な点が認められますので、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付して、十分留意するよう求めるものであります。

最初に、電気事業会計決算についてであります。

当年度の純利益は、1億6,296万円余となっており、前年度に比べ2,586万円余増加しています。これは、年間降水量が少なかったことなどから水力電力料が減少したことや保有する株式の配当がなかったことなどにより総収益は減少しましたが、修繕準備引当額が減少したことなどによる総費用の減少額が総収益の減少額を大幅に上回ったことによるものであります。

小水力発電の推進につきましては、四国電力株式会社が接続契約について接続の可否の回答を保留するとの発表をしましたが、現在事業を進めております地蔵寺川発電所は接続可能との回答を受けているため、支障はありません。しかしながら、今後の小水力発電所の開発には影響が予想されますので、再生可能エネルギーの

積極的な導入促進については、県議会からも国に対して意見書を提出しており、今後も力を入れて取り組むことを求めます。

次に、工業用水道事業会計決算についてであります。

当年度の経営状況については、総収益が1億9,217万円余、総費用が1億7,196万円余となっております。香南工業用水道の通年稼働により給水実績量が増加したものの、鏡川工業用水道事業での南海トラフ地震や漏水対策のため総費用が増加した結果、純利益は2,020万円余となっており、前年度に比べ764万円余減少しております。

鏡川工業用水道事業は、給水能力に対する給水実績が45.6%と、依然として低水準で推移しています。企業にとっては厳しい経営環境が続く中で給水量の減少が懸念されますが、引き続き新規の給水契約獲得に力を入れるとともに、既存供給先のニーズを把握し、給水量の増加を働きかけることなど、これまで以上に営業活動の強化を求めるものであります。

香南工業用水道事業は、通年での給水が開始をされましたが、未稼働部分が依然多いことから、進出予定企業の現状の把握に努めるとともに、これまで以上に経営の効率化と給水量の拡大に取り組むことを強く求めるものであります。

最後に、病院事業会計決算についてであります。

当年度の病院事業の収支状況は、6億80万円余の赤字で、赤字額は前年度に比べて2億6,064万円余減少しています。これは、幡多けんみん病院で複数の診療科において医師不在期間が生じたことなどにより患者数が減少したため、医業収益が減少したものの、あき総合病院での救急患者の受け入れや手術件数の増加により医業収益が改善したことに加えまして、旧芸陽病院の病棟解体のため前年度に計上していた特別損

失がなかったことによるものであります。

あき総合病院では脳神経外科及び麻酔科、幡多けんみん病院では呼吸器科、眼科及び精神科において、それぞれ常勤医師が不在となっております。早期に解消することを求めるものであります。

医師確保対策については、高知大学への要請を中心に行ってきましたが、従来の取り組みだけでは医師不足の解消は困難と思われまます。高知大学への要請に加え、高知県出身の医学生の情報収集を行うなど、知事部局とも協議をし、新たな手段を講じることを求めておきます。平成25年度公営企業会計決算については以上であります。

以上をもって、決算特別委員長報告を終わります。



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている決算議案については、この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、328第22号議案から同第24号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、328報第1号議案を採決いたします。

委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、328報第2号議案から同報第22号議案まで、以上21件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上21件の議案は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、副議長と交代いたします。

（議長浜田英宏君退席、副議長桑名龍吾君議長席に着席）



自治功労者表彰状の伝達

○副議長（桑名龍吾君） ただいまから自治功労者に対する表彰状の伝達式を行います。

このたび、全国都道府県議会議長会から自治功労者として、在職20年以上、浜田英宏君、同じく樋口秀洋君、同じく田村輝雄君、在職15年以上、佐竹紀夫君、同じく中面哲君、同じく三石文隆君、同じく森田英二君、同じく武石利彦君、同じく中内桂郎君、在職10年以上、上田周

五君、以上10名の方々が表彰を受けられました。

なお、黒岩正好君におかれましては、在職15年以上に該当いたしておりますが表彰を辞退されておりますので、念のため申し添えておきます。

これより、受賞者を代表していただきまして、田村輝雄君にその表彰状をお渡しいたします。

表 彰 状

田村輝雄殿

あなたは高知県議会議員として在職20年以上に及び地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります。よってここにその功労をたたえ表彰します。

平成26年10月28日

全国都道府県議会議長会

(拍手)

高いところからではございますが、一言お喜びを申し上げます。

このたび、浜田英宏議員、樋口秀洋議員、田村輝雄議員におかれましては議員在職20年以上、また先ほど御紹介いたしましたほか7名の方々ににおかれましては、議員在職15年以上、または10年以上という長きにわたり地方自治の発展に貢献されましたその御功績に対し、全国都道府県議会議長会から表彰されました。ただいまその表彰状を伝達申し上げたところでございます。心からお喜び申し上げます。

どうか今後とも一層御自愛いただき、長年にわたる貴重な経験と豊富な知識を十二分に発揮され、県勢発展のためにこれからも御尽力賜りますよう心からお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますがお喜びの言葉といたします。

まことにおめでとうございました。

知事から御祝辞をいただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 高いところから恐縮でござ

いますが、お許しをいただきまして、一言お喜びを申し上げます。

このたび、長年にわたる県議会議員としての御功績に対しまして全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました皆様に、心からお喜びを申し上げます。

浜田英宏議員、樋口秀洋議員、田村輝雄議員におかれましては20年以上、佐竹紀夫議員、中西哲議員、三石文隆議員、森田英二議員、武石利彦議員、中内桂郎議員におかれましては15年以上、上田周五議員におかれましては10年以上にわたりまして県議会議員として在職され、数々の要職を歴任されますなど地方自治と県勢の発展に努めてこられました。皆様の多大なる御尽力に深く感謝申し上げますとともに、輝かしい栄誉をたたえ、心からお喜びを申し上げます。

今回表彰を辞退された黒岩正好議員を含めまして、皆様が県議会議員としてこれまで活動されてきた間には、100年に一度と言われる未曾有の経済危機や東日本大震災や、それを契機とした災害への危機感の高まりなど、我が国と本県を取り巻く社会情勢に大変大きな変化がありました。加えて、人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、中山間地域を初めとする地方の疲弊が進み、大都市と地方の格差はますます拡大してきております。

こうした状況の中、県経済の活性化に向けた産業振興計画の推進や中山間地域の活性化のための対策、南海トラフ地震から県民の命を守る対策、あるいは日本一の健康長寿県づくりに向けた取り組みなど、県民の皆様がそれぞれの地域で健康で将来に希望を持って暮らしていけるよう、県勢浮揚に向けて全力を挙げて取り組む必要があります。

このような中で、皆様方は常に変わらぬ高い識見と卓越した手腕で県民の皆様の厚い信頼を集められますとともに、そのお力を県政の場に

反映してられましたことに心から敬意を表します。

今後とも、産業振興計画の推進を初めとする各種の施策に全力で取り組んでまいります。皆様方におかれましては、執行部に対しまして引き続き多方面からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

どうか皆様方におかれましては今後とも十分に御自愛されますとともに、長年にわたって培われました御経験を存分に生かされ、地方自治の振興と県勢の発展のために引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの祝辞とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

○副議長（桑名龍吾君） 次に、受賞者を代表されて、田村輝雄君から御挨拶があります。

（34番田村輝雄君登壇）

○34番（田村輝雄君） それでは、受賞者を代表して一言お礼を申し上げます。

このたびは、私を初め10名が全国都道府県議会議長会から永年勤続による自治功労者表彰をいただき、まことに身に余る光栄と喜びの気持ちでいっぱいでございます。また、ただいまは副議長並びに知事から、丁重な、そして過分なお褒めの言葉をちょうだいいたしまして、大変恐縮しているところでございます。私どもが、自治功労者としてこうした表彰を受けられるのは、県民の皆様を初め先輩、同僚議員の方々並びに執行部や報道関係者の皆様方大変温かい御指導、御支援のたまものでございまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日のこの栄誉を汚すことなく、これからも議会活動を通じて県民の声を県政に反映させるとともに、監視機能の強化や積極的な政策提言を行い、また国に対しましても地方の実情を強く訴えていくなど、地域の活性化に向け一層の

努力を重ねていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

今後におきましても、県民の願いである県勢の浮揚に向けて、微力ではありますが全力を尽くしてまいりたいと存じますので、何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますが、心からお礼を申し上げまして、受賞者を代表しての謝辞といたします。

まことにありがとうございました。

○副議長（桑名龍吾君） 以上をもって、自治功労者に対する表彰状の伝達式を終了いたします。



○副議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

明11日から14日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、12月15日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月15日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時29分散会

平成26年12月15日（月曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 金子 繁昌 君
- 2番 加藤 漠 君
- 3番 川井 喜久博 君
- 4番 坂本 孝幸 君
- 5番 西内 健 君
- 6番 西内 隆純 君
- 7番 弘田 兼一 君
- 8番 明神 健夫 君
- 9番 依光 晃一郎 君
- 10番 梶原 大介 君
- 11番 桑名 龍吾 君
- 12番 佐竹 紀夫 君
- 13番 中面 哲 君
- 14番 三石 文隆 君
- 15番 森田 英二 君
- 16番 武石 利彦 君
- 17番 浜田 英宏 君
- 18番 樋口 秀洋 君
- 19番 溝渕 健夫 君
- 20番 土森 正典 君
- 21番 西森 潮三 君
- 24番 ふあーまー土居 君
- 25番 横山 浩一 君
- 26番 上田 周五 君
- 27番 中内 桂郎 君
- 28番 西森 雅和 君
- 29番 黒岩 正好 君
- 30番 池脇 純一 君
- 31番 高橋 徹 君
- 33番 坂本 茂雄 君
- 34番 田村 輝雄 君
- 35番 岡本 和也 君
- 36番 中根 佐知 君
- 37番 吉良 富彦 君
- 38番 米田 稔 君

39番 塚地 佐智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎 正直 君
- 副 知 事 岩城 孝章 君
- 総 務 部 長 小谷 敦 君
- 危機管理部長 野々村 毅 君
- 健康政策部長 山本 治 君
- 地域福祉部長 井奥 和男 君
- 文化生活部長 岡崎 順子 君
- 産業振興
推進部長 中澤 一真 君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷 正文 君
- 商工労働部長 原田 悟 君
- 観光振興部長 伊藤 博明 君
- 農業振興部長 味元 毅 君
- 林業振興・
環境部長 大野 靖紀 君
- 水産振興部長 松尾 晋次 君
- 土 木 部 長 奥谷 正 君
- 会 計 管 理 者 大原 充雄 君
- 公営企業局長 岡林 美津夫 君
- 教 育 委 員 長 小島 一久 君
- 教 育 長 田村 壮児 君
- 人 事 委 員 長 秋元 厚志 君
- 人 事 委 員 会 長 福島 寛隆 君
- 事 務 局 長 島田 京子 君
- 公 安 委 員 長 國枝 治男 君
- 警 察 本 部 長 朝日 満夫 君
- 代 表 監 査 委 員 吉村 和久 君
- 監 査 委 員 長
- 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政 策 調 査 課 長 西 森 達 也 君
議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 2 号)

平成26年12月15日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成26年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 高知県地域医療介護総合確保基金条例議案
- 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 18 号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案

- 第 27 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 31 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第 32 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 33 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第 34 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案
- 第 35 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案
- 第 36 号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 2 一般質問

（3人）



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

第 8 号議案から第10号議案まで、以上 3 件の議案については、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、第 8 号議案及び第 9 号議案については、特に異議がない旨、また第10号議案については、同委員会の報告及び勧告の趣旨に沿ったものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末227ページ〕
〔に掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第36号「安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上36件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。
10番梶原大介君。

（10番梶原大介君登壇）

○10番（梶原大介君） おはようございます。自由民主党を代表いたしまして、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

昨日、第47回衆議院議員総選挙が行われました。争点と言われましたアベノミクスのさらなる推進や、消費増税を延期し経済対策をしっかりと行った上で社会保障財源を確保していくこと、また地方を創生し、国家の課題である人口減少に取り組んでいくことなど、これまでの、そして今後の政権運営に対し、国民の信を問うものでありました。それぞれの政党、候補者が、それぞれの信ずることを、この選挙戦、訴えて

こられました、その選挙結果におきましては、自由民主党、公明党で前回は上回る326議席という、今後の政権運営を担っていく上で大変重い責任と負託をいただきました。

選挙結果の報道において、マスコミから、一強多弱についてどう感じるのかという問いを多くの自民党候補者に投げかけられていましたが、安倍首相は、国民の声を真摯に受けとめ、慢心することなく、丁寧に国民に説明をしながら、また責任を持って政策を進めていくと決意を示されました。そして今回、投票率の低下が懸念をされておりましたが、過去最低であった前回の59.32%を大きく下回り52.36%程度となりましたことに対し、石破大臣は、大変重く受けとめる、努力に努力を重ねると言い、また、デフレ脱却、経済再生を推進していくという強い意志を持って解散をした、必ずやり遂げると答えられた方や、次の消費増税の1年半後までに経済の立て直しと財政再建の入り口までつくりなれば自民党の責任以外の何物でもないと明確に答えられる方など、今後の政権運営や国会に臨む強い決意が示されております。

今回の選挙を通して託された国民の声をしっかりと反映していくことを、本県選出の皆さん、そして四国比例代表の皆さんはもとより、与党議員のみならず、今回国民の負託を受け当選をされました全ての方々に期待をするところであり、国会において建設的な政策論議が進むことを望むものであります。

また、私たちも期間中に、任期を2年残してなぜ今選挙をするのかということや、これまでの経済対策が高知のような地方ではそれぞれの暮らしには、いまだ及んでいないという思いなど、多くの県民の皆さんの声を聞いてまいりました。地方議員である我々も、こうした思いや今回の選挙結果を重く受けとめ、県民の皆さんのそうした声をしっかりと国に届けていくため

に、自由民主党会派一同、さらなる覚悟を持って臨んでまいること、この場をおかりして県民の皆様にお伝えをさせていただきたいと思っております。

それでは、知事にお伺いをいたします。今回の選挙結果においてこれだけの支持をいただきましたことは、自由民主党と公明党のこれまでの政権運営と、今回の選挙で訴えてきました経済政策、財政再建を初め、地方創生、教育再生、防災対策などの選挙公約に基づいた国政を担っていくことに対し責任と負託をいただいたということですが、第47回衆議院議員総選挙投票結果についての御所見を知事にお伺いいたします。

また、政権交代以来、金融政策、財政政策、成長戦略によるデフレからの脱却を図るための経済政策、いわゆるアベノミクスを初め、外交、安全保障やエネルギー政策、さらには地方創生による人口減少への対策などに取り組み、特に防災・減災対策を国策の中心に据え、昨年末に南海トラフ地震特措法や国土強靱化基本法が成立をしたことは、南海トラフ地震対策に直面をしている本県にとりましては大変意義のあるものであったと思っております。

そして、今回の選挙を通して国民の皆さんへ訴えた、10%への消費増税を18カ月延期するに当たり、景気判断条項を廃止し、将来への責任として財政再建を図ることなど、これまでの安倍政権の2年間の政権運営についての知事の御所見をお伺いいたします。

また今後、特別国会は24日に召集をされ、第3次安倍内閣が発足を果たす見通しであります。新政権は、地域経済活性化や円安対策などを盛り込んだ補正予算案を年内にまとめる方向であり、急ピッチで経済対策に取り組むこととしております。あわせて、地方創生の長期ビジョンや総合戦略を年内に策定し、平成27年度予算編

成を通して、待ったなしの人口減少や少子化問題、そして地方創生の関連予算についての本格的な議論が展開をされることとなります。

本県としては、産業振興計画を初め、南海トラフ地震対策や日本一の健康長寿県構想といった5つの基本政策について引き続き推進をしていく中で、今後も国と地方の協議の場などを通して課題解決のためのさらなる政策提言を行っていかねばなりません。

選挙後の新たな政権に対する期待について知事にお伺いをいたします。

次に、地方創生における東京一極集中の是正についてお伺いをいたします。

「わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。」この文言は、平成2年11月7日、衆参両院において決議をされました国会等の移転に関する決議の一文であります。

その後、東京への一極集中是正については、この平成2年の決議からその後も多く論ぜられてきましたが、いまだなされていないのが現状であります。今まさに地方創生、人口減少問題で議論になっている一極集中の是正は、これまでもずっと言われてきたことである中、地方創生は今回が最後の機会であり、相当の危機感を持って臨むと、地方創生担当大臣も述べられております。

本年8月の内閣府による東京在住者の今後の移住に関する意向調査によりますと、東京都から移住をする、または今後検討したいという人の割合が40.7%、中でも関東圏出身者以外は49.7%と5割に及び、特に30代以下の若年層と50代男性の移住に対する意識が高いことがわかりま

した。また、農山漁村に関する世論調査におきましても、都市地域と農山漁村地域の交流の必要性や農山漁村地域への定住の願望などに対する答えが、先ほどの移住に対する意識調査と同様に、平成17年時点よりも高くなっていることも明らかになっております。こういったことは、今後、それぞれの世代に応じたさまざまな施策展開により、東京への一方的な人口流入の流れを変えることができる可能性を示しております。

現在の進捗では、国の地方創生の長期ビジョン骨子案には、東京圏への過度な人口集中が集積のメリットを超えてさまざまなひずみや弊害が生じていること、このままでは今後もさらに拡大する可能性があること、そしてまた若い世代が地方から低い出生率の大都市に移動することにより日本全体として人口減少に拍車がかかっていることを明記しておりますものの、総合戦略の骨子案では、地方移住の推進、企業の地方拠点機能の強化と地方採用・就労の拡大、地方大学の活性化と、具体の議論についてはまだまだこれからであります。

これまでの地方創生でのヒアリングや政策提言など、政府や各省庁への接触を通して、人口の東京一極集中の是正に対する国の姿勢をどのように受け取っているのか、また今後の地方創生において地方への人の流れをつくることにより人口減少に取り組む国の姿勢をどのように受けとめているのか、知事に御所見をお伺いいたします。

次に、地方分権についてお伺いをいたします。

権限移譲などの地方分権に関する953件の地方の提案についての中央省庁の第2次回答が、10月末に公表をされました。その中で、要求を大筋で受け入れる方向になった提案は208件にとどまっております。また、8月の第1次回答では、実施はわずか10件で、対応不可は817件でありました。今後、結論に向けて地方と協議をし

ていくとしており、安倍首相は要望を最大限実現する方針を示しておりますが、各省庁の抵抗は強く、大幅な上積みは見込めない現状であります。また、本県の提案についても、1次回答において、対応不可との返答が来ております。

このような状況に対し、多くの首長を初めとする自治体関係者からは、提案募集方式を導入しながらも約8割が拒否または困難という現状に対し、改めて中央省庁の壁の高さを感じることや、地方からの提案は地方創生にもつながるので各省庁に前向きに対応をしてもらいたいという声も出てきておりますが、これまでの中央省庁の対応と今後の動向について知事の御所見をお伺いいたします。

この項最後に、1993年の衆参両院による地方分権の推進から20年がたちました。第4次一括法の成立を受けて総括と展望をまとめられた地方分権改革有識者会議の神野直彦座長は、住民は公共サービスの消費者ではなく、地方自治に参画する生活者であることを期待されていると、住民の意識改革の必要性を訴えられております。

分権改革を推進し地方が自立をすること、地方を創生し人口減少に立ち向かうためには、幾ら国に施策の推進を訴えても、県や市町村が取り組みをしても、そこに暮らす住民の地域への思いや高知県民の皆さんの高知への思いと参加がなければ、行政の力だけではなし得るものではありません。

これからの地方創生においては、県民みずからが地方創生にかかわっていくことが不可欠だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少における教育課題についてお伺いをいたします。

総務省のまとめた人口推計によりますと、本年4月時点での14歳以下の子供の数は1,633万人と33年連続で減少し、総人口に占める割合は

12.8%と過去最低となり、調査が始まった1950年からは1,300万人以上減少をしております。この水準は、先進7カ国の中でも最下位であります。

また、厚労省によりますと、昨年度の合計特殊出生率は1.43と2年連続で上昇したものの、女性全体の数が減っているため、出生数は前年比7,400人減の103万人弱と過去最少となっております。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によりますと、約10年後には1,324万人、約20年後には1,129万人と、30.9%減少をする見込みであります。

県内を見ても、本年の14歳以下の子供の数は8万8,000人、県内人口に対する割合は11.8%で、秋田県、東京都、北海道に次いで4番目に低い割合となっております。これが来年には8万3,500人、そして10年後には6万5,600人と21.4%減少し、また20年後には5万3,200人と36.3%減少する見込みであります。

このような子供の数の減少により、全国では、昨年度までの10年間で、公立小中学校の約1割に当たる3,000校が統廃合などにより減少をしております。本県においても、10年前との比較をしてみますと、小中学校合わせて約90校が統廃合や休校などの理由により減少をしております。

こういった現状の中、公立小中学校の統廃合が全国的な課題となっていることから、文科省において10月に有識者会議を開き、今後、市町村の実態調査を進め、学校規模や通学区域などの目安を示すこととしており、58年ぶりに統廃合に関する指針を見直す作業が始まり、近く示されようとしております。

1956年に作成をしたこれまでの指針では、教育上望ましい学級数の標準規模はおおむね12から18学級とされていますが、現在、全国の小中学校の約半数は11学級以下であります。また、通学距離においては、小学校4キロメートル以

内、中学校6キロメートル以内とされておりますが、10キロメートルほどの通学区域が多くのある県にあり、少子化の進んだ現状に対応したものではありません。今後見直す指針では、学校規模別に学習活動に与える影響を示すことや通学区域の新たな目安を設けることも検討をされているようであります。

文科省は、統廃合は自治体の判断によるものであるが、一定の規模の集団で学ぶことが子供の活動の幅を広げる上で望ましいとしております。また、統廃合した現場からは、子供たちがこれまでできなかった球技ができるようになったことや、友人関係やクラブ活動の幅が広がったこと、また学習意欲も向上し、集団で学ぶ効果が出ていることなどの成果が挙げられている一方、小規模校ではクラスがえができず、子供の人間関係が固定化したり、授業で多様な意見が出にくかったりするなどの課題も出てきております。

また国は、これまで、統廃合を進める、または進めざるを得ない自治体からの要望で、今年度から統廃合を行う全国28道県の約100校の学校に対し、学級数に基づいて算出される定数より1人多く、統合後の3年間にわたり教員を配置しているものを、来年度からは、統合の1年前からの6年間、計350名分の関連経費や、自治体のスクールバス購入や施設整備の補助も拡充をする方針を示しております。

こうした国の学校統廃合に関する指針の見直しに向けた動きについて御所見を教育長にお伺いいたします。

また、他県においては、全学年でクラスがえできない小学校を統合の検討対象とする指針や、学習者である子供を最優先とする指針とともに、望ましい学級規模を1学年20人以上とするなどの方向性を出しているところもありますが、県内における公立小中学校の統廃合についての方

向性と今後の見通しについて教育長にお伺いをいたします。

また、知事にもお伺いをいたします。

知事はこれまで、中山間対策に熱心に取り組み、また地方創生には中山間の創生が不可欠ということを国にもずっと訴えてこられました。中山間地域では、統廃合が進めば、子育て世代の転出などの懸念や、またその影響により、お祭りなどの行事が維持できなくなるといった懸念を初め、特に高齢者にとっては、身近に子供の姿を見ることで元気が出るなど、学校が地域の柱であり心のよりどころであることを考えれば、統廃合が地域の衰退につながっていくことを否定できません。地域の学校の統廃合や再編は、地域振興と大きく関連をしております。

中山間地域の振興を図る上で、子育て世代や地域の担い手が必要である中、子供たちには適正な規模、でき得る限りの望ましい教育環境と機会を提供しなければならないといった、人口減少による大変厳しい教育課題が突きつけられておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、教育委員会の共同設置についてお伺いをいたします。

教育委員会の共同設置は、複数の市町村がそれぞれの予算を負担し合い1つの教委を設置する形態で、地方自治法上認められているものであります。本年5月より、群馬県の吾妻郡6町村で構成をする吾妻広域町村圏振興整備組合では、来年度に地域内の小学校や中学校が統合されるのを受けて、広域で連携をして子供たちの教育環境を守っていくこととし、共同設置に向けての検討が行われております。

そのメリットとしては、事務の効率化で経費を削減でき、その分を教育現場に投入できること、また小規模自治体単独では難しい指導主事の配置ができることや、弾力的な教職員の異動

による適材適所の人事が可能になることなどが挙げられております。一方、デメリットとしては、1人の教育長がそれぞれの自治体の議会対応をしなければならないことや、それぞれの部局との調整、また町村間の調整などが挙げられております。現在、全国で共同設置を実施しているのは岐阜県の2町による教委のみであります。その教育長は、広域での人事異動などに効果が出ていると述べられております。

今後、全国的にも、また県内においても、子供の減少により教育委員会の共同設置について検討をする、またしなければならない地域が出る可能性は十分に考えられますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、現在の電力の火力依存と四国内の電力状況についてお伺いをいたします。

福島第一原発の事故を受けて、国のエネルギー政策が検討されている中で、我が国の火力発電所はフル操業の状況にあります。震災前の2010年、電源に占める火力発電の割合は62%であったものが、震災後、88%にまで上昇し、現在、日本の電力のほとんどは火力発電により賄われております。震災以降、貿易収支は18.1兆円悪化しておりますが、その最大の要因は化石燃料輸入額が10兆円ふえたことによるものです。

もともと、日本は島国であるゆえ、欧米のようにパイプラインが張りめぐらされているわけではなく、LNGを購入せざるを得ないため、欧米に比べて数倍のコスト高となっております。さらに、日本向けLNGは原油価格に連動し、また安定確保のための長期契約を余儀なくされることに加えて、原発事故後、LNGへの依存度が一気に高まったことで、日本は世界で最も高い天然ガスを買っているのが今の現状であります。2013年度における原発停止に伴う発電燃料費は3兆6,000億円の増と試算をされており、震災後、電力7社が値上げを実施し、家庭用の

電気料金は平均約2割、産業用は平均約3割上昇をしております。

また、現在国を挙げて取り組んでいる再生エネルギーは、日照や天候に大きく左右をされることや、送電線を増強するための多額のコストがかかることなどから、今後、革新的な技術の進歩がなければ、何より安定供給が必要であるベースロード電源にはなり得ません。

このような状況の中、今回の総選挙においても、エネルギー政策は一つの争点でありました。安定的なエネルギー確保は国の経済活動、安全保障にとって不可欠であり、将来に向けての責任があります。

しかしながら、現在の火力依存の状況が継続をすれば、我が国はさまざまな懸念を抱えることとなります。まず、今後円安が進むことで、エネルギー調達コストがさらに増し、製造業の国外移転が加速をするという懸念があります。また、原油輸入の8割を占める中東の政治不安による偶発的エネルギー危機に巻き込まれるという危険、さらには今後、新興国を中心とするエネルギー需要が増加をすることにより、資源獲得競争が年々厳しさを増すなどの地政学的リスクも高くなってまいります。

また、地球温暖化の問題についても、震災以降の温室効果ガスは、非電力部門で排出量が若干減少をしているものの、排出量を大きく左右する電力部門では、原発代替の火力発電のたき増しにより、2013年度は震災前の2010年度と比較して1.1億トン増となっており、こうした状況の中、2020年以降の新たな国際枠組み合意に向けて、来年末のCOP21に臨まなければなりません。

このように、現在の火力発電への依存は大変深刻な問題を抱えておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、国内において、運転開始から40年以上

経過をした老朽火力発電所は、昨年度、火力全体の26%に達し、東日本大震災後に原発の代替電源として火力発電が増加した分、老朽火力発電施設に依存をしている現状も明らかになっております。現在稼働中の四国電力の火力発電所は、橘湾1号機、西条1号機、2号機、坂出1号機から4号機、阿南2号機から4号機の計10カ所で、合計約370万キロワットとなっております。そのうち、運転開始から40年を経過している発電所は6カ所、計約178万キロワットと、老朽火力が全体の48%であり、全国平均より高い状況であります。

加えて、火力発電所の定期点検は、ボイラーが2年に1回、タービンが4年に1回、その1回の点検に3カ月ほどかかることから、現在、点検の繰り延べをしている現状にあります。電力の需要がふえる夏場におきましては、需給見通しに対して、供給力と最低限必要とされる予備率を辛うじて上回る現状であり、10カ所の火力発電所のうち、出力24万キロワット以上を有する火力発電所が1カ所でも故障や異常の検知などで発電をとめなければならないような事態になれば、たちまち四国の供給電力の不足が起きるといふ、まさに綱渡りのような状況であります。

このように不安定な現在の四国の電力状況に対する知事の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震発生時における火災対策についてお伺いをいたします。

発災後、いかに火災の出火を防ぐかが、延焼防止、迅速な避難、そして人命の犠牲を出さないかということに大きくかかわってまいります。これまでの調べで、東日本大震災で発生をした火災全体の5割は電気火災であったことが明らかになっております。この電気火災の防止対策の一つとして、揺れを感知したら電気を遮断して火災を防ぐ感震ブレーカーがありますが、主

に3タイプで、分電盤型、コンセント型、簡易型とあり、メーカーや工事業者の取り付けを必要とするものや、家電量販店で購入し自分で取り付けるものなど、設置にかかるコストや性能はそれぞれ異なります。

この感震ブレーカーは、東日本大震災後、企業や、また歴史的建造物を初めとする施設などで普及の兆しが見られてきておりますが、個人の家庭や住宅への普及はまだ余り見られず、また設置について補助金をつけている自治体も現在では少なく、つけている自治体においても申請が少ないのが現状であります。内閣府の感震ブレーカーの普及に関しての検討会の資料では、普及の進まない理由に、まずその存在や必要性が理解をされていない、家具の転倒防止などに比べて予防効果を実感しづらいなどの理由が挙げられており、性能実験や普及に向けての取り組みも行われております。

今後、津波火災とあわせて、特に住宅密集地などにおいては電気火災防止にも、より一層取り組んでいくべきであります。住宅への感震ブレーカー設置の必要性についての所見を危機管理部長にお伺いいたします。

また、こうした出火防止対策以外にも、延焼防止などの地震対策の取り組みも急がなければなりません。現在、高知県地震火災対策検討会においてさまざまな火災対策が検討されておるようですが、これまでの取り組みと今後の進捗について危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、災害廃棄物対策についてお伺いをいたします。

環境省が平成26年3月に中間報告として取りまとめた巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインに関する報告書では、南海トラフ地震発生時には、避難所への避難者のピークは発生1週間後までで、そのときに必要になる仮設トイレは17万基と推定をしています。

これまでの各都道府県や市町村に対するアンケートで、保有をしている仮設トイレは計10万7,000基、そのうち55%が関東にあることがわかっており、大規模地震発生時には近畿や中部、そして特に四国で不足すると見られております。

県では本年9月に災害廃棄物処理計画を策定し、今後3年間で市町村にも計画の策定を促していくこととしています。発災時に多くの避難者が生活をする避難所で仮設トイレを設置することや、大量に発生するごみやし尿の処理体制を確保することは、避難所の生活機能を維持していく上で欠かすことができないものであります。そのためには、市町村が策定をする災害廃棄物処理計画に基づき、集積されたごみやトイレの使用によるし尿を定期的に収集運搬し、処理施設で適正に処理しなければなりません、この体制に支障が生じた市町村は、他の市町村や関係団体に応援を要請するなどの対応が必要ではないかと考えます。

市町村がこうした広域的な処理体制を整備するためには、県が率先して取り組みを進めていく必要があると思いますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

また、阪神・淡路大震災ではトイレの確保が大きな問題となりましたし、東日本大震災においても、トイレを我慢していた人やトイレの不便を理由に水分を控えていた高齢者が体調を崩したケースも多数あったとの調査報告もあります。南海トラフ地震の発災時においても、下水道施設の被災や断水、停電により避難所のトイレが使えなくなり、同様の問題が起きることが想定をされます。

トイレの確保は、避難所の運営において大きな課題の一つではないかと考えられますが、避難所のトイレ対策について、県として市町村をどのように支援していくのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

次に、水道施設の老朽化問題と耐震化についてお伺いをいたします。

本年6月に、大津市、北九州市で老朽化した水道管が破裂し、1万2,000世帯で濁水が出たり、歩道が陥没をするといった事故が発生をいたしました。

国内の多くの水道施設は、高度経済成長期である1950年から70年ごろに集中的に整備をされております。国交省がまとめた今年度版の水資源白書によりますと、2011年時点で、全国の水道管などの8.5%が耐用年数を超過しており、今後もし上昇し、2020年から25年には10%から20%に上昇をすると言われております。そして、人命や社会経済に重大な影響を与えると警鐘を鳴らしております。そして、老朽化の更新に充てる資金不足も見込まれ、2010年度の全国の合計が6,700億円だった更新費用は、2020年から25年ごろには1兆円規模になると試算をされております。

それぞれの市町村が運営をする水道事業の維持管理に必要な費用は、料金収入で賄う独立採算制が原則で、人口減少による料金収入の減少が、更新のための投資に使える資金を初めて上回ることも試算されており、老朽化した設備を維持管理できなくなるリスクが高まっていることや、またその対応には料金収入の値上げなどが必要になることが明らかになっております。

国は、今後10年先までの水道事業の投資・財政計画の策定を求め、老朽化対策を促すとしておりますが、県内の老朽化の現状について健康政策部長にお伺いをいたします。

また、老朽化対策が進まないために、耐震化率や耐震適合率が上がらないことも指摘をされております。2012年度の全国での耐震適合率は、基幹管路で33.5%、浄水施設で21.4%、配水池で44.5%となっております。中央防災会議が発表した南海トラフ地震の被害想定では、高知県

は被災直後の断水率が99%、被災1カ月後も51%であり、被害が想定をされている都道府県の平均値である被災直後31%、被災1カ月後4%を大きく上回る数値となっており、発災直後の人命や避難所運営、またその後の復旧に大きな影響を及ぼすことが重大な問題となっております。

県はこのことについて、先ほど申し上げました地方分権改革に関する提案募集に対し、上水道施設の耐震化にかかわる国庫補助メニューの採択基準に資本単価要件があることから、本県全ての上水道事業者が基準をクリアできずに国庫補助を受けられず、耐震化が進んでいないことを挙げ、制度改正を提案しておりますが、対応不可となっております。

南海トラフ地震対策として、水道施設の耐震対策は喫緊の課題であります。県内の現状と今後の取り組みを健康政策部長にお伺いいたします。

次に、現在整備を進めております高知海岸を初め県の海岸の整備の促進についてお伺いをいたします。

平成23年7月、復興の基本方針が示され、東日本大震災を教訓として、全国的に、緊急に実施をする必要性が高く即効性のある防災・減災等のための施策が実施されることになり、23年度の3次補正に計上されたことから、整備が急がれる高知海岸での堤防の耐震補強事業が行われております。これまでの整備状況を見ますと、国直轄として、平成23年度、仁ノ工区、25年度、新居工区、26年度、戸原・長浜工区と、順次着手をしておるところであります。また、県事業分では、25年度に十市前浜海岸で事業着手をし、整備が進んでおります。

県の管理する海岸堤防200キロメートルのうち、比較的発生頻度の高い津波に対する堤防高さが不足している区間は、145キロメートルとい

う大変長い距離に及んでおります。津波発生時には、県内沿岸市町村全てに被害が及ぶために、県民の命を守る高知県の南海トラフ地震対策としては、でき得るだけ早く、現在進めている堤防の耐震補強を県東西に延伸していくことが必要不可欠であります。

しかしながら、これらを推進していくためには莫大な予算を必要とすることから、県としてこれまでも国に対し早期の事業化や予算の重点配分などの必要性について積極的な政策提言を行われているところでありますが、今後の整備促進への取り組みについて土木部長にお伺いをいたします。

次に、産業振興についてお伺いをいたします。

今議会に提出をされました補正予算に、地産外商公社の体制強化とアンテナショップまると高知の契約更新の予算が計上をされております。

公社の外商活動による成約件数は昨年度が3,300件余り、成約金額が12億3,500万円と、平成23年度からは3倍または3倍近くとなっております。また、高知フェアの開催件数や営業訪問件数の増加、まると高知の物販・飲食部門の売上増、そして経済波及効果や広告換算効果の拡大は、県や公社の職員の皆さんや県内外で地産外商に取り組む事業者の皆さんの努力の成果であることに敬意を表したいと思います。

しかしながら、3年間の推移を見ても、高知フェアの開催件数はふえているものの、テストマーケティングや催事の参加企業数、アイテム数が減少をしておりますこと、またまると高知では物販、飲食ともに売り上げは増加をしているものの、来店者数は平成24年の75万人から昨年度は69万5,000人と前年度6万人以上の減少をしていることなど、地産外商のさらなる推進、まると高知のより魅力ある店舗づくりを目指していく上では一定の課題も見受けら

れると認識をしております。また、開店当初より、まるごと高知レポートを見ておりますが、22年の開店当初から現在に至るまでの物販の売れ筋ランキングにおいて、上位商品の固定化といった傾向なども見受けられるように思います。

今回、体制を強化しての地産外商公社の取り組みも、まるごと高知の運営も、今後8年間という長期にわたるものであり、更新に当たりましては、これまでの公社とまるごと高知の店舗運営の総括をしっかりとした上で、さらなる地産外商の推進に向けて取り組んでもらいたいと思っておりますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

次に、中小零細企業の後継者対策についてお伺いをいたします。

中小企業白書によりますと、昨年度の全国の中小企業の休廃業件数は2万8,900件余りで、10年前から倍増をしており、理由として、経営者の高齢化や事業の先行きに対する不安、そして後継者の不在が主な理由となっております。

全国的にも、倒産件数に対して休廃業、解散件数の割合が高くなっている傾向の中、本県の現状は、昨年度の倒産件数は35件に対し、休廃業は215件と、6.1倍と急激にふえ、平成18年の2.6倍から年々、倒産件数よりも休廃業件数の割合が増加をしており、このことは知事も産業振興計画を推進していく上で深く問題視をし、いかにして後継者を確保し事業承継を図るかがポイントになると言われております。

これからの地方創生においては、それぞれの地域経済を支える中小企業の活性化は重要な政策課題であります。後継者不足による休廃業を減らし、事業承継による雇用の維持や新事業への転換など、地域産業の維持と雇用の創出は今まさに取り組んでいかなければなりません。

今後、国の中小企業の事業存続・後継者対策への取り組みとして、親族外承継を踏まえた法

制、税制等の整備が進んでいるところであります。また政府は、後継者不足に悩む中小企業を支援するために、起業家らをおっせんする後継者人材バンクを新設することとしています。登録した起業家を、後継者を求める中小企業に仲介し、円滑な事業承継や新事業への転換等を図ることとし、現在全国16カ所で開設されている事業引継ぎ支援センターを、今後全国へと展開することとしています。また、資金面においても、関係省庁での協議会を設けて、成長資金の供給など幅広い活性化対策を今後打ち出していくこととしています。

こういった国の動きも捉まえながら、県においても中小企業の事業承継・後継者対策をより一層取り組んでいくべきであると思っておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、林業学校についてお伺いをいたします。

9月議会で森田議員も御質問をされましたが、近年の高知県における主な林業政策を見てみますと、高知おおとよ製材が稼働し、木質バイオマス発電施設は年明けに稼働予定であり、また国のCLTの動向については、オリンピック関連施設への使用の推進や量産体制の構築への補助金などの方針を打ち出しており、また政府として、2024年までに年間50万立米の生産目標を立てております。このことは、これまでの知事を初めとする県の積極的な政策提言による成果であると認識をしております。

現在、日本の1人当たりの木材消費量は0.62立米であり、アメリカの半分以下、フランス、ドイツ等の主要国よりも少なく、国においては、現在の自給率27.9%を2020年には50%とすることを目指し、森林の多面的機能の発揮、雇用の創出、そして低炭素社会の構築を進めることとしています。

本県は、年間の原木の生産量約50万立米をはるかに上回る300万立米の成長量を誇る成熟した

森林資源を有しておりますが、全国では、戦後に造林をした人工林を中心に高齢級の森林がふえ、その森林蓄積は49億立米と言われており、森林資源として本格的な収穫期を迎えております。今後の国内全体での木材利用の増加への取り組みと、他県においても供給体制のさらなる構築、担い手確保対策への取り組みが進む中、移住促進や中山間振興を図るための担い手の育成と確保対策へ、さらなる取り組みは急務であると考えております。

これまで産業振興計画の中で、原木生産の拡大や供給先の確保に組み、9月議会においては自伐型林業を含む小規模林業の振興を提案され、今回の林業学校開設への取り組みは、知事の、林業振興をもって中山間振興を図る、そして地方創生への熱意が感じ取れますが、林業学校の開設に込める思いと本学校の目指すべき姿について知事にお伺いをいたします。

また、今後の開設に向けてのスケジュールや研修内容について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

最後に、日本一の健康長寿県構想の取り組みについてお伺いをいたします。

まず、ウイルス性肝炎対策についてお伺いをいたします。

厚労省の研究班によりますと、国内の感染者数は2011年時点で210万人から280万人と推計をされ、感染に気づかないまま生活をしている人が78万人、感染検査で陽性と判明をしながら治療をしていない人が全国に少なくとも53万人いると推計をされております。

また、2012年の自治体への調査では、感染検査で陽性となった人のうち医療機関で受診した人は66.2%で、33.8%の人が感染を知らずながら治療を受けていなかったとされています。さらに、受診した人のうち継続して治療を受けていない人は、B型肝炎で30%、C型肝炎で15%と

なり、理由として自覚症状の少なさなどが挙げられております。

国の医療費助成制度もある中で、肝炎を放置し症状が進行すれば肝硬変や肝臓がんにつながるおそれがあることから、県ではこれまで、健康長寿県構想の中での取り組みで、広報の充実や検査機会の提供、地域肝炎治療コーディネーターの養成や、感染者の受診継続への支援とあわせて、今年度の新規事業として陽性者のフォローアップの取り組みも行っておりますが、県内の感染を知らずにいる人の把握や感染者の治療の継続など、ウイルス性肝炎対策の現状と今後の取り組みについて健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、がんの精密検査の受診についてお伺いをいたします。

国立がん研究センターによりますと、2014年にがんで死亡する人の数を36万7,000人との予測を立てております。これは1975年以降のデータをもとに予測をする初の試みで、来年からは毎年春に当年の予測を公表することとしています。

そのがん対策についてであります。市町村の行うがん検診で精密検査が必要と判定された人のうち精密検査を受けた人の割合が、肺がん、胃がん、乳がんではおおむね8割の受診率であったのに対し、大腸がんは63%、子宮頸がんは68%と、3割以上の方が必要とされながら精密検査を受けていない現状が厚労省の調査により明らかになっております。県はこれまでの取り組みにおいても、がん検診の受診促進には市町村検診の広域化やセット化の促進を図り、受診率の向上に努めてこられましたが、検査後の精密検査が必要とされた人の受診率を上げていくことは、がん対策において大変重要な取り組みであります。

今後、厚労省としても、都道府県間の格差の要因の分析と対策を講じていくこととしており

ますが、県内の精密検査の受診率の現状と今後の対策を健康政策部長にお伺いいたします。

次に、高齢者向け住宅の介護漬け問題についてお伺いをいたします。

2011年にできました高齢者住まい法により厚労省と国交省が整備を進めてきたサービスつき高齢者向け住宅は、現在の戸数で約16万戸となっております。この住宅で、運営事業者が不必要な介護保険サービスを提供したり、自社の介護利用を入居の条件とするなどの事態が起きており、監督する自治体の半数以上が問題視しているとの報道がされています。これらの手法は、介護漬け、囲い込みと呼ばれており、関係法令に抵触するおそれが指摘をされています。介護サービスは本来、利用者が自由に選べますが、運営事業者の利益優先といったことが背景となっております。

この報道によりますと、サービスつき高齢者向け住宅で、訪問介護やデイサービスなどの介護保険サービスを3種類以上使っている入居者は60%を超えることがわかっており、一般住宅に暮らす人の36%を大きく上回っているとのことです。また、ケアマネジャー事務所が併設をされているケースの3種類以上のサービス利用は71%に上っており、6種類以上の利用も15%になるとされています。

こういった家事援助や入浴回数を必要以上に行う介護漬けや、逆に、定額の報酬を得ておきながらサービスを絞る介護渋りなどが行われていると、半数以上の自治体が調査に答えているとのことです。このことに対し、国交省では、サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会を設置しており、また厚労省で、介護報酬の減額を見据えた議論もされております。

このサービスつき高齢者向け住宅における介護漬け、囲い込み、介護渋りといった問題につ

いて、県内の現状と今後の対策を地域福祉部長にお伺いいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第47回衆議院議員総選挙結果についてお尋ねがございました。

昨日の衆議院選挙の結果、自民党、公明党の連立与党が、定数の3分の2を超える議席を獲得することになりました。これは、デフレからの脱却に向けた経済政策を初め、南海トラフ地震等大規模災害への対応など、これまで2年間の安倍政権の政策への有権者の皆様の評価と、経済の好循環の実現や地方創生に向けた取り組みなど、自公連立政権による今後の政権運営に対する期待のあらわれではないかと思っております。

他方、残念ながら投票率は低く、また各論では賛否多様な意見があることも事実であります。政府・与党におかれましては、安倍総理御自身もおっしゃっておられますように、こうしたことを謙虚に受けとめていただくとともに、選挙を通じて聞いていただいた地方の声を初め幅広い国民の皆様の意見をしっかりと生かして、特に地方を大切に今後政権運営に当たっていただきたいと、そのように思っておりますのでございます。

次に、これまでの安倍政権の2年間の政権運営への所見についてお尋ねがございました。

これまで安倍政権におかれましては、経済政策や持続可能な社会保障制度の構築、また南海トラフ地震対策や外交・安全保障問題など、国内外の山積するさまざまな政策課題にスピード感を持って対応してこられました。

まず、経済政策では、長引くデフレからの早期脱却と低迷する我が国経済の再生に向けて、

大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を放ち、アベノミクスが進められております。

足元の経済状況を見ましたときに、円安に伴うエネルギー価格や原材料費の高騰による中小企業の負担増大、4月からの消費増税の影響による実質賃金の低下など、特に地方において景気回復が足踏みをしているのも事実でございます。他方、長期化していた過度の円高の是正に伴い、輸出関連企業を中心に収益が改善され、また有効求人倍率など雇用面の数字も上向いており、全体としては経済の好循環に向けた道筋をたどっているのではないかと考えております。今後、有効な地方創生策を打ち出すことを通じ、地方にもこの好循環が行き渡ってくることを望むものであります。

安倍政権では、総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を設置し、少子化、人口減少、地域の活性化の3つを歴代初めて三位一体の問題として捉えて、構造的な問題に正面から取り組もうとされており、今後に大いに期待をいたしております。また、延期したとはいえ、消費税の10%への増税により、このための財源の確保を図る道を選択されたことも、苦しくとも避けることのできない重い決断をされたものと受けとめているところであります。

また、南海トラフ地震が避けられない本県にとって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が成立し、南海トラフ地震対策を国家的課題として捉え、国を挙げて取り組んでいこうという姿勢が明確に示されたことは、大変心強いことでもございました。

外交面では、懸念されていた日米関係について、オバマ大統領との首脳会談を実現するとともに、ASEAN諸国などとの外交にも力を入れ、近隣諸国とのきずなを強めてきています。また、中国とは、日本の立場をしっかりと主張

しつつ、日中首脳会談が実現するなど、関係改善に向けた前進が見られつつあります。

このように、まだ道半ばのものもございしますが、一定の成果を上げたもの、あるいは上げつつあるものがあり、私としては安倍政権の2年間の政権運営を大いに評価いたしているところでございます。

次に、選挙後の新たな政権に対する期待についてお尋ねがございました。

新政権には、今回の衆議院選挙の大きな争点でございました経済政策や地方の創生など多くの課題がございます。引き続き、これらの課題に正面から取り組んでいただきたいと思っております。

まず、経済政策でございますが、アベノミクスの中でも特に重要となります第3の矢である成長戦略を着実に進めることによりまして、民間主導の持続的な経済成長を軌道に乗せ、企業の設備投資や新たな雇用創出、賃上げにつなげ、さらなる消費拡大に至るといふ経済の好循環を実現していただくことを期待いたしております。あわせて、急速な円安や消費増税の反動減による足元の景気の低迷に速やかに対応するため、即効性かつ実効性のある経済対策をしっかりと行っていただきたいと思っております。

また、本県にとって重要な課題である南海トラフ地震対策を初めとした防災・減災の取り組みにつきましても、引き続き強力に進めていただきたいと思っております。

特に地方の創生につきましては、今後、国において総合戦略を策定するなど、具体化に向けた動きが始まります。これまで、直面している課題に応じて地域地域が取り組んでいる施策に重きを置いて支援をすること、地域の企業や事業者の皆様が抱える課題はそれぞれ異なっていることを踏まえ、地域の多様なニーズに対応できる総合的な施策を展開していくこと、中心都

市のみならず中山間地域にも若者が住み続けられるような施策とすることなど、地方の目線に立って、これまでの施策の延長線上にはない異次元の施策を展開していただきたいとの政策提言を国に行ってまいりました。こうした地方の声をしっかりと踏まえ、本県の産業振興計画や中山間対策など、地域の強みを生かした、また地域の実情を踏まえた取り組みを後押しし加速化できるような施策を展開していただきたいと考えております。

また、こうした施策を展開していくためには、各省庁の縦割りを打破することが不可欠であります。今回の総選挙の結果を受け、新政権として、民意を背景に、各省庁の縦割りを打破されることを大いに期待するものでございます。

このような国と地方が抱える諸課題の解決に向けまして、地方を初めさまざまな声を聞き、しっかりと議論を行っていただき、その意見を反映した施策を政権を挙げてスピード感を持って実行していただきたいと思っております。

次に、人口の東京一極集中の是正に対する国の姿勢や、地方への人の流れをつくることにより人口減少に取り組む国の姿勢をどのように受けとめているのかのお尋ねがございました。

今回の地方創生は、構造的な問題である人口減少を克服するとともに、地方が成長する活力を取り戻すことを目指して対策を講じようとしており、人口の東京への一極集中の是正は重要な課題だとしていただいております。

そのため、10月に行われました国の基本政策検討チームヒアリングにおきましても、都市から地方への新しい人の流れをつくる取り組みとして本県の移住促進の取り組みを御紹介させていただきますとともに、移住促進を国策でも本格的に取り上げるべきこと、そしてとるべき施策の具体例として、全国に移住に関する情報が

行き届いていないという問題点を踏まえ、移住関係情報と就業情報を一元的に発信し、都市部人材と地方とのマッチング機能を持った全国移住促進センターといったものの設置を提案させていただきました。また、国や政府・与党の関係者などに対しても同趣旨の提言を行いますとともに、地方における受け皿そのものをふやす対策として、地方への企業や大学の移転等を促す優遇税制や仕組みなどについて要請をしてきたところであります。

お話にありましたように、今後、国の総合戦略が策定される中で具体的な施策が明らかになってまいりますが、一連の活動を通じて一定の御理解はいただいたのではないかと考えております。先月開催されましたまち・ひと・しごと創生会議で示された総合戦略骨子案におきまして、基本的視点の一つとして、東京圏における人口の過度の集中を是正することが掲げられているところであります。私は、こうした国の姿勢を評価しておりますし、期待もいたしているところでございます。

次に、地方分権に関する提案募集方式を通じたこれまでの中央省庁の対応と今後の動向についてお尋ねがございました。

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、4次にわたる地方分権一括法等により、地方公共団体への権限移譲や義務づけ・枠づけの見直し等が進められてまいりました。こうした成果を基盤として、地方分権改革は、安倍政権のもと、提案募集方式の導入など新たなステージに入りました。

この提案募集方式は、国が選ぶのではなく地方が選ぶ地方分権であり、地方が自主性、独自性を最大限に発揮し、地域が直面する課題に応じた対策を講ずることを可能にするという点で、我々地方は大いに期待をしておりますし、地方創生を進める上でも欠かせないものだと考えて

おります。しかしながら、現時点では、地方からの提案に対し実現可能とされたものが約2割にとどまっており、大変残念に思っております。このままでは、地方の意欲をそぎ、地方に失望感が広がり、今後の地方分権改革の見通しが立たないものになってしまうのではないかと危惧もいたしているところです。

当初は年内にも対応方針を取りまとめる予定でしたが、衆議院選挙の影響があり、現時点では日程を固めることができないとの報道もございました。国におきましては、地方創生を強力に進める観点からも、地方からの提案を真摯に受けとめ、提案の実現に向けて丁寧な議論を重ねていただきたいと考えているところでございます。

次に、これからの地方創生においては県民みずからが地方創生にかかわっていくことが不可欠だと考えるがどうかのお尋ねがございました。

私も、県民の皆様の参画なしに地方創生を実現することは不可能と考えております。これまでも、産業振興計画を初め県のさまざまな取り組みへの参画と協力を県民の皆様に呼びかけ、多くの県民の皆様に県の取り組みへの参画や御協力をいただいております。

産業振興計画におきましては、計画の策定段階から多くの県民の皆様に参画いただくとともに、プロジェクトの事業主体となつていただいております。例えば、地域アクションプランでは、地域の皆様が主体となり、地域の資源を生かして加工品の開発や販売、魅力ある観光地づくりなどに取り組んでいただいておりますし、多くの事業者の皆様にアンテナショップまると高知への出品や地産外商公社を通じた販売拡大に参加いただいております。また、「高知家」プロモーションにおきましても、県民の皆様を中心に15万個を超えるピンバッジを御利用いた

だくなど、高知家のPRに御協力いただいております。

集落活動センターの取り組みでは、地域の課題を住民の皆様に共有していただき、住民の皆様が主体となって、自発的なアイデアをもとに、集落での支え合い活動や地域の資源を生かした特産品づくりなど、地域の課題やニーズに応じた取り組みを展開していただいているところでございます。

しかし、こうした取り組みにも地域によって濃淡があることも事実であります。地方創生をなし遂げるためには、これらの取り組みをさらに進め、より多くの県民の皆様に参画していただくことが不可欠であります。県としましても、産業振興計画を初め官民協働の取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域における学校再編についてお尋ねがございました。

次代を担う子供たちが健やかに成長し、これからの社会を生き抜くためには、よりよい教育環境のもとに、知・徳・体の調和のとれた生きる力を確実に育てていくことが大切であります。そのためにも、子供たちが発達段階に応じた充実した教育内容のもと、友人と切磋琢磨しながら学び、社会性を身につけることのできる適正な学校規模を維持していくことは重要なことだと考えます。

一方で、人口減少が進む中山間地域においては、地域で学ぶ機会を維持・確保していく観点から、学校が存在することもまた極めて重要であります。小学校、中学校をなくすことは、その地域の文化拠点を閉じることであり、また若い世代が地域に住んで子育てをする拠点を失うことでもあり、人口流出をさらに加速させることにつながります。

そのため、学校の統廃合を考える際には、学校規模の適正化とともに、地域の活性化、存続

ということもあわせて考えなければなりません。地域の実情に応じた学校のあり方について、それぞれの市町村で十分に議論を重ねていくことが必要であります。

こうした考え方について、私自身、教育再生実行会議で発言を行ってまいりました。今後とも国に対して、人口減少が続く地方の実情などを訴えてまいりたい、そのように考えております。

次に、電力の火力依存と四国内の電力状況に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、電力の火力依存におけるさまざまな問題についてお尋ねがございました。

現在、我が国の電源構成における化石燃料への依存度は、震災前の約6割から9割に急増し、燃料輸入額も、燃料価格の上昇や為替変動の影響から、震災前と比べ2013年では約10兆円の増額となっています。

このように、他国からの化石資源への依存度が高まれば、議員御指摘のとおり、輸入国の政情の不安による偶発的なエネルギー危機に巻き込まれる危険性があり、エネルギーの安全保障の確保は我が国が抱える大きな課題であると考えております。また、地球温暖化防止対策の観点からも、我が国の温室効果ガス排出量は震災前と比較して約1億トン増加しており、火力発電へ過度に依存することはさまざまな問題があると認識しています。

こうした課題を克服し、国際情勢の変化に対する対応力を高めるためには、国産エネルギーとして活用していくことができる再生可能エネルギーなどの導入を進めるとともに、エネルギーの供給構造の多様化を進める政策を戦略的に整備していくことが重要です。加えて、省エネ、蓄電技術、システムの抜本強化を図っていくことも国家的課題だと考えます。

そのためには、国において、再生可能エネル

ギーの推進や燃料の多様化等を踏まえた上で、電源ごとのメリットやデメリットを総合的に判断し、安定的なエネルギー供給体制の確保に向け、我が国のエネルギーのベストミックスを早急に示すべきと考えます。あわせて、省エネ、蓄電の推進策を強力に推し進めるべきだと考えているところであります。

次に、現在の四国の電力状況についてお尋ねがありました。

議員からお話がありましており、東日本大震災以降、全国的に、火力発電所を重要な供給源とし、電力需要が高まる夏場には、長期停止となっていた老朽化した火力発電を再稼働させるなどして電力供給量を確保している状況であります。そのため、老朽化した火力発電所のトラブルも増加傾向にあり、ことしの夏、突発的な事故や緊急補修などによる停止件数は87件にも上っているところであります。

四国電力におきましても、電力供給量を確保するため、老朽化により長期停止していた阿南2号機の運転再開に加え、火力発電所の定期点検の繰り延べや、通常より出力を上げて運転するなどの対策を講じているところです。ことしの夏は、これらの需給対策や消費者の節電対策が定着したこととあわせて、11年ぶりに夏の平均気温が平年を下回ったこともあり、四国電力管内は安定した需給状況であったと承知しています。

ことしの冬の需給についても、国は、厳冬になるリスクや直近の経済成長の伸び、節電の定着を織り込んだ上で、四国電力を含むいずれの電力会社管内においても、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できるとの見通しを公表しています。しかしながら、議員御指摘のとおり、定期検査の繰り延べなどの対策により供給量を確保している現状であり、火力発電所のトラブルなどにより不測の事態が

発生するおそれもあり得ます。このため、本県としましては、引き続き気を引き締め、節電対策に取り組んでいくこととしておりますし、四国電力においては、設備の点検、保守に細心の注意を払い、安全運転対策に万全を期すなど、電力の安定供給の確保に向けて最大限の努力をしていただく必要があるものと考えております。

次に、中小企業の事業承継、後継者対策についてのお尋ねがございました。

議員のお話にありました民間の調査によりますと、平成25年度の高知県の休廃業件数は、倒産件数の6倍に当たる215件となっており、その売上額は約200億円、従業員数は約800名に及び、本県経済に大きな影響を与えたものと認識しております。

県では、人口の減少や高齢化により県内経済が縮小するという構造的な問題に真正面から対応しようと、産業振興計画に基づき、地産外商、観光振興、ものづくりの地産地消・外商や移住促進施策などに取り組んでいるところであります。しかしながら、近年、休廃業件数が増加していることや、後継者不在であるという企業が5割を超える状況を考慮しますと、事業承継は高知県全体で官民挙げて取り組む必要がある喫緊かつ深刻な課題であると認識いたしております。

私どもとしましては、現在、この事業承継を効果的に進めていくに当たり重要なポイントは以下の4点ではないかと考えております。

第1に、多くの事業者の方々に早い時期から計画的に取り組むことの重要性を理解していただくことが必要であります。第2に、事業承継計画はまさに経営改善のための計画そのものであると捉えるべきであり、準備段階はもちろんのこと、承継後についても、経営が拡大しさらに発展していくところまで、金融機関や産業支援機関が連携して販路拡大などさまざまな支援

を行っていかねばなりません。第3に、後継者が不在の場合には全国から広く人財を求めていくことも重要でありますので、移住促進の取り組みのうち人財誘致の取り組みとも連動して、人材ビジネス事業者などとも連携し、都市部の人財とのマッチングを図ることも必要となっております。第4に、いわゆるMアンドA、事業譲渡や合併といった手法を選択する場合は、より高度なサポートも欠かせないものであります。

このように、事業承継対策は、ビジネスプランの作成から販路拡大に至るまでのものづくりに対する支援や、都市部からの人財誘致などの産業振興計画の各施策と密接に連動させた総合的な取り組みとすることが重要であると考えています。

このように、事業承継施策を本格化させるため、産業振興計画の他の施策と組み合わせた官民協働の総合政策パッケージをまとめていく必要があるものと考えております。あわせて、施策が多岐にわたるだけに、その拠点として、事業者の相談にワンストップで対応する窓口や専門スタッフが一貫してサポートする機能を備えた事業承継・人材確保センターといった組織の設置が必要だと考えております。今後、その体制や機能などにつきまして、関係の皆様とさらに具体的な協議を進めていきたいと考えております。

事業承継を着実に進めることは、休廃業による本県経済への大きな影響を軽減し、地域の持続的な発展や優良な雇用の場を守ることとなり、産業振興の加速化に確実につながるものであります。国の推進策とも連携をしながら、事業承継施策の本格化、これを第2期産業振興計画のさらなるバージョンアップの柱として、その推進に真正面から取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、林業学校の開設に込める思いと目指すべき姿についてお尋ねがございました。

本県では、成熟した豊かな森林資源を余すことなく活用するため、これまで、大型の製材工場や木質バイオマス発電施設の整備、木材需要の飛躍的な拡大が期待されるCLTの推進などに積極的に取り組んでまいりましたが、今後、木材需要の拡大に応じた原木の増産体制をさらに推進することが中山間地域での雇用の創出や所得の向上のために必要だと考えております。

原木の増産を担う本県の林業就業者数は、ここ数年は増加傾向で推移していましたが、昨年度は公共事業の拡大等の影響を受けて減少となりました。その一方で、本山町や佐川町等を中心に、地域おこし協力隊として林業振興等の業務に従事している方や、都会から帰ってきて地域でさまざまな仕事をしながら副業として林業を志す若者も見受けられるようになってきております。

こうした状況を踏まえ、今回開設しようとする林業学校では、就業前に林業活動に必要な知識や技術を現場での実践も通じて習得していただき、即戦力となる人材を養成していくとともに、林業経営を専門的に学び実践できる人材を養成してまいりたいと考えています。またあわせて、林業従事者や小規模な林業活動を実践している方々が林業経営を新たに学ぶ機会を創出することで、林業活動の実践者のさらなる意欲の向上とスキルアップを図ってまいります。

この林業学校の取り組みを通じまして、夢を持ちながら林業に従事する若者を育てていきますとともに、より多くの人々が林業活動に専業や副業で携わっていただくことで中山間地域の活性化にもつなげていきたいとの考えであります。そして、将来的には、県内外の林業関係の専門の方々の協力も得ながら、本県の林業、木材産業の体質を抜本的に強化し、全国の林業を

リードできる人材の輩出を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、学校の統廃合について、国の統廃合の指針見直しに向けた動きの受けとめについてのお尋ねがございました。

お話にもありましたように、公立小中学校の統合に関する基準については、昭和31年に出された当時の文部省の通達が今も生きておりますが、その後60年近くが経過し、市町村合併の進展、中山間地域における急激な少子化、交通環境の整備など、学校を取り巻く社会環境は大きく変わってきております。

こうした中で、現在、国においてこの見直しに向けた議論が進められており、その中では、お話にもありましたように、公立小中学校の配置のあり方について、適正な学級数や通学距離、時間などからどうあるべきか、また学校統合を行う場合の支援策や、小規模のデメリット解消のための支援策などについて検討されていとお聞きをしております。

小中学校の統合につきましては、先ほど知事の答弁にもありましたように、よりよい教育環境のために適正規模を確保するということと、地域コミュニティの核としての学校の重要性という両面から、地元市町村において十分に議論し決定されるべきものと考えております。その際、結果として小規模なままでの存続を選択した学校においても、小規模ゆえのデメリットができるだけ解消されるよう意を用いる必要があると思いますし、国にもそういった観点からの支援策を求めてまいりたいと考えております。

次に、県内公立小中学校の統廃合の方向性と今後の見通しについてお尋ねがございました。

本県では、全国に先行して少子化が進む中で、適正な学校規模をどう考えていくのかというこ

とについて、平成16年に、有識者から成る検討委員会を設けて、検討を重ねていただいた結果、学級の規模について、子供たちの教育効果の観点からは20人程度かそれ以上が、また学習、教育条件の観点からは25人程度かそれ以上が望ましい、また学校の規模について、学校経営上の観点から、少なくとも小学校では12学級程度、中学校では6学級程度は必要であるとの提言をいただいております。県教育委員会としましては、こうした提言をもとに適正な学校規模について検討していただくよう、各市町村への情報提供に努めてきたところでございます。

その結果、この10年間で、小学校は265校から196校へ、中学校は124校から105校へと統廃合が進められてきました。しかしながら、中山間地域を中心に児童生徒が急速に減少する中で、こうした統廃合を行ってもなお、現状では複式学級を有する小中学校が全体の30%を占めるなど、学級や学校の規模は年々小さくなっております。こうした状況のもとで、現在複数の地域で学校統合について議論が進められているところでございます。

今後は、近く国から示される統廃合の指針を受けて、県としてどう対応すべきかをまずしっかりと考えてみたいと思います。その上で、各市町村において地域の実情に即した学校配置をどうすべきかについて、適切な助言を行ってまいります。あわせまして、県としてどんな支援ができるか、国の制度の活用も含めて検討したいと思います。

最後に、市町村教育委員会の共同設置についてお尋ねがございました。

本県が抱える教育課題を解決するためには、公立小中学校の運営を初め地域の教育行政を担う市町村教育委員会が専門性や政策立案機能を高めていくことが必要です。しかしながら、本県においては、中山間地域を中心に小規模な市

町村が多く、事務局職員の数に制約があるために指導主事の配置がなされないなど、体制が十分でない市町村教育委員会が多いのが現状でございます。

こうした中で、本県におきましては、平成20年度、21年度に、東部教育事務所に広域化支援担当チーフを配置して管内の市町村教育長と協議を重ねるなど、共同設置などによる広域化の可能性について検討を行いました。また、高知県市町村教育委員会連合会におきましても広域化に関する検討が進められましたが、市町村の合併ではなく教育行政のみを広域化させることに対して、各市町村のまちづくりと教育の推進をどう整合させるのかといった課題や、地域に密着した教育行政が維持できるのか、学校の統廃合が加速するのではないかとといった不安の声があったことなどから、実現には至っておりません。

このように、本県における教育委員会の共同設置にはクリアすべき課題が多いのが実情ですが、少なくなっている子供一人一人を大切に育てるためには、専門性や人員体制の面などから市町村教育委員会事務局を強化することが今後ますます求められるものと思います。例えば、平成23年の地方自治法の改正により、教育委員会自体はそれぞれの市町村に残したままで事務局組織を共同設置できる制度も新たに設けられておりますので、こうした制度の活用も含め、広域化に関する情報の提供や助言を必要に応じて行ってまいりますことで、市町村教育委員会の体制強化に向けた機運の醸成につなげてまいりたいと考えております。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 地震発災時の火災対策に関し、感震ブレーカーの設置の必要性についてお尋ねがございました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災における出

火の原因は、電気に起因するものが最も多くなっております。地震発災直後には、電気ストーブへ衣類などの可燃物が覆いかぶさって燃え出したものや、一旦停電した後に被災者が知らないまま電気が復旧したため、破損したコードがショートして出火した事例などが報告されております。

このような電気に起因する火災を防ぐためには、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの設置は有効な対策だと考えております。しかしながら、感震ブレーカーそのものがまだまだ知られていない状況でありますので、本年度から県民の皆様への周知の取り組みを始めるとともに、住宅の新築やリフォームのタイミングに合わせて設置していただけるよう、電気工事業工業組合や建築士会などの協力をいただいて、建築主に働きかけを行っています。

ことしの9月には、国においても、お話がありましたように、感震ブレーカーの普及を目的とした検討会が設置されておりますが、年度内には、さまざまなタイプのブレーカーが満たすべき性能の基準を定めたガイドラインが示され、その要件を満たしたものは公的機関の推奨が受けられると聞いております。今後、そういった製品への関心が高まってくるものと期待しております。

個々の住宅から出火を防ぎ、地域全体の火災件数を抑えることが、ひいては南海トラフ地震による大規模な地震火災の芽を摘むことにもつながります。1個数千円程度の簡易型の感震ブレーカーであれば、比較的手軽に設置していただくことができると思いますので、ガイドラインの内容を確認しながら、一層の普及に向けて取り組んでまいります。

次に、地震火災対策のこれまでの取り組みと今後の進捗についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震による大きな被害としては、揺れと津波、さらには火災によるものがあり、揺れと津波への対策は南海トラフ地震対策行動計画にもしっかりと位置づけて、これまでその対策を加速化し、重点的に取り組んできたところ です。

一方、昨年5月に公表した南海トラフ地震の被害想定において、火災による最大の死傷者数は1,700人を超えており、その大きな要因としては、火災から逃げ切れないと想定されたことによるものであります。そのため、地震による火災対策として、まずは市街地での大規模な火災から何よりも人命を守ることを目的として、専門家を委員とする検討会を4月に立ち上げ、本格的に対策の検討を進めているところです。

地震火災の特徴は、木造住宅が密集している市街地で同時多発的に火災が発生することであり、現在の消防力では全てには対応し切れず、さらに家屋やブロック塀の倒壊による通行の支障や消火用水の不足などにより、効果的な消防活動ができないおそれがあると考えています。このため検討会では、県内で大規模な火災が発生する危険性が高い地域を抽出しますほか、出火防止を初め、延焼防止、安全な避難の3つの視点で検討を行っています。

出火防止については、電気や石油ストーブなどによる出火を防ぐ対策、延焼防止については、個人や地域で行う初期消火や、消防が確実に活動を行うための防火水槽などの水源の確保対策、また安全な避難については、延焼シミュレーションやハザードマップを活用し、安全な避難場所や避難経路の確保など、大規模火災となっても確実に避難するための方策について検討を行っています。年度内には、こうした検討の結果を地震火災の対策指針として取りまとめる予定ですので、来年度は、対策が必要な市町村がこの指針をもとに取り組むを進めることができるよ

う、技術的な助言も含め支援を行ってまいります。

次に、避難所のトイレ対策に関して市町村にどのような支援をするのかとお尋ねがございました。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、配管が壊れたまま使い続けたことによって汚物があふれ、不衛生な状態が長く続いたといった事案がありました。また、お話にもありましたように、トイレの使用を控えたことで体調を崩された避難者があったことも報告されており、避難所の環境や避難者の健康管理の面からも、衛生的なトイレ機能は確保されなければなりません。

避難生活が始まった直後からトイレの機能は必ず必要となりますが、仮設トイレの手配や下水道施設の応急復旧には一定の時間を要しますことから、発災直後においては、緊急的な対応として、例えば段ボール製の簡易トイレなどの備えが必要になります。そのため、本年10月に市町村にお示した大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引きにおいて、発災直後のトイレが使用できない場合に備えた簡易トイレの備蓄の必要性を位置づけているところです。

こうしたことも踏まえまして、本年度からは、避難所への簡易トイレの備蓄を地域防災対策総合補助金の補助対象として追加しており、既に香美市や宿毛市など6つの市町村でこの制度を活用し、備蓄を開始しております。今後も、必要な支援を継続し、避難所における環境面での整備にも努めてまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） まず、広域的なごみやし尿処理体制を整備するための県の取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフを震源とする巨大地震では、膨大な量の災害廃棄物が発生しますことから、県民

の生活基盤を早期に復旧・復興するため、災害廃棄物処理計画を策定するなどの取り組みを進めているところでございます。私自身、東日本大震災の被災地を訪問し、大量の災害廃棄物の処理の難しさをお聞きし、改めて事前の準備や対策が重要であることを強く認識したところでございます。

災害廃棄物は、生活ごみやし尿と同様、一般廃棄物として取り扱われますことから、その処理方策等について、全市町村において市町村災害廃棄物処理計画を策定していただくこととしています。この計画では、廃棄物の発生量予測やその処理方策、処理施設の耐震化及び津波浸水対策、生活ごみやし尿の処理方策、災害時に活用するための災害用トイレの備蓄などの項目を盛り込んでいただく予定です。

県としましては、災害が発生してから措置を講じるのではなく、可能な限り事前に対策を講じておくことが、県民の生活基盤の迅速な復旧・復興のため必要と考えています。また、大量の災害廃棄物が発生した場合、市町村みずからでは処理が困難となる可能性がありますことから、県内市町村間における相互支援の仕組みづくりを進めるとともに、さらに県内での処理が困難な場合は、県域を越えた広域処理の体制を構築することが必要となってきます。

現在、国のほうでも、中国・四国ブロック9県による協議会を立ち上げ、災害廃棄物処理に関する情報の共有や広域処理を含む連携などについて検討を始めたところです。こうした動きも踏まえ、実際に処理に当たる市町村と連携しながら、県として広域処理のあり方を検討してまいります。

また、いち早い復旧・復興のためには、県や市町村だけでなく廃棄物処理業者と一体となって処理することが必要となります。このため、事業者や関係団体と、発災時の協力支援協定の

締結について準備を進めているところです。

今後は、市町村ごとの状況に応じて必要な広域調整の対応を行うことによりまして、実効性のある災害廃棄物処理計画となりますよう、市町村と連携しながら取り組んでまいります。

次に、林業学校の開講に向けてのスケジュールと研修内容についてお尋ねがございました。

林業学校は、林業の実践的な技術、知識を学んでいただく基礎コースと、将来の林業経営を担っていく人材を養成する専攻コース、林業活動を実践する方々のニーズに沿った知識や技術のスキルアップができる短期コースの3つのコースを予定しています。そのうち基礎コースと短期コースについては、来年4月の開講に向けて準備を進めているところです。また、専攻コースについては、年明けから専門家によります検討委員会を設置し、研修の内容などについて検討を進め、平成29年4月の開講を目指して取り組んでいきます。あわせて、この間に、学校施設についても整備を進めていく考えです。

次に、具体的な研修内容ですが、基礎コースでは、林業活動に必要な基礎的な知識の習得はもとより、安全教育からチェーンソーの取り扱い、高性能林業機械の操作に至るまで、現場での実践研修やインターンシップによる就業体験研修などを通じて即戦力となる人材を養成し、確実な雇用につなげてまいりたいと考えています。あわせて、研修生には、国の給付金事業を活用し、年間150万円余りを支給することで、安心して研修に専念できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

また、短期コースでは、林業関係者のニーズに応じて必要な技術や知識のスキルアップを図ることができるよう、さまざまなテーマを設定し、より実践的な短期の研修コースを考えています。さらに、専攻コースについては、これから具体的に議論してまいります。基本的には、

技術はもとより、林業事業体の経営が安定的に継続できるように、組織をリードする高度で専門的な事柄を習得した人材を輩出するコースにしたいと考えています。

こうした林業学校の取り組みを通じまして、即戦力となる林業の担い手の養成から、将来の高知の林業界における核となる人材の養成まで、幅広い人材を育成し、本県林業の底上げを図ってまいりたいと考えています。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、水道管の老朽化の現状についてお尋ねがありました。

今年8月、総務省から、老朽化に伴う更新費用の増大や人口減少に伴う料金収入の減少などに対応していくため、水道事業者に対し、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むよう要請がなされたところです。

県内の水道管の老朽化の現状については、平成24年度末時点で40年の耐用年数を超過している管路が15%で、総延長3,779キロメートルのうち568キロメートルとなっています。ここ5年間の平均で見ますと、年間30キロメートルの更新しかできていませんので、計画的に行わなければ老朽化対策が進まないことが危惧をされております。

これら全てを更新するには、概算で約270億円の費用が必要となり、市町村の水道料金収入で経費を捻出していくことは非常に厳しい状況です。持続可能な水道事業の確立に向けた取り組みを進められるよう、国や市町村などと調整を図っていきたくと考えています。

次に、水道施設の耐震化について、その現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

県内の水道施設の耐震化の現状については、基幹管路は38.7%、浄水施設は11.7%、配水池は33%となっています。県内の上水道事業の耐震化は、国庫補助事業の採択基準である資本単

価を満たしておらず、市町村が独自の財源で行う必要があることから、耐震化が進んでいません。

県としては、国庫補助事業の採択要件の緩和などについて平成23年度から継続的に国へ政策提言していますし、全国知事会や全国衛生部長会などを通じても要望をしているところであり、今後も粘り強く取り組んでまいります。

一方、議員から御指摘がありましたとおり、南海トラフ地震の被害想定では、被災直後の断水率が99%、被災1カ月後も51%と非常に高く、このまま耐震化が進まない状態では、被災時に生活や医療に必要な水の確保が大変難しい状況となりますし、施設の復旧には長い期間が必要となりますので、県としても水道施設の耐震化について検討をしていきたいと考えています。

次に、本県のウイルス性肝炎対策の現状と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

本県の対策としては、まずは検査を受けていただくことで感染者を効果の高い治療につなげることを目的に、取り組みを強化してまいりました。県の推計では、平成25年度末までに、市町村が検診対象としている方の約46%の方に検診を受けていただいています。

また、県内でのウイルス性肝炎への感染者は、検診で発見された方が約3,500人、検診以外で医療機関を受診して血液検査などで発見された方が約1万4,200人、合わせて1万7,700人と推計しており、国の平成16年の調査から推計した県の感染者約2万600人の86%が既に確認されていると考えています。残りの14%に当たる約2,900人が感染を知らずにいる方と推計されますので、引き続き啓発や検査機会の提供に努めてまいります。

次に、御指摘のありました、既に感染が確認されたにもかかわらず医療機関での受診ができていない方については、平成23年度より、感染

者を確実に治療へ結びつける目的で、地域肝炎治療コーディネーターの養成を開始し、検診で陽性とわかった方に対して、医療機関での精密検査を受診するまで個別に勧奨するなど、感染者への対応を強化してきています。

なお、国の推計を単純に当てはめれば、本県では1万7,700人中約3,200人が継続的な受診ができていないと推計されますので、本年度より陽性者フォローアップ事業として、医療費の負担を軽減するための助成制度を開始し、受診継続への支援を強化しているところです。

今後も、まだ検査を受けられていない方への検査機会の提供や感染者の治療継続のための取り組みを強化し、感染者が効果の高い治療を受けられるよう努めてまいります。

次に、がん検診の県内の精密検査の受診率の現状と今後の対策についてお尋ねがありました。

精密検査の受診率として国が公表している資料は、平成23年度が直近となります。高知県の現状は、受診率の高い順に、乳がん検診92%、胃がん検診91.4%、肺がん検診90.8%、大腸がん検診80.8%、子宮頸がん検診64.9%となっています。胃がんと大腸がん検診は全国2位、肺がんと乳がん検診も10位以内ですが、子宮頸がん検診は全国平均を若干下回っている状況です。ただ、がんの受診率向上に向けた取り組みを進めてきましたので、平成24年度の子宮頸がんの精密検査受診率は県の集計では79.2%となっており、23年度の全国平均の68%を超えていることから、現状では5つの検診とも全国平均を上回っていると考えています。

また、精密検査受診率を高く保つために、医師、放射線技師、保健師などで構成しています高知県健康診査管理指導協議会で、毎年、精密検査の受診状況を分析し、市町村に情報提供や助言を行っているところです。がんを早期に発見するためには、精密検査を受けてもらうこと

が重要となってまいりますので、がん検診の受診に加えて精密検査の必要性についても、市町村や健康づくり団体などとも協力しながら、引き続き啓発に取り組んでまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 海岸堤防の耐震補強における今後の整備促進に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、県が管理する全ての海岸で地震・津波対策を行うとすれば膨大な予算が必要で、限られた時間と財源の中では効率的かつ効果的に整備を進める必要があります。このため、人口や経済・社会インフラが集積する高知市を中心とする県中央部で重点的に海岸堤防の耐震補強を行っています。

高知海岸では、国直轄事業で、平成24年度に仁ノ工区が完成し、現在、新居工区と戸原・長浜工区で工事を進めています。県事業では、これらの海岸に隣接する宇佐漁港海岸のほか、高知龍馬空港前の十市前浜海岸や、浦戸湾内の高知港海岸若松町工区で堤防の耐震補強を実施しています。

県中央部以外の地域においては、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点の数、緊急輸送道路の延長といった指標を用いてエリアごとに評価し、総合的に重要度の高いエリアから順次整備を進めていくこととしています。

県東部においては、本年度から奈半利港海岸で堤防の新設工事に着手しています。また、県西部では、長期浸水が予想される宿毛市の新田海岸などで、来年度から堤防の耐震補強に向けた調査設計に着手する予定です。

今後とも、県民の皆様の安全・安心を確保するため、予算の重点配分や強靱な国土形成に向けた新たな財政支援制度の創設などについて国に政策提言を行い、海岸堤防の整備推進に積極的に取り組んでまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 地産外商公社の取り組みと、アンテナショップまるごと高知の店舗運営の総括、そしてさらなる地産外商の推進についてお尋ねがございました。

これまで地産外商公社が実施してきました外商活動によりまして、今議会の提案説明で知事から申し上げましたように、外商の成約件数・金額や「高知家」プロモーションなどによる情報発信の成果は飛躍的に伸びてまいりました。また、まるごと高知で行います催事やテストマーケティングへの参加事業者数はふえておりませんものの、店舗で取り扱う商品数は伸びておりますし、店舗以外での外商活動でも、例えば展示商談会に参加する事業者は年々増加をしております。また、まるごと高知を拠点とする外商活動全体としては着実に前進をしているものと考えております。

こうした事業者の方々の意欲の高まりもあわせて、昨年度の物販・飲食部門の売り上げも過去最高となっておりますが、一方で、御指摘がありました来店者数の伸び悩みなどの課題があることも事実でございます。このため、今後とも、こうしたさまざまなデータに基づいた公社の活動や成果の点検をきめ細かにを行い、店舗と外商部門、プロモーション部門が一体となって日々の活動の改善に取り組んでまいります。

こうしたPDCAサイクルを外商活動全般にわたってしっかりと回していくことが大変重要だと考えています。今議会に関連予算を提案させていただいております、外商活動を担う職員を3名増員するという施策も、外商に対する事業者の方々の意欲の高まりに加えまして、10月に県内事業者と旭食品株式会社とのビジネスマッチングを実施した結果、首都圏以外でも販路を開拓したいという事業者のニーズもヒアリング調査等から明らかになってまいりました。

め、この機会を逃すことがないように、スピード感を持って対応しようとするものでございます。

この体制強化によりまして、首都圏以外での外商成果の把握も可能となりますので、成果の公表と検証、それに基づく施策の改善をさらにしっかりと行いますとともに、地産外商へのチャレンジを始めようとする事業者の裾野をより広げる努力を重ねながら、官民協働による地産外商活動の成果をさらに上積みしていきたいと考えております。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 県内のサービスつき高齢者向け住宅における介護サービスの現状と今後の対応についてのお尋ねがありました。

サービスつき高齢者向け住宅につきましては、現在、県内の22カ所で798戸分が登録されており、このうち高知市を除いた県での登録分は約半分の11カ所、369戸となっておりますが、これまでに介護サービスの提供に関する苦情などが県に寄せられた事例はございません。

こうした中、この8月に国から、第3期介護給付適正化計画の策定に向けた指針が示され、その中において、高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検などを実施することが望ましいとの方向性が示されております。このため、県としましても、こうした介護サービスの提供事業者の指導監査を行う際には、介護報酬の適正請求に向けた指導をこれまで以上に徹底いたしますとともに、ともに所管をいたします土木部とも連携を密にいたしまして、入居者へ介護サービスなどを提供する際の実態把握なども行ってまいります。あわせて市町村には、保険者指導などの機会を捉えてケアプランの点検が実施されますよう指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員の話にありましたサービスつき高齢者向け住宅における過剰なサービス提供の間

題などを踏まえ、2015年度介護報酬改定に向けた議論の中では、報酬を減算する現在の仕組みを拡充する方向での検討が行われているとお聞きをいたしております。

○10番(梶原大介君) それぞれ御答弁ありがとうございました。2問目をさせていただきたいと思っております。

まず、人口減少における教育課題について、学校の統廃合なんですけど、58年ぶりの見直しということで、これまで58年間にこれだけ人口減少や過疎が進んできているわけですから、この指針の見直しに対して、これまで高知県だけではなくて地方として見直しをするべきだということをごちから働きかけたようなことがあったのか、それか今回の見直しに対して地方の実情というものを文科省のほうからアンケートであるとか実態調査であるとか問い合わせしてきたことがあるのか、そういったことがあれば教育長のほうに、お知らせをいただきたいと思っております。

そして、知事には、学校の統廃合が今後——地方創生もそうです。中山間対策もそうです。そういった取り組みが実って、この統廃合のことを考えんでよくなることが一番の望みであり、統廃合しなくてよければ、それにこしたことはないんですけども、子供の教育環境と、そしていろんな現状を考えた場合に、先ほど知事も言われたとおり、今、統廃合に対して国がいろんな施策を進めておりますが、逆にこの存続という小規模校の道を選択したほうに対してもこれまで以上の国の支援というのをぜひ求めていただきたいと思いますと思っておりますけれども、その辺についての所見を1点お伺いさせていただきたいと思っております。

それと続きまして、感震ブレイカーについてなんですけど、今後そのガイドラインを示され、品質の合ったものは国の推奨も受けれるという

ことですが、国の推奨を受けれてその品質がある程度担保されたものに対して国のほうの補助ができるかどうかの進捗ぐあい、まだそういう段階では全然ないのか、仮にないとして、県として単独でそういう補助金というものをつけて感震ブレイカーの設置に対して推進をしていく今後のおつもりがあるかどうか。

それと、先ほど言われましたように、この感震ブレイカーが広まっていないという理由に、まず知られていないということもありますし、その効果がわかりにくいということもありますので、どちらにしても、設置を推進していくには県の広報が特に大事になってくると思うんですけれども、今後いかに広報していくかという取り組みについて危機管理部長にお伺いをさせていただきたいと思います。

もう一問、市町村のし尿処理、災害廃棄物処理計画についてなんですが、今後、市町村でも処理計画を3年以内につくって、そして県としては市町村間の連携、また県域をまたいだ連携、また事業者との連携の協定づくりに着手をされているということですが、その協定というのは大体いつごろをめどにというふうに思われているのか、その点をお聞かせいただきまして、2問目とさせていただきたいと思います。

○教育長（田村壮児君） 今回、国の公立小中学校の統廃合に関する指針の見直しについて県から働きかけをしたのか、あるいは国からの実態調査があったのかという御質問でございますけれども、このことについて県から働きかけをするとか、あるいは具体的に国からの実態調査があったというようなことはございません。ただ、知事が教育再生実行会議のメンバーとして参加させていただいておりますので、その中でこういった話題も出まして、知事からは、先ほど答弁がございましたような形で、統合の方向はよしとして、ただその際に地域の活性化というこ

とについて忘れてもらっては困るというようなことを申し上げたというふうに思っております。

私どもも、今回の統合の話が一部財務省の財政的な観点から出てきたというようなことも一応ございましたので、小規模な中山間地域の学校が不利益になることがないようにということについて、特に文部科学省のほうにもお話もさせていただいているということでございます。

○知事（尾崎正直君） 小中学校の人口減少下における統廃合の問題、これは本当にバランスをよくよく考えることが大事だと、そのように思っています。片や教育の観点からいきましたときに、余りにも小規模校過ぎるということはデメリットであるということ、これはしっかりと踏まえておかなければならないというふうに思います。

ただ他方で、小中学校がなくなるということになりますれば、そこで子供を産み育てていこうとする若者の皆さんが住みづらくなる、さらには移住促進も進まなくなる、結果として地方創生のきっかけそのものが失われてしまう、前提条件そのものが失われてしまうということにもなりかねないということでありまして、やはりこの両者をよくよく勘案して、一定の地域、領域においては必ず一定校は残すとかというような一つの原則を敷いていくことも大事ではないでしょうかというようなお話などを、今私、政策提言などでも申し上げてきておるところです。教育再生実行会議、総理がおられる場でも、私、直接その話、申し上げましたし、折に触れ今後もそのような考え方を申し上げたいと、そのように考えているところであります。

○危機管理部長（野々村毅君） 感震ブレイカーに関しまして、国の検討会におきます状況につきましては、うちの県の検討会の委員が兼ねておるということで、情報もいただいておりますが、まだその補助に関してのほうのお話はまだ

そういう中では出てきていないというふうにお伺いしています。

また、県でどうかという話でございますが、個人の家で個々の家が出火を防止するということが、ひいては、先ほどもお話ししましたように、特に密集する市街地でございますと地震火災の件数を減す、被害を大きく減していく重要な効果があると思っております。そのためにも、先ほどもお話ししました簡易型の感震ブレーカーでしたら、そんなに高価なものではございません。そういうことも含めまして市町村とお話し合いをしながら、補助についてもちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

また、広報を強化しなさいということで、すべきではないかということでございます。南海トラフ地震対策としてかなりいろんな広報をしておりますが、来年度の広報の重点項目の一つとして感震ブレーカーもまた普及の啓発をしていきたいと思っております。

○**林業振興・環境部長（大野靖紀君）** 事業者や関係団体と発災時の協力支援協定につきまして、現在、関係事業者等と、具体的にどのような支援協定を結ぶべきかについて協議を行っているところでございまして、例えば産廃事業者あるいはし尿処理団体といったところ、順次その内容が定まり次第、年明けから締結をしようと考えております。

○**10番（梶原大介君）** それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

3問目は質問ではありませんが、知事の安倍政権のこれまでの評価とそして期待といったところでお聞きしたところに、地方を中心に景気が少し足踏みをしているという、そういったことももちろんありますし、消費税8%の影響もありまして、選挙中に出た7月から9月のGDP比がマイナス1.9%と下方修正をしたように、今後安倍政権、進めていく上で、知事も記者会

見で第3の矢がポイントになると言われました、その第3の矢をまさに今後、今回の選挙を機に再点検して、また進めていかなければなりませんし、今回の衆議院選挙の候補者、多くの方々が当選後のこれからの決意について地方創生という言葉、本当に多くの方が日本全国の当選された候補者が言っておられましたので、また今後の課題として地方創生に日本全国で取り組んでいきますように、ともに議会も執行部と力を合わせていきたいと思っております。

以上で私の一切の質問を終わります。（拍手）

○**議長（浜田英宏君）** 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○**副議長（桑名龍吾君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番吉良富彦君。

（37番吉良富彦君登壇）

○**37番（吉良富彦君）** まず、知事の政治姿勢についてお聞きします。

安倍首相が解散総選挙を実施し、昨日結果が出ました。消費税10%への増税を国民の7割から8割が反対する声に押されて1年半先送りにするものの是非を問うという理由でしたが、実態は、アベノミクスでは国民の生活はよくなり、さらに原発再稼働の判断、集団的自衛権の行使のための法整備など国民の多数が反対する事項を前にして、支持率が大きく下がる前に政権を維持したいという個利個略によるものでしかありませんでした。

国民が増税に反対するのは、4月からの消費税率の8%への増税が国民の消費を落ち込ませ、

経済を急速に悪化させているだけでなく、発足から2年近くになる安倍政権の経済政策アベノミクスが国民の暮らしを悪化させ、日本経済を破綻の際に立たせていることが、誰の目にも明らかになってきているからです。読売新聞の世論調査では、景気回復を実感していないという答えが79%と圧倒的です。産経新聞の11月23日付、日曜経済講座は、「消せない「8%」の負の衝撃」として、民主党は3党合意による消費税増税が景気悪化の元凶だと素直に認めるべきだ、首相も判断ミスを犯した、日銀総裁は異次元緩和をすれば消費税増税による悪影響を相殺できると首相に進言したのだと批判しています。

安倍政権は発足以来、経済再生を第一の課題に掲げ、異常な金融緩和や財政支出の拡大など、アベノミクスを推進してきましたが、再増税の延期を決定したことは、アベノミクスと増税路線が破綻したことを証明したものです。

それは統計数字が証明しています。2年前の2012年7月から9月とことしの7月から9月の数字を比較しますと、正規雇用の労働者は22万人減少しました。非正規雇用者は123万人増加し、非正規雇用の割合は37.1%と1.6ポイント上昇し、年収200万円以下のワーキングプアは1,119万9,000人と、29万9,000人ふえています。これが雇用増の実態です。その結果、実質の雇用者報酬は4,320億円減少、実質の個人消費も2兆1,186億円減少です。貯金なし世帯の割合は26%から30.4%へと4.4ポイントも増加しています。一方、資本金10億円以上の大企業の経常利益は、7兆円から約11兆円へと4兆696億円増加しています。100万ドル以上の富を持つ富裕層は、9万1,000人増加しています。

この2年、国民は貧しくなり、より一層格差が拡大したのではないかと考えるものですが、知事に認識をお聞きします。

アベノミクスは、異常な金融緩和で国内に出

回る資金をふやせば、株高で大企業のもうけがふえ、円安で輸出もふえて、労働者の賃金が上がり、消費もふえると宣伝しました。しかし実際には、株高で大企業を含み資産や大資産家の所得がふえただけで、輸出数量はふえず、円安で物価が値上がりし、労働者の実質賃金は増税前から16カ月連続で前年を下回っています。高齢者は、年金が切り下げられた上の物価上昇に直面しています。GDPの6割を占める家計消費が冷え込んでは、経済の好循環は起こりようがありません。失政は明らかです。直ちにやめるべきだと考えるものです。

9月議会の討論でも明らかにしたように、私たち日本共産党は、大企業、富裕層に応分の税金負担をしてもらい、そのために、これらへの行き過ぎた減税をもとに戻すだけでも20兆円という巨額の税収が確保できることを示しています。また、巨額の内部留保を、賃上げ、雇用の安定で国民に還元し、景気を回復させ、税収も増収させる道に切りかえることが必要です。

帝国データバンクは、10月の円安関連倒産、負債1,000万円以上が39件に上り、昨年1月以降で最多を記録したことを発表しています。中小企業比率の高く、第1次産業を基幹産業とする高知県の影響は、燃料費や原材料費の高騰で、極めて深刻な状況に陥っています。

異常な金融緩和がもたらした物価上昇が県経済や産業振興計画にどのような影響を与えているのか、知事の認識をお聞きいたします。

続いて、政府の掲げる地方創生に関連してお聞きします。

9月議会での、中山間地域が消滅すれば都市部自体も存続が危ぶまれるとの知事答弁は、正論だと思います。問われているのは、そのための方策です。最初の質問も、このことに深く関連しています。

まず最初に、自治体消滅が喧伝されているこ

とについて伺います。

自治体消滅論は、地方切り捨てを推進するためのイデオロギー的世論操作と考えるものです。地方制度調査会の委員を歴任してきた大森彌東大名誉教授は、全国町村会報、平成26年5月19日に「自治体消滅」の罫」と称して、「市町村の最小人口規模が決まっていなくてもかかわらず、自治体消滅の可能性が高まるというが、人口が減少すればするほど市町村の存在価値は高まるから消滅など起こらない。起こるとすれば、自治体消滅という最悪の事態を想定したがゆえに、人びとの気持ちが萎えてしまい、そのすきに乗じて「撤退」を不可避だと思わせ、人為的に市町村を消滅させようとする動きが出てくる場合である」と厳しく批判しています。

そうした中で、全国町村会は9月10日、「都市・農村共生社会の創造～田園回帰の時代を迎えて～」との提言を発表しました。提言は、最近の農村志向の高まりを田園回帰と捉え、1、少子化に抗するとりで、2、再生可能エネルギーの蓄積、3、災害時のバックアップ機能、4、新たなライフスタイル、ビジネスモデルの提案の場として、地方の価値を宣言しています。高知県が産業振興計画で努力している方向と一致する内容だと思えます。

自治体消滅論への認識について知事に伺います。

地方創生というなら、必要な財源は国が責任を持つ必要があります。三位一体改革で、地方財源は6兆8,000億円削減されています。その後地方の反乱と言われ、政権交代につながる事態の中、交付税の総額確保、緊急経済対策などを実施されてきましたが、財務省は、リーマンショック対応から平時に戻すと、地方交付税の削減を狙っています。

総額確保は、実質的には行政サービスの水準の低下をもたらしています。高齢化で社会保障

費は増加していますが、その自然増分に届いていません。就労支援、自殺防止対策、防災事業など、地方には新たな行政需要が次々と発生しています。いずれもマンパワーを必要とする事業です。

2012年12月議会の質問で、「新しい南海トラフ巨大地震対策特措法は、東日本大震災の復興の取り組みを教訓にしたものにする必要がある」として、地域の防災対策を推進するには自治体のマンパワー充実が重要であり、職員配置の充実に対応できる内容をと提起したことがあります。ことし2月の記者会見で知事も、マンパワー不足に国として支援すべき、ナショナル・レジリエンス懇談会のメンバーとして強く述べてきたと発言しています。

総額確保ではなく、社会保障の自然増分、行政需要の拡大に対応した財源確保を強く求めていくべきではないか、お聞きします。

地方を元気にするというなら、地方の意見に対し真摯に向き合う国の姿勢が不可欠だと思います。9月議会で、県民の反対する辺野古新基地建設を強行する国の姿勢について、一般論として好ましくないと答弁されましたが、11月16日投票の沖縄県知事選挙で辺野古移設に反対する翁長新知事が当選し、重ねて沖縄県民の意思が示されました。また、昨日の衆議院選挙でも、オール沖縄の候補者が小選挙区1区から4区全てを勝利したということは、この流れをさらに確たるものとしています。

住民、地方自治体の意思を無視し、基地建設を強行することは、民主主義国家では、あってはならないことです。翁長新知事はインタビューに答えて、問われるのは日本の民主主義国家としてのあり方だ、沖縄の民意に配慮できないというのであれば日本の民主主義はアジアや世界から評価されない、粛々と辺野古を埋め立てていくという発想は世界から民主主義国家として

の信頼を失うという意味で大変な損失になると発言していますが、全くそのとおりで考えるものです。沖縄の事態を許せば、全国どこでも同様の強権政治に道を開くことになるという私たち自身の問題だと捉えるものです。

地方自治の本旨からいって、国に対し、少なくとも計画は凍結することを全国知事会として要請すべきではないか、知事にお聞きいたします。

原発再稼働も同様です。いまだに拡大し続け、原因も究明されていない福島原発事故、それにもかかわらず、再稼働の最終判断は事業者任せであるという従来の枠組みは変わっていません。事業者が自主的に結んでいる立地基礎自治体と都道府県の同意に委ねられています。避難計画づくりを義務づけられている原発30キロ圏内の自治体の意見は無視されています。

川内原発では、30キロ圏内の9自治体のうち再稼働に賛同しているのは1市のみです。いちき串木野、日置両市議会は同意が必要な地元に加えるよう要求し、始良市議会は再稼働反対と廃炉を要求しています。11月6日の衆議院原子力問題調査特別委員で、東京電力の原子力部門のトップである姉川常務は、原発の30キロ圏内の自治体の理解がなければ再稼働させるには十分ではないと発言しています。

浜岡原発を抱える静岡県の川勝知事は、11月10日の定例記者会見で、UPZの自治体は備えをしなくてはならない地域、差し当たってこの方たちをしっかりと入れる、11市町の同意がなければ動かさないことになると述べています。同知事は、川内原発に対し、30キロ圏の住民の意向が無視されたという意味では見切り発車の面があると指摘し、私どもは見切り発車をしないと発言をしていますが、原発の賛否を超えて、余りにも当然の主張だと思います。

再稼働の同意要件に法的根拠がないのは異常

であり、30キロ圏の住民、自治体の意向を無視しても構わないというスキームは地方自治の本旨、住民自治を無視したものと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

次に、社会保障改革についてお聞きします。

地域医療介護総合確保推進法により、必要な医療・介護が提供できなくなることが危惧されています。今回、政府が医療費を抑えるために示した柱が、病床機能報告制度と地域医療構想です。病床機能報告制度は、厚生労働省は、医療機関はその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取り組みを進めると説明し、この10月1日から各医療機関が報告を開始することとされています。

政府によると、川上の改革として、病床の削減の具体化を進めようとしています。高齢化人口が一番ふえる2025年までに202万床のベッドが必要であるのに、それを159万床まで削減する計画です。そのために、まずは36万床ある看護師の配置基準が手厚い7対1病床を、今年度から来年度にかけて2カ年で9万床減らすというのです。そして、病床全体でも、高度急性期や回復期など4段階に機能を分けて病床数を盛り込んだ地域医療構想を策定することが都道府県に義務づけられるのです。

政府は医療費の低い地域を標準集団と位置づけ、都道府県に支出目標を決めさせ、国は目標を超えた都道府県に対し原因の分析と具体的な改善策の策定を義務づけ、支出の抑制をとっているものです。とりわけ病床再編とベッド削減、平均在院日数削減により医療給付を減らす役割が担われ、しかも一つ一つの病院にとって、そのベッド数削減に従わなければペナルティーが科せられることにもなります。このように、都道府県や病院に医療費削減のための義務が課せ

られることになってしまうのです。

これまでも、患者さんは在宅へと言われ、遠いところに入院しなくてはならず、入院したらもう次の転院先を探し始めないといけないだとか、在宅と言われても夜間はどうするのかなどの実態に、この方向は一層拍車をかけることとなり、第一線で医療を支えておられる開業医の方々から、行き場のない患者さんがあふれてしまう、都市部との医療の格差がほとんど考慮されていないなど、疑問の声が出されているのです。ひとり暮らしの高齢者の多い本県の影響は深刻だと考えるものです。

地域医療構想の本県への影響をどう認識しているのか、必要な医療が確保されるのか、知事の認識をお聞きます。

介護分野の切り捨ても深刻です。要支援の通所介護、訪問介護のサービスを、ボランティアなどが担う市町村の事業に移行させる計画で、必要な介護サービスが受けられない、重篤化して保険財政にも結果として悪影響を及ぼすなど、多くの反対、批判の声が上がりました。その結果、政府は専門的サービスを残すとしましたが、厚労省の資料では、その割合を将来は5割以下にすることが示されており、新規にサービスを受ける人を中心に、資格のない常勤の雇用者やボランティアなどによる多様なサービスに流し込む仕掛けがつくられようとしています。

その最大の仕掛けは、毎年5から6%増加すると見込まれる要支援者向け給付費を地域支援事業に置きかえることで、後期高齢者の人口の伸び率3から4%に抑えるというものです。政府は、上限を超えて給付費が伸びた場合には超過分には国庫補助を拠出しないというおどしをかけ、地方自治体がいや応なしに給付抑制に追い立てられていく仕掛けとなっています。あつたかふれあいセンターを軸に新たなサービスが提供できる可能性もありますが、総額に上限が

ある制度では、全体のサービスが縮小するもとの話でしかありません。

6月12日、参議院厚生労働委員会で厚生労働大臣が認めたように、必要なサービス切り捨ては「介護財政が悪くなるだけ」です。また、多様なサービスの報酬は、現在の介護報酬より低くなり、事業所の経営を圧迫することが懸念されます。高知県は、条件不利地の中山間地の事業所に県単独で支援し努力していますが、その努力にも逆行するものです。

今回の介護給付費削減の仕組みについて影響をどう試算、認識しているのか、地域福祉部長にお聞きます。

10月8日、財務省の財政制度等審議会で、2015年度の介護報酬改定について、6%以上のマイナス改定にする考えが示されました。財務省は、介護サービス全体の平均収支差率8%程度が一般の中小企業の平均値2から3%を上回っていることを根拠にしていますが、マイナス改定が連続しており、この大幅な削減は介護の基盤を崩壊させかねません。全国老人施設協議会は、各種調査で経営状況に大きなばらつきが見られるにもかかわらず平均収支差率だけで報酬のあり方を論じることは、現に厳しい経営実態のある事業もあり、サービス提供を維持する上で大きなリスクを伴うこと、仮に特養の報酬をマイナス6%とした場合、5割を超す施設が赤字経営となると、強く反対をしています。

介護報酬が6%削減されれば本県への影響は極めて深刻であり、断固反対すべきと思うのですが、知事の御所見をお聞きいたします。

医療・介護分野は、生活を支えるとともに、おおむね医療費の半分、介護費用の6から7割は人件費であり、雇用、経済政策にしても、本県にとっても極めて重要です。とりわけ本県の女性の就労者の3割は医療・福祉関係であり、全国平均の2割を大きく上回っています。

高齢化が進む地方にとって、医療・介護の充実が地方創生の重要なテーマだと思っておりますが、知事の御所見を伺います。

第6期の介護保険料について伺います。厚生労働省の推計によると、40歳から64歳の介護保険料の2014年度の見込み額は月5,273円になり、介護保険制度が始まって以来初めて5,000円を突破しました。制度開始時の保険料は2,075円であり、14年間で2.5倍にはね上がっています。増大する負担に、政府も低所得者対策を導入し、みずから公平性を欠くと否定してきた一般財源の繰り入れを決定しました。このこと自体が、介護保険のスキームの限界を証明しています。今ある都道府県の財政安定化基金、市町村の介護給付費準備基金を活用して保険料の引き上げを抑える努力が求められています。

財政安定化基金は、市町村の介護事業の赤字に対応するものですが、制度発足当初には活用されたものの、昨今は見通しが正確となり、ほとんど活用されていないのが実態です。可能な範囲での取り崩し、活用が求められます。市町村の介護給付費準備基金は、介護サービスの利用が計画に届かず結果として黒字になった保険料が原資ですから、3年前の本議会で答弁のあったように全額取り崩すべきものだと考えます。

第6期の介護保険料の見通しはどうなっているのか、基金を活用し保険料を抑制することについて地域福祉部長の決意を伺います。

次に、子供の貧困対策について伺います。9月議会で、重要な課題、実効性ある計画をつくるとの力強い答弁をいただきましたが、政府の子ども貧困対策推進法の大綱については、少ない地方紙が、本気度が伝わってこないという厳しい指摘をしています。その理由は、子供の貧困対策は何より貧困の根絶が目標とされるべきですが、同法は政策目標を、健やかに育成される環境を整備するとだけ規定しており、貧

困そのものの削減、根絶が目標となっていないことにあります。イギリスの子供の貧困法を参照したと言われていますが、貧困指標の設定とその削減目標の法定、政府及び自治体の対策大綱策定過程への当事者参加の法定など、取り入れられていません。

以下、高知県の計画を実効性あるものにするために、子供の貧困対策大綱に基づく計画づくりの課題、問題点について具体的にお聞きします。

最初に、知事に、子供の貧困に対する認識と解消に向けた決意を伺います。

計画づくりで最も大事なことは、子供の貧困の定義、削減目標の明確化です。貧困対策を総合的に推進するという以上、これなしに施策の立案、施策への合意形成、検証評価が成り立ちません。

イギリスの法は、4つの数値目標を定めています。相対的低所得に関する目標、低所得と物質的剥奪の複合に関する目標、絶対的低所得に関する目標、貧困の継続に関する目標の4つです。これらの目標の中で、所得、相対的貧困の数字だけでなく、ほかの子供が共有する生活体験が奪われている状態の克服、景気動向、中央値に左右されない指標、貧困の期間が長いほど世代間連鎖を招きやすいことに着目した指標など、子供の貧困を総合的に捉えた視点が極めて重要です。

この視点の重要性と、県計画にどう反映させるおつもりなのか、知事にお聞きいたします。

大綱の示す指標は、生活保護世帯に属する子供の進学率、就職率、ひとり親家庭の親の就業率、その子供の就園率、進学率、就職率を挙げています。進学、就職は大事なことですが、大綱の基本目標の筆頭に、「我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組む」とされており、一人一人の価値よりも人材需要と効率的

な育成が優先される懸念を覚えます。重点施策の大学進学項目では、意欲と能力がある学生がという前提がついています。貧困ゆえに意欲の獲得や能力の顕在化の機会を奪われるというリスクそのものの解消が目的となっていない、そういう不十分さがあります。

ことし3月、学力・学習状況調査の結果から学力に影響を与える要因を分析した耳塚寛明お茶の水女子大学副学長による文科省の委託研究が発表されています。家庭所得と両親の学歴を加味した社会経済的背景に関する項目では、社会経済的背景が低い児童生徒が3時間以上勉強して獲得する学力の平均値は、最も高い層の全く勉強しないという児童生徒の学力の平均値よりも低いという衝撃的なものでした。報告は、こういう意味で学力格差というのは教育問題というよりは社会問題として把握したほうが正しいと考えますと指摘しています。

きちんと食事が確保されていること、自分を表現できる服装ができること、一人になったり勉強に集中できる空間があること、本に親しんだりクラブ活動に参加できる環境があること、家族で芸術文化に触れたり旅行など外の世界に触れられることなど、子供の成長過程にどのような環境、資源が用意されているかが極めて重要だということです。

貧困によるリスクの解消が最も重要であり、そのための指標と、部局を横断した総合的な推進体制が必要と思うのですが、地域福祉部長にお聞きいたします。

大綱の別の指標は、スクールソーシャルワーカーなどの配置、就学援助制度に関する周知状況、奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち貸与を認められた者の割合と、行政の実施状況の目安です。しかし、まずこれらの施策が積極的に役割を果たすかが検証されていません。

例えば、奨学金のほとんどは、卒業時に数百

万円の借金を背負わず教育ローンです。仕送りが減少する中、借金もできるだけ少なくしたい、そうした重圧が、ブラックバイトが蔓延する原因ともなっています。無批判にこれらの施策を肯定すべきではありません。

特に違和感のあるのが、就学援助の周知です。就学援助は、市町村で水準が違います。周知ではなく、その水準が十分なのか、そして必要な家庭が受けられているかを指標とすべきではないでしょうか、教育長にお聞きいたします。

大綱には重要な指摘もあります。基本方針2は、「子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する」としています。また、「施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する」という内容も重要です。例えば、公的保育は子供の発達を保障する施策であり、多様な所得階層の家庭の子供が通園することで、スティグマを生みません。

低所得者対策という視点ではなく、一般施策の充実の中で権利を保障する観点が極めて重要ではないかと考えるものですが、地域福祉部長にお聞きいたします。

子供の貧困解消と逆行する動きが政府内部から聞こえてきます。第1は、生活保護の児童養育加算、母子加算の引き下げの懸念です。

10月21日に開催された社会保障審議会第19回生活保護基準部会では、住宅扶助だけではなく、子供のいる世帯に対する扶助や加算についても短時間ながら議論が行われています。厚労省は、直ちに削減する意向を示したわけではありませんが、検討のためのたたき台を提出しています。児童養育加算においては、一般の夫婦子世帯における生活扶助相当支出額と均衡がとれるもの

となっているか、母子加算においては、一般のひとり親世帯における生活扶助相当支出額と均衡がとれているかという比較検討の方法です。

既にことし5月30日の財政制度等審議会に提出された参考資料では、夫婦子1人世帯、ひとり親世帯のいずれにおいても生活保護基準額のほうが一般低所得世帯より高いという結果を示し、「各種加算・扶助を加えた有子世帯の生活保護水準は、低所得の有子世帯の消費水準を上回っている。有子世帯の加算・扶助のあり方・水準について総合的な見直しが必要」と断じています。これは、生活保護水準にも達していない、あってはならない層をどう改善するのかの視点に立っておらず、子供の貧困対策推進に逆行しています。あってはならない層との比較をすること自体が大問題であり、比較自体が間違っています。

生活保護基準は、モデル世帯との水準均衡方式をもとに決定し、世帯の構成が違って、その基準を確保するために、子供がいれば教育扶助の適用、児童養育加算を行い、その2人親世帯の生活基準を維持するために、ひとり親世帯には母子加算を実施しています。低所得世帯との比較となれば、それは生活保護基準の決定のあり方の全面的な見直しを意味しますが、そのような検討はなされていません。

本来あってはならない生活保護基準以下の世帯をなくすことが政治の役割です。しかも、ひとり親家庭の貧困率は先進国の中でも極めて高く、しかも就業すると貧困率が50.4%から50.9%と高くなる異常な構造が問題です。

児童養育加算、母子加算の見直しは、子供の貧困解消に逆行しており、全く道理にかなわないと思いますが、地域福祉部長の考えをお聞きいたします。

第2は、貧困が拡大する中、さまざまな課題に向き合っている教育現場で、35人学

級をやめ、40人学級に戻す動きです。財務省が、現在行われている公立小学校1年生の35人学級を40人学級に戻すよう文部科学省に求める方針を財政制度等審議会に示しました。

多くの自治体が必要性を認めて、少人数学級の実施に努力しています。本県も限られた財源の中で取り組んでいます。地方自治体の動きに対し、国がおくればせながら踏み出した少人数学級は、小学校1年生だけで、2年生は未実施自治体への加配という極めて貧弱なものです。

財務省は、小学校全体のいじめの認知件数や不登校、暴力行為の件数に占める小1の割合を、35人学級導入前の5年間と導入後の2年間について比較し、導入の前後でほとんど変わらないというデータを持ち出し、35人学級には効果がないと決めつけています。これは全く根拠になりません。子供の不登校や暴力行為には、貧困や競争教育の影響などさまざまな要因、背景があり、学級人数の問題だけで捉えることはできません。しかも、比較したのは導入直後のわずか2年間です。それをもって効果がないと結論づけるのは強引です。

国に先立って少人数学級を実施した府県の調査では、明確に不登校や欠席者が減ったとの結果も出ています。いじめの認知件数がややふえたのは、むしろ学級の人数が減って教師の目が行き届くようになり、いじめが発見しやすくなった結果ではないかとの指摘もあります。きめ細かな指導という意味で35人学級のほうが望ましい、下村博文文科相もそうおっしゃっていますが、それは国民共通の願いです。

財務省の持ち出したデータは、40人学級に戻す結論が先にあり、都合よく見えるデータを探し出してきた疑いが濃厚です。こんなやり方は、将来に重大な禍根を残します。40人学級復活方針は撤回すべきだと考えます。

日本の教育への公的支出のGDP比は、OECD加盟国で5年連続して最下位です。先進国の中でも、少人数学級は極めておこなわれています。

少人数学級の拡大に国が責任を果たすことこそが求められていると思うものです。知事、教育長それぞれに御所見をお伺いいたします。

次に、とさでん交通について中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。

2010年2月議会予算委員会で米田議員が、生活物資の購入もままならない、いわゆる買い物難民問題を取り上げ、移動手段の確保は中山間地域のみならず高知市においても深刻となっていることを示し、その対策を求めました。知事は、「生活を支える移動の手段の確保というのは極めて重要な課題」、「高齢化先進県として、中山間地域のみならず都市部においても生じてきているこういう問題に対してしっかり対応していくことは重要」と答弁されていますが、生活の足としての重要な役割があります。

また、公共交通を整備されることで気軽に歩けることが、高齢者の生きがい、健康づくりにもつながります。例えば富山市は、LRTを中心にした公共交通網を整備しています。車両も低床のバリアフリーで統一するなどし、利用者は平日で約2.1倍、休日で3.4倍に増加しました。割引サービス「おでかけ定期券」の利用者を対象に調べたところ、65歳以上の平均歩数は6,360歩で、全国平均を1,000歩近く上回っており、富山市長は、歩数増加には健康増進の効果が認められており、医療費に換算すれば年間7,500万円程度の効果になると話しています。

取り組みは世界からも注目され、ことし9月にはニューヨークの国連本部で報告を行い、10月には富山市でOECDと共催の国際会議が開かれています。地理的条件は違いますが、大いに学ぶべきものがあると思います。

公共交通には生活者の権利保障、福祉の観点

が不可欠だと思いますが、改めて高齢化先進県として公共交通の位置づけについて伺います。

一方、経営環境については、9月議会では、人口減少もあり今後さらに厳しさを増すこと、そのもとで、県民目線による利便性向上の利用促進策により潜在需要を掘り起こし、増収を図るとともに、統合のメリットを生かした経費削減で、目標である3年目の単年度黒字化、実質債務超過の解消が図れるとの認識が示されました。

経営改善の努力は必要ですが、経営改善は何よりも公共交通の責務を果たすためのものです。とりわけ全額自治体出資の会社として、福祉の増進に資することが求められます。

事業再生計画に当たっては、公共交通としてどのような役割を果たすのかが基本になるべきです。車椅子の障害者やカートなどを押して歩行している高齢者も利用できるなど、生活者としての権利保障の観点、自転車での通学・通勤、観光などもリンクさせるなど、環境負荷の少ない社会づくりへの目標を持ち、PDCAサイクルをきかせて取り組む必要があると思います。

県民の生活環境の改善としてどのような目標を持っているのか、お聞きいたします。

3年後に黒字化するという経営目標に枠をはめられ、低床のバリアフリー車両への切りかえなど利便性向上の思い切った投資が抑制されているのではないかと懸念しています。移動権を保障する点では、命の道と命名し、生活者の権利保障として位置づけて、道路整備には今回の出資とは桁違いの公費を投入しています。

今年度、国の地域公共交通確保維持改善事業として、地方公共団体がバス車両を購入して事業者へ貸与する公有民営補助が創設されました。地方自治体にバス車両更新費用の2分の1を補助する事業です。

低床のバリアフリー車両への切りかえなど、

交通弱者への権利を保障することに思い切った施策を展開すべきではないか、お聞きをいたします。

次に、リマ水域に関して知事と水産振興部長にお聞きいたします。リマ水域は、日米安全保障条約締結に伴い、足摺岬沖約70キロメートルの地点に、高知県の面積に匹敵する約6,255平方キロメートルに及ぶ広大な海域をアメリカ軍事演習用に設定した水域です。1952年7月に漁船の操業制限に関する法律が告示されて以降、月曜日から金曜日まで通告なく、米軍、そして自衛隊の軍事訓練・演習が実施されています。海面はもとより海中での演習の回数は、私どもが調べたところ、去年は200日以上となっており、その演習内容については何ら漁業者、県民には知らされていません。海域一帯は、カツオ、マグロ、キンメなどの好漁場と言われており、漁業者は一貫してリマ海域の撤廃を求めています。

本県議会は過去5回にわたって、リマ演習区域解除を求めるなどの意見書を全会一致で採択し、政府に提出しています。直近の平成8年2月議会の意見書では、カツオ、マグロ、アジ、サバなどの宝庫で全国屈指の好漁場であるにもかかわらず、米軍演習及び同区域周辺における自衛隊の演習は、極めて厳しい漁業環境下の漁業者に耐えがたい深刻な悪影響を及ぼしていると、日米地位協定見直しと演習区域解除への強力な取り組みを求めています。

尖閣諸島や小笠原諸島の海洋資源を守ることと同様、治外法権的に軍事演習域として一方的に奪われている広大な好漁場水域の撤去を図ることは、厳しい環境のもとにある高知県漁業関係者の長年にわたる悲願であり、産業振興施策のみならず、平和で豊かな海を守る県政上極めて重要な課題と考えるものですが、知事の撤去に向けての決意をお聞きします。

漁業補償についてお聞きします。

本水域や周辺水域に関しては、リマ海域や種子島、沖縄等、漁業補償事業の対象になっています。そのうち漁場喪失による漁獲減少や演習爆音による魚道攪乱、魚群散逸など漁獲に対する補償は、当初80%行うとの約束であったものが年々減って、今や30%になっている現状だとお聞きしています。

年々減少している漁業補償について、政府に当初の補償を行うよう求めるとともに、新たな魚種としてキンメの漁獲を対象に加えるよう迫るべきだと考えるものですが、お聞きいたします。

また、迂回航行による経費増も深刻です。高騰する油代も出さないなら我々の近くの漁場を返せとの漁業者の憤りの声が聞かれてまいりました。

県として、南方漁場へ向かう際の迂回に費やされる経済的、時間的、労働的負担、油代や諸経費等への補償を政府に求める考えはないか、お聞きいたします。

最後に、全国屈指の好漁場であるがゆえに、水域に隣接して操業することはやむを得ず、その際、演習における艦船の行動や航空機の飛来に常に留意し、不安の中での操業にある漁民の精神的不安と生産意欲減退に伴う損失は、直接的な漁場喪失に加えて大きいと言えます。

米軍はもとより、自衛隊の全ての演習の事前通告と演習内容の事前公開を求めるとともに、精神的被害、意欲減退に対する補償を求めべきだと思いますが、御所見を伺いまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍政権発足からの2年間で国民は貧しくなり格差が拡大したのではないかとのお尋ねがございました。

安倍政権は、長引くデフレからの早期脱却と低迷する我が国経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を放ち、アベノミクスを進めているところであります。

政府が先月25日に発表した11月の月例経済報告では、「景気は、個人消費などに弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされており、私は、アベノミクスは全体として経済をよい方向に向かわせているものと思っております。また、消費税率の引き上げも、しっかりと財源に裏打ちされた持続可能な社会保障制度を確立するとともに、少子化対策などの構造的な課題に取り組み、若い人の暮らしを支えるための財源を確保するという点で、飲まざるを得ない苦い薬だと考えております。

ただ、経済の好循環を生み出すためには一定の時間がかかりますし、加えて4月の消費増税に伴う反動減などもあり、現時点では、お話のありましたように、全国津々浦々にまで景気回復の実感が届いていないものだと受けとめています。また、いかなる経済政策も、よい効果とともに一定の副作用をもたらす可能性があり、その点への配慮も必要であります。

国におきましては、企業の収益が雇用の拡大や所得の上昇につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環の実現を目指して、成長戦略などを着実に進めていただきますとともに、消費増税に伴う痛みの部分を緩和する低所得者対策、また現下の景気回復を図るための経済対策を実行していただきたいと思っております。その際には、地方に経済の好循環をもたらすという視点を特に重視していただく必要があるものと考えておりまして、そうした意味からも、有効な地方創生策の創設を望むものであります。私も引き続き積極的に政策提言をしてまいります。

次に、物価上昇が県経済や産業振興計画に与えている影響についてのお尋ねがございました。

本県の消費者物価は、昨年7月以降、前年比プラスで推移しており、直近のデータである10月の生鮮食品を除く総合指数で103.1、前年同月比2.8%の上昇となっておりますが、これは本年4月の消費税増税を踏まえれば想定される範囲内ではないかと認識をしております。一方、個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や天候不順の影響が見られるものの、大型小売店販売額など、徐々に持ち直しつつあります。

また、生産活動の面では、鉱工業生産指数を見ますと、業種によるばらつきが見られますが、全体としてはおおむね堅調に推移し、さらに雇用、所得の面では、有効求人倍率は引き続きかつてない水準で推移しており、雇用者所得も全体的には緩やかに持ち直しております。

これら各種の経済指標を総合的に判断しますと、本県経済は基調的には緩やかに回復してきていると認識をしておりますが、まだまだ県民の皆様へ景気の回復を実感していただけるような生産活動、企業利益、雇用者所得、消費の拡大の好循環には至っていないと考えているところであります。

一般的には、物価の上昇は消費の手控えを招き、生産面でも原材料価格、物流コストの高騰につながり、売り上げが増加しなければ利益を減少させる要因となります。本県の事業者においても他県と同様に、物価の上昇による影響が及ぶものと思われませんが、いずれにいたしましても、力強い経済体質にすることにより地産外商が隅々まで行き渡る、経済の縮みに対抗できる、そういう経済体質をつくり上げていくことが大事だと考えています。そして、それが産業振興計画の役割であります。

本県では、これまでは全国の景気の回復の波

に乗ることができず、全国の景気が回復しても、本県は全体としては外部経済とのパイプが細いために回復できなかった状況に、特に平成12年から22年にかけてあったわけであります。しかしながら、産業振興計画において、付加価値の高い商品づくりを進めて外商活動を積極的に展開してまいりました結果、従前に比べれば全国の景気に連動するようになり、有効求人倍率も過去最高水準にあります。

加えて、これまでの取り組みの積み重ねにより、各産業分野を大きく動かすような本格的な取り組みに挑戦できるようになってまいりました。全国的な景気回復のトレンドともしっかりと連動して、多くの県民の皆様にも県勢浮揚の実感を持っていただけますよう、官民一体となって産業振興計画を強力に進めてまいります。また国においても、こうした地方の取り組みを後押しし、経済の好循環を地方にもたらす実効性ある地方創生策の策定をされますよう強く求めるものであります。

次に、自治体消滅論への認識についてお尋ねがございました。

本年5月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会は、いわゆる消滅可能性都市のリストを公表いたしました。このことをきっかけとして、全国で人口減少問題に対する危機感が広く共有され、少子化・人口減少問題が国家的な課題であることが強く認識されるようになりましたし、国におきましても、地方創生の中で、少子化、人口減少、地域の活性化の3つを歴代初めて三位一体の問題として捉まえ、対策を講じようとするなど、そのインパクトは大きく、意義のあるものだったのではないかと受けとめております。

他方、この提言に基づくさまざまな御意見の中には、当初、若者に魅力ある地域の拠点都市に投資と施策を集中していくべきだという考え

方が示されておりましたので、私も、中山間地域を初めとする都市以外の地域の切り捨てにつながりかねないのではないかと懸念をいたしまして、中山間地域と都市の共生や、本県が取り組んでいる集落活動センターのような小さな拠点の必要性を関係者に強く訴えてきたところでございます。こうした活動を通じて、関係者の皆様には一定御理解をいただいているのではないかと考えておりますし、先月開催されましたまち・ひと・しごと創生会議で示された総合戦略骨子案におきましても、中山間地域などにおける小さな拠点の形成といった項目が盛り込まれるなど、中山間地域の重要性は広く認識されつつあるのではないかと考えております。

今後、国におきましては総合戦略を取りまとめることとしております。引き続きその動向を十分注視いたしますとともに、必要に応じて全国知事会とも連携して政策提言等を行うなど、中山間地域も大事にした地方創生となりますよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、行政需要の拡大に対応した財源確保についてお尋ねがありました。

社会保障関係経費に加えまして、南海トラフ地震対策などの防災・減災対策や地域経済の活性化対策など、地方の財政需要が増大する中で、それに対応できるだけの十分な地方の税財源を確保していくことが必要であります。特に、歳入に占める地方交付税の割合が高いなど、本県のように財政力の弱い団体にとっては極めて重要な問題であると考えております。

そのため、本県としましては、これまでも、地方の財政需要に対応した税財源が確保されるよう、国に対して強く訴えてきたところであります。具体的には、増嵩する社会保障関係経費を含め、今後の地方の財政需要について地方財政計画に的確に反映するとともに、地方の安定

的な財政運営に必要となる地方交付税などの一般財源を十分に確保するよう、全国知事会などを通じて繰り返し訴えてきております。また、例えば南海トラフ地震対策に関しては、国の手厚い支援制度を盛り込んだ南海トラフ地震対策特別措置法の制定などを働きかけてきたほか、社会保障分野に関しては、地方独自の少子化対策を後押しする少子化対策強化交付金の創設を提言するなど、個別分野での財源確保につながる制度の創設も強く訴えてきており、本県の訴えてきた内容が一定実現してきているところであります。

今後も、社会保障関係経費など地方の財政需要の増大が見込まれますことから、それに対応した十分な税財源がしっかりと確保されますよう、全国知事会などを通じて引き続き強く訴えかけてまいりたいと考えております。

次に、地方自治の本旨からいって、国に対し少なくとも辺野古への基地移転計画を凍結することを全国知事会として要請すべきではないかとのお尋ねがございました。

9月定例会におきまして、中根議員の御質問に対し、一般論として申し上げれば、地元自治体が反対しているにもかかわらず国が事業を強行するといったことが望ましくないの言うまでもないとの答弁をいたしました。これは、国が何ら手続をとらずに事業を強行する場合は一般論として望ましくないとの趣旨であり、辺野古新基地建設に関しては苦渋の決断であったと察せられますが、当時の沖縄県知事が普天間飛行場周辺の県民の皆様の安全確保のために関係法令に基づき埋め立てを承認しているものと理解しております。

既に沖縄県知事の承認があり事業が進められている中で、私から申し上げるべきことはありませんが、政府におかれましては、沖縄県民の皆様への不安な声をしっかりと踏まえ、丁寧な上

にも丁寧な説明を繰り返していくことが必要ではないかと考えているところであります。

次に、原発の再稼働の同意要件に対する認識についてお尋ねがございました。

川内原発の再稼働の判断における自治体の同意については、法令等の定めにより付与されたものではなく、立地自治体の鹿児島県や薩摩川内市と九州電力との協定によるものと承知しています。伊方原発におきましても、愛媛県と伊方町が四国電力と協定を締結しておりますので、これに基づいて、事実上、同意なしには再稼働できないということになっております。また、伊方原発周辺に位置する八幡浜市などは、事前協議などについて定めた覚書を締結しておりますので、このように距離に応じて強い発言力を持つ形になっているということは合理的な姿だと従前から申し上げているところであります。

なお、本県は、協定に基づいて地元同意する立場ではありませんが、四国電力に対して、勉強会を通じて安全対策の徹底を求め、県民の皆様が日ごろから心配されている原発の安全性に対するさまざまな疑問を率直にぶつけています。それに対して、四国電力も誠意を持って対応していただいているところです。このような形で、そのプロセスを公開の場で行うことで、本県においても住民の皆様や自治体の意向が十分尊重され、誰もが納得できる安全対策が講じられる状況を担保していきたいと考えているものであります。

次に、地域医療構想の策定による本県への影響と必要な医療の確保についてお尋ねがありました。

本県は、人口当たり病院数や病床数が全国で最も多いものの、医療資源が県中央部に集中している上、医療機関へのアクセスが不便な中山間地域が多いという特徴があります。また、高齢化や過疎化の進行とともに、高齢者の単身世

帯が今後も増加することなどにより、しばらくは入院医療のニーズが増加していくことが予想されます。

このような中、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制を確保することを目的とし、本年6月に制定されました地域医療介護総合確保推進法における医療法の改正により、病床機能報告制度が10月に開始をされ、各医療機関から病棟ごとに急性期や回復期といった医療機能の現状と今後の方向性について御報告いただいているところであります。

今後、この報告内容や地域の医療需要の将来推計等をもとに、医療機能ごとの病床数の必要量などを含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す地域医療構想を平成28年度までに策定することといたしております。策定に当たりましては、先ほど申し上げた本県の医療提供体制の特徴を勘案しながら、地域の実情に応じて、その地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築することが必要と考えており、これまで国に対し、全国知事会などを通じてこの点を提言してまいりました。

現在国において、この地域医療構想の策定のためのガイドラインが検討されているところでありますが、現時点では、病床機能ごとの必要数の算定方式などガイドラインの具体が明らかになっておりません。このため、本県の医療にどのような影響が生じるか判断できる状況にはまだありませんが、地域医療構想の推進によって県民の方々が必要な医療が受けられなくなることがないよう、今後の国における検討の状況を注視してまいりたいと考えているところであります。

介護報酬が6%削減されれば本県への影響は極めて深刻であり、断固反対すべきだと思いがどうかのお尋ねがありました。

国の財政制度等審議会の議論におきまして、

介護サービス全体の平均収支差率はプラス8%程度と、一般の中小企業の水準であるプラス2から3%弱を大幅に上回っており、介護職員の処遇改善加算などの充実を図る一方で、介護報酬の基本部分の収支差を少なくとも中小企業並みとなるように6%程度削減することが必要との主張がなされていることは承知をいたしております。また今後、首都圏を中心にして、我が国が先進国でも例を見ないような超高齢社会を迎える中で、社会保障給付費は医療や介護などを中心に急激に増加することが見込まれ、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、給付の伸びを国民の負担能力の伸びに近づける必要があるとの考え方も示されているところであります。

一方で、制度を安定して運営していくためには、地域の必要性に応じてその量が確実に確保される必要がありますし、その質についても充実が図られることが欠かせません。このため、行き過ぎた介護報酬の見直しにより、その量と質がニーズに十分に答えられないといった状況だけは避ける必要があります。年明けに予定されております介護報酬改定の決定に向けた議論の動向などを注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療・介護の充実が地方創生の重要なテーマと考えるがどうかのお尋ねがありました。

本県において医療・介護分野で雇用されている方は、平成24年の調査で5万5,000人に上り、全ての産業種別の中で最も多くなっております。また、そのうちの約8割が女性労働者となるなど、医療と介護の職場は地域の雇用の場として、また女性活躍の場としても大きなウエートを占めており、高齢社会において医療・介護分野は、地域で安心して働ける仕事をつくり出す重要な産業とも言えます。

一方で、地域のニーズに応じた医療・介護サー

ビスを適切に確保していくためには安定的に医療・介護に従事する人材が確保されることが必要であり、今議会において、医療介護総合確保法に基づき、人材確保を含む医療・介護サービス確保のための財源として高知県地域医療介護総合確保基金の設置をお願いしているところで

す。

こうした中、今後とも高齢化が進む本県にとりまして、ひとり住まいの高齢者の増加のことなどを考慮いたしますと、地域で安心して住める住まいの確保対策など、医療・介護と地域のかかわり、それを後押しする施策がますますその重要性を増してくるものと考えているところであります。このため、県としましては、配慮を必要とする高齢者などの住まいの整備と確保対策などについて、また、あつたかふれあいセンターなどの地域資源を活用した入居者へのサービス確保策などについて、地域の課題解決に向けた新たな取り組みとして支援したいと考えておりまして、また結果として、そのことが地域での新たな雇用を生み出すことにもつながっていくよう仕組みを検討したいとも考えているところであります。

今後とも、地域が必要とするバランスのとれた医療・介護サービスの提供体制の構築はもちろんのこと、介護や福祉の分野などでの地域の課題解決に向けた市町村などの自主的な取り組みを積極的に支援することなどを通じまして、医療・介護、そして地域の創生、よい相乗効果をもたらしていきたいと考えているところでございます。

次に、子供の貧困に対する認識と解消に向けた決意についてのお尋ねがありました。

子供の貧困問題は、経済的な困窮にとどまらず、子供たちのさまざまな可能性の選択肢を閉ざし、その結果として将来への夢と希望や人生を選択する機会を奪うことにもつながるなど、

県としても課題解決に向けて早急に取り組まなければならない重要な政策課題だと認識をいたしております。このため、子供の貧困の実態などから目を背けることなく現実を真摯に見詰め直し、子供の貧困対策は本県の未来への投資であり、そして何よりも子供たち自身の未来への投資だと捉えた上で、子供たちが生まれ育った家庭の経済状況などに左右されず夢と希望を持ち続けて育つことのできる環境整備に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、計画策定に当たっての総合的な視点からの支援の重要性と、県計画にどのように反映するのかといったことについてのお尋ねがありました。

本県ではこれまでも、教育振興基本計画での学校教育における学力保障と就学支援などに向けた取り組みや、日本一の健康長寿県構想における次代を担う子供たちを守り育てる環境づくりなどを通じまして、子供たちの健やかな成長を支援してまいりましたし、ひとり親家庭の保護者などへの就労や経済的支援などにも積極的に取り組んでまいりました。

今後は、こうした取り組みを、子供の貧困対策大綱で示されました教育、生活、保護者に対する就労、経済的な支援といった4つの分野で再整理を行い、大綱の基本方針で示されました貧困の世代間連鎖の解消に向けまして、きめ細やかで切れ目のない支援が行き届きますよう、総合的な視点に立った計画づくりを進めていく必要があるものと考えております。具体的には、子供の貧困率だけにとどまらず、大綱で示されました県計画に盛り込んだ施策の実施状況や効果を検証、評価するための子供の貧困に関する25の指標の改善に向け、本県の教育、福祉などに関する施策を25の指標と関連づけた上で、おのおのの効果もよく検証した上で、実効性がも

たらされるよう、要すれば効果的な施策を追加的に盛り込むことなどによりまして、子供の貧困対策を総合的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、少人数学級の拡大に向け、国は責任を果たすことこそが求められているのではないかとのお尋ねがありました。

お話にあった財務省の主張は、いわゆる小1プロブレムに対して35人学級の効果が見られないので、財政的観点から40人学級に戻すべきではないかというものですが、教育は息の長い取り組みであり、たかだか一、二年の、しかも限られたデータのみをもって効果を云々するのはいささか乱暴ではないかと思えます。また、過去の状況から効果を検証し判定することも重要なことではありますが、新しい学習指導要領、教育改革が目指すところの教育にとってどうあるべきかという未来方向から考えることも、それ以上に必要なことであります。

特に、これからの社会を見たときに、思考力や判断力、そして表現力を育成することが重視されなければなりません。そのような力を育成する教育を進めようとした場合に、よりきめの細かい、一人一人の進度に応じた教育を展開していくことこそが重要であると考えます。

これからの教育がどうあるべきかを考えれば、1学級当たりの人数は減らす方向にベクトルを向けるべきであると考えておりまして、私自身、文部科学大臣との意見交換会においてもこうした考え方を強く訴えてきたところであります。また、全国知事会におきましても、少人数学級の充実について国に対して求めているところでありまして、今後も国の動向を注視しながら、あらゆる機会を通じて少人数学級の継続や充実を訴えてまいります。

最後に、リマ水域の撤去に向けての決意についてお尋ねがございました。

リマ水域は、カツオやマグロの好漁場でありながら、軍事演習区域となっているために操業が大きく制限され、漁業生産面の損失を招くとともに、この水域を迂回することによる燃油コストの増大が生じるなど、本県の漁業振興の阻害要因となっております。こうしたことから県では、県漁連や関係漁協で組織されていますリマ種子島沖縄等対策委員会とともに足並みをそろえて、長年にわたり、演習区域の指定解除に向け国に要望をしてまいりました。

このリマ水域は、日米安全保障条約に基づく法律により軍事演習区域に指定されたものですので、解除は困難であると受けとめておりますが、本県にとって大切な海域でありますので、引き続き国に対して指定の解除を求めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、要支援者向けの介護予防給付費の見直しに伴う新たな仕組みの本県への影響と認識についてのお尋ねがありました。

要支援者に対する介護予防給付の新しい総合事業への移行につきましては、今後ひとり暮らしの高齢者世帯や認知症高齢者などが増加することなどを踏まえ、今から多様なサービス提供主体の参入を通じて地域特性を踏まえたサービスの確保が可能となるよう体制を整備しようとする趣旨の見直しだと認識をいたしております。

今回の見直しを通じて、要支援者などの身体的機能などが低下した方が要介護状態となることを予防する事業などの充実が図られることにより、認定に至らない高齢者の増加なども期待され、結果として介護給付費の効率化といった面では一定の改善が図られるのではないかと考えておりますが、新制度への移行に伴いサービスの提供が確保できないといった事態だけは何

としても避ける必要があります。このため、県としまでも、あったかふれあいセンターなどを活用した新たなサービス提供拠点の整備や、新たなサービスの担い手となります意欲のある高齢者の人材養成研修などへの参加を積極的に支援するなど、地域の実情に応じたサービスの提供体制が整備されますよう、市町村への支援をこれまで以上に強化してまいります。

なお、今回の見直しに伴う影響につきましては、現在、市町村において新しい総合事業への移行時期について検討中であることや、国において新たなサービスの単価設定の基準となります介護報酬改定に向けた議論が続いており、現時点での試算には至っておりません。

次に、第6期の介護保険料の見通しと、保険料の上昇を抑制するための県と市町村に設置された基金取り崩しに向けた決意についてのお尋ねがございました。

まず、第6期の介護保険料についてですが、現在、市町村において、これまでのサービス利用実績や新たな施設整備の計画などをもとに、今後のサービスの利用見込み量の推計作業が行われているところです。また、保険料算定の基礎となります介護報酬の単価につきましては、国において3年に1度の改定作業が行われているところですし、消費税率10%への引き上げが先送りされたことに伴い、低所得者の保険料の軽減措置の拡充策についても、財源確保の面から、その完全実施が流動的となっており、現時点では保険料の算定には至っておりません。

次に、県と市町村に設置された基金の取り崩しによる保険料の上昇抑制策につきましては、まず県に設置された介護保険財政安定化基金ですが、介護保険法に基づき、市町村の保険財政が赤字になった場合に貸し付けや交付を行うために設置されたものであり、第5期のみの特例的な取り扱いとして、介護保険法の一部改正に

より、市町村の保険料の上昇を抑制するための取り崩しができることとされたものでございます。

次に、市町村に設置された介護給付費準備基金につきましては、議員のお話にもありましたように、サービスの利用量が予想を下回ったことなどにより介護保険財政が黒字となった場合に積み立てを行っているものであり、国においても、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制するために充当することも一つの考え方として示されております。このため、県としまでも、第6期計画の策定に向けた市町村とのヒアリングの際には、準備基金の適正な取り崩しについて積極的な助言に努めているところです。

次に、子供の貧困対策について、貧困によるリスクの解消のための指標と、部局を横断した総合的な推進体制についてのお尋ねがありました。

子供の貧困対策につきましては、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情などにより閉ざされ、結果として貧困が世代を超えて連鎖するといった貧困のもたらすリスクの解消に向け、子供の貧困に関する25の指標の改善が図られるよう総合的に取り組む必要があるものと考えております。

このため、計画策定の際には、乳幼児期から就職に至るまでの間において、子供たちの意欲を引き出し、個々の能力が発揮できる学習・就学支援などといった教育面での支援策にとどまらず、大綱で示された4つの分野にわたる重点施策の総合的な推進が図られるよう留意しておく必要があります。あわせて、こうした重点施策を推進していくに当たりましては、県として早急に取り組まなければならない県政の重要課題と位置づけ、教育委員会や商工労働部などの関係部局との連携の強化を図りながら、本県の

子供たちの貧困問題の課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策を進める際には、一般的な施策を充実させる中で、子供の生活や成長の権利を保障するといった観点が極めて重要ではないかとお尋ねがありました。

子供の貧困対策を進めるに当たりましては、基本的には一般的な子供に関連する施策がベースとなり、子供たちの成長を育む環境や、教育、保育などが受けられる条件などが整備されていく中で、その改善と充実が図られることにより、世代間を超えた貧困の連鎖が断ち切れ、結果として子供の貧困問題の解消へとつながることが何よりも重要です。このため、子供の貧困に関する指標の改善に向けまして、計画に基づく具体的な施策を実施していく際には、生活保護世帯やひとり親家庭の子供、あるいは社会的養護を必要とする子供などといった、支援を要する緊急度の高い子供たちに優先的に施策を講じるような配慮が必要なのはもちろんのこと、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意する必要があるものと考えております。

最後に、生活保護制度における児童養育加算及び母子加算についてのお尋ねがありました。

生活保護制度は、「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という憲法第25条の規定を具現化するものであり、生活保護制度を国民の信頼に込められるものとして維持・継続していくためには、その時々々の経済状況の変化などに応じて検証と見直しを行うことは必要なことだと考えています。

議員お尋ねの児童養育加算及び母子加算の見直しにつきましても、こうした趣旨から、現在、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、その水準やあり方についての検証が行われているものと理解をいたしておりますが、先ほどの知事からの御答弁にもありましたように、

県としましても子供の貧困対策を重要な政策課題と位置づけ取り組むこととしており、今後の国の動向などを注視してまいりたいと考えています。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長（田村壮児君） まず、子供の貧困対策に関連し、市町村が行う就学援助についてのお尋ねがございました。

まず、就学援助の水準につきまして、市町村によって援助対象となる費目が異なっているのは事実ですが、生活保護を受給している世帯に対する修学旅行費、また準要保護世帯に対する修学旅行費、新入学時及び進級時の学用品費や学校給食費は共通して援助されております。そのほかの例えば通学用品や校外活動の費用などについては、それぞれの市町村の実情に応じて援助されているものと受けとめております。

県といたしましては、今後も市町村が安定的かつ充実した就学援助制度を運営していけるよう、全国都道府県教育長協議会などを通じて、国に対して十分な財政措置を講じるよう働きかけを続けてまいります。

支援の必要な世帯に確実に就学援助を行っていくためには、こうした制度を住民の皆様にしつかりと周知していくことが重要であります。そのため、国の子供の貧困対策に関する大綱において、取り組み指標として、入学時や進級時に必要な書類を配付している市町村の割合が盛り込まれたものと受けとめております。

指標としては、制度の周知状況ではなく、援助を要する世帯数に対する実際の支給状況とすべきではないかとの御指摘につきましては、必要な世帯に漏れがないようにとの御趣旨だと思いますし、そのことは大変重要と考えますが、就学援助はあくまで申請に基づいて実施する制度ですので、そういった形で数字を押さえるのは現実的にはなかなか難しいのではないかと思います。

うところでございます。

次に、少人数学級の拡大に向けての国の責任についてお尋ねがございました。

全国的に、学力の問題に加え、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題が長年の懸案である中で、本県ではこれらの課題の解決に向け、平成16年度から全国に先駆けて少人数学級編制の取り組みを始めてきました。そして現在、小学校1、2年生及び中学校1年生に30人学級を、また小学校3、4年生では35人学級編制を実施しております。こうした取り組みを受けまして、各学校からは、きめ細かな指導が可能になり学力の向上や心の安定が図られるとの声や、子供個々の状況にも対応でき小1プロブレムの解消にも有効との声も寄せられております。

また、これからの時代に求められる、みずから課題を見つけ、みずから学び、考え、主体的に判断し、問題をよりよく解決していく資質や能力を育むためには、教員が一方向的に教え込むだけではなく、子供たち自身に考えさせる場面や他者と協働するグループ学習などを授業の中に適切に設ける必要があります。教員には、これまで以上に一人一人の児童生徒の状況を把握し、個に応じたきめ細かな教育を実施することが求められております。加えまして、近年、発達障害等により、学校の一斉授業にはなじみず、教員の手厚い配慮を必要とする子供たちが増加をしており、少人数指導のニーズは高まっております。

こういった状況の中、財政的な制約を考慮せざるを得ない面はありますものの、特に義務教育段階においてはできるだけ手厚い教員の配置が必要と考えており、今後とも国に対し、全国都道府県教育長協議会等とともに少人数学級の充実、拡大を働きかけてまいりたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) と
きでん交通についての御質問にお答えいたします。

まず、生活者の権利保障や福祉の観点から、高齢化先進県としての公共交通の位置づけについてお尋ねがありました。

路線バスや路面電車などの生活に身近な公共交通機関は、安全で快適な生活を送る上で欠くことのできない社会インフラの一つですが、人口減少やモータリゼーションの進展等により、地方の公共交通を取り巻く経営環境は年々厳しさを増している状況にあります。一方で、高齢化の進展などに伴い、公共交通を必要とする、自家用車などの移動手段を持たない、いわゆる交通弱者と言われる方々は増加しており、買い物や通院などのための移動手段として公共交通の役割は今後ますます大きくなってまいります。こうした背景のもと、公共交通に対する自治体の積極的なかかわりや責任が求められてきているところです。

本県では、人口が集中する高知市を中心とした県中央地域においても、県民に最も身近な公共交通の維持が困難に陥ったという状況の中で、持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指し、関係者の協力のもと、新たな枠組みでとさでん交通がスタートしたところです。バスや電車は県民の日常生活を支える大切な交通手段ですので、これまで以上に多くの県民の皆様が必要とされ、安心・安全に利用される公共交通機関となることが求められており、関係者が力を合わせて実現を目指していくことが必要であるものと考えております。

次に、公共交通としてどのような役割を果たすかが基本となるべきだが、県民の生活環境の改善としてどのような目標を持っているのかのお尋ねがありました。

とさでん交通は、通勤や通学を初め県民の日常生活を支える交通手段として、多くの県民の皆様にご利用され親しまれる存在となることが期待されております。そのためには、企画立案、実践を行う現場に常に利用者の声が届き、検討する仕組みが必要であるとの考えから、事業者と行政、有識者等で構成する中央地域公共交通改善協議会を立ち上げ、広く県民の皆様からの御意見やアイデアを募り、公共交通事業の改善を図っていくことといたしました。

とさでん交通は、県民の皆様を移動手段として保障し下支えをするものでございますので、今後、そうした場でいただいた御提案や利用データなどをもとに、利便性の向上や使い勝手のよい公共交通とするための取り組みを進めることで、県民の皆様が生活環境面の改善などにもつながっていくのではないかと考えております。

次に、低床バリアフリー車両への切りかえなど交通弱者の権利保障をすることに思い切った施策を展開すべきではないかとお尋ねがありました。

持続可能な公共交通ネットワークを確立していくためには利用者にとって安全で快適な環境を整えていくことは大切なことであり、事業再生計画では、順次、路線バスの低床車両化を進め、導入率を現在の2割程度から5年後には5割程度まで引き上げる目標を立てるなど、計画的に車両のバリアフリー化を進めることとしております。高齢者や障害者などの交通弱者に配慮することは持続可能な公共交通を実現していく上で大切な視点ですので、事業再生や経営の健全化を進める中でそうした視点も踏まえ検討がなされるように、県としても注視してまいりたいと考えております。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) リマ水域につい

て、まず政府に当初の補償を求めるとともにキンメダイを補償の対象に加えるよう迫るべきではないか、また南方漁場へ向かう際の迂回に費やされる燃料費などの補償を求めるといけないかとお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

操業制限に伴う補償額につきましては、防衛省が毎年現地調査を実施した上で、リマ水域の設定に伴い減少した漁業所得を算定し、その8割を補償するとされております。その中には燃料費などの諸経費が含まれていると承知しております。

キンメダイにつきましては、補償の対象魚種に加えてほしいとの漁業関係者の要望がありますが、現時点では、漁場の形成が確認されていないことから補償の対象となっておりません。しかしながら防衛省は、リマ水域でキンメダイの漁場が形成されていることが確認できれば補償についての検討に入るとの見解も示しておりますので、県としましては、関係漁業者と連携して、リマ水域でのキンメダイの生息状況などの把握に努めますとともに、漁業の実態を反映した適正な補償が行われるよう国に求めてまいります。

次に、演習の事前通告と精神的被害などに対する補償を求めるといけないかとお尋ねがありました。

リマ水域では、月曜日から金曜日の午前6時から午後6時までの間において漁業の操業が制限されておりますが、演習についての内容は事前に知らされておられません。こうしたことが精神的不安にもつながっていると考えられますので、県としましては、漁業者の方々が安心して操業できるよう、演習に関する事前の情報提供を国に求めてまいります。

○37番(吉良富彦君) それぞれありがとうございます。

リマ水域のことについてちょっと私どもが調べたことも含めて御質問したいんですけども、せんだって防衛省のほうにも伺わせてもらいました。直近の県議会の決議に地位協定の見直しという文言があったんですけども、リマ海域は——私たちが行ったときなんですけれども——公海なんで、日米地位協定の領海などの対象外なんであって、軍事的利用は自由なんだという答弁をなされています。しかし、排他的経済水域なんで、それを軍事的利用して奪っているんで、漁業の操業あるいは一般航行の安全を図る上で決めているんで、そこには補償していくという考えなんです。ですから、もしそこで事故に遭えばもう自己責任なんで、何の補償もされないんです。

しかし、この県の漁業発達史を見ると、好漁場なんで、どうしてもその水域へ行くんですね。そうすると、常に心配しながら漁をしていると。常に不安の念立ち去らずというふうに書いておりますし、人命保全上、その精神的打撃も大きいというようなことも述べられています。ですから、この間、県がどのようにこの決議、県議会の決議を反映されてきたのか、向こうの答弁がどういう理由で、例えばその区域は外せないよだとかということが言われているのかというのを、ちょっと御報告をしていただきたいと思うんです。

それで、県漁連を含めて協議をなさっているというんですけども、例えば私たちはこのことについて、制限区域の優良漁場から外せということを、消滅させるということじゃなくて外せやと、好漁場なんで、そういうことを言ってどういう答弁が返ってきたのか。

あるいは、実弾演習等やられているわけですから、海洋汚染などの水産資源に及ぼす実態をもう少し明らかにして追及していくということもなされているのかどうなのか。

それから、特にカツオの最盛期の少なくとも3月から7月までは使用禁止、規制せえということを行っているのかどうなのか、あるいは言うべきじゃないかというふうに思うんですけども、そこも一歩前進させていくような努力をしていただきたいと。これについてもちょっと具体的にどうなのか。

それから私たちが聞いたときも、米軍のことは何もわからないんです。今回、秘密保護法が12月10日通ったんで、ますます秘密のベールにかかって、心配しながら操業せないかんってことになるわけですけども、航空自衛隊が2013年が248日間、海上自衛隊が85日間、月々ずっと書いていますけれど、米軍は一つもわからないんです。

ですから、やはりこれは低空飛行の訓練のフライトプランと同じような訓練の通告を求めていく、もちろんさっき通告を求めているがということもありましたけれども、やはり求めていくということが必要だろうと思います。これについても、どういう理由で明らかにしないのかということもお聞きしたい。

それから、県民世論にも訴えていくということが非常に大事だと思うんですね。県議会で5回も決議上げているんで、知事レベルの国に対する要望かと思ったら、どうもそうじゃないということが事前のお話の中ではあったんですね。

まだ部長レベルだというふうに聞いているんですけども、それはやっぱり知事のところで防衛省に対してもしっかりと県民の利益を守ると、漁業者の不安を解消していくということで、先頭に立って求めていくということが必要だと思うんですけども、そういう、5点ぐらい述べさせてもらいましたけれども、ぜひ答弁をしていただきたいと思います。2問です。

○副議長（桑名龍吾君） どなたに対する質問ですか。

(37番吉良富彦君「ひとまず部長のほうで
お願いいたします」と言う)

○水産振興部長(松尾晋次君) 演習区域の早期
指定解除につきましては、随分前から漁業団体
と足並みをそろえて早期解除についての要望は
毎年行ってきております。その中で、この区域
は、先ほども知事からも答弁いたしましたよう
に、日米安全保障上の重要な区域であるからと
いうことで、なかなか難しいというお答えをい
ただいております。

具体的にもうちょっと中身として、例えばカ
ツオなんかを——3月から7月まで禁止すべ
きだというような踏み込んだ内容でというお話
もございましたが、それにつきましては、具体的
にそこまで漁業団体と話をしたことはありません
ので、どういうやり方があるのかというのは
またいろいろ意見も聞いて対応もしていきたい
と考えております。

それと、通告を求めていくべきだということ
でございしますが、先ほど答弁させていただ
いたとおり、求めてまいりますけれども、これま
でも、先ほどの安全保障上重要だということ
で、なかなか事前の内容通告については難しいとい
うお返事でございます。

それと、知事レベルでやるかどうかというの
は重要な問題でございますので、また庁内で協
議もして対応もさせていただきたいと思いま
す。

以上でございます。

○37番(吉良富彦君) 知事ね、やっぱりこれは
知事レベルで国に対してきちっと要望もしてい
くということが必要だと思うんですけども、
御答弁をお願いしたいと思えます。

それから、要望ですけれども、この件じゃな
くて子供の貧困対策について、現時点での施策
がどうなのかってことまでやっぱり一歩踏み込
んで、教育長、奨学金の問題も含めて、今ある
実施施策が本当に妥当なのかどうなのかも含め

て踏み込んで検討していくってことが必要と思
いますので、ただ、今あるものを認めた上でっ
てことじゃなくて、そういう形での一歩踏み込
んだ対策もお願いしたいと思います。

以上で全て私の質問を終わります。

○知事(尾崎正直君) 私レベルで行くことにつ
いて検討してみたいと、そのように思います。

○副議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。
午後2時35分休憩



午後3時再開

○議長(浜田英宏君) 休憩前に引き続き会議を
開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた
します。

4番坂本孝幸君。

(4番坂本孝幸君登壇)

○4番(坂本孝幸君) 自由民主党の坂本孝幸で
ございます。議長のお許しをいただきましたの
で、順次質問をさせていただきます。

まず、地方創生についてということでござい
ます。

衆議院議員選挙の結果、私たち自民党に対す
る国民の大きな期待の度合いというものが明ら
かになりました。これと同時に、地方での景気
回復ということが日本の国家としての課題と
なって現出し、今後は地方創生ということに国
を挙げて取り組むことになりました。

地方創生に関して、政府や都道府県、市町村
の役割を定めるまち・ひと・しごと創生法のも
と、人口減少に悩む地方の人口対策として、若
い世代を中心とする東京圏への人口流出に歯ど
めをかけ、東京から地方への新たな流れをつく
るために、若者が定住、移住できる地方の拠点
づくりや、雇用の創出、生活環境の整備、そう

いったものを積極的に行っていく方向でございます。

ただ、地方都市や農山漁村においては、この地方創生の火つけ役となった日本創成会議の問題提起が依然として強い衝撃となって残っているような気がいたします。全国の市町村の約半分がなくなる、いわゆる地方消滅、自治体消滅論であります。具体的な市町村名を挙げて行われたこの問題提起は、名指しされた市町村長に大きな不安と衝撃とを与えているのが現状でございます。

今回の地方創生への取り組みは、地方の農山漁村や条件不利地域における諦めや不安を払拭することが第一のステップになろうかと思えます。その上で、人口は少なくても、地域の歴史や文化に対して誇りを持ってそれを維持継承し、将来に向け受け継いでいこうという試みや、地域を自律的につなぎ、地域内外とも連携し、地域の可能性を開こうとする試みを積極的に評価し支援することがなければ、地方の創生はないものと考えております。

現下の地方経済の疲弊、米価暴落と酪農の危機、円安による物価高とそれに伴う中小企業や農林漁業あるいは県民生活への影響を見れば、消費税10%への引き上げが先送りされたことは、私たち地方における県民生活の実態からすれば、選択すべき流れであったとも言えます。しかし一方では、ふえ続ける社会保障費の財源をどう確保するのが課題として残っております。また、毎年多くの新規国債を発行しておりますが、ここにも財政赤字を抱える日本の厳しい状況が反映されているように思います。

地方創生は雇用と保健・医療・福祉でという私の立場から、順次質問を行わせていただきます。

消費税増税先送りと財源確保に対する知事の所見をまずお聞きいたします。

国債の長期金利の上昇が懸念されておりますが、本県の財政運営に与える影響について総務部長にお聞きいたします。

今後、本県のような地方における経済対策をどのように行っていくかということが課題になってまいります。11月21日、人口減少を克服するためのまち・ひと・しごと創生法案など地方創生関連2法案が成立いたしました。まち・ひと・しごと創生法は、平成27年度から5年間の総合戦略の策定を明記しておりまして、東京への一極集中や人口減少の是正に向けて、雇用の創出や子育て環境を整備することを基本理念としております。いわゆるローカルアベノミクスの実現が今後の焦点となってまいります。

国では、人口減少の克服、地域経済の活性化を進める地方創生の一環で、地方の主体的な取り組みを支援することを明らかにしておりますが、地方創生を進める中で重要なことは、特徴のある地方をいかに形成するのかという点にあるかと思えます。

そこで、知事にお聞きいたしますが、地方が真に求める地方創生とはどのようなものであると考えるのか、また地方創生を進める上で、特色ある地域づくりのためにどのような方向を目指そうとするのか、あわせてお聞きいたします。

また、本県における総合戦略はどのような内容に組み立てていくのか、知事にお聞きいたします。

特色ある地方を考えるとき、本県では、基幹産業である農業を初めとする第1次産業を基軸に考えることが重要だと思います。現在の第1次産業の到達点と不足点についてお聞きいたします。また、不足点改善のために今後何をしなければならないのか、あわせて農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長にお聞きいたします。

アベノミクスについての検証も必要でございます。

ます。2%の物価上昇目標のもとで、確かに物価は上がっておりますし、高知県の最低賃金も677円となりましたが、過度の円安が国民、県民生活の前に横たわっております。

12月8日、内閣府発表の7月から9月期のGDP速報値は、実質で前期比0.5%減、このペースが1年間続くとした場合の年間換算で1.9%減と、2四半期連続のマイナス成長となりました。消費増税で個人消費が伸びなかったことや、企業の設備投資の不振などでの景気の低迷が要因とされております。

地方と都会との格差も拡大しております。一部企業の好景気の一方で、生活物資を中心とする個人消費の低迷が日本の景気回復をおくらせておりますが、最近の円安に伴う原材料費の高騰が、農林漁業という1次産業や商工業分野において大きな負担を生じさせているのが現状でございます。

そこで、知事にお聞きいたします。アベノミクスについて知事はどのように評価しているのかをお聞きいたします。

円安が及ぼす本県の商工業分野、農業・水産業分野への影響と対応について、商工労働部長、農業振興部長、水産振興部長にお聞きいたします。

今回の衆議院選挙後に議論が加速するのは、農業委員会、農業生産法人、農協の一体改革、そういったことでございますけれども、まず一番大事なことは、今後どのようにして農業・農村の所得を倍増させていくのかということであろうかと思っております。さきの地方創生国会の中で、安倍総理は、地方の声を徹底して聞いていくと言っております。本県では特に、強い農業、農業の成長産業化ということが急がれているところでございます。しかしその前に、米価の超低価格時代をいかに脱するのか、地域農業が持続できるための具体的な対応というものが今求

められているところでございます。

米価の低価格時代についてどのように認識し分析しているのか、またことしのような特別な低価格状態に対してどのように対応するのか、あわせて農業振興部長にお聞きいたします。

競争力のある農業の実現、成長産業化ということは、今後の本県農業振興の上からも非常に大事なことであります。ことし4月から建設に取りかかっている四万十町の次世代園芸施設は、今後の本県農業のモデルとなるものであり、期待しているところであります。

この団地で生産技術として活用される環境制御技術は、次世代型こうち新施設園芸システムとして、これからの本県施設園芸の主流とすべきものであるとともに、地方創生にも寄与するところから、強い農業、農業の成長産業化を図る上でも非常に重要なシステムであると考えます。今後の課題は、本県の実情を踏まえた速やかな普及をいかに図るかということでもあります。

強い農業、成長産業化といった点から、次世代型こうち新施設園芸システムを普及させるための課題と、実現していくための具体的施策及び将来展望について農業振興部長にお聞きいたします。

その一方で、これまで具体的に議論されていないのが兼業農家への対応であろうかと思っております。平野部が多い南国市を例にとりますと、農家の55%が兼業農家でありまして、当然、経営規模が狭小で、農地も分散されているところでございます。農地整備などによって担い手農家への農地の集積を進めないと、遊休農地の拡大というものが非常に懸念される状況にございます。また、中山間地域の狭小な段々農地では、農地整備をしないと、競争力のある農業を実現することはとてもではありませんができません。

平野部や中山間地域での農地整備における課題と今後の対応について農業振興部長にお聞き

いたします。

地方の創生をなし遂げるためには、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させる、そういった負のスパイラルを断ち切ることが不可欠であります。そのためには、地域で雇用を確保することが何よりも重要でありまして、地域内に働く場所を行政と地域企業との官民協働でつくり上げるという大胆な発想が必要であると考えます。

これに真正面から取り組んでいるのがまさに産業振興計画でありまして、地域アクションプランなどの取り組みによって地域に新たな産業をつくり、雇用の増加や所得の向上といった成果も出ているところでありますが、産業振興計画ではこれまでどのような取り組みをし、また今後どのように強化を図っていくのか、あわせて産業振興推進部長にお聞きいたします。

また、都市部から農山漁村に移住を望む人の多くが、生活を続けるための仕事を求めていることが明らかになっております。これは8月9日の内閣府の発表によりますけれども、そういった地方での仕事が必要であるということが明らかになっているところでございます。移住先で仕事につけるかどうかわからない、そういったことがあって、定年退職後の定住を望む声もあります。

定住するために必要な要素として、医療機関が存在すること、アンケート調査ではこれは68%出ております。生活を維持できる仕事があるということ、これも62%という結果があります。こうしたことからいたしますと、今後の移住を拡大する上で大事なことは、中山間地域に仕事を生み出すということでありまして。これは中山間地域の人口確保の上からも非常に重要なことでもあります。

地方創生という新たな流れの中で、中山間地域での産業創出のための課題と今後の取り組み

について産業振興推進部長にお聞きいたします。

都市から地方に移住して地域づくりに協力している地域おこし協力隊の活用が大きな成果を生んでおります。任期後の隊員の定住や就農などで本県に移住してもらうための定住条件をどのように整備するかが重要であります。

任期後に本県に定住する地域おこし協力隊の現状と定住に向けての取り組みについて中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。

一方で、地方では都会に比べて子育てなどで親族の支援を受けやすいということも考慮する必要がありますし、保育や医療の充実が出生数増加へと結びつくものと思われまして。保育や医療の充実が出生数増加や定住者受け入れに有効であることは検証されておりますが、子育て世代への支援策として、保育所、幼稚園の保育料の無料化について私は提案したことがございます。今議会でも、高知県議会決算特別委員会から、無料化の対象となる子供の範囲を拡大するなど全国に先駆けた特色ある子育て支援を望むとの報告が行われました。

これらの経緯も踏まえて、今後高知県では保育所、幼稚園の保育料の無料化についての検討を行うのかどうか、教育長にお聞きいたします。

次に、地方創生は雇用と保健・医療・福祉という立場から、医療費の削減についてお聞きいたします。

医療費の動向について見てみますと、平成23年度の国民医療費確定値は、前年度より3.1%多い38兆5,850億円でした。ちなみに本県は3,020億円であります。1人当たりの額も3.3%増の30万1,900円となっております。5年連続の増加で、過去最多を記録しております。

平成25年11月に厚労省が発表いたしました医療費は、公的な保険で使われた保険料、税金、患者負担を合算したものでありまして、健康診断、予防接種などは含まれておりません。また、

医療費のうち、国保であれば患者負担が原則3割で、残りは保険料と税金で半分ずつ賄っております。

都道府県別の1人当たりの医療費ランキング、これを見ますと、医療費平均額の第1位が高知県でございまして39万8,000円、長崎の37万3,000円、鹿児島県の37万円と続いております。また、入院患者の費用について見ますと、第1位はやはり高知県でありまして18万3,000円、2位が鹿児島県の16万9,000円、3位が長崎県の16万3,000円でございます。

このように毎年2%から3%のペースで増加し続ける医療費については、国でもその抑制策を講じているところではありますが、厚労省は10月29日の社会保障審議会で、市町村が運営する国民健康保険、国保の都道府県単位への移行後も、現行どおりの一律の保険料とせず、医療費削減や保険料の納付率向上への取り組みの有無を保険料の算定に反映させるという案を示しております。すなわち市町村の取り組み次第で保険料が下がる仕組みに見直すというものでありまして、これによって市町村の意欲を引き出すというものであります。

国保の都道府県移管をめぐる動きの中で、慢性的な赤字が続く国保財政の改善は地方創生の中でも重要な位置を占めるものと考えるところから、これの軽減、解消策の実行は、健康長寿県構想を進める本県にとっても非常に重要なテーマとなることに疑いはありません。そのような視点から、医療費削減についての質問と御提案を行いたいと思います。

医療費の現状につきましてはさきに話したとおりでございますが、この削減についてはなかなか具体的、効果的な対策がとれずに推移しているように感じます。医療費高騰という国家的課題を認識はできておりますけれども、全国的にこれの軽減、解消ができずに、悲観論だけが

先行しているのが現状であります。

医療費削減ということが議論されるときには必ず、特定健診受診率の向上、特定保健指導の実施、メタボリックシンドロームの減少、そういったことが言われますけれども、今後はこれらに加えて、ジェネリック医薬品の使用推進や、重複あるいは頻回受診の指導、そういったことも重要になるのではなかろうかと思えます。

そこで、健康政策部長にお聞きいたします。本県の特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボ減少、ジェネリック医薬品の使用に関する目標値と達成の現状及び課題についてお聞きいたします。

医療費適正化の推進に取り組む本県ではありますが、実は推進上のさまざまな課題が残っていることについては、先ほど申しました視点の不足のあることがわかってまいりました。特定健診受診率については上昇傾向にはあるものの、70%という目標達成にはほど遠うございますし、市町村国保の実施率も低うございます。また、40代、50代及び被扶養者の実施率も低い、そういった課題もございます。特定保健指導実施率もアップの傾向にはありますが、目標達成にはまだ遠うございます。ジェネリック医薬品使用についても、平成25年の使用割合は全国平均47.9%ですが、本県では43.2%、全国平均に届いておりません。重複・頻回受診については、PDCAの確実な推進や効果額の公開検討なども不十分な状態にあります。

これら課題の軽減、解消には、データを利用し、しっかりとした分析手法を活用して、医療費軽減への明確な根拠を設定すべきと考えるところでございます。以下、医療費適正化を進める本県においても大変参考となる医療費軽減モデルを簡単に御紹介いたしたいと思えます。

これは一口に言うと、レセプト、健診データ、アンケートなどによって集積した地域情報を相

関分析することで費用対効果を上げていくということでございます。例えばジェネリック分析の場合、どのような県民が医療費削減効果が高いのか、どのような県民が慢性疾患以外の隠れ高コスト薬を使用しているのか、どのような県民にジェネリック医薬品を勧めればよいのか、そういった分析を行うことで医療費削減に向けた具体的な取り組みを始めることができますし、効果的なPDC Aサイクルを確立できるわけで、こうしたことが医療費削減への具体的な出発点になっていくものと考えております。

実は、私の住む南国市の稲生という地域に、平場では初めての集落活動センターでありますチーム稲生というグループができました。ここでPDC A推進体制を確立したいという声が上がっておりまして、短期施策として、1年から3年ぐらいでジェネリック分析、重複受診者分析、ライフスタイル別傾向分析、そういったものを行って、その後は南国市全域における同様の分析を行いたいとしております。また、中期施策として、3年から5年ぐらいを費やしまして、疾病、健診の状況レポート、医療費の状況レポート、介護費の状況レポート、そういった現状分析を行って、今後5年間の1人当たりの医療費や疾病別医療費、疾病別1人当たりの医療費などについての将来予測も行いたいということでございます。

このようにデータを利用して明確な根拠を示しながら医療費削減に向かい合う地方行政の事例を聞いたことはありませんが、東京葛飾区では、生活保護者1万人を対象にジェネリック代替効果分析というものを行った結果、約16%の高コストグループが医療費全体の46%を占めていた、ということがわかりました。そのグループをジェネリックに全てが置きかえることができれば医療費約1億6,000万円が軽減できる、そういった試算もされているところでございます。

こうした医療費削減に向けた市町村住民の方々の努力について、県としてどのように評価するのか、健康政策部長にお聞きいたします。

医療費の削減は、消費増税の先送りという政府方針の中でますます重視すべき課題となってきたわけですが、社会保障の財源を確保するためには、まず景気を回復すること、そして無駄をなくするということが、その上で国民、県民の負担をお願いするという順序にならうかと思っております。

南国市稲生地区では今後、ジェネリック利用の分析、社会活動と医療費との相関関係、高齢者生活実態調査と医療費の相関分析、頻回受診者の抽出、そういったものを行って、ジェネリック利用向上施策の立案や社会活動推進策の立案、あるいはチェックリストの予防指導への応用などで、医療費削減の手法を模索することとしております。さらに次の段階では、南国市全体での医療費削減策を実施する方向で取り組みを進めたいとしております。

チーム稲生における取り組みは医療費適正化のよいモデルとなるものと言えるわけですが、県としてこうした取り組みをどのように支援していくのか、健康政策部長にお聞きいたします。

これまで申しました医療費適正化への具体的なアクションは、本県にとっても、また財政問題を抱える国にとっても非常に重要な試行であります。私は、PDC Aに基づく医療費適正化について、国に対してもしっかりと提言できる高知発の医療モデルの必要性を感じております。

日本一の健康長寿県づくりを掲げる高知県が、本県発の医療モデルを考案し、医療費適正化の先進県となることを目指すのであれば、具体的にどのような形で取り組みを進めようとするのか、知事にお聞きいたします。

次に、狩猟税の廃止ということについてお聞きいたします。

狩猟税の廃止につきましては、本県の狩猟に関係する個人、団体からも強い要請が行われているところでありますが、政府では、来年度の税制改正で、都道府県が狩猟者から徴収している狩猟税を廃止する検討を始めております。

狩猟税は、狩猟に使用する銃やわななどの狩猟方法に応じて支払われておりました、ここでの税収は鳥獣保護や有害鳥獣駆除、そういったことの財源にもなっているところでございます。一方、有害鳥獣を駆除した上で狩猟税まで支払うのは狩猟者にとっては負担が大きいということで、これまでも狩猟税廃止を求める声が大きかったのが実情であります。

狩猟の現場では、野生動物に農作物を荒らされる被害が深刻でございまして、農水省発表では、平成24年度農作物被害額230億円。本県でも、平成25年度被害額3億2,400万円、平成24年度3億6,000万円となっております。鹿、イノシシの被害が全体の7割に及んでおります。また、狩猟者の高齢化が進んでおまして、今後、若い狩猟者の確保も必要となっております。

以下、狩猟税の廃止という点から質問を行います。

本県における狩猟税収の現状について総務部長にお聞きいたします。

狩猟税廃止についての総務部長の所見をお聞きしたいと思います。

若い狩猟者の確保については、これまでも再三議論もされてきましたが、さほどの効果の得られていないのが実情であります。若い狩猟者確保のためにどのような努力が行われてきたのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたします。

狩猟者確保のために数値目標など設定されて取り組みが行われているのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きいたしまして、私の第1問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ました。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、消費増税の先送りと財源確保についての所見につきお尋ねがございました。

消費増税の考え方につきましては、先月開催されました国の、今後の経済財政動向等についての点検会合におきましても私の考え方を申し述べてきたところであります。

その中で、第1に、高知県のような地方では、例えば本県の年間商品販売額が生産年齢人口の減少と軌を一にして平成9年からの10年間で約2割減少したことや、平成19年から25年の比較では倒産件数は4割減少しているものの、後継者不足などによって休廃業件数が倒産件数の6倍以上になっていることなどからもわかりますように、時々景気の上昇よりも、長期間にわたる人口減少による経済の縮みのほうの影響が大きいということ。第2に、この構造的な問題は年を追うごとに悪化していくものでありますことから、これに対する抜本的な対策、すなわち少子化対策、安定的な社会保障制度の確立、地方創生の推進などといった対策を早期に本格的に講ずることが重要であること。第3に、例えば少子化対策として期待されている子ども・子育て支援新制度には1兆円超かかることなどを踏まえれば、そのための財源確保を図る必要があります。構造問題に対応していくため、消費増税はそのための飲まざるを得ない苦い薬だという趣旨を述べてきたところであります。

消費税率10%への引き上げを平成29年4月に行うことを公約に掲げられましたことは、こうした構造的な問題への取り組みを先延ばしにしないことを明示したものであり、私としては、行くべき道だと評価しているところであります。他方、今回の消費増税の18カ月間の先送りによ

りまして、消費増税による財源を充当する予定であった医療・介護や子育て支援など社会保障制度の充実がどうなるのか、大変懸念をしているところでございますが、与党の公約では、平成29年4月までの間も子ども・子育て支援、医療・介護等の充実を図る旨が明記されております。

消費増税の実施時期が明確になり、その時期までに、不足する財源の額も明らかになりますことから、今後の予算編成を通じて事業の内容や財源などが示されるものと考えております。その動向を注視してまいりますとともに、必要に応じまして引き続き政策提言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方が真に求める地方創生とはどのようなものであると考えるか、また地方創生を進める上で、特色ある地方づくりのために本県としてどのような方向を目指すかとのお尋ねがございました。

本県を初め地方は、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出や後継者不足を招き、これが、本来なら出生率の高い中山間地域を真っ先に衰退をさせ、過疎化、高齢化とともに少子化が加速し、さらに人口減少に拍車がかかるとの負の連鎖に陥っていると認識をいたしております。

こうした地方が置かれております厳しい状況を考えますと、今回の地方創生は、これまでのように単に地方の活性化策を講ずるということのみならず、東京一極集中や少子高齢化など構造的な課題に正面から向き合い、税制などを初め国の仕組みそのものを大きく変えることにより人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を目指していく必要があるものと考えます。そのためには、地方がそれぞれの地域の実情に即した取り組みを進めていくことはもちろん、国におきましても、東京一極集中

の是正など国としての役割をしっかりと果たしていただくとともに、地方の個々の取り組みへの財政的な支援だけではなく、地域の多様な主体の多様なニーズ、これに対応できる間口の広い総合的な政策群を構築し、地方を支援していただくことが重要だと考えているところであります。

このように、国と地方が連携をとって取り組むことで、若者にとって魅力のある仕事を地方につくり、若者が地方にとどまるとともに、都市から地方への人の流れもつくる、そして子育て支援などにも取り組み、中山間地域であっても若者が住み続けることができるようにする、こうした好循環をつくり、人口減少の負の連鎖を断ち切ることが、地方が真に求める地方創生だと思っているところであります。

本県におきましては、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む中、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と、中山間の充実強化など、基本政策に横断的にかかわる政策に取り組んでまいりました。その中では、人口減少に伴う足元のマーケットの縮小に対応するため、産業振興計画に基づきまして、川上から川下までの一連の流れを見据えた地産外商や移住の促進、さらには地域地域が置かれている状況や特色にも意を用い、地域資源を活用した地域アクションプランの推進などにも積極的に取り組んでいるところでございます。特に、人口減少や高齢化が著しい中山間地域では、その対策として、あったかふれあいセンターの整備や集落活動センターの普及拡大など、地域の福祉や活性化の拠点づくりにも取り組んでおります。

以上の取り組みに加え、さらに独身者の出会いの場が少ないという地方独自の課題も踏まえ、出会いのきっかけづくりなどやワンストップの窓口づくりなど、少子化対策も強力に進めようとしているところでございます。

このように、本県においてはこれまでも、県全体の構造的な課題、さらに地域地域の課題をしっかりと捉え、人口減少の負の連鎖を断ち切るための対策を講じ実践してきているところであり、その意味では、現在本県が進めている政策こそが地方創生を進める上で本県が目指すべき方向だと私は考えているところでございます。

次に、本県における総合戦略はどのような内容に組み立てていくのかとのお尋ねがございました。

まち・ひと・しごと創生法では、都道府県は国の総合戦略を勘案して、当該都道府県の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生に関する目標や講ずべき施策等に関する基本的な方向を定めた総合戦略を策定するよう努めなければならないことになっております。

人口減少、高齢化に全国に先駆けて直面した本県では、人口減少や高齢化に伴うさまざまな課題を真正面から受けとめて、全国に先んじてこの困難な課題に立ち向かってまいりました。先ほど申し上げましたことと重複いたしますけれども、人口減少に伴う経済規模の縮小に対しましては、地産外商戦略によって県民の皆様の所得を守ることなどを中心とした産業振興計画を推進いたしますとともに、過疎化、高齢化の同時進行による孤立化に対しては、日本一の健康長寿県構想の推進によるあったかふれあいセンターの整備などの高知型福祉の実現を目指しております。特に人口減少の影響を受ける中山間地域においては、地域の拠点となる集落活動センターの設置を進めますとともに、加速化する少子化に対しても、ライフステージに応じた課題をワンストップで総合的に支援するなど、対策を抜本的に強化をしてきております。

このように、本県では既にまち・ひと・しごとの創生に関する取り組みを、県を挙げて総合的に進めてきており、この本県の取り組みを踏

まえ、国に対しても、本県の強力な追い風となってもらいたいとの思いを込め、政策提言を行ってきたところであります。

産業振興計画を初めとするこれらの計画や構想などにつきましては、毎年PDCAサイクルを回してバージョンアップをしてきておりました。今後、国の総合戦略の内容も踏まえて改定されることとなりますけれども、これらの改定に合わせまして、産業振興計画で掲げております、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を目指すのだという共通理念のもとに、産業振興計画、健康長寿県構想、中山間地域対策などの政策パッケージを一つに組み合わせ統合することで総合戦略を策定していくことになるものと考えております。また、これまで各計画において実施している施策間の連携や、それぞれが定めている目標達成のための指標や進行管理の手法なども、この総合戦略の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

ただ、現時点では、国の総合戦略自体がまだ策定されておらず、都道府県の総合戦略に求められる要件、内容等の詳細についても示されておりませんことから、今後の国の動向にも留意し、国の総合戦略の内容も踏まえて本県の戦略を取りまとめてまいりたいと考えているところであります。

次に、アベノミクスについてどのように評価しているのかとのお尋ねがございました。

いわゆるアベノミクスは、第1の矢の大胆な金融政策によって企業経営者や消費者のデフレマインドを払拭し、設備投資や消費を拡大するとともに、第2の矢の機動的な財政政策で公的需要を拡大する、そして第3の矢の民間投資を喚起する成長戦略によって民間企業の成長を促し、経済の好循環を実現しようとするものでありまして、短期、中期、長期それぞれの政策を

組み合わせた理にかなった仕組み、政策ではなかろうかと思っていますところでもあります。

安倍政権発足以降、消費者物価指数はプラスに転じておりますし、また長期化していた過度の円高が是正され、輸出関連企業を中心に収益の改善が図られております。さらに、雇用面でも、有効求人倍率が22年ぶりの高水準となり、就業者数も増加するなど、デフレ脱却、経済の好循環に向けてその歩みを進めているのではないかと受けとめております。

他方、民間主導の持続的な経済成長を軌道に乗せ、企業の設備投資をふやす、そしてそれを新たな雇用の創出や賃上げにつなげ、さらなる消費拡大へと至る、こうした経済の好循環を本格的に生み出していくには一定の時間もかかります。また、足元の経済情勢を見ましても、円安に伴うエネルギー価格や原材料費の高騰による中小企業、消費者の負担増加、加えて4月からの消費増税の影響により、名目賃金は伸びているものの実質賃金が追いついていないことによる個人消費の落ち込みなど、特に本県のような地方では景気回復を実感する状況に至っていないのも事実であります。

こうしたことから、まだまだアベノミクスは道半ばではないかと思っております。国におきましては、経済の好循環につながる成長戦略や構造的な問題である人口減少対策を含め、地方創生の取り組みを強力に進めていただくとともに、現下の景気回復を図るため、消費を喚起する対策や、1次産業、中小企業へのエネルギー対策など、即効性のある経済対策をも実行していただきたいと考えているところでもあります。

最後に、日本一の健康長寿県づくりを掲げる本県が高知発の医療モデルを考案し、医療費適正化の先進県を目指すことについてお尋ねがありました。

国民の方々在今后とも安心して医療を受ける

ことができるようにするためには、国民皆保険制度を将来にわたって維持していくことが必要ですが、急激な高齢化や経済の低成長などにより、医療保険財政が厳しい状況にありますことから、医療費の伸びの適正化を図るために、国の主導のもと、各都道府県において平成20年度より医療費適正化計画を策定し、取り組みを進めてきております。本県におきましても、特定健診実施率の向上やメタボリックシンドロームの該当者等の減少など健康の保持増進に関すること、平均在院日数の短縮のための医療機関の機能分化や地域包括ケアの推進などを盛り込んだ医療費適正化計画を定め、取り組んできているところであります。

しかしながら、本県の高医療費は、ひとり暮らしの高齢者が多く、家庭での療養環境が脆弱であることや、医療機関が県中央部に集中している上に、交通の利便性が悪い中山間地域が多く、在宅での療養が困難であること、また現在は整備が進んではおりますものの、特別養護老人ホームの整備が長年にわたり不十分であったことなどから、入院に頼らざるを得ない状況が続いてきたことが大きな要因となっていることもあり、医療費水準を直ちに引き下げることにはなかなか容易なことではありません。

一方、国におきましては、現在においても増加を続けている医療費の伸びを抑制するために、医療費適正化計画の見直しに向けた作業を進めているところであります。目標とする指標の追加や目標達成のための進捗管理の仕組みの導入、また医療保険者の協力の仕組みなどが検討されているところであります。

そのような状況の中、全国で最も医療費の高い高知県において、医療費適正化の全国モデルとなる事業が展開できれば、すばらしいことだと思います。医療費適正化を進めていくためには、市町村や医療保険者の積極的な取り組み

が欠かせないことから、今後の国における医療費適正化計画の見直しの検討状況も踏まえながら、先ほど議員からの御提案にありました住民の方々みずからによる活動も含め、高知県としてどのようなことができるか、市町村や医療保険者とも十分に検討を行っていきたいと考えておるところであります。

私からは以上でございます。

(総務部長小谷敦君登壇)

○総務部長(小谷敦君) まず、国債の長期金利の上昇が本県の財政運営に与える影響についてのお尋ねがありました。

現在の金利の状況を見ますと、国債、地方債ともに低い水準にあり、先月発行した10年償還の本県債の年利は0.495%と極めて低い水準となっております。仮に国債の長期金利が上昇いたしますと、その影響を受けまして、本県債を含めた地方債の金利も上昇することが見込まれますが、その場合、本県の将来の利払い費の負担も増加することが想定されるところでございます。

財政運営を行っていくに当たって、中長期的な見通しを常に持って行っていくことが重要であるとの考え方のもと、毎年公表しております財政収支の試算の本年9月公表分でございますが、今後の金利上昇にも一定対応できるよう、県債の金利を現状よりも高い2%に設定し、利払い費の試算を行っており、その上で、中期的に安定的な財政運営を行える見通しをお示したところでございます。したがって、今後、国債の長期金利が現在の水準から一定上昇いたしましても、本県の財政運営に直ちに重大な支障が生じるとは考えておりませんが、引き続き、国債の金利動向を十分に注視するとともに、本県への影響の的確な把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、本県における狩猟税収の現状及び狩猟

税の廃止についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

狩猟税は、都道府県による狩猟者登録を受けた者がレジャーとして狩猟を行うに当たり、都道府県の行政サービスを受けることに着目して課される目的税であり、その税収は有害鳥獣駆除や鳥獣保護に要する経費に充てられることとされ、本県の平成25年度の税収は4,800万円余りとなっております。一方、狩猟免許を保持していても、都道府県等の許可を得て有害鳥獣の駆除のみを行う場合は、狩猟者の登録の必要がなく、狩猟税の課税対象外となっております。

また、狩猟者登録を受けた方が市町村長の任命を受けて有害鳥獣の駆除を行う場合は、みずからの意思で行う狩猟について一定の制約を受けることから、狩猟税の税率を2分の1とする特例も設けられているところです。加えて、みずからの意思で行う狩猟であっても、鹿を捕獲された場合には1頭当たり8,000円の報償金を県単独事業により支出することとしております。このほかにも、狩猟免許取得に際しての講習受講料の全額補助など、狩猟者の方々の負担軽減策も講じているところであります。

これらの事業を含む有害鳥獣対策等に係る本県の歳出予算は、平成26年度で5億3,000万円余りと、狩猟税収の10倍以上になっており、狩猟税収はこうした取り組みの貴重な財源の一部となっていることから、税財政を所管する私の立場から申しますと、これにかわる代替財源もなく、安易に廃止することはできないものと考えてはおりますが、狩猟を取り巻く環境の変化なども含め、税のあり方の中でよく検討される必要があるものと考えており、現在行われている国の議論を注視してまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、農業分野における到達点と不足点、不足点改善のための取

り組みについてのお尋ねがございました。

本県の農業の目指すべき姿は、若い人が産業としての農業に魅力を感じ、希望を持って県内外から就農できる、若者の雇用の受け皿として、またいわゆる外貨を稼ぐ産業として、高知県の地域経済の発展に大きく貢献できる産業となることだと考えております。第2期産業振興計画では、地域で暮らし稼げる農業を10年後の目指す姿として掲げ、収量や品質の向上、多様な流通・販売などに取り組んでおりますが、これは一つの通過点として捉え、本県の目指すべき農業に向けてさらに取り組みをバージョンアップしていく必要があるものと考えております。

9月県議会で御承認をいただきました次世代型こうち新施設園芸システムの取り組みは、環境制御など先進技術を県内全域へ広げていくことで飛躍的な増収につなげるとともに、これまでの施設園芸を大きく変える可能性を秘めており、高知の農業を新たなステージに引き上げるものだと考えております。これらの取り組みをスピード感を持って県内農業者へ普及していき、産地の拡大や農業者の所得向上につなげてまいります。あわせて、それを支える人材につきましても、産地が真に必要な人材を確保するため、産地みずからが具体的に提案、募集をし、面談等を行った上で新規就農者を受け入れる産地提案型の取り組みを中心に進め、担い手を確保してまいります。

次に、円安が及ぼす本県農業への影響と対応についてのお尋ねがございました。

農業分野では、円安は、畜産飼料や園芸用の燃油、肥料など、原材料の輸入依存度が高い資材の価格の上昇を招き、農業経営に影響を及ぼすことが懸念をされます。

まず、畜産飼料の価格につきましては、円安や穀物相場などの影響を受けて高どまりをしており、経営の負担となっております。そのため、

国の配合飼料価格安定制度の活用や自給飼料の増産の取り組みへの支援などによりまして、経営安定に向けて負担の軽減を図っているところでございます。

一方、燃油価格につきましては、原油価格の下落によって円安の影響が相殺をされ、現在のところ低下傾向にあります。また、肥料や農薬の価格につきましては、価格改定時期のこの11月に見直しが行われませんでしたことから、直ちに影響を受けることはないのではないかと考えております。しかしながら、今後の為替や原油市場の動向によりましては、燃油や農業用フィルムなど石油を原料とした農業資材の価格の上昇が懸念をされますし、肥料、農薬につきましても、このような円安が継続をした場合、価格の上昇が懸念をされます。

そのため、国の燃油高騰緊急対策事業を活用したヒートポンプエアコンの導入など省エネ対策の推進、また土壌診断に基づく効率的な施肥や、IPM技術の導入などによる肥料や農薬の使用量の削減などによりまして、生産コストの低減に取り組んでまいります。また、状況に応じまして、国の制度や事業のさらなる充実に向けて提言を行ってまいります。

次に、米の低価格についての県の認識、分析などについてお尋ねがございました。

ここ数年の米価は全国的に低下傾向にあり、本県におきましても同様の状況になっております。特に平成26年産米におきましては、最も生産量の多いコシヒカリで60キログラム当たり1万円を割るといった、これまでにない低い価格となっております。このような米価の状況について、県内の稲作農家の方からは、この米価では今後の米づくりに意欲が湧かないといった声も上がっておりまして、大変厳しい状況であると認識をいたしております。

米の低価格の背景としましては、人口減少や

少子高齢化、食生活の多様化などによりまして米の消費量が減少し続けている中で、ここ数年、米の需要に対し作付が過剰になっているため、恒常的な米余り状態となっていることが考えられます。今後もこうした米の低価格傾向が続けば、特に生産コストが高く小規模農家の多い中山間地域を中心に離農者や耕作放棄地がふえるのではないかとといったことが懸念をされます。

県といたしましては、このような懸念が現実のものとならないよう、まずは需要に応じた米生産を行うことが最も重要であると考えております。このため、国の水田活用の直接支払交付金を最大限に活用しまして、主食用米から飼料用米を中心とした非主食用米への転換を推進してまいります。さらに、主食用米から園芸品目などへの転換、米の消費拡大への取り組みなどもあわせて進めてまいります。

次に、次世代型こうち新施設園芸システムを普及するための課題と、実現していくための具体的施策、将来の展望についてのお尋ねがございました。

県として普及を目指しております次世代型こうち新施設園芸システムの中心は、炭酸ガス施用などの環境制御技術を既存ハウスに導入する取り組みと、環境制御技術を標準装備し一定の軒高と規模を持つ次世代型ハウスを整備する取り組み、この2つの取り組みから成っております。

まず、環境制御技術の導入の取り組みにつきましては、これまでの現場実証でも明らかになっておりますように、作物の収量アップに即効性のある取り組みでございますので、いかに速やかに普及するかが肝要だと考えております。そのため、9月県議会で御承認いただきました環境制御技術導入加速化事業を活用いたしまして、この冬から導入していただけるように全力で取り組んでいるところでございます。

また、次世代型ハウスの整備は、収量アップを実現するだけにとどまらず、これまでの施設園芸を大きく変える可能性を秘めた重要な取り組みだと考えております。

この10月から事業参加者の公募を行いましたところ、4者から応募をいただき、現在、事業採択に向けた作業を行っているところでございます。事業の実施に当たっては、農地の確保や資金の調達、また雇用の確保などの課題もございますので、参入を希望される意欲的な農業者の方々と連携をしながら、それぞれの課題を一つ一つクリアし、早期の実現に向けて取り組んでまいります。これらの取り組みによりまして、収益性の高い農業を実現し、産地の維持拡大、農業者の所得向上につなげ、本県農業を活力あるものにしてまいりたいと考えております。

最後に、平野部や中山間地域の農地整備における課題と今後の対応についてのお尋ねがございました。

農地整備は、農業の生産性の向上や担い手への農地集積の促進など、効率的かつ安定的な農業を展開する上で欠くことのできない対策の一つでございます。しかし、中山間地域を多く抱える本県は、まとまった農地が少なく、国庫補助事業などの有利な事業の導入が困難であることや、農業をめぐる環境が厳しい中で、中山間地域はもとより平野部におきましても事業に対する投資意欲が減退していることなどが推進上の課題となっております。また、農地整備を推進するためには、地域での合意形成が不可欠ですが、経営規模が小さく関係者の多い本県では、その調整も課題となっております。

このため、県では昨年度、事業の実施要件について政策提言を行い、これまで20ヘクタール以上の受益面積が必要であった県営事業の要件が、中山間地域においては10ヘクタール以上に緩和をされました。また、農家負担につきまし

でも、担い手への農地の集積率に応じた軽減策が拡充をされ、地域の合意形成についても、農地中間管理事業を活用することで関係者との調整も迅速に進めることができます。

県としては、過疎化や高齢化などにより農業者の減少が進行する中で、担い手への農地集積を加速化するためにも、こうした事業を積極的に活用するとともに、市町村と連携を図りながら農地整備を推進してまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 林業分野の到達点と不足点、不足点改善のための取り組みについてお尋ねがございました。

本県には、成熟期を迎えた豊富な森林資源がございます。これを余すことなく活用することで、中山間地域における基幹産業としての林業を再生し、雇用の創出や所得の向上など中山間地域の活性化につなげるため、第2期産業振興計画において、当面の目標として、平成33年度末には木材・木製品製造業出荷額等で200億円以上、原木生産量で81万立方メートル以上を掲げ、川上から川下まで一体的に取り組んでいるところです。

現時点におきましては、製品出荷額を向上させるための大型製材工場や、原木生産の拡大を誘引する木質バイオマス発電施設が整備され、本県の豊富な森林資源をダイナミックに活用する仕組みが整ってまいりましたが、一方で、ここ数年増加傾向で推移していました林業の担い手が、昨年度は減少する事態に陥っています。

そのため、これまでも担い手の確保を目的として、新規就業者を対象とした研修などを実施してまいりましたが、こうした従来の対策に加え、林業の裾野を広げるために、小規模な林業活動を実践されている方々にもお声がけをして、林業に関する情報の共有や技術のスキルアップを支援する協議会を来年1月には設立すること

としております。さらには、来年度新たに林業学校を創設し、即戦力となる人材の養成や、将来本県の林業を担うリーダーの育成にも努めてまいります。こうした取り組みにより、担い手の確保育成を図り、基幹産業としての林業を再生することで、中山間地域の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 水産分野の到達点と不足点、不足点改善のための取り組みについてお尋ねがありました。

第2期産業振興計画の水産分野では、漁業者とその家族が将来にわたって生活していける、若者が住んで稼げる元気な漁村を実現するため、生産から加工・流通・販売まで一貫した取り組みを進めています。

これまで、黒潮牧場の増設や、都市部の市場関係者とのネットワークの構築、新たな水産加工業の事業化などに取り組んでまいりました。しかしながら、漁業就業者の減少に見られますように、水産業全体は依然として厳しい状況にあり、一層取り組みを強化しなければならないと考えております。

このため、カツオなどの県内への水揚げの促進や、漁業生産に占めるウエートの高い定置網漁業の収益性の向上を図りますとともに、養殖業における経営体の協業化の促進や、カンパチなどの人工種苗の導入などにより、沿岸漁業生産の確保、増大に取り組んでまいります。また、流通・販売に関しましては、今年度からスタートしました大都市圏の「高知家の魚 応援の店」や築地につぼん漁港市場の活用などにより、外商をさらに強化してまいります。これらの取り組みを通じまして、本県水産業の振興、漁業就業者の確保につなげてまいります。

次に、円安による本県水産業への影響と対応についてお尋ねがありました。

水産業分野で為替レートの影響を受けるものとしては、燃油及び養殖用飼料に使用する魚粉が考えられます。これら燃油と養殖用飼料は、経費に占める割合が大きいことから、円安による価格の上昇は経営に大きな影響を与えるおそれがあります。

このような影響を緩和するため、燃料費や養殖用の飼料費が高騰した際、漁業者と国が積み立てた基金から補填をする漁業経営セーフティーネットが構築されています。県としましては、制度のさらなる充実に向けた国への提言や、制度の活用に向けた漁業者への働きかけなど、必要な取り組みを行っていくことで漁業経営の安定を図ってまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 円安が及ぼす本県の商工業分野への影響と対応についてのお尋ねにお答えいたします。

最近の円安に関しまして、主な県内製造業者や商工団体にその影響についてお聞きしてはいますが、化学製品や電子部品など円安が有利に働く輸出関連企業では、製造コストが上昇しているものの、全体的には売り上げが伸びており、メリットが大きいといった声があります。一方で、原材料を輸入している鉄鋼や製紙業では、コスト増加の影響を吸収できず、売り上げは伸びているものの利益率が下がっているという状況もお聞きしているところです。また、商工団体からは、包装資材、運送費などの流通コストが増加している中で、商品への価格転嫁が難しく、事業全体の効率化で対応せざるを得ないという声も伺っております。

このように、円安が製造業者に与える影響は業態によりさまざまではありますが、本県におきましては、輸出に携わる中小企業が比較的少ないといったことから、このまま円安が続きますと、原材料費や燃料費などのコスト増が経営

環境を圧迫してくるケースもふえてくるのではないかと懸念をしております。

そういった中で、必要とされる資金需要に対しましては、まずは県の制度融資などにより対応していきたいと考えていますし、生産性向上につながる設備投資への支援も引き続き行ってまいります。また、国の経済対策の中で中小企業への円安対策が盛り込まれるとお聞きもしておりますので、その動向にも注視してまいります。すほか、県内商工団体との連携のもと、状況を把握しながら、適切な対応に努めてまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まず、産業振興計画に関して、地域内に働く場所をつくるためにこれまでどのような取り組みをし、また今後どのような強化を図っていくのかのお尋ねがありました。

第2期産業振興計画において将来像として掲げます、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するためには、御指摘のとおり、官民協働で働く場所をつくることが大変重要であると考えております。このため、お話にありました地域アクションプランの取り組みを、総合補助金による設備投資の支援や、専門家による助言、人材育成などさまざまな支援策を活用してサポートをさせていただいているところでございます。

多くの方々に御参画をいただき、これまでになかった新たな取り組みが県内各地域に広がってまいりましたことで、地域アクションプランの数は250事業にまでふえております。また、外商に挑戦し、事業規模をさらに拡大しようとする動きも出てきており、雇用の面でも、平成21年度から25年度までの5年間で970人の新たな雇用が生まれております。

さらに、地産外商公社において、このアクションプランを初め、外商に意欲的に取り込まれる

事業者の商品の磨き上げや営業活動をサポートするとともに、本年6月には、地元企業であり全国で卸売業を展開されています旭食品株式会社との協定を締結し、旭食品と県内の食品加工事業者や農林漁業者の皆様とのマッチングの場を設けて、事業者同士の連携による具体的な事業展開につなげるといった、今までにはなかった取り組みも進めているところでございます。

今後は、地域アクションプランの実践者をさらにふやすことに注力をいたしますとともに、地産外商公社の体制の強化等により、官民協働での外商支援の範囲を広げ、取引の拡大にさらに取り組んでまいります。こうした取り組みを積み重ねる一方で、事業者が次のステージに踏み出していけるよう、県内外の専門家の助言を得ながら、企業の成長段階に応じた総合的な支援を行い、事業者による新たな設備投資や雇用の拡大といった拡大再生産につなげますことで、地域内に働く場を数多くつくってまいりたいと考えております。

次に、地方創生という新たな流れの中で、中山間地域での産業創出のための課題と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

地理的な条件が悪く、過疎・高齢化が進む中山間地域で産業を創出するためには、地域の持つ強みや特性を最大限に生かすことが重要であり、県としては、地域の方々の思いや主体性を大切にしながら、いかにしてそれに寄り添いサポートできるかが課題であると考えております。具体的な取り組みとしましては、先ほど御説明させていただきました地域アクションプランへの支援のほか、集落活動の拠点となる集落活動センターの普及や、地域の農地や農業者の生活を守るための集落営農組織の育成、さらには中山間地域の生産者グループなどによる小規模な加工品づくりなどの小さなビジネスへの支援、小規模林業活動の推進など、地域の課題や実態

を踏まえて、市町村とともにさまざまな取り組みを総合的に進めているところでございます。

こうした取り組みが地域地域で着実に進む一方で、事業をさらに拡大をしたいが、必要な担い手や人材の確保が難しいといった声もお聞きをいたします。この課題は、3年前に実施をしました集落實態調査の結果でも、集落の産業振興に必要な対策として最も多く回答があったところでございます。

このため、今年度から、特産品開発や伝統産業の担い手といった地域の活性化に必要な人財ニーズを掘り起こして、多様な経験や能力を持つ都市部等の人財とマッチングをさせる人財誘致の取り組みを進めております。この取り組みでは、都市部の人財に地域の新たな担い手として活躍をしていただくことで地域の取り組みを拡大させ、さらに多くの雇用を生み出すことを目指すもので、地域おこし協力隊の導入とあわせまして、中山間地域の活性化を図るための重要な取り組みであると考えております。

今後も引き続き、新しい産業を数多く創出することと、それをさらに大きくするために必要な人財を誘致すること、この2つの取り組みを、市町村とも連携をしながら官民挙げて全力で取り組みますことで、それぞれの地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくという地方創生の実現につなげてまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） まず、任期後に本県に定住する地域おこし協力隊員の現状と定住に向けての取り組みについてお尋ねがありました。

地域おこし協力隊員は、12月1日現在、22の市町村で70名の方々が活躍されており、集落活動センターの取り組みや自伐型林業、特産品の

開発や観光振興などさまざまな活動を通じて地域振興に貢献されております。

任期を終了した隊員の状況でございますが、昨年6月末時点の総務省による調査では、全国で任期を終了した隊員は366名で、その定住率は5割強という状況でございますが、本県では、任期終了者17名のうち約7割の12名が、就農のほか、集落活動センターの事業推進員やラインガルテンの管理、商工会や道の駅への就業、カフェの開業などで生計を立て、県内に定住されております。

隊員の方々に任期後も引き続き県内に定住し地域の核として活躍していただくためには、生活の糧となる仕事の確保を初め、市町村や地域の受け入れの体制や任期中からのサポートが重要になってまいります。そのため県では、募集段階の情報発信など市町村の取り組みを支援するほか、隊員それぞれに対しては、研修会の開催や土佐まるごとビジネスアカデミーといった日々の活動の助けとなるセミナーの情報提供やあっせんのほか、移住相談への対応など、支援に努めてまいりました。

今後とも、日々の活動や日常生活へのサポートに加えまして、県内での起業や就業につながりますように、導入段階から任期後の定住に至るまでを移住促進の取り組みとも連動させながら、市町村と連携して総合的に支援してまいりたいと考えております。

次に、若い狩猟者の確保のためにどのような努力が行われてきたのか、また狩猟者確保のために数値目標を設定して取り組んでいるのかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

本県における狩猟者数は、現在、昭和54年のピーク時の約3割、4,000人規模に減少してきており、年齢構成も60歳以上が7割を占めるなど高齢化が進んでいる状況にあります。鳥獣被害

対策を推進してまいります上で、捕獲の担い手である狩猟者の確保は重要な課題であり、県では、被害対策の強化に取り組む中で、新たな狩猟免許取得者を年間500人確保することを目標に置き、取り組んでいるところでございます。

狩猟者の確保の具体策としましては、狩猟免許試験の回数を年間10回から16回にふやし、またできるだけ地域に出向いて実施するなど、試験を受けやすい環境を整えますとともに、射撃教習料や事前講習受講料を補助することなどによりまして、狩猟免許を取得される方への経済的な負担軽減を図ってまいりました。また、昨年度からは、鳥獣被害の実情を県民の皆様に広く知っていただけるよう取り組みを進めております。お話のありました、若い方にも狩猟の魅力や社会的な役割について理解を深めてもらい、みずから狩猟に取り組んでもらえるように内容を工夫した狩猟フォーラムを開催し、啓発にも努めているところでです。

そうした取り組みの結果、本県における新規狩猟者の数は、抜本強化前の平成23年度は年間334人であったものが、24年度は432人、25年度は425人とふえてきております。また、それを年代別に見ますと、20代から40代の増加が顕著で、特に20代の方は、平成23年度に3人であったものが、24年度には29人、25年度には28人と大幅に増加をしてきております。

今後とも、県としましては、若い方を含め狩猟者の確保に、より実効が上がるように、引き続き市町村を初め猟友会等関係団体とも連携してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 保育所、幼稚園の保育料無料化についてお尋ねがございました。

出生率を高めることや若い子育て世代の定住対策を進める上で、保育料の無料化を含む子育て

て支援の充実を図ることは大きな効果が見込まれるものと思います。

国におきましては、昨年度、幼児教育の無償化への取り組みについて、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進めるとの閣議決定をなされ、本年度から、幼児教育における低所得世帯の保護者負担が無償化されるとともに、所得制限の撤廃により、多子世帯の保護者負担の軽減が拡充されました。一方、県におきましては、平成21年度から、一定の条件のもと、第3子以降かつ3歳未満の子供の保育料を無料としている市町村に対し独自の補助制度を設けることで、一步踏み込んだ対策を講じております。

こうした中、現在県内では14の市町村において、独自の子育て支援策として保育料を無料化あるいは軽減をしております。その内容といたしましては、保育所等の在園児全ての保育料を無料化している市町村が3町村、第2子や第3子以降の保育料を無料とするなどの負担軽減策を講じている市町村が11市町村となっております。こうしたことは、少子化や人口減少の進行に対して危機意識を持つ市町村が多いことのあるわけではないかと受けとめております。

このことに関し、尾崎知事がチームリーダーを務める全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームでは、少子化対策の抜本強化を国に求める提言活動の中で、保育料についての第3子以降への重点的な支援や、段階的な幼児教育・保育の無償化などを働きかけてきたところですが、こうしたことなどを受けまして、国では平成27年度の予算編成過程で、幼児教育の無償化について具体的な検討が行われているとお聞きをしております。今後も、国において幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みが着実に進むよう、機会を捉えて働きかけを行うとともに、県としても、さらにどのような取り組みができるのかについても考えていきたいと思いま

す。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) まず、本県の特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの減少、ジェネリック医薬品の使用に関する目標値と達成の現状、課題についてお尋ねがありました。

現在実績値を把握している平成24年度までの第1期高知県医療費適正化計画では、特定健診受診率は70%以上、特定保健指導実施率は45%以上、メタボリックシンドローム減少率については、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の推定者数が平成20年度に比べて10%以上減少することを目標値としていました。

このうち特定健診の受診率については、市町村国保は平成20年度から4年連続で上昇し、平成24年度は全国水準まで達するなど、一定の成果があらわれてはいるものの、全保険者の受診率は43.4%と、まだまだ目標70%との乖離が大きい状況です。保険者別では、市町村国保と協会けんぽの被扶養者が他の保険者に比べて受診率が低くなっているため、市町村と連携し、国の助成制度を活用した健診未受診者への受診勧奨やがん検診とのセット化などの取り組みを強化し、受診促進に取り組んでいくことにしています。

また、特定保健指導の平成24年度の実施率は15.6%で、全国平均は16.4%と、ともに低い状況です。このため、市町村に対しては、特定健診と同様に、国の助成制度を利用した勧奨の実施や、保健師など特定保健指導実施者のスキルアップや、事業所内で健康づくりを担う人材育成を行うなど、実施率向上に取り組んでまいります。

また、メタボ減少率は、平成20年度と比べ平成24年度で10.9%減少となっており、10%の目標は達成しましたが、平成25年度からの第2期

計画では25%を目標としていますので、さらなる減少に向けて取り組んでいく必要があります。メタボ該当者などを減少させるためには、早い段階から肥満や高血圧などを把握し、生活習慣の改善を促すことが重要であることから、特定健診の受診率や特定保健指導実施率の向上の取り組みを進めるとともに、「高知家健康づくり支援薬局」での健康相談や受診勧奨の実施、あわせて子供のころからの健康的な生活習慣の定着を推進するため小・中・高等学校での健康教育を実施するなど、さらに健康づくりの取り組みを進めていきます。

次に、ジェネリック医薬品使用については、厚生労働省が策定しました後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップにおいて、数量シェアを平成30年3月末までに60%以上とする目標が設定されています。

本県では、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、平成21年度に、医師や薬剤師、関係行政機関などで構成された協議会を設置し、医療従事者の意識調査や安心使用促進セミナーの開催、啓発チラシの作成などを行っています。また、医療保険者においては、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知書の送付やリーフレットの配布などの取り組みも行っています。

本県の使用状況は、平成26年5月時点で全国平均より4%ほど低い50.5%となっていますが、前年同期と比べて8.9%増加するなど、関係機関と連携した取り組みの成果も見え始めていますので、今後とも目標の達成に向けて、県民や医療関係者に対しジェネリック医薬品に関する普及啓発を実施してまいります。

次に、医療費削減に向けた市町村の住民の方々の努力についてどのように評価するのか、お尋ねがありました。

本県の1人当たり医療費は、議員御指摘のと

おり全国1位となっており、医療費の適正化は従前から大きな課題となっていました。高医療費の主な要因が、高齢化や過疎化により高齢者の自宅での療養が困難なことにあることから、抜本的な医療費の削減は大変難しい状況にあります。しかしながら、増加を続ける医療費の伸びを少しでも抑制することは、国保を初めとした医療保険財政が厳しい状況からも重要であることから、県では、生活習慣病対策などの健康づくりや地域包括ケアシステムの構築などに取り組んできているところです。また、市町村国保では、ジェネリック医薬品の差額通知や、医療機関への重複・頻回受診者への指導などにも取り組んできたところです。

このような状況の中で、議員のお話にありましたような、地域の住民の方々みずからが中心となり、行政と協働して、PDCAサイクルを意識しながらジェネリック医薬品の利用促進などに取り組んでいただくことは、地域全体での医療費適正化の住民意識の高まりも期待できますことから、医療費適正化を図るために有効な手段ではないかと考えています。

次に、チーム稲生の取り組みを県としてどのように支援していくかとお尋ねがありました。

チーム稲生の活動は、地元自治体と協働して取り組みを行えば、医療費の適正化を図るために有効な手段ではないかと考えています。このような住民の方々の思いを実際の行動に移し、効果を上げ、また一部の地域だけでなくその市町村全域へと活動を広げていくためには、医療費適正化の実施主体となります市町村の役割が非常に重要となってきます。

現在のところ、住民の方々における構想段階であるとお話も伺っているところであり、また個人情報の取り扱いなど課題もあることから、まずは地元の南国市とチーム稲生とで具体的な取り組み内容の協議を行っていただいた上で、

県として、国の助成制度の活用なども含めどのような支援が可能なのか、検討を行ってまいりたいと考えています。

○4番（坂本孝幸君） 知事初め教育長、各関係の部長、本当に丁寧な御答弁いただきありがとうございます。

質問ではございませんけれども、これまでの答弁の中から私も大変期待するものが幾つかありまして、もう一回その状況を繰り返して見てみたいと思いますが、高知県の医療の事情というのは高知県ならではの中山間、病院が遠いとかあるわけですが、長野県に松川村というところがあって、男性長寿日本一という村なんです。ここはどうして長寿なんですかというふうな質問をすると、3つ言われまして、1つは受診率が高いということ、2つ目が野菜を食べる、長野県ですから野菜をいっぱい食べているわけですね。それから運動すると、これは農作業が中心のようですが、そういう要件があって男性長寿日本一になりましたみたいなことも言っていました。高知県ではやっぱり全国一の医療費とか、病院で亡くなる人の割合も日本一とかというふうな事情もありますので、ぜひ健診の受診率を目標まで早く近づけていただきたいということ、これをお願いしておきたいと思えます。

それから、保育料の無料化の関係ですが、知事も国のほうへ提言もされてくれておりまして、国でも検討中ということですので、国の流れを見ながら、高知県でもそういうこともぜひ検討していただきたいと思いますということ。

それから最後ですが、高知型の医療モデルの発信、これ本当に先ほども申しました、こういう高知県の医療の現状から申しますと大変大事なものでございまして、知事もモデル事業、本当に素晴らしいということも言われました。その一言、私ももう忘れることができませんので、

国の検討も見ながら、ぜひ高知県のほうでも全国発信できるような医療モデルをつくり上げていただきたいと、そういうことをお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明16日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時37分散会

平成26年12月16日（火曜日） 開議第3日

出席議員

- 1番 金子繁昌君
- 2番 加藤 漠君
- 3番 川井喜久博君
- 4番 坂本孝幸君
- 5番 西内 健君
- 6番 西内隆純君
- 7番 弘田兼一君
- 8番 明神健夫君
- 9番 依光晃一郎君
- 10番 梶原大介君
- 11番 桑名龍吾君
- 12番 佐竹紀夫君
- 13番 中面 哲君
- 14番 三石文隆君
- 15番 森田英二君
- 16番 武石利彦君
- 17番 浜田英宏君
- 18番 樋口秀洋君
- 19番 溝渕健夫君
- 20番 土森正典君
- 21番 西森潮三君
- 24番 ふあ一ま一土居君
- 25番 横山浩一君
- 26番 上田周五君
- 27番 中内桂郎君
- 28番 西森雅和君
- 29番 黒岩正好君
- 30番 池脇純一君
- 31番 高橋 徹君
- 33番 坂本茂雄君
- 34番 田村輝雄君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君
- 37番 吉良富彦君
- 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎正直君
- 副 知 事 岩城孝章君
- 総務部長 小谷 敦君
- 危機管理部長 野々村 毅君
- 健康政策部長 山本 治君
- 地域福祉部長 井奥和男君
- 文化生活部長 岡崎順子君
- 産業振興
推進部長 中澤一真君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷正文君
- 商工労働部長 原田 悟君
- 観光振興部長 伊藤博明君
- 農業振興部長 味元 毅君
- 林業振興・
環境部長 大野靖紀君
- 水産振興部長 松尾晋次君
- 土木部長 奥谷 正君
- 会計管理者 大原充雄君
- 公営企業局長 岡林美津夫君
- 教育委員長
職務代理者 久松朋水君
- 教 育 長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会
事務局長 福島寛隆君
- 公安委員長
職務代理者 山崎 實樹助君
- 警察本部長 國枝治男君
- 代表監査委員 朝日満夫君
- 監査委員
事務局長 吉村和久君
- 選挙管理委員長 恒石好信君

事務局職員出席者

事務局長 浜口真人君
事務局次長 中島喜久夫君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君
主事 溝渕夕騎君



議事日程(第3号)

平成26年12月16日午前10時開議

第1

- 第1号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成26年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県地域医療介護総合確保基金条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第12号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案

- 第 26 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案
- 第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 31 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 第 32 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 33 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案
- 第 34 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案
- 第 35 号 県有財産（機械設備）の取得に関する議案
- 第 36 号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（浜田英宏君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

教育委員長小島一久君から、所用のため本日の会議を欠席し、教育委員久松朋水君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

また、公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第36号「安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上36件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

35番岡本和也君。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君） おはようございます。私は、日本共産党を代表して質問を行います。

まず、知事の政治姿勢について3点伺います。

1点目は、消費税増税についてです。

安倍首相は、消費税10%は先送りしたものの、消費増税法の景気条項を削除して、景気に関係なく問答無用で実施すると述べました。これは、首相自身が税率を上げて税収がふえないということになっては元も子もないとして先送りの理由と全く整合性がありません。

景気や国民の暮らしの状況を無視しても10%増税を実施する真の目的は、財界の言いなりに法人税減税を実施する財源を確保するためであることは明瞭です。財界は、日本の法人税は高

過ぎると言っていますが、日本の法人税が高いという主張は政府自身が否定しています。

ことし3月31日の政府税制調査会に、財務省が、企業負担の国際比較の中で法人税負担の対GDP比という資料を提出しています。表面税率では各国で課税ベースが違うために実態をあらわさないで、比較するにはGDP比で見るのが国際的な見方です。それによれば、日本は3.2%で、韓国3.5%、シンガポール3.9%より低く、中国3.2%と同じです。しかも、大企業が利益をふやしても国民に還元されないことは、1990年代半ばからの構造改革路線で実証済みです。消費税増税に相前後して法人税減税が実施されてきた事実を見ても、消費税が法人税減税のために使われてきた事実は明白です。そのことが確認できるのは、1990年からの25年間、法人3税が減税と景気悪化により累計で255兆円減少しています。反対に消費税収は1989年から26年間で282兆円と、ほぼ一致する数字となっています。今回もセットでの実施です。

景気に関係なく消費税増税10%を実施し、莫大な利益を上げている大企業にさらに減税するでは道理にかなわないと思うが、知事にお伺いいたします。

次に、TPPについてです。

安倍政権は、あくまでTPPの合意に固執しています。しかし、国益が守れないことは日豪EPAで明らかです。EPAでは、国会決議に反し、牛肉の関税を大幅緩和することが決定されました。そのことは、畜産農家だけでなく飼料米の市場も縮小し、稲作農家にとっても未来を閉ざされる内容です。

TPPは秘密裏の交渉のため、メディアの報道は減っていますが、日豪EPAの流れでTPP交渉が締結されたら、本県に深刻な影響を与えることは必至です。アメリカ農務省の報告書では、合意によって最も農産物の輸出をふやす

のはアメリカで、参加国全体の輸出増加額の70%は輸出先となる日本に押しつけられ、日本農業はほぼひとり負けになると試算されています。

産業振興計画の土台となる第1次産業を成り立たなくするTPPに対し、改めて高知県の意思を明確にし、県民世論を喚起する必要があるのではないか、知事にお聞きします。

3点目に、田舎回帰として全国町村会の提言も強調する自然エネルギーの推進について伺います。

9月議会で、自然エネルギーの新規契約の中止、保留について質問し、さらに普及を促進するための意見書も可決されました。

自然エネルギーの実態は、計画を出しただけで、実際の運転はまだ一部であり、四国電力では計画だけでも春夏のピーク電力に届いていません。その後、太陽光発電協会は、約3割は権利の転売を目的にしたもので、本気でない業者は淘汰される、その結果、送電網に支障が出るのは九州電力で3年後、東北電力と四国電力で6年後とレポートを出しています。その間に送電網を整備し、電力会社間で融通し合う仕組みづくりが可能です。

また、自然エネルギーの蓄電に効果的な揚水発電の利用率は、昨年度わずか3%です。四国の揚水発電のかなめである本川発電所の発電能力は、伊方1号機、2号機と同程度の60万キロワットを超えています。さすがに経済産業省も、揚水発電を最大限活用すれば自然エネルギーの受け入れ可能量がふえるとして、試算の提出を求めました。したがって、今回の自然エネルギーの契約中止は、電力会社が原発に固執し、自然エネルギーの普及にあらがう姿勢が明らかであり、条件が違うのに各電力会社が横並びで中止、保留を打ち出したのはそのあかしです。

このことから、自然エネルギーの新規契約を保留している四国電力に抗議するとともに、契

約を再開し、送電システムの整備など自然エネルギーの普及に真剣に取り組むよう強く要請すべきと思うが、知事にお聞きいたします。

次に、小規模企業振興基本法について伺います。

長引く不況のもと、中小企業は、施設の老朽化や財務状況の危機的水準など、深刻な事態が続いています。その中で、地域密着型の小規模企業、自営業の振興に向けた施策として小規模企業振興基本法がことし6月に成立しました。

1999年に中小企業基本法が大改悪され、大企業と中小企業の格差是正、不利の補正という理念をやめ、創業、ベンチャー支援に重点が置かれ、それが原因で自営業者が大きく減少してきたわけです。そこで、今回の同法制定について中小企業白書は、成長発展する中小企業だけでなく事業の持続的発展を打ち出した点で、中小企業政策の大きなパラダイムシフトを意味すると明記しています。同法では、国が基本計画を策定し国会に報告すること、地方自治体はその区域の条件に応じた施策を策定し実施する責務を負うことを定めています。

本県では、既に産業振興計画として小規模企業の振興を具体的に実践しているわけですが、小規模企業振興基本法の意義、課題について知事の認識をお聞きいたします。

小規模企業の持続的発展を支援するための前提条件として、緊急の経済環境改善の取り組みが重要になっています。

第1は、税制問題です。政府は、大企業の法人税減税の財源対策として、赤字の中小企業も増税となる外形標準課税の適用拡大を検討しています。ただでさえ消費税増税分を価格に転嫁できず原材料費の高騰で苦しむ小規模企業に、息の根をとめる増税です。赤字企業であっても労働者の給与を払い、社会保険料を負担し、地域経済を支える大きな役割を發揮しています。

外形標準課税の適用拡大に断固反対するべきと思うが、知事にお聞きいたします。

また、自営業から成る小規模事業者での自家労賃問題、所得税法第56条の解決も重要です。家族従業員への労賃が、同条により必要経費として認められておらず、後継者不足に拍車をかけており、高知県議会も2007年9月県議会で「所得税法第56条の廃止を求める意見書」を全会一致で可決しています。

小規模事業者の存続にとって所得税法第56条の廃止が重要と思うが、知事にお聞きいたします。

第2に、地域の実態に即した支援策の拡大、普及です。そのためにも、まずは県内地域の実態を把握することが必要ではないでしょうか。

県内の小規模事業者の実態調査や要望の聞き取りをぜひ実施すべきと考えますが、商工労働部長のお考えをお聞きします。

そこで、支援策の中で、全国でも県内でも歓迎されているのが住宅リフォーム助成制度です。現在実施している住宅の耐震改修は極めて重要であり、前県政のもとで共産党議員団が繰り返し論戦で要望し、導入に結びつけたものです。

しかし、この仕事は専門技能を持った業者への発注となり、広範な事業者を支援することを目的にしていません。一方、住宅リフォーム助成は、広範な事業者に波及する緊急経済対策として意味があり、災害対策を考えても、地域に工務店や職人が存在し続けることを支援するものですし、住環境の改善そのものも重要であり、国も長期優良化住宅リフォームに踏み出しています。

住宅リフォーム助成は、秋田、山形、静岡、広島、佐賀の5県を含む628自治体で実施されています。京都府与謝野町は、3年間実施した住宅リフォーム助成についてアンケートを実施し、利用者から689通、施工者から71通の回答を得て

います。

アンケートのまとめでは、改修された住宅は築30年から50年のものが多く、本制度が住環境を向上させるための改善工事を行うきっかけになったと述べ、「補助金が出るので実施した」という回答が約35%、「追加工事を実施した」が約17%となっており、経済波及効果が高いと評価しています。施工業者のアンケートでは、8.5%の会社が「従業員がふえた」と回答し、まとめでは、施工業者が本制度を利用して営業活動を行うことによって新たな仕事を獲得する機会がふえた可能性があり、町内の建設関連業者には非常に大きな影響があったと分析しています。施工業者の事業規模も、1,000万円から5,000万円が45%、1,000万円以下が31%と、小規模事業者の仕事確保につながっています。

また、同町が経済波及効果の分析を委託した京都大学研究チームの報告は、投入した補助金の23.84倍の効果があつたこと、1次波及効果の産業別割合の分析から、建設業を軸に、金属製品、窯業・土石製品、商業、鉄工、運輸、金融・保険、製材・木製品など多様な業種に波及効果があつたことを明らかにしています。

耐震改修助成と住宅リフォーム助成では、経済効果が波及する事業者に大きな違いがあります。改めて、住環境の改善、地元経済対策として、住宅リフォーム助成の実施を検討するべきでないか、土木部長にお伺いいたします。

さらに、住宅リフォーム助成の発展型として、小規模企業支援に広げた群馬県高崎市の店舗リフォーム支援、まちなか商店リニューアル助成事業が注目を浴びています。同制度は、商業の活性化を目的に、店舗の改装、店舗などで専ら使用する備品の購入について、上限100万円として2分の1を補助するものです。

きっかけは、市職員が直接店舗を訪問し、約300件から直接経営問題などをヒアリングしたこ

とです。同制度は、浮かび上がった店舗の老朽化という課題に対応するためのものです。手続も簡単で、当初予算1億円で出発しましたが、好評のため補正で追加し、4億4,000万円に拡大し、経済効果10億2,760万円と試算されています。738件の申請のうち、改修工事は460件、壁紙や床の張りかえ、トイレの洋式化、LED照明への切りかえが行われています。

同市の富岡市長は、町なかをおもしろく活気のあるものにしたい、そのためには小さな店が元気になることと制度の目的を語っています。まちづくりと一体で効果を上げています。その後、岐阜県飛騨市、北海道訓子府町、清里町などに広がってきています。

店舗リフォームについても検討するべきと思いますが、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、産業振興について伺います。

耕地面積が小さな中山間地が多い本県の農業振興にとって、高付加価値を生み出す農業と食品加工業の連携強化など、県としても力を入れてきているところです。

さて、高齢化が進展するとともに生活習慣病とその予備群が増加し、10年以上差のある平均寿命と健康寿命の差を解消する課題など、健康に対するニーズは今後ますます高まり、食品についても、より健康に資する需要が拡大することが考えられます。食品には、第1次機能として栄養面での働き、第2次機能として食事を楽しむための味覚・感覚面の働き、第3次機能として体調調整機能があり、この第3次機能に関する表示は一般に機能性表示と呼ばれています。現在、食品の機能性表示を行うことができるのは栄養機能食品と特定保健用食品ですが、この間、健康食品を初め保健機能を有する成分を持つ食品、農林水産物について、機能性表示を容易にするための新たな方策が検討されて7月に報告書が出され、来年4月から食品の新たな機

能表示制度が実施されようとしています。

新制度は、野菜や魚や肉などの生鮮品のほか、茶やそばなどの加工食品、サプリメントなど、原則として全ての食品が対象になります。病気の治療・予防効果の表示は認められないが、健康の維持・増進の範囲に限って機能性表示が可能になり、肝臓の働きを助けます、目の健康をサポートしますなどの表示が期待されます。実際に想定されているものとして、温州ミカンが、「ベータクリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。更年期以降の女性の方に適しています」、ホウレンソウが、「ルテインを補い、目の健康維持に役立ちます」、豆乳が、「ベータコングリシニンを含んでいるため、遊離脂肪酸を減らす働きにより、正常な中性脂肪の値の維持に役立ちます」というものです。同制度を有効活用することで高知県産の付加価値の高い農林産品の需要拡大に結びつくことが期待されます。

県はこれまでも、食品産業振興事業で、機能性食品の開発、産学官連携産業創出研究推進事業の取り組みでは、県産有用未利用植物の研究として、幾つかの植物から特に有用な機能性が発見され、県内企業がお茶やフローラルウォーターなどの製品化に取り組んでいることが報告されてきたところです。

新たな機能性表示制度は県の産業振興にとっても新たな可能性を開くものではないか、農業振興部長にお聞きします。

大学、医療機関との連携も一層重要になってきていると思います。また、新制度の導入の理由に、これまでの制度では認可手続に時間と費用がかかるために中小企業にとってハードルが高いことが挙げられており、中小企業の活躍の場を拡大することに狙いがあると考えられます。一方、認可が要らないということは、企業の自己責任で表示するという一方で、企業は販売する前に、科学的根拠を立証した論文や製品情報

などを消費者庁に届け出ればよいとなっています。

生産者を含めて、県内の中小企業が取り組みやすくなるための情報提供、経費面や手続面の支援も重要になるのではないかと思います。その点についてどう取り組んでいくつもりか、商工労働部長にお伺いします。

他産業からの新規就農者には、経営リスクを負うことから、5年間、年150万円の青年就農給付金が支給される制度があります。親元就農の場合も一定の条件のもとに適用となりますが、今年、制度が一部変更され、「新たな作目の導入、経営の多角化など新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること」と経営リスク判断が条件に加わり、親元就農の場合の同制度利用者が大きく減少している事例があります。土佐市では、2012年度12件、うち親元就農10件、2013年度16件、うち親元就農15件、2014年度は12月段階で2件、親元就農なしとなっています。

親元就農であっても、実際に経験を積み、技術、知識を継承するには苦労も多く、農業を取り巻く環境は、価格低迷、資材、燃料の高騰など厳しいものがあり、5年程度は経営が不安定なのが実情です。親元就農について、青年就農給付金の要件見直しの影響、新たな品目導入の指導、支援などの対策の必要性など、どう認識しているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、移住促進についてです。

新規就農支援は、移住促進にとっても大きな役割を果たしていますが、兼業農家が少なくない現状を考えれば、兼業就農を支援する制度を考えてみる必要があるのではないかと思います。

島根県では、酒造、看護、介護、保育など、地域で必要とされ兼業が可能な仕事、事業所を具体的に紹介し、農業のある暮らし、農村の豊

かさを実感しながら、農閑期なども兼業で必要な現金収入を確保することで、移住促進に取り組んでいます。それまでも島根県は、移住者に滞在費として月額12万円を最長1年間助成していましたが、半農半Xとして地元の酒蔵といった働き口を紹介し、営農に必要な研修中の支援、定住して営農した場合の支援として、いずれも12カ月以内で月12万円の助成を実施し、就農のための施設などの整備についても事業費上限300万円で3分の1を補助する制度も整備しています。昨年7月25日付の日本農業新聞には、「農閑期の働き口があることで生活が安定する」、「就農への見通しが立てやすくなった」との声も紹介されています。

兼業就農による移住促進については、高知県でも研究し、実施を検討する価値がある取り組みと思うが、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、内水面漁業での資源保護について質問します。

ことしも12月1日から、県内の主な河川で落ちアユ漁が解禁されました。「11月末の雨の影響などから、全体で見ると低調。一方、資源保護のための禁漁は野根、伊尾木、安芸、物部、新莊の5河川に拡大され、鏡川では禁漁区の範囲が大幅に広がるなど、共生を思いながらのシーズンとなった」と新聞紙上で落ちアユ漁の報道があったように、アユ漁についても資源確保が課題となっています。

内水面漁業では、乱獲による資源保護の議論が最近顕著に起こっています。絶滅危惧種になったウナギを初め、川エビやツガニ、そしてアユなどであります。アユについては、稚魚の放流などで辛うじて資源を確保していますが、年を追って魚影が減っているのが実情で、内水面漁業における資源確保の環境は年々厳しくなっています。高知県でもアユ漁は地域によって特産

品として産業振興につながっていることから、産業振興の観点からも資源の確保は喫緊の課題です。

そんな中、ことし6月、内水面漁業の振興に関する法律が通常国会で成立しました。目的において、内水面漁業の振興に関し、国と地方公共団体の責務などを明らかにすることや漁業生産力を発展させることなどがうたわれています。

本県における内水面漁業の振興に関する法律の意義及び課題について知事の認識をお聞かせください。

県内の内水面漁協では、資源確保の取り組みの一つとして、外来魚、いわゆるブラックバスやブルーギル、そしてカワウの駆除についても積極的に行っています。県内漁協の中でも四万十川漁連では、駆除に対する年間100万円の予算がすぐなくなるくらい駆除が活発です。参考までに、平成26年度では、ブルーギル1匹100円の報償金で4,804匹、ブラックバスの報償金200円で2,650匹——100万円とは別です。カワウ1羽3,000円で300羽の数字が出されています。

四万十川漁連の話をお聞きすると、「20代の若者が、仕事がない、少しでも生活の足しにと冷凍庫に保管してまとめて持ってくる」、「外来魚については6月から買い取りを始めるが2日間で予算がなくなる」、「県も外来魚のリリースをやめさせる啓発活動に積極的に取り組んでほしい」、「高知県としても県内水面漁連を窓口駆除の報償金に対して補助金を拠出してきているが、単位漁協の負担軽減になるような補助内容にしてほしい」など、切実な要望が出されました。

県としても漁協のこのような声に応え、外来魚のリリースをやめさせるための啓発活動を積極的に行うこと、また駆除の報償金は総額の2分の1を漁協が負担していますが、県の予算を増額して漁協の負担の軽減や通年の駆除に取り組ませることができないか、水産振興部長の考

えをお聞きします。

次に、国民健康保険制度、国保について伺います。

全国知事会の決議も、負担が限界に来ていると指摘していますが、特に高齢化が進み県民所得の低い本県においては、高過ぎる国保税・料は極めて深刻な問題となっています。その原因は、国保加入者が大きく変化しているにもかかわらず、1984年以来、公費助成が医療給付費の2分の1という枠組みを変えないでいるからです。

国保が発足して間もない1965年の加入者の内訳は、1次産業が42.1%、自営業が25.4%、被用者19.5%、無職6.6%でしたが、2011年は、1次産業2.8%、自営業14.5%、被用者35.8%、無職42.6%と大きく変化しました。その結果、世帯の平均所得は、1984年179万円、1991年は277万円でしたが、2011年は142万円と大きく低下しています。高齢者がふえ医療費が大きくなっているにもかかわらず加入者の所得は低下しているため負担は高まる一方で、1人当たりの保険料は1984年の3万9,000円から2011年には9万円近くに激増しています。

まず、加入者の負担は限界を超えていると思うが、知事の認識をお聞きします。また、その対策として、広域化では解決にならず、解決には国費投入の抜本的な強化が必要と思うが、重ねて知事に決意をお聞きします。

高過ぎる保険料により保険証を取り上げられたり、3割の窓口負担が影響で必要な医療にかかれない実態が拡大しています。本議会でも、無料低額診療の実態を取り上げて質問もいたしました。医療も介護もそうですが、早期に発見し早期に手当てすることは、命と生活を守る上で極めて重要であり、重篤化を防ぐことで保険財政にも寄与することになります。ところが政府は、自公政権のときも民主党政権のときも、

自治体を実施する医療の窓口負担の軽減に対し、国庫負担金を削減する理不尽な対応をしています。その額は、本県では4億円もの巨額に達しています。

国保負担金の削減は理不尽であり、知事会と各都道府県選出の国会議員が連携して改善をさせるべきと思うが、知事にお聞きします。

全国で、国民健康保険税を滞納した世帯に対する差し押さえが急増し、10年間で4から5倍になっています。高知県でも差し押さえた件数は、2005年の581件から、後期高齢者医療制度の導入により加入世帯が減少したにもかかわらず、2011年度1,450件となっています。そもそも滞納になるのは、所得が低下する中、国保税がどんどん引き上がっていることが最も大きな要因であり、そのもとで加入世帯の生活実態を無視した差し押さえが大きな問題となっています。

昨年、地方税滞納を理由として鳥取県が口座に振り込まれた児童手当を差し押さえたことが違法と広島高裁で認定、確定判決となりました。この件については県議会の間でも取り上げましたが、11月6日の参議院厚生労働委員会で、この内容は国保税の滞納にも当てはまるものではないかと、我が党の小池晃参議院議員が取り上げました。厚労省保険局長は、「厚労省も税務当局も同じであり、一般論としては、公的な手当などの受給権、差し押さえが禁止されている受給権は、これは差し押さえがもちろんできない。振り込まれた預金は受給者の一般財源となり、原則として差し押さえ禁止債権としての属性は禁止されないが、事実関係に照らして、この判決でこうした原則の例外となり得るケースがあることを示した」と差し押さえ禁止のケースがあると認めました。

さらに、差し押さえの比率に自治体で大きな差があり、生活実態を調べて差し押さえをやっているところと機械的にやっているところがあ

るのが実態なのではないかとの追及に対し、生活が窮迫する場合は滞納処分を停止する仕組みがあると答弁し、実情をよく把握して対応していただきたいと述べています。厚生労働大臣も、しゃくし定規なことをやるのではなく、ぬくもりを持った行政をやるべく徹底していくと答弁しています。

県内でも、機械的な対応がされている懸念があります。県内の市部で比較すると、加入世帯に対する差し押さえの比率は、2011年度を見ると200倍を超える差が生じています。また、滞納世帯への資格証明書の発行率でも大きな格差があります。2014年度の資料では、須崎市9.87%、高知市9.9%の一方、土佐市、四万十市、香美市が30%後半と、4倍近い差が生じています。

実情を把握し、適切な対応をとるよう県としても働きかけるべきでないか、健康政策部長にお聞きします。

最後に、避難施設としての学校の整備についてです。

学校の耐震化、水、食料の備蓄など、子供の命を守る上で重要なことは論をまちません。同時に、多くの学校は地域の避難施設に指定されており、その点からの整備も必要です。

2012年12月議会で吉良議員が、備蓄品や飲料水、生活水を確保する浄水装置など備えるべき資材についての検討状況、現状と課題について質問してきたところですが、10月3日に国立教育政策研究所が、避難所となっている学校施設の防災機能に関する実態調査を発表しています。その中には、備蓄倉庫、トイレ、通信装置、自家発電、浄水装置などの数字も出ています。南海地震対策に力を入れている高知県ですが、その実施率は全国平均よりも若干低くなっています。高校など県立校は8ないし10割と極めて高い実施率ですが、市町村の財政力が弱いこと、小規模校が多いことが影響していると思われま

す、小中の実施率が低いことが特徴です。

幾つか数字を紹介しますと、備蓄倉庫などが敷地内に設置されている学校は全国平均47%、高知県の小中学校は36.3%、停電に備えた自家発電設備が設置されている学校は全国40%、県内の小中学校32.6%、貯水槽、プールの浄水装置などが設置されている学校は全国36%、県内の小中学校は24.2%、要配慮者に配慮したスペースを検討している学校数、割合は全国47.1%、県内の小中学校は43.2%、体育館、校舎などにスロープを設置している学校数、割合は全国66%、県内の小中学校は55%などとなっています。また、全国集計ですが、避難所に必要と考えられる機能を検討済みまたは検討中60%、学校施設を避難所とする際の施設利用計画などを策定済み44%となっています。

同調査の結果についての認識、学校を避難施設として使う場合の課題と、今後学校の避難所機能を充実させていくための対策について教育長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 岡本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、景気に関係なく消費税10%増税を実施する一方で、莫大な利益を上げている大企業に法人税減税を実施するのは道理にかなわないのではないかとお尋ねがございました。

高知県のような地方では、時々景気のよしあしよりも、長期間にわたる人口減少による経済の縮みのほうの影響が大きく、この構造的な問題は年を追うごとに悪化していくものでありますことから、抜本的な対策、すなわち少子化対策、安定的な社会保障制度の確立、地方創生の推進などといった対策を早期に本格的に講ずる必要があります。例えば、少子化対策として期待されております子ども・子育て支援新制度

には約1兆円超かかることなどを踏まえれば、そのための財源確保をしっかりと図る必要があり、構造的な問題に対応するためにも、消費増税は飲まざるを得ない苦い薬だと思っているとあります。

また、法人税減税は、我が国の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることで国内経済を活性化し、質の高い雇用機会を国内に確保することを目的として議論されており、雇用の創出、ひいては将来にわたって持続可能な社会の構築を目指す点において、消費増税とその方向感を一にするものと考えております。加えて、来年度の税制改正の議論においては、大企業を対象に導入されている外形標準課税の割合を高める一方、中小企業への課税強化は先送りすることが検討されており、必ずしも御指摘のように財界の言いなりで減税を行うということにはならないのではないかと認識しております。

ただ、留意すべき点として、国におきましては、企業の収益が雇用の拡大や所得の上昇につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環の実現に取り組んでいただく必要があります。この点が真になし得るものか、制度設計においてよくよく検証する必要があることに加え、消費税は逆進性の高い税でもございますので、消費増税に伴う痛みの部分を緩和するため、低所得者対策をもしっかりと行っていく必要があるものと考えているところでございます。

次に、TPPについてのお尋ねがございました。

TPPにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、政府におきましては国民に対する情報開示と説明に努めていただきますとともに、米など重要5品目の関税など国益を必ず守っていただきたいと考えております。

こうした考え方に立ちまして、これまでも国に対して提言等を行ってまいりましたが、本年6月にも四国の他の3県に呼びかけ、四国知事会として、農林水産物の重要品目の関税など国益を必ず守るという姿勢で臨み、守ることができないのであれば脱退も辞さないものとするとの緊急提言を取りまとめ、農林水産省に要望活動を行ったところであります。

12月7日から12日まで、ワシントンにおいてTPP首席交渉官会合が開催されておりましたが、報道によりますと、一定の進展はあったものの、政治判断を仰ぐ段階までは至っておらず、年明けに実務者協議を開催するとされております。重要5品目の関税など守るべき国益がきちんと守られるのかどうか、依然として予断を許さない状況にあると認識しております。

県としましては、今後の動向に十分注視しますとともに、こうした国際交渉では国内からの強い声が交渉する方々を後押しすることになりますことから、今後とも必要に応じて、県民の皆様sの生活を守るための取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、電力会社に対し、電力買い取りの契約手続を再開し、自然エネルギーの普及に真剣に取り組むよう要請すべきではないかとのお尋ねがありました。

今回、四国電力を含む4つの電力会社において再生可能エネルギーの買い取り契約の申し込みに対する回答を一時保留するに至りましたのは、固定価格買取制度の開始以降、急速に太陽光発電の導入が進んだことで、電力需要の少ない5月の休日などにおきまして電力の需要と供給のバランスが崩れ、安定供給の支障となるおそれがあるため、電力会社管内の接続可能量について早急に検討する必要があるからだ承知をいたしております。

国におきましては、この事態を受け、10月16

日に、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー小委員会のもとに、専門家によるワーキンググループを設置し、統一的な計算方法を検討し、これに基づいて電力会社が試算した接続可能量の検証を行うとともに、発電施設の出力抑制ルールの見直しや蓄電池の設置などの接続可能量の拡大方策について集中的な審議が行われておりまして、年内にも対応策が整理されることとなっております。四国電力においては、現在、接続可能量や導入拡大策について検討を行っており、国のワーキンググループでの検証が終わった段階で検討結果を取りまとめ、回答を保留している契約申し込みについて順次対応していくと聞いております。

本県はこれまででも、電力需要の少ない中山間地域を多く抱えていることから、電力会社の送電線が脆弱であり、接続可能量に限界があるという課題がありました。それに加えまして、今回の接続問題は、今後の再生可能エネルギーの最大限の導入に大きな制約となりますことから、引き続き、自然エネルギーの導入拡大に向けた政策が着実に進みますよう国に対して政策提言を行いますとともに、四国電力に対しては、導入拡大に最大限の努力を払うよう要請してまいりたいと考えています。

次に、小規模企業振興基本法の意義と課題についてお尋ねがございました。

小規模企業振興基本法は、従業員が5人以下といった零細な事業者の持続的発展を目的として制定された法律であり、特に小規模企業が多くを占める本県にとりましては、地域に根差した事業活動を行い、需要を支え雇用を守るといった観点からも重要な法律であると考えています。

基本法における重点施策として、小規模企業の経営課題に対応する需要に応じたビジネスモデルの再構築や、多様で新たな人材の活用による事業の展開、創出、また地域のブランド化や

にぎわいの創出などが盛り込まれていますが、既に本県では産業振興計画の取り組みの中で、ビジネスプランの作成から販路拡大に至るまでのものづくりに対する支援や、土佐MBAによる産業人材の育成、また「高知家」プロモーションの展開や商店街の取り組むにぎわいづくりへの支援などなど、基本法の理念を先取りした具体的な施策を実行してきたところであります。今後とも、産業振興計画の施策を着実に進めることで、小規模企業を初めとする県内企業の振興を図っていききたいと考えています。

また国におきましては、今後、基本法に基づく具体的な施策が検討、展開されるとお聞きしていますが、そうした施策が地域のニーズを踏まえた実効性のある施策となるか否かが課題と考えています。このため、本県としましては、これまでの産業振興計画の取り組みの成果を踏まえ、地方にとって使いやすく、本県などの取り組みの後押しとなる施策となるよう、国への政策提言を行っていくことも検討していききたいと考えております。

次に、外形標準課税の適用拡大についてお尋ねがございました。

本年6月に策定された骨太の方針には、法人実効税率を数年間で20%台まで引き下げることが明記されました。法人実効税率は、企業に対する所得課税を基礎に算出するため、法人事業税において外形標準課税の割合を高め所得割の割合を引き下げることが法人実効税率を引き下げる有効な選択肢の一つでありますことから、来年度税制改正の議論において外形標準課税の拡大が検討されているところであります。この外形標準課税の拡大につきましては、政府税制調査会が本年6月に取りまとめました「法人税の改革について」においては、対象法人の拡大を行うべきとしつつ、その際には中小法人への配慮などを検討すべきとされているところであ

ります。

本年10月、全国知事会が取りまとめた平成27年度税財政等に関する提案におきまして、地方税の応益性の強化及び税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている資本金が1億円を超える大法人について外形標準課税を拡大していく方向で検討すべきであり、資本金1億円以下の中小法人への外形標準課税の拡大については、地域経済の実態として中小法人を取り巻く環境は依然厳しいことなどから慎重に検討する必要があるとしたところでありまして、私としてもこれと同様の考えであります。

いずれにいたしましても、年末にかけての税制改正プロセスを注視していきたいと考えております。

次に、所得税法第56条を廃止すべきではないかとお尋ねがございました。

所得税法第56条は、事業主と生計を一にする親族に支払う対価は原則として必要経費と認めないとの趣旨を定めており、この規定は、事業主がその所得を恣意的に分散して不当に税負担の軽減を図ることを防止するために設けられたものと言われております。

申告納税制度は創設以来既に60年余りが経過しており、今日における家族関係の多様化から、納税者の意識も大幅に変化してきておりますが、他方で、その変化も踏まえて、家族従業者の給与の取り扱いの妥当性などに関する議論が長年国会の場などにおきましてなされ、結果として現行制度が続いております。こうした長年の議論を経た上での結論としての現行の取り扱いを、私も妥当なものとして受けとめております。

次に、本県における内水面漁業振興法の意義と課題についてのお尋ねがございました。

本県は、四万十川や仁淀川を初め全国に誇る清流を数多く抱え、古くから、この豊かな川か

らもたらされるアユなどの恵みを享受してまいりました。しかし近年、山林の荒廃による濁水の長期化、外来魚やカワウによる食害などにより、本県の内水面漁業は厳しい状況に置かれています。

こうした中、ことし制定された内水面漁業振興法は、内水面漁業の振興に係る施策を総合的に推進し、内水面漁業の生産力を発展させ、国民生活の安定向上と自然環境の保全に寄与することを目的としており、本県が産業振興計画に位置づけた資源豊かでのぎわいのある河川づくりを進める上で大きな後押しとなるものと捉えております。

この法律の目的を達成するためには、資源の増強対策や河川環境の保全などの取り組みを着実に実行していくことが課題であると考えておりますので、アユ種苗の生産や放流、産卵場の造成など、産業振興計画に掲げました取り組みを県民の皆様とともに着実に実行していきたいと考えているところであります。

次に、国保の加入者の負担が限界を超えていることへの認識と、解決のためには国費投入の抜本的な強化が必要ではないかとお尋ねがございました。

国保は、議員のお話にありましてとおり、制度創設時と比べ被保険者の職業構成が大きく変化し、無職の方や、いわゆる非正規労働者の方が増加してきたこともあり、協会けんぽなどの被用者保険と比べて低所得の方が多く、また病気になりがちな高齢の被保険者の方が多いことなどから、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。特に高知県の市町村国保は、平成24年度で世帯主のうち無職の方が49.6%とほぼ半数となっていることなどから、1人当たりの平均所得は55万4,000円で全国の市町村国保の平均所得83万円と比べても低くなっており、一方で医療費水準が高いため、1

人当たりの所得に占める介護保険分を除く保険料の負担割合は13.5%と、全国平均の9.9%と比べても非常に重くなっております。

このような状況の中、医療費は今後も増大すると見込まれることから、国民の方々が安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度の重要な支え手である国保制度を将来にわたって安定的に維持していくためには、今まで以上に国費の投入による財政基盤の強化が必要であり、この点をこれまでも全国知事会を通じて要望をしてきております。現在、国保財政を初めとした都道府県化の協議が国と地方の代表とで行われているところではありますが、その協議においても、都道府県化だけでなく国保財政基盤の抜本的な強化について強く国に求めているところでありまして、引き続き、国保の構造問題が解決され、持続可能な制度となるよう、国による財政支援の拡充を求めてまいります。

最後に、国保の国庫負担金の削減について改善させるべきではないかとお尋ねがありました。

医療保険においては、被保険者が保険医療機関を受診した際に費用の1割から3割の自己負担が必要となっておりますが、少子化対策や重度の障害者が必要な医療を受けやすくすることなどを目的として、それぞれの自治体の判断により医療費の窓口負担の軽減を行っています。しかしながら国では、このように地方が独自に医療費の窓口負担を軽減した場合、軽減しない場合と比べて医療費が増加することから、医療費に対する国の負担も増加することになるため、限られた財源の中で公平に国費を配分するという理由により、国庫負担金の減額を行っているところでもあります。

これに対して全国知事会では、乳幼児医療費助成事業など地方独自の医療費助成に対する国保の国庫負担金の減額措置は、地方の独自施策

の実施を制限するとともに、本来であれば国が全国統一的に行うべき子育て・少子化対策などの地方の努力に反し、地方にのみ責任を負わせるものであることから、廃止するよう国に求めてきているところであります。今後におきましても、地方独自の事業の実施に制限を加えるのではなく、また国保財政の安定化を図るためにも、全国知事会を通じ、国会議員の方々の協力も得ながら、減額措置の廃止に向け要望してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、小規模企業振興基本法に関しまして、小規模事業者の実態調査や要望の聞き取りを実施すべきとお尋ねがありました。

小規模事業者の支援を進めていくためには、事業者の経営実態や支援ニーズを把握することが重要であり、県では商工会や商工会議所などの支援機関と緊密な連携のもと、事業者の情報収集に努めているところでございます。

昨年12月には、高知県商工会連合会と連携しまして、県下8,000の事業者を対象にアンケート調査を実施いたしました。その調査結果によりますと、売り上げの減少や利益率の低下などの経営課題に直面している事業者の姿や、経営革新の計画づくりや設備投資に活用できる助成制度の情報提供を求める意欲的な経営者の声やニーズなどが明確に示されておりました。商工会と県では、こうしたニーズに対応するため、一体となりまして、県外への販路開拓や新製品の開発を支援するとともに、税理士など専門家と連携した支援体制の整備などに取り組んでいるところでございます。

小規模企業振興基本法の目的である小規模事業者の持続的発展を具体化していくためには、こうした小規模事業者の情報を十分に活用して

いくことが重要でありますので、今後とも関係機関と連携しまして、小規模事業者の実態とニーズの把握に努めてまいります。

次に、店舗リフォームへの支援についてお尋ねがありました。

県では、地域コミュニティーの核でもあります商店街や個店の活性化を図るため、これも商工団体と連携しながら、商店街のにぎわい創出事業への支援や、チャレンジショップを活用し、新規創業を希望される方の育成などに取り組んでいるところです。お話にありました店舗リフォームに対する支援につきましては、平成21年度から、空き店舗に新たに出店する際に店舗の改装に係る経費の助成を行っており、商店街の空き店舗の解消にもつながっているところでございます。

今後さらにそれぞれの店舗や商店街の魅力を向上させ活性化を進めるためには、これまでの新規出店に対する支援を中心とした施策にあわせ、既存店舗に対する施策を拡充していく必要があると考えています。店舗リフォームにつきましても、新規出店に加えて、魅力あるお店を目指す既存店舗に対する支援策も検討してまいります。

次に、食品の新たな機能性表示制度について、県内の中小企業などへの情報提供や支援についてのお尋ねがありました。

現在、機能性表示ができる特定保健用食品は国の認可までに数年を要し、また多額に及ぶ研究費が必要で、資金や研究体制が十分でない中小企業にとってはハードルが高いと言われております。一方で、新たな機能性表示制度は、国への届け出だけで実施できることから、事業者からも期待されており、本県を初めとする四国の各県も大いに注目しています。

そのような中、四国産業競争力協議会では本年5月に、四国4県の担当者や大学、企業代表

などの産学官による機能性表示検討会を設置いたしました。この検討会では、これまで国の情報収集や関係省庁への政策提言などを実施しますとともに、四国で有望な機能性成分の調査や事業者への支援体制の検討などに取り組むこととしています。

こうした動きに加え、本県独自に企業との勉強会を開催してきましたし、今後、本県独自の事業者支援策も検討することとしておりますけれども、機能性表示に関する具体的なルールを定めるガイドラインが現時点でまだ定められておりません。今後、ガイドラインが公表されましたら速やかに県内事業者はその情報を提供しますとともに、その内容を精査した上で、事業者の取り組みを支援するためのアドバイザーの配置や情報提供の仕組みなどといった適切な支援策について検討してまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 住宅リフォームの助成の検討についてお尋ねがありました。

県では、南海トラフ地震に備えた住宅の耐震化や、高齢者、障害者の居住する住宅のバリアフリー化、県産木材を活用した内装の木質化などに対して助成を行っています。加えて本年度から、市町村が県内への移住希望者や子育て世帯向けの公的住宅として空き家を再生、活用するため、耐震改修、断熱改修、トイレの水洗化などの住宅リフォームを実施する場合に助成することとしました。

このように、単なる水回りの更新や床、壁紙の張りかえなどではなく、南海トラフ地震対策や日本一の健康長寿県づくりなど県の政策目的に沿った住宅リフォームを積極的に推進しているところです。中でも住宅の耐震化は、平成25年度に約700棟の実績があり、1件当たりの耐震改修に係る事業費だけでも平均で210万円ほどであることから、直接投資額は約15億円に上りま

す。このうち、県内で生産されない資材に要する費用などを除く約9億円が地域の中小事業者に支払われたと考えられ、地元経済対策としても効果的であると考えております。

今後の住宅所有者への戸別訪問や低コスト工法の普及などの取り組みの強化によって、耐震改修の件数を加速度的に増加させることとしており、地元経済対策としての効果もさらに高まると考えております。引き続き、住宅の耐震化を初め、県の政策目的に沿った住宅リフォームを積極的に推進し、あわせて地元経済の活性化にもつなげていきたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、機能性表示制度は県の産業振興にとっても新たな可能性を開くものではないかとお尋ねがございました。

現在国において検討されております新たな機能性表示制度は、サプリメントや加工食品だけでなく、野菜などの生鮮食品につきましても機能性の表示を可能としていることが特徴となっております。科学的根拠をもとにして機能性を表示することは、健康に関心のある消費者の皆様はその食品を手にとりいただくためのきっかけづくりになるものと考えております。

そこで、農業技術センターでは今年度から、ナスやピーマンなど本県の主要15品目の野菜について、品種や作型、収穫時期などの違いによるビタミンCやポリフェノール類などの機能性成分の調査研究を行っております。来年春には新たな表示制度の施行が予定をされておりますので、これらの調査研究の成果も活用しながら、消費者の皆様には本県の園芸品の機能性を含めた魅力を広く知っていただき、本県産を選んで購入していただけるよう、販売促進活動を強化していきたいと考えております。

次に、青年就農給付金経営開始型の親元就農の要件見直しの影響と、新たな品目導入の指導・

支援についてのお尋ねがございました。

青年就農給付金の経営開始型は、経営リスクを負って新たに営農を開始する新規就農者に対して、経営が軌道に乗るまでの間の支援を行うことを目的として、平成24年度に始まった国の事業でございます。

ことし2月から、親元で就農する場合の給付要件の見直しが行われ、土地や資金を独自に調達する新規参入者と同様の経営リスクを負って経営を開始すると認められることが必要となりました。一方、利用する土地については、親族からの貸借が主でも、給付期間中に所有権を移転する確約があれば給付対象とするという要件緩和も同時に行われております。また、この見直しとあわせて、研修中の就農希望者を支援する青年就農給付金の準備型につきましては、従来対象外とされておりました親元就農を予定している方を条件つきで対象とする要件緩和が行われているところでございます。

現在のところ、平成26年度の給付金の申請が全て出そろっておりませんが、今後、各市町村の御意見もお聞きしながら、これらの見直しによる影響を調査し、必要に応じて事業の有効活用に向け政策提言などの対応をとってまいりたいと考えております。

なお、親元就農の方が親と異なる新たな品目の導入に取り組まれる場合も含め、新規就農者が栽培技術を早期に習得できるよう、県といたしましては、学び教えあう場の活用や農業振興センターの普及指導員による技術指導など、積極的な支援を行ってまいります。

最後に、兼業就農による移住促進の取り組みについてのお尋ねがございました。

本県の特に中山間地域では、平場と比べ営農条件が悪いことから、農業だけで十分な所得を確保することが難しく、兼業農家によって地域農業が守られている状況にあります。しかしな

がら、高齢化や担い手不足により、10年後には約40%の生産者が減少する見込みの地域もあるなど、本県農業を発展させていくためには、平場の担い手確保とあわせて中山間地域などでの多様な担い手の確保対策も強化していく必要があると考えております。

議員から御指摘ございました島根県の半農半Xへの支援は、農業の維持や移住促進に有効な手法の一つだと考えております。県といたしましては、本県の営農実態も踏まえた上で、兼業という形で地域の農業を将来にわたって守っていただく方への支援ができないか、現在検討を進めているところでございます。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 外来魚のリリースを防ぐための啓発活動と駆除対策の充実についてお尋ねがありました。

ブラックバスなどの外来魚やカワウは、近年生息域の拡大や生息数の増大が確認されており、アユなどの内水面資源に大きな影響を与えております。このため県では、内水面漁協が行うカワウや外来魚の駆除を支援しておりますが、外来魚については、アユなどの在来種の減少要因であることを県民の方々に広く知っていただき、リリースしない機運を高めていくことが重要であると考えておりますので、広報紙への掲載などあらゆる機会を捉えて積極的な啓発に努めてまいります。また、カワウにつきましては、広域的に移動することから、本年度より中四国の9県が連携してカワウ管理指針の策定に着手しておりますので、この指針に沿って、より効果的な駆除を行いたいと考えております。

県としましては、これまでの駆除に対する財政的な支援に加えまして、このような新たな取り組みを行いますことで、より大きな効果を生み出してまいりたいと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 国保の保険料を滞納した世帯に対する差し押さえの実情を把握し適切な対応をとるよう県としても働きかけるべきではないかとお尋ねがありました。

国保は、被保険者の保険料と公費により病気やけがなどの治療に対する費用を賄う仕組みとなっていることから、被保険者には、医療を受ける受益や負担能力に応じた保険料の負担をお願いしています。このため、病気やけが、事業の休廃止などといった保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず保険料を滞納している方については、保険料をきちんと納付していただいている方との公平性を確保する観点からも、やむを得ず差し押さえや資格証明書の発行を行っているところです。

しかしながら、こういった滞納者に対する差し押さえや資格証明書の発行に当たっては、機械的な運用を行うことなく、電話による督促や戸別訪問などにより滞納者と接触を図り、保険料の支払いが困難な特別な事情の有無を確認し、生活実態などを十分に把握した上で実施するよう、これまでも市町村には助言を行ってまいります。また、おおむね2年ごとに行っています各市町村との個別の事務打ち合わせにおいても、実施方法について確認を行っているところであり、現在は機械的な運用をしている市町村はないものと承知をしています。

今後とも市町村に対して、保険料の滞納者対策については被保険者の生活実態の把握などを行った上で適切な運用を行うよう、引き続き助言を行ってまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 国立教育政策研究所が行った学校施設の防災機能に関する実態調査における本県の市町村立学校の結果についての認識、学校を避難施設として使う場合の課題と、今後学校の避難所機能を充実させていくための

対策についてお尋ねがありました。

本県の市町村立学校については、お話の中で実態調査結果の御紹介がありましたとおり、備蓄倉庫や停電時に備えた自家発電設備等、避難所として必要な施設設備の整備は、まだこれからという状況でございます。これは、市町村ではまずは地震の揺れや津波から児童生徒の命を守ることを最優先に、校舎等の耐震化や避難路の整備などから着手してきたことや、お話にもありましたように、市町村の財政状況が厳しく人員も限られる中で、避難所のための施設等の整備にまで至っていないという事情もあるものと考えております。

しかしながら、南海トラフ地震はいつ何どき発生するかもしれないことを考えますと、避難所における備えを強化することは急務であり、休校中の学校も含めまして331校と多くが避難所として指定されている小中学校についても例外ではございません。今後、小中学校に避難所としての機能を整備するに当たっては、まずは各市町村においてどのような避難者をどれだけの人数受け入れるかを定めた上で、避難所として必要な機能を決定していただく必要があると考えております。こうした検討を踏まえ、小中学校において避難所機能を整備する際には国や県の財政的支援制度もありますので、それらについて危機管理部や教育委員会が適切な情報提供を行うことで、できるだけ早期の整備を促してまいります。

なお、学校の避難所機能を検討するに当たっては、一定期間が過ぎれば授業を再開する必要があるため、避難所としての利用に制限が生ずる可能性を考慮に入れていただくことも必要だと考えております。

○35番（岡本和也君） それぞれ大変親切丁寧な答弁をいただきました。準備をしていただいた執行部の皆さんに感謝したいと思います。

時間の関係もありますので、若干再質問させていただきます。

まず、消費税増税の知事の政治姿勢についてお聞きします。

知事の言われることも非常に理解できまして、今から高齢化社会が始まって、社会保障の財源、少子化に対する財源など本当に必要だというふうに思います。財源確保は本当に必要だと思いますけれども、ただ消費税が実施されてことで26年、法人税が減税されて25年たったということは先ほどの質問で紹介したところですよ、この数字ですよね、法人税の減税で255兆円が減収された、それと282兆円がこの26年間で消費税が集められた。この数字を見たときに、本当に消費税が社会保障のために使われたのか、疑義を感じます。消費税が実施されたときに、物品税などのぜいたく品の税制も改正されました。ですから、消費税が本当に使われているかということは疑義です。このあたりはきっちりと見定めるべきではないかと思えます。

その数字をあらわす点で、大企業がこの間かなり内部留保してきましたけれども、この間調べましたら323兆円集めています。この2年間で50兆円もふえているんですよ。この実態を見たときに、どうなんだと。これでまた法人税の減税ですよ。このあたりは見た上で、本当に消費税が社会保障のために使われてきたかということは知事としても認識をしていただきたいですし、今いろんなところで話す中で、富の再配分が必要だと、余りにも大企業の中にたまり過ぎていると。大企業もそりゃ大事なことだと思います。大企業が栄えて日本が栄えるというのは大事ですけども、余りにもたまり過ぎていると、金融の世界ではだぶついているということが言われていますので、このあたりは判断していただいて、本当に苦い薬を飲むのかどうなのかということをお聞きしたいと思

いますので、その点について知事の考えを再答弁求めます。

それと住宅リフォームについてです。

小規模事業者の基本法ができましたので、この住宅リフォーム、この間ずうっと経済波及効果はかなり大きいということは訴えてまいりました。これをきっかけに、高知県のようなところではぜひ拡大してほしいと。既存の店舗への店舗リフォームも拡充されるということですので、そのことも含めて、知事に住宅リフォームについて今後やるべきではないかと、答弁を求めたいと思います。

それともう一つ、外来魚のことについてです。

外来魚については、広報活動をしていただきたいということと、数字を見ますと県の予算が100万円で、何と7,454匹の外来魚を駆除しているんですね。もっとふやせば、これ毎年2日間で予算がなくなるからできないそうです。たった100万円で。ですから、ぜひそのことも、これは水産振興部長に予算の拡充を、水産振興部長に答弁を求めて、私の最後の質問にします。

○議長（浜田英宏君） 岡本議員、リフォームのことは知事でよろしいですか。土木部長ではなくて知事ですね。

（35番岡本和也君「はい、それを拡充していくべきだと」と言う）

○知事（尾崎正直君） まず、税についてであります。この間消費税が導入されて以降、社会保障に対するいわゆる税金による国費負担というのがどんどんどんどん拡充してきたということは確かであります。そのための財源をどう確保していくかということできざまな税制改正が行われていき、消費税増税というのもその一環であったかと思えます。肝は、所得を稼いでいる人だけじゃなくて、かつて稼いでいた人も含め、あまねく広く負担を行っていきましようということであったのではなかろうかというふ

うに考えておるところでありまして、そういう意味において、消費増税、さらなる社会保障負担が必要となる中において、より広く、幅広く多くの人で負担を分かち合おうというこの消費税の制度、一定導入の意義はあるものと考えているところです。

ただ、御指摘のように、単に消費税だけである意味、事を終わらせてしまっただけとはいけないのでありまして、あまねく広くという点でいけば、私は従前より申し上げておりますように、資産税改革などによって高齢世帯と若年世帯の著しい資産格差、これを是正するような対策もぜひとるべきではないか、高齢者から若者に資産を移していく、そういう対策もとるべきではないかということも考えていますし、提言もしておるところであります。

もう一つ法人税の件についても、減税によって雇用をふやして、それによって経済をあつためるという効果をぜひもたらして、雇用をもたらすという効果もあると同時に、あわせまして、負担をあまねく広くとるという観点から、現在、大企業について外形標準課税の見直しなどの議論も行われているわけでありまして。これはいわゆる所得を稼げているところだけ、もうけているところだけではない、皆さんに負担をしてもらおうという、これもまたあまねく広くという観点かと思えます。

いろんな形でこの社会保障負担の増大に対してあまねく広く負担をしていってもらおう、そういう形での税制改正が行われておること、そういう方向の中での議論ではないか、私はそういう中の一つとして消費増税は飲まざるを得ない苦い薬ではないかということをお願いしてきたことでもあります。

住宅リフォームにつきましては、ぜひいろんな政策目的も勘案しながら、今後どうしていくべきなのかについて、部長答弁などで申し上げ

ました方向感も踏まえてしっかり対応していきたいと、そのように思います。

○水産振興部長（松尾晋次君） 外来魚につきましては、駆除予算額は200万円だったとは思いますが、それでもやはり少ないという御認識だと思います。これにつきましては大変大きな問題でございますので、先ほど申しましたように、新たな効果的な対策等々も連携をしながら進んでまいりたいと思います。1つ一般の鳥獣被害対策と違いますところは、御質問にもありましたが、内水面漁業振興法の中でも、内水面漁業者の責務として資源の回復、また漁場環境の保全等にみずから取り組むというようなことが位置づけられておりますし、それと漁業権の免許を受ける際の条件としまして増殖行為が義務づけられておりますけれども、そこでその財源として遊漁料等を充てるということになっております。そういう条件の違いがございます。

けれど、いずれにしても漁業者の方々だけがやるというのではなくて、この問題は当然、国、県、市町村も絡んでやるべきものと思っておりますので、そこら辺も踏まえまして、漁業者の方ともいろいろ連携をさせていただいて効果的な取り組みを展開していきたいと思っております。

○議長（浜田英宏君） 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



午後1時再開

○副議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番加藤漠君。

（2番加藤漠君登壇）

○2番（加藤漠君） 自由民主党会派の加藤漠でございます。お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

さきの総選挙において、自民党、公明党の与党が引き続き3分の2を上回る議席を獲得いたしました。今回の選挙戦では、経済政策が最大の争点になりました。アベノミクスをこのまま続けるのかどうか、このことが問われた選挙戦でありました。景気回復、この道しかない、私も街頭から何度もお訴えをさせていただきました。

思い起こせば2年前、自民党・公明党政権が発足をいたしました。それまで、暗くどんよとした雰囲気日本全体を覆っておりました。もう日本は成長できないのではないのか、多くの方々日本に将来に不安を感じていました。政治は誰がやっても同じだ、そんな御意見が多くありました。しかし、自民党・公明党政権にかわって、政治は誰がやっても同じではない、どの政党がやっても同じではないと誰もが実感したのではないのでしょうか。円高は是正され、有効求人倍率は上がり、株価も倍増いたしました。デフレからの脱却も目の前に見えてまいりました。しかしながら一方で、景気回復の実感がなく、円安で原材料費が上がったなど、厳しいお声も選挙戦を通じてたくさんお伺いいたしました。目の前にはまだまだ困難な課題が山積しております。今後も現場の声に耳を傾け、謙虚な政権運営を望むところでございます。

明治維新をなし遂げた日本のリーダーたちは、自分が1日怠れば日本の進歩が1日おくれる、こういう気概を持って日々を送っていたと伺います。この道しかない、私自身も皆様方とともに、初心を忘れることなく、ぶれずに真っすぐ全身全霊での取り組みをお誓い申し上げて、質問に入らせていただきます。

さきの国会において、最重要課題は地方創生

でありました。内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、地方の創生に向けた力強いスタートが切られました。

地方創生の目的は、人口減少に歯どめをかけること、そして東京圏への人口の集中を緩和し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことでもあります。あと20年、せめてあと10年早く取り組んでいけばという思いもございますが、まさに長年待ち望んだ国としての不退転の決意であり、これまでとは次元の違う政策が実行されますことを大いに期待しております。

地方に新たな活力をつくり出していくためには、若者が学校を卒業して都会へと出ていく、その根本的な人の流れを変えていくことが必要であります。そのためには、企業や国の機関、さらには大学の地方分散を進めるなど、雇用の場を地方に生み出していくための大胆な政策の転換が求められます。

高知県はこれまでも一貫して、人口減少や少子化、高齢化、縮んでいく経済の深刻さと真剣に向き合ってきました。知事の、課題解決の先進県として県勢の浮揚を目指していくという強い思いのもとで、全国に先駆けた取り組みがなされてきたものと思っております。

知事は国に対し積極的に提案を行っておられますが、地方創生に向けた政策提言の手応えをどのように感じていらっしゃるのか、御所見をお伺いいたします。

地方創生の目玉は、何といたっても東京一極集中の緩和、そして人口と活力の地方分散化です。そして、この地方創生が目指す方向性は、国土強靱化が目指す方向性そのものでもあります。本年6月に閣議決定されました国土強靱化基本計画には、その基本方針として、東京一極集中の緩和、自律・分散・協調型国土の形成が明確に示されています。その方針のもと、現在、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めている

ところであります。

歴史を振り返ってみても、日本は台風や地震を初め数多くの災害に繰り返し向き合ってきました。規模の大きな災害であればあるほど、まさに忘れたころに訪れ、多くのとうとい命が失われ、甚大な被害を受け、そしてその都度、長い期間をかけて復旧・復興を繰り返してきました。そして今日、東日本大震災という、とうとい犠牲の上に得られた教訓を踏まえれば、いま一度、自然災害を初めさまざまな危機を直視し、日ごろから備えを行うことが必要不可欠であることは言うまでもありません。そのためにも、東京一極集中のリスクを分散し、強さとしなやかさを備えた国土をつくっていくことはまさに急務であります。

取り組みの推進に当たって、ナショナル・レジリエンス懇談会の委員としてもこの課題に向き合ってきた知事の国土強靱化に対する思いをお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、強靱な国土をつくっていくためには、国と地方が一体となった取り組みが必要不可欠であります。本県においては、全国に先駆けて地域強靱化計画の策定作業を進めています。国土強靱化の理念は、防災という範囲を超えて、まちづくりや産業政策も含めた総合的な対応、いわば国家百年の大計の国づくりとしての計画を行っていくことでもあります。そのため本県においても、地域強靱化計画は、防災計画はもとより産業振興計画や日本一の長寿県構想など全ての計画よりもさらに上位に位置づけられる大変重要な計画になるものと考えます。

どんな災害が起ころうとも県民の命を守っていく、この強い決意で、全国のモデルとなる計画の策定を期待いたしますが、現状と今後の取り組みについて知事にお聞きをいたします。

また、強靱化の取り組みを進めることは、災

害から住民の命と財産が守られるだけではなく、それと同時に地域の成長につながることであります。さらには、計画をつくることで事業の合理性を示すことにもつながりますので、さまざまな投資を地域に呼び込むことが可能となります。

例えば高速道路を初め、いざというときの代替性確保のための道路ネットワークの整備は、まさにその最たるものではないでしょうか。もしも南海トラフ地震発生時に、県内で予定されている全ての高速道路が開通していれば、人的、物的な被害はもとより経済的被害も大幅に軽減できるのではないのでしょうか。本県の基幹道路である国道56号や国道55号が津波によって被害を受けることが予想をされる中で、内陸部や高台にある高速道路がまさに命の道として役割を担うことは想像に難くありません。将来的に道路整備を進めるのであれば、一日でも早く開通させることで、長期的な財政面から考えても、より一層合理的になってまいります。

地域強靱化計画の策定に当たり、将来の地域づくりを見据えること、そして既にこれまでも取り組みを進めてきた施策であっても改めて強靱化としての意味を持っているという点を明確にしておくことが重要になるのではないのでしょうか。強靱化の推進を通じて地域の経済成長につながる視点をどのように捉えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策について伺います。

東日本大震災から3年9カ月が経過いたしました。東北の被災地では、住宅再建、農地、漁港の整備など、着実に復旧・復興の作業が進みつつあると理解しております。しかし、まだまだこれからであります。

とりわけ、避難者の数は24万人弱です。いまだこれだけ多くの方々が避難されている状況を、我々は直視しなくてはなりません。そして、長

引く避難生活などが原因で亡くなる災害関連死は今なお続いているのが現状です。震災で助かった命が失われるほど悔やまれることはありません。復興庁の調査では、このたびの東日本大震災における災害関連死の数は3,000名を超えています。そして、その9割が66歳以上の方々であります。

南海トラフ地震の発生が予想される本県においても、避難者の命や健康をいかにして守っていくのかということは急務であります。特に、中山間地域も多く、長期浸水や地域の孤立化など、避難生活が長期に及ぶ場合も想定をされます。被災者の健康や生活支援、特に高齢者の孤立防止や心のケアなど、きめ細かな対策にもしっかりと取り組む必要があります。

災害関連死をいかにして防いでいくのか、その取り組みと決意を地域福祉部長に伺います。

さらに、長期浸水が予想される地域においては、ハードによる対策も重要となつてまいります。宿毛市では、南海トラフ地震で、市街地など広域の長期浸水が予想されており、その対応が求められています。

県は今年度中に長期浸水対策を取りまとめる方針であり、来年度からの事業着手を目指しています。昨年12月以降、国土交通省、宿毛市などと検討会をつくり、計画の策定作業を進めているとお聞きしておりますが、現在の進捗状況と今後の方向性を危機管理部長にお伺いいたします。

東日本大震災の発災直後、みずから被災しながらも道路の啓開や復旧作業に大きな役割を果たしたのは、地元の建設業者の方々でございました。南海トラフ地震対策を初め安心・安全を確保していくに当たっては、現場の担い手となるのは地域の建設業者の皆さんです。長く続いた公共事業の大幅な減少に伴い、若い担い手の減少、重機の保有台数の減少など、業界全体

の施工力は低下をしております。

本県においては、高知県建設業活性化プランを策定し、建設業の活性化のため総合的な支援を行っているところでありますが、建設業の現状と課題、活性化プランの今後の取り組みに対する土木部長の決意をお伺いいたします。

次に、産業振興計画について伺います。

継続は力なり、産業振興計画はその一言に尽きるのではないのでしょうか。産業振興計画を通じて、地域の資源を生かした取り組みが各地に広がっています。今後、さらなる新しい事業やこれまでの取り組みを拡大していくためには、県内だけでなく県外からの人材を活用する取り組みも重要になってまいります。

本県では、多様なスキルを持つ都市部等の人材をマッチングさせる人財誘致を進めております。人材を誘致することで、経験やノウハウが地方経済の振興に生かされて新たな可能性が開かれることを大いに期待するところであります。

しかし一方では、経験がありスキルの高い人材であればあるほど、首都圏と高知県では賃金を初め雇用条件の違い等が大きな課題となるのではないかと考えます。これらの課題をどのように認識し、いかに人財誘致の取り組みを進めていくのか、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

地域を歩けば、働くところがないという言葉をよく伺います。何としても地域に働く場をつくっていかなくてはなりません。しかし、それはただ単に雇用の場が少ないという意味だけではなく、働きたいと思える、希望に沿うような仕事が見つからない、こういった意味が含まれているというのが私の実感でもあります。

産業振興計画は、若者が誇りと志を持って働ける高知県を目指して取り組んでいます。地域で働く若者に対して魅力のある雇用環境をつくっていくためには、スキルアップにつながる

取り組みも欠かせません。

県内では中小零細規模の事業者も多く、郡部になればなるほど若い社員さんに対しての研修機会も限られ、学びの機会が少ないといった課題もあります。現在も、人材育成については、土佐まるごとビジネスアカデミーを開催してさまざまなビジネス研修に取り組んでいます。例えばその中のカリキュラムとして、地域の企業に就職した若い社員さんに対しても研修の機会を提供するなど積極的に取り組むことで、地域で働く魅力の向上につながるのではないのでしょうか。

土佐まるごとビジネスアカデミーのこれまでの成果と今後の対応について産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

1次産業についても、新たな取り組みが加速をしております。宿毛市では、木質バイオマス発電の施設が来年1月末より稼働する予定です。先日は、試運転に向けたボイラーの点火式も行ったと伺っております。地域の山に眠る資源が地域のエネルギーになる、まさに木質バイオマス発電の取り組みは地域内で経済が循環する仕組みであります。先進地であるヨーロッパでは、発電から出る余熱を利用して、広域に広がる暖房網の整備、あるいは企業誘致戦略として活用するなど、地域の核として木質バイオマス発電が稼働している事例もあり、今後の可能性についても期待がかかるところです。

しかしながら、まずは必要な原木の確保が最優先であります。国のガイドラインに示されておりますとおり、同じ木材であっても、森林経営計画が作成できているかどうかによって、電力の買い取り価格が異なってまいります。今後、地域への還元を高めていくためには、より有利な価格で買い取りができるよう、計画の作成を促していくことが重要となってまいります。特に杉やヒノキなど植林された山はもちろんです

が、これまで余り人の手が入っていなかった雑木の山に計画を立てることによって、今後の買い取り価格も大きく変わってまいります。

地域経済への波及効果を高めていくためにも積極的な取り組みを行っていくべきと考えますが、森林経営計画についての現状と課題、今後の対応、そしてガイドラインの周知についてもあわせて林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、女性の活躍の場の拡大について伺います。

ことしの7月に森雅子前大臣が来高され、輝く女性応援会議の第1回が高知県で開催されました。本年4月の内閣府の発表によると、高知県は、働く人、管理職、そして起業家のいずれの項目でも女性の割合は全国トップでありました。全ての女性が輝く社会に向けて、高知県の取り組みが全国に広がっていくものと思っております。

本県ではこれまで、女性の活躍については、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てをしながら働き続けられる環境の整備に取り組んでまいりました。さらに今後は、社会全体で女性の活躍を応援する機運が高まることを期待するところであります。

しかし一方で、女性の活躍の推進が働く女性を強調する余りに、専業主婦を希望する方々にとって負担になってはならないという懸念もございます。国立社会保障・人口問題研究所がことしの8月に公表した調査では、結婚後は夫は外で働き妻は専業主婦に専念すべきと答えた女性が4割を超えています。また、子供が3歳くらいになるまでは仕事を持たずに育児に専念したいと考える女性は約8割を占めています。人生にはさまざまなステージがあり、そのステージごとに、女性が望むライフスタイルも異なります。

確かに、働きたいのに働けないという思いを抱いている女性に働ける環境を提供することは重要であります。働く女性に限らず全ての女性がその時々においてさまざまな選択が可能となるような社会を目指さなければなりません。女性の活躍を高知県としてどのように進めていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

関連して、少子化対策について伺います。

本県においても、少子化の傾向に歯どめがかからない厳しい状況にあります。このままの状況が続けば、労働力人口のさらなる減少、社会保障制度の崩壊など、社会に及ぼす影響はより一層深刻化することが予想されます。高知県の将来推計人口を見ても、26年後の2040年には、現在の約73万人の人口から約53万人にまで減少していくと推計されております。急激な人口減少が進む中で、少子化対策は待ったなしの課題であります。

こうしたマクロの視点をしっかりと踏まえ、危機感を持って対応していく、そして何よりも重要なことは、若い世代が結婚や出産といった家族を形成することの希望が持てるかどうかということであり。子供を産み育てることの経済的な損得を超えた価値を忘れてはなりません。

「しろがねもくがねも玉も何せんに まされる宝子にしかめやも」山上憶良は万葉集の中で、子供にまされる宝はないと歌に詠みました。まさに子は宝です。子供を育てることの価値、家族がいることのすばらしさをもっと発信していく必要があるのではないかと、こう思うところであります。

少子化対策について、幼稚園や保育所に預けて親が働く家庭に支援を行うことはもちろんですが、同時に、在宅で育児をする御家庭への支援も求められます。病気でつらいときに子供を見てくれる人がいない、1日30分でいいから友

達とゆっくりお茶を飲める時間が欲しい、こういった子育て世代の声にいかに応えていくのか、子育ての負担を支援するという発想を超えて、子育てを県が全力で応援するという強いメッセージが必要であると考えますが、いかに取り組みを進めていくのか、地域福祉部長の決意を伺います。

さらに、少子化対策として、日本文化の強みを生かしていくためには、3世代同居や近居への支援を強化すべきと考えています。4月に内閣府が公表した調査によると、理想の家族の住み方として、両親の近くで暮らす近居または同居を望む方が半数を超えています。また、両親と近居や同居をしている女性のほうが出産後も働き続ける割合が高い、さらには出生率も高い傾向にあることが、さまざまなデータによって裏づけられています。つまり家族の住まい方と出生率には相関関係があり、両親との同居や近居が子供を産み育てやすい環境であることが読み取れるわけでございます。

祖父母から孫までがスープの冷めない距離に住むことで、少子化対策にもなります。また、家族の大切さを肌で感じながら育つことで、子供たちへの高い教育的効果が図られるものと考えております。

このような子育て世代のニーズを踏まえて、家族でともに支え合い、そして助け合いながら生きていこうとする方々に対して支援を行っていくべきではないかと考えますが、地域福祉部長に御見解をお伺いいたします。

来年4月からは、子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。新しい制度は、親が働いている、働いていないにかかわらず、全ての子育て家庭に対して支援を行う大変重要な施策であります。その目玉は認定こども園です。

しかし、この新制度についてはいまだ不明確な点も多く、幼児教育・保育の現場や関係者の

方々からも不安の声を伺うところであります。特に私立幼稚園については、新制度に移行するかどうかの判断を迫られている状況があり、その経営判断が迫られているところです。また、新制度では実施主体が都道府県から市町村へ移行するため、これまで市町村と制度的な関係がなかった私立幼稚園が、新制度に向け円滑に移行できるように、その関係構築を行っていくことも重要となります。

さらに、来年度からの開始を目前に、保護者の方々に対して新制度が周知されているのかも大きな課題です。新制度の実施によって、幼児教育の振興に向けた取り組みが後退することがあってはなりません。今後も、私立幼稚園への認可など、私学行政を担当する立場として県の果たす役割は引き続き大きいものがあります。

新制度の移行について現状をどのように把握し対応しているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、新制度における子ども・子育て支援事業支援計画の策定に向けた県の取り組み状況について地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、教育についてであります。

子供は無限の可能性を秘めています。全ての子供に必要な学力を保障することは、公教育の重要な役割です。

本県の児童生徒の学力の状況については、全国学力テストの結果を見ても、着実に改善傾向にあります。しかしながら、著しい伸びを示していた改善状況が一定の足踏み状態になっている現状もあり、さらなる課題改善を図るための対策を講じていかなければなりません。

先日、全国学力テストの結果公表に関する調査の結果が文部科学省より発表されました。ことし4月に実施された学力テストからは、市町村教育委員会からの同意があれば県の教育委員

会がテストの結果を公表できるように運用方針が変更をされております。この調査によれば、都道府県の約3割に当たる14の教育委員会が市町村別の成績を公表すると回答をしております。

私は、学力の低下によって経済格差や地域格差を生んではならないと思っております。また、勉強している内容がわからなければ学校の授業が楽しくない、不登校にもつながる懸念もあります。そのため、子供や保護者等にも学力の実態を把握していただく、そして学校だけでなく家庭や地域が一体となって取り組んでいくことが、今後の高知県の学力向上にとっても、重要なことだと考えております。

他県の事例等も参考にして、教育委員会が積極的に説明責任を果たしていくためにも、学力テストの結果公表をしていくべきではないでしょうか、教育長の御見解をお伺いいたします。

子供が生まれて初めて受ける教育は家庭教育です。家庭は、全ての教育の出発点でもあります。基本的な生活習慣、他人に対する思いやりの心、自立心や自制心などは、家族との触れ合いを通じて家庭を中心に育まれるものです。しかしながら近年、核家族化や地域とのつながりが少なくなるなど社会が変化している中で、親はどうあるべきかといった家庭教育に対する学びの機会が減少しています。こうした状況を受けて、本県ではこれまでも、保育所や幼稚園で、保護者が親として成長することを支える親育ち支援に取り組んでおります。参加された保護者の評価も高く、成果が上がっていると承知をしております。

今後は、親育ち支援を、乳幼児期だけでなく子供の発達段階に応じた取り組みへと広げていくことが求められるのではないのでしょうか。体制強化を進めていくことで、より一層家庭教育の充実が図れるのではないかと御提案いたしますが、家庭教育に対する決意とあわせて教育長

に御所見をお伺いいたします。

また道徳教育についても、家庭との連携は欠かせません。本年度から、全国の小中学生一人一人に道徳教育用教材の「私たちの道徳」が配付されました。この「私たちの道徳」は、学校だけでなく、児童生徒が自宅に持ち帰って家庭や地域でも活用することを念頭に作成された教材であります。

しかしながら、文部科学省の調査によれば、この教材を家庭に持ち帰ることなく学校に置いたままの状況となっていることも見られるなど、十分に活用されていない実態があることも明らかになりました。他県の事例では、なくすと困るという理由から、授業の後に回収して教室に保管をし、夏休みになってただ持ち帰らせるだけといった対応があったとも伺っております。こうした指導では有効活用はできません。

「私たちの道徳」に関して、本県の利用状況をどのように把握し、活用を促しているのでしょうか、またあわせて、本県は独自の教材として「家庭で取り組む 高知の道徳」を作成しています。これらの教材の活用を一層進めるべきと考えますが、現状と今後の取り組みを教育長にお伺いいたします。

最後に、投票所について伺います。

このたびの衆議院選挙は、突然の解散から公示までわずか10日間しかない期間での選挙戦となりました。準備期間が短く、人員体制も限られる中で、投票所の確保など、まさに綱渡りのような作業となったのではないかと拝察をいたします。

今回の選挙から、1票の格差の課題を受けた定数削減によって、高知県の小選挙区は3つの選挙区から、新1区、新2区へと変更となりました。また、有権者人口の減少を受けて、選挙を行うたびに投票所の数も減り続けています。2年前の衆議院選挙では、県内に932カ所の投票

所が設置されておりましたが、今回は927カ所と、前回から5カ所の投票所が減少しています。公共交通手段が少ない中山間地域を初め、投票に行きたくても車がない、足が痛いといった理由で投票所まで行けないという声も聞こえてまいります。明るい選挙推進協会の調査によりますと、投票所が自宅から遠いほど選挙に行かなくなる傾向があるという結果も出ています。

自治体によっては無料バスを走らせるなどの対応を行っている地域もあると承知をしておりますが、今後も投票所の減少が予想される中で、さらに積極的に対応する必要があるものと考えますが、選挙管理委員長に今後の対応をお伺いして、私の第1問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方創生に向けた政策提言の手応えをどのように感じているのかとのお尋ねがございました。

今回議論されている地方創生は、これまでのように単に地域の活性化を進めるという観点にとどまらず、少子化、人口減少、地域の活性化という3つの問題を歴代初めて三位一体として捉えて対策を講じようとしており、大変評価をしておりますし、その期待も大きいものがございます。このため、私も関係部署に積極的に政策提言を行ってきたところでありまして、その中では特に以下の3つの方向性での議論を提起してまいりました。

第1に、地域での雇用を確保するため、個別の地域の取り組みへの支援だけでなく、地域の多様な主体の多様なニーズに対応できるよう、川上から川中、川下に連なる総合的な政策群を提示すべきであること、第2に、人口ダムの議論もなされる中で、本県の農業産出額の約8割

を占め、さまざまな観光資源に恵まれた中山間地域を再生することが、地方創生にとっていかに重要であるかということ、第3に、地方においてはそもそも人口減少に伴い担い手が減り、また経済が縮む中で、いかに都市への人の流れをとどめ、都市から地方への人の流れをつくるか、これが重要であるということ、こうした点につきまして提言を行い、さらに具体的な提案を持って、国や政府・与党関係者などに対して政策提言を行ってきたということでありまして、

具体的な提言内容としては、まず第1に、総合的な政策群をつくるという視点につきましては、国としてそれぞれの地域の創意工夫に基づく取り組みを全体として下支えする総合的な仕組みをつくるべきであること、都道府県に対しては、地域の多様かつ幅広い取り組みを後押しするため、総合的な仕組みをつくらせた上で、それをファイナンスするための自由度の高い総合的な交付金を創設すべきであるということ提言いたしました。

また、中山間地域の再生という視点では、小さな拠点を応援する仕組みの創設や地域おこし協力隊の制度拡充、中山間農業の複合経営化の促進やCLTの普及による木材需要の拡大など、都市部と中山間地域の共生を可能とする産業群の育成を行うべきであることを提言いたしました。

さらには、都市から地方への人の流れをつくるという視点に関しては、全国移住促進センターの設置など、地方の多様な求人ニーズや生活関連情報を一元的に発信するとともに、都市部の人材とマッチングをさせる仕組みの創設を図り、各県の移住促進の取り組みと連結させるべきであること、また地方への企業の移転等を促す優遇税制の創設など、地方における受け皿そのものをふやす対策などを提言したところであります。

加えまして、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーといたしまして、少子化対策の推進の観点も含め、高齢者の資産移転を促し若者の経済的負担を軽減する税制改正、地方大学への支援と大学キャンパスの地方移転の促進などの対策についても訴えてきたところであります。

一連の活動を通じて、多くの部分で御理解をいただいていたのではないかと考えております。例えば総合戦略骨子案では、中山間地域等における小さな拠点の形成といった項目が盛り込まれております。また、移住希望者の相談窓口となる全国移住促進センターの設置、本社機能や研究開発拠点を地方に移した企業への税制優遇措置の創設、自由度が高い交付金の創設の検討といったことが盛り込まれるのではないかと、さらには、結婚や育児等の費用を贈与する場合の非課税制度を導入する方針を固めたとの報道もございました。

このように、私自身、一定の手応えも感じておりますけれども、総合戦略の成案に向けては今後急ピッチで詰めの議論が行われる予定でありまして、まだまだ気を緩めるわけにはまいりません。引き続き来年度の予算編成過程なども含めて注視しますとともに、必要に応じまして全国知事会などとも連携しながら、各事務レベルから閣僚クラスに至るまでさまざまな形で政策提言を行うなど、地方創生の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、国土強靱化に対する思いについてお尋ねがございました。

国土強靱化は、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧される我が国において極めて重要な取り組みであります。私は、特に以下の3つの点から重要であると考えておるところであります。

第1点目としては、何より、大規模な自然災害より国民の命や財産を守っていくためには、あらかじめ備えを徹底しておく必要があります。第2点目としましては、災害後、経済が速やかに立ち直ること、これは現代のグローバル社会の中で競争力を維持し、我が国が一流国であり続けるためにも極めて重要であり、そのためにも備えを徹底しておく必要があると考えております。そして第3点目としまして、近い将来、大規模地震などの発生が確実視されているにもかかわらずそれに対する備えができていないということでは、国際社会からの信頼を失うこととなります。逆に、事前の備えをしていることは国としての信頼につながり、これがあらゆる面での競争力確保ということにつながるものと考えているところであります。

国土強靱化の取り組みは、直接的な防御措置に加え、もろもろのシステムの複線化といった対応も含めて、全体としてこうした3つの方向での備えを果たすものであると考えております。そして、この重要性は、国家全体としてのみならず各地方地方においても言えることでありまして、本県といたしましても、特に甚大な被害が想定されます南海トラフ地震対策、これを最もあつてはならない備えるべき事態として捉まえ、この南海トラフ地震対策行動計画に基づきまして、命を守る対策を全力で進めますとともに、速やかに経済が立ち直るための企業のBCP策定の促進や、さらには前向きな対策として防災関連産業の育成などにも取り組んでいるところであります。

以上のように私は、国土強靱化の取り組みは歴史的観点から見ても極めて重要であると考えておりまして、ナショナル・レジリエンス懇談会にも積極的に出席をし、発言もしております。特に地方の代表として、事前の防災・減災対策に国と地方が役割分担をしながら連携して取り

組むべきこと、マンパワー不足が懸念される地方公共団体への支援の重要性や、災害時における医療救護体制の強化の必要性などを強く申し上げてきたところであります。

国土強靱化を推進する指針となります国の基本計画は、こうした意見も反映して、ことし6月に閣議決定されており、現在、ステージが地方に移り、地域計画の策定を進めているところであります。この地域計画を策定することによりまして、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、それに対応する取り組みの重点化や優先順位づけを行いますとともに、地域が単独では対応できない課題も明らかになります。全国のそれぞれの地域が強靱化を推進することに加え、国と地方が連携していくことで国全体の強靱化につながってまいります。この点、私としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域計画策定の現状と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

南海トラフ地震の発生により、多くの県民の皆様が犠牲となり迅速に経済社会が回復できないような致命的な被害を受けるという事態は、絶対に避けなければなりません。そのため、地震発生後に何が起り、事前にどのような対策が必要であるのかを徹底的に検討した南海トラフ地震対策行動計画に基づき、PDCAサイクルによる見直しも行いながら、全力で対策に取り組んでいるところであります。こうした本県の取り組みは、地域の強靱化の先進的な取り組み事例として、地方公共団体が地域計画を策定する際の指針として国が取りまとめた国土強靱化地域計画策定ガイドラインにも紹介をされているところであります。

本県の地域計画は、この南海トラフ地震対策行動計画をベースとして策定していくこととしているところでありますが、計画を策定する機

会を通じて、改めて、起きてはならない最悪の事態、すなわち南海トラフ地震による致命的な被害から県民の皆様の命を守り、迅速な復旧・復興を図る対策について洗い出しを行いますことで、南海トラフ地震対策行動計画の中身のブラッシュアップにもつなげていきたいと考えているところであります。

さらに、地域計画策定作業には、本県だけで対応できないことについて、中四国地域と連携することや国により対応すべきことをも明確にするという意義もあります。今後、高知市や近隣県、また国とも協議を行いまして、年度内には地域計画を策定したいと考えているところでございます。

次に、国土強靱化の推進を通じて地域の経済成長につながる視点をどのように捉えているかとお尋ねがございました。

強さとしなやかさを持った地域を目指して地域の強靱化を図ることは、災害による被害軽減を通じて速やかな復興を可能とするのみならず、あらかじめ備えを進めることが県内外からの安心を獲得することになり、信頼につながってまいります。ひいては地域間の交流が促進され、そのことが経済の中長期的な発展の呼び水となり、雇用創出や人口減少の歯どめにも寄与するなど、地域活力の維持や増進につながるものと認識をいたしております。

また、迅速な復旧・復興に大きな役割を担う高速道路のミッシングリンクの解消、また高台の工業団地開発など強靱化のための基盤整備は、地域経済の発展や地域活力の基盤ともなるものであります。これらを地域計画にも位置づけるとともに、今後も整備促進に取り組んでいかなくてはなりません。

さらには、防災教育による人づくり、要配慮者の支え合いという地域での取り組み、最大クラスの津波でも浸水しない企業用地の造成や防

災関連産業の育成といった大規模自然災害のリスクという弱みを逆手にとった取り組み、これも福祉面、産業面両面において地域の活性化に資するものとだと考えております。

以上のように、信用醸成、基盤整備、弱みを逆手にとった個々の取り組み、おのおののレベルで強靱化の取り組みを進めることにより地域の成長につなげていくという視点が重要であると考えており、またそのように対応してまいりたいと考えておるところであります。

最後に、働く女性に限らず全ての女性がライフステージに応じてさまざまな選択が可能となる社会を目指して、女性の活躍をどのように進めていくのかとお尋ねがありました。

男女共同参画社会の実現を進めるに当たりましては、性別にかかわらず、自分の意思と責任で生き方を選択できる社会をつくるのが大切であります。したがって、女性が、結婚や妊娠・出産、子育てといったさまざまなライフステージを迎える中で、仕事と子育てを両立させる、あるいは子育てに専念するといった選択をみずからの意思に基づいてできる限り行えるようにすることが非常に重要だと考えております。

昨年度の県民世論調査におきましては、女性が職業を持つことについて、過半数の方が「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答され、また3割近くの方は「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答をされているところでありまして、それぞれのお考えがあるということであろうかと思っております。

このため県では、これまでの子育てしながら働き続けられるための支援に加えまして、本年度より、一旦退職した女性も含め、希望する女性への就労支援に取り組んでおります。本年6月に開室いたしました高知家の女性しごと応援

室には、昨日までに延べ289件の相談が寄せられ、既に27名の方が就職に結びつくなど、一定の成果も出始めているところでございます。

女性のライフステージの各段階においてさまざまな選択の可能性が広がるためには、こうした支援に加え、周囲の理解やサポート、さらには社会全体で女性の活躍に関する機運の醸成が必要となってまいります。このためにも、全国に先駆けて地域版の輝く女性応援会議が開催されましたこと、これはよい機会でありましたし、その場でよい貴重な御意見をいただきました。

また、こうした取り組みを踏まえまして、来年度に予定しておりますこうち男女共同参画プランの改定におきましては、男性の家庭生活への参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の取り組みなど、あらゆる女性が生き生きと活躍できるような社会づくりを念頭に、幅広い視点からの検討を加えてまいりたいと考えておるところであります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、南海トラフ地震対策に関して、災害関連死を防ぐための取り組みと決意についてのお尋ねがありました。

高齢者や障害のある方などの要配慮者については、生活環境の変化などにより健康状態が悪化しやすいため、災害時の避難生活などの際には、保健・医療・福祉が連携し、助かった命をつなぐためのきめ細やかな対応が必要になってまいります。このため、被災者一人一人のニーズに応じた医療・介護などの支援へと確実につなげるための保健活動の充実強化に向けまして、高知県南海地震時保健活動ガイドラインに基づき、災害時の保健活動マニュアルの作成に取り組む市町村を積極的に支援しているところです。

また、災害時において高齢者などが孤立することのないよう、地域福祉活動と防災・減災対

策の取り組みを一体のものとして捉え、日ごろの地域での見守り活動などによる地域の支え合いのきずなの強化に向けて支援をいたしております。あわせて、市町村による福祉避難所の整備と指定の促進を積極的に支援いたしますとともに、一般の避難所においても介護などの必要な支援が受けられるよう、避難支援体制のあり方などについての検討も進めてまいりたいと考えております。

一方で、東日本大震災などでは、避難生活の長期化に伴う精神的ストレスなどが要因となり災害関連死に至った事例も報告されており、被災者の心のケアの問題は重要な課題だと認識しております。このため、災害時における心のケア活動に携わることのできる専門的な人材の育成とあわせて、災害派遣精神医療チーム——D P A Tの県外からの受け入れ体制を含めた体制整備に向けまして検討を進めてまいります。

こうしたさまざまな取り組みを通じまして、高齢者などの多様なニーズにきめ細やかな対応が可能となりますよう、減災につながります助かった命をつなぐための対策にしっかりと取り組んでまいります。

次に、少子化対策の取り組みについて今後どのように進めていくのかのお尋ねがありました。

県ではこれまで、急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画となりますこうちこどもプランを策定し、仕事と子育ての両立支援に向けて、保育サービスの充実や子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の拡大などに積極的に取り組んでまいりました。また、少子化対策県民会議などとも連携し、少子化対策の機運の醸成を目的に、キャンペーンやフォーラムの開催などといった取り組みも積極的に推進してまいりました。

現在、来年度から5年間の新たな行動計画の策定に取り組んでいるところですが、その中では、誰もが希望する時期に安心して結婚、出産、子育てができる社会、全ての子供の生きる力を育むことができる社会、地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会といった3つの柱を中心に据え、全庁横断的に少子化対策のさらなる充実強化に向け取り組むことといたしております。

議員お話しの、子育てを県が全力で応援しているといったメッセージを發しますことは、子育て家庭の不安を取り除き、安心感の醸成にもつながる効果を期待できるのではないかと考えております。このため、新たに策定する行動計画を着実に推進していくのはもちろんのこと、キャンペーンやフォーラムなどの開催の機会を捉え、県民の誰もが希望する時期に子供を産み育てやすい環境づくりを目指して、県が子育て家庭を全力で応援しているといったメッセージとあわせ、行動計画の趣旨や取り組みの内容などにつきまして県民の皆様にはわかりやすい形で情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育て世代のニーズを踏まえ、家族間でともに支え合い助け合いながら生活をする人たちへの支援についてのお尋ねがありました。

本県では、女性の労働力率や共働きの世帯率が高くなっている一方で、平成22年の国勢調査の結果では、6歳未満の子供がいる世帯に占める3世代同居の割合が全国平均よりも低くなるなど、核家族化の進行などもあり3世代同居が少ないという実態があります。このため県では、働きながら安心して子育てのできる環境整備や、子育てに伴う孤立感や不安感などを軽減するための施策などに積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、近年の状況を見ましても、核家族化は年々進んでおり、今後はこれまでの取

り組みに加え、子育てを世代間を超えて地域社会全体で支えるといった観点から、元気な高齢者が子供の一時預かりなどを担う子育て支援策や、地域の子供を見守り交流する集いの場づくりなどに積極的に取り組む必要があるものと考えております。この点、子ども・子育て支援新制度においても、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業などの地域で子育てを支え合う施策の充実が図られることとなっています。また、全国知事会では、知事がリーダーを務めます次世代育成支援対策プロジェクトチームが中心となって、子育ての世代間での支え合いを促進するといった観点から、高齢者から子、孫の世代への自発的な資産移転を促し、子育て世代を支援する新たな税制、贈与税の非課税措置の創設などについて政策提言を行ったところです。

議員からお話のありました3世代同居や近居を推進していくといったことは、先ほど申し述べました世代間を超えて子育てを支援する施策の一つだと考えられます。このため、3世代同居や近居の推進に向けました具体的な支援策のあり方などについて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、子ども・子育て支援事業支援計画の策定に向けたこれまでの取り組みについてのお尋ねがありました。

子ども・子育て支援新制度の来年度からの円滑な施行に向けまして、高知県子ども・子育て支援会議において、平成27年度から31年度までの教育・保育サービスの需給計画や子育て支援の推進方策などを盛り込む子ども・子育て支援事業支援計画の策定に関して、これまで議論を重ねてまいりました。これまでの会議において、地域子育て支援拠点事業などの推進方策や障害児施策の充実強化、あるいは教育・保育サービスを担う保育士等の人材確保と資質の向上に向

けた研修体制のあり方などについてさまざまな御意見をいただき、いただいた御意見などを踏まえ、この11月には計画の素案をお示ししたところです。

新制度の施行まで残すところあとわずかとなりましたが、地域ニーズに十分に答える実効性のある支援計画となりますよう、事業の実施主体となります市町村の事業計画や、今年度に策定する予定の障害福祉計画などといった他の計画との整合性にも十分に留意した上で、計画案の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、消費税率10%への引き上げが先送りされましたことを受け、今月の3日には、知事が、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、新制度への円滑な移行に向けまして必要となる財源の確保などについて政策提言を行ったところです。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 宿毛市の長期浸水対策に関して、現在の進捗状況と今後の方向性についてお尋ねがございました。

最大クラスの地震が発生した場合、宿毛市では地盤が2メートル程度沈降すると想定されており、中心市街地のほぼ全域を含む560ヘクタールが長期にわたって浸水し、約9,000人の方が影響を受けるという厳しい状況になるおそれがあります。このため、早期に浸水を解消する止水、排水の対策、また浸水域の住民の皆様を速やかに救助救出する対策について、関係する国や県、宿毛市、消防及び警察が協力し、お話にもありましたように昨年からの検討を進めております。

これまでに、現在の堤防が地震で液状化し沈降した後にも満潮の水位以上の高さを保てるのか、現在の排水機場が耐震・耐水性を有しているのか、潮位が下がり一時的に浸水が解消される範囲はどこまでか、また高齢者など要配慮者

がどこにどれだけいるのかといった課題を整理し、対策の検討を進めてまいりました。この11月には、主にハードの対策であります。止水・排水対策をテーマとした検討会を開催し、止水のために必要な資機材や工事の実施方法、排水が完了するまでに要する日数など、具体的な検討を行いました。

現状のままでは、堤防の高さが約9キロにわたり満潮位以下になるため、その区間の大型土のうによる止水が必要であり、現時点での試算ではあります。排水の完了までは約50日を要することとなっています。日数の短縮には、事前の堤防の耐震化と、排水ポンプ車や排水機場をできるだけ早く稼働させる対策が必要となります。

来月には、救助救出対策をテーマとした検討会の開催を予定しています。宿毛市の浸水深は、市街地を中心に比較的浅くなると想定されており、潮位が下がった時間帯には徒歩で避難が可能になるエリアが広がるという特徴があります。このことを踏まえた救助救出方法、それに必要な時間や資機材などについて検討することとしております。

今後、時間のかかる堤防や排水機場の地震対策についての目標期間を設定するとともに、これらの進みぐあいによって、排水が完了するまでにかかる日数がどれだけ短縮できるかといった効果も含めて、年度内に検討結果を取りまとめます。来年度からは、各機関がそれぞれ目標に向けて対策を実行することで、長期浸水の早期復旧の取り組みを進めてまいります。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 建設業の現状と課題、高知県建設業活性化プランの今後の取り組みについてお尋ねがありました。

本県の建設業界については、長年にわたる公共事業の減少に伴う若年入職者の減少や、従事

者の高齢化の進行、経営規模の小規模化などによって、建設業者の施工力の低下や、これまで培ってきた貴重な技術、技能の次世代への継承が危ぶまれることが大きな課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、建設業の新たな展開を目指した高知県建設業活性化プランを本年2月に策定し、建設業者の多様な相談に対応する支援窓口を設置したほか、技術開発や施工力の向上を目的とした研修などを実施しております。また、建設業の重要性ややりがいを特に若い世代に知ってもらうため、先月高知市中央公園で開催された防災フェスタや、新たに誕生したマスコットキャラクターまもるくんのテレビコマーシャルなど、建設業のイメージアップへの取り組みを支援しております。

さらに、4月から6月の工事量が少ない年度当初において、雇用の継続や企業の経営安定に効果のある工事の平準化を進めております。具体的には、年度をまたいで十分な工期が確保できる繰越制度を柔軟に活用するとともに、来年度の県単事業の一部を本年度内に発注できる債務負担行為、いわゆるゼロ県債の予算を今議会に提案させていただいているところです。

一方、本年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律では、中長期的な担い手の確保や受注しやすい環境の整備などについて、発注者の責務が明確化されており、その趣旨を踏まえた活性化プランのバージョンアップも必要であると考えております。このため来年度、まずは課題となっている若年入職者の確保と定着に向け、雇用環境や処遇の改善に必要な専門家による研修や、アドバイザー制度を活用した建設業者への個別支援などの取り組みを強化することとしております。

こうした取り組みを通じて、地域をよく知り、地域に信頼され、それぞれの地域で活躍する建

設業者を支援してまいりますとともに、さらに県外、海外への事業展開を目指すことができる、技術力、経営力のある建設業者が育成される力強い業界となりますよう、活性化プランの推進に積極的にしっかりと取り組んでまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 加藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、人財誘致を進める上での課題認識とその対応についてお尋ねがありました。

本年度から新たに挑戦しています人財誘致の取り組みは、本県での就業を検討している都市部の方々を対象に、まず首都圏での座学研修を実施し、次に県内事業者とのマッチング交流会の開催、さらにはインターンシップによる業務体験と順にステップを踏みながら、本県への円滑な就業を進めようとするものでございます。

また、これとあわせまして、本県と協定を結んでおります全国で事業を展開する人材ビジネス事業者4社を通じて、再就職を希望する経験豊かな都市部の人材と県内企業とをマッチングさせることにも取り組んでおります。

こうした取り組みを進める中で、実際に転職を考える方々の中には、議員のお話のように、首都圏と高知県での雇用条件の違い、とりわけ賃金水準の違いが大きな課題となるケースも出てきております。これに対応するため、現状では、転職を円滑に進めることを目的に国が設けております研修費用の助成制度を活用することなどで、県内事業者の負担軽減に努めております。しかしながら、これらの施策は、助成の対象がOJTやOff-JTに係る研修費用などのため、賃金水準の違いの解消策としては必ずしも十分ではないというふうに感じております。

一方で、年内に策定される予定のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口の東京一極集中を是正することをテーマの一つに掲げておりま

すので、例えばこれまで政策提言をしてまいりました自由度の高い交付金の使途として、賃金格差の縮小に充当することも考えられるのではないかと考えております。今後、地方創生に関する国の動きの情報収集に努めますとともに、本県への人財誘致の追い風となるような政策提言を行っていきたいと考えております。

次に、地域の企業に就職した若い社員に対する研修機会の提供など、土佐まるごとビジネスアカデミーのこれまでの成果と今後の対応についてのお尋ねがありました。

若い方々が地域で誇りと志を持って働いていただくためには、お話がありましたように、自分自身の成長につながる学びの機会があることも大切な要素であると思います。

平成24年度から開講しております土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAでは、ビジネスを進める上で必要な基礎知識から応用・実践力までを身につけていただける多彩なカリキュラムを用意しており、平成24年度、25年度ともに延べ1,600人を超える方々に受講をいただいております。本年度も、学びのきっかけづくりとなります入門編の講座を充実させたことや、新たに土佐MBA相談員を配置して受講者の学びのステップアップをサポートしたことなどもありまして、現時点で延べ1,800人を超える方々に受講いただいております。特に、企業にお勤めをして間もない若手社員やこれまでビジネス理論を学んだことのない方を主な対象とする入門編では、前年度を大きく上回る延べ800人を超える方々に受講いただいております。

この土佐MBAは、来年度から永国寺キャンパスに整備をします産学官民連携センターで実施をすることとしております。この地の利を生かして、土佐MBAのワークショップや異業種交流会の実施、高等教育機関との連携強化などのさまざまな交流の機会を設けるとともに、地

域のリーダー的な事業者を育成するアドバンスコースを新設するなど、カリキュラムを一層充実させる予定でございます。さらにバージョンアップをする土佐MBAについて積極的な広報を行ってまいりますので、ぜひ多くの若い方々にも参加をしていただいでスキルアップにつなげていただきたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） 木質バイオマス発電における森林経営計画の現状、課題及び今後の対応、あわせてガイドラインの周知についてお尋ねがございました。

木質バイオマス発電では、燃料となる木材の由来によって売電価格が異なることから、林野庁の定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明が必要となっています。このガイドラインでは、木材の調達コストの高い順、つまりは売電価格の高い順に木材を、間伐材等、一般木材、建設資材廃棄物と3つに区分しています。このうち間伐材等の区分の中には、森林経営計画を樹立している森林から伐採された木材が含まれていますため、間伐材だけでなく主伐材であっても有利な売電価格が適用できることとなっています。

森林経営計画は本来、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業の効率化と森林資源の持続を図ろうとするもので、計画を立てることによって健全な森林経営が担保されることはもとより、造林補助事業などで、より高い補助が受けられるなどメリットがございます。このため、県としましては、平成24年に新たな森林経営計画制度がスタートして以降、積極的に策定を働きかけてまいりましたが、零細な森林所有者が多い上に、不在村の所有者もいることから、思うように合意形成が進まず、計画認定をした面積は今年10月現在で民有林全体の約

10%にとどまっているところです。

今後も、森林組合等の林業事業体には、森林所有者の合意形成活動を支援する国の森林整備地域活動支援交付金の活用などにより、森林所有者に計画の意義やメリットを丁寧に説明し、引き続き森林経営計画の樹立に向け積極的に取り組んでいただくよう、市町村と連携し、事業体の支援をしてまいりたいと考えています。

一方、ガイドラインに基づく証明ができていない場合には、たとえ間伐材であっても建設資材廃材と同様の最も低い価格となりますことから、適正に証明を行っていくことが重要となっています。このため、これまで、森林組合連合会や素材生産業協同組合連合会及び木材協会が行う傘下の組合員への研修会に合わせてガイドラインの説明を行ってまいりました。今後は、県や市町村の広報紙等を活用した情報の発信などさまざまな機会を通して、小規模林業事業者等も含めた幅広い方々にガイドラインを周知することで、少しでも有利な価格で木材が取引され、山への還元が進み、中山間での雇用と所得の向上につながるよう取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長（田村壮児君） まず、子ども・子育て支援新制度の移行について、私立幼稚園の現状をどのように把握し対応しているのかとのお尋ねがございました。

来年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立幼稚園は、新制度に移行せず現行制度のもと幼稚園のまま存続するのか、あるいは幼稚園または認定こども園として新制度へ移行するのかとの判断が求められております。

新制度に移行しない場合、私立幼稚園に対する財政支援は現行の私学助成金が継続されることとなりますが、新制度へ移行する場合は、幼稚園、認定こども園、保育所など全ての施設を通じた共通の給付制度となります。さらに、園

児の保育料については、これまでそれぞれの幼稚園が決定しておりましたが、新制度へ移行する場合は、保護者の所得に応じて市町村が決定し、園が徴収することとなります。

このように、私立幼稚園にとって新制度は大きな変革となるため、県では昨年度から、私立幼稚園を対象とした新制度の研修会を開催するとともに、本年8月から9月にかけて全ての私立幼稚園を直接訪問し、新制度の説明を行ってまいりました。また、認定こども園へ移行する場合の施設整備に対する財政支援を行うとともに、人材育成を図る研修を実施するなどの支援も行ってまいりました。

その結果、本年9月末現在で、既に認定こども園となっている幼稚園を含む県内31の私立幼稚園のうち16園については来年度から新制度への移行を予定しておりますし、平成28年度からの移行に向けて準備を進めている園も幾つかございます。しかし、新制度における給付費の単価など概要が全て明らかになった段階で移行についての判断をしたいとのことで、現時点では確定していない園もかなりございます。

こうした中、県といたしましては、私立幼稚園が円滑に新制度を迎えることができるよう、国に対して施設への公定価格を速やかに提示することや、教育・保育の質の充実につながる公定価格とすることなどを、全国知事会を通じて申し上げてきたところです。今後も国の検討状況を注視するとともに、施設の皆様に対し情報を適切に提供し、相談や疑問にもお答えすることで不安を解消し、新制度への移行を促してまいりたいと考えております。

また、新制度の実施に伴い、幼稚園の利用についての手続なども変わってくることから、保護者に対しての周知も必要となっております。引き続き市町村と連携を図りながら、利用手続の方法や保護者負担などの周知に努めてまいり

ます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果について、他県の事例などを参考にして、教育委員会が積極的に公表していくべきではないかとのお尋ねがございました。

本県の子供たちの学力向上のためには、保護者や地域の方々の協力を得ながら、学校と家庭、地域が一体となって取り組みを進めていくことが重要です。このため、県教育委員会としまして、これまでも、県民の皆様にご子供たちの学力の定着状況を知っていただき、評価や御協力をいただけるよう、全国学力・学習状況調査の結果について、その分析と改善策をあわせて具体的に公表を行ってまいりました。また、県立中学校におきましても、それぞれの学校が結果や分析、取り組みについて詳細な公表を行っています。

市町村ごとの結果の公表につきましては、地域の教育行政の責任を担っている市町村教育委員会が主体的に判断すべきものと考えていますが、住民の皆様への説明責任をしっかりと果たし評価や御協力をいただくという観点からは、調査結果などについて積極的に公表していただくことが望ましいと考えております。そのため、県教育委員会として、本年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表された8月以降、個別に市町村教育委員会と意見交換を行う中で、地域の方々に説明していくことの必要性をお伝えし、積極的な公表を考えていただくよう、改めて要請してまいりました。

その結果、全国学力・学習状況調査の結果を公表する市町村は、昨年度は11市町村でしたが、本年度は15市町村の予定となっております。今後は、さらに市町村が積極的な公表をして、地域と一体になった取り組みを進めていただけるよう、県教育委員会といたしましても、例えば正答率が低かった問題の原因分析の方法や公表

事例などをお示しするなど、各市町村の相談にも乗りながらしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

次に、子供の発達段階に応じた親育ちの支援と家庭教育の充実についてお尋ねがございました。

家庭教育は、子供の健やかな育ちの基盤ですが、核家族化や地域のつながりの希薄化の進行などによりその機能が低下しているのはお話のとおりでございます。特に本県では、家庭学習や基本的な生活習慣の定着に課題を抱えている子供も多く、その対応として、家庭の教育力を向上させることが重要となっております。

そのため、県では平成21年度から、保育所や幼稚園に在籍している就学前の子供の保護者を対象に、子供の発達の道筋や子供にかかわるときのポイントなどについて理解を深めていただく親育ち支援に取り組んでおり、受講した保護者の多くに意識の向上が見られ、成果が上がっております。また、小中学校においても、基本的な生活習慣の重要性について保護者の皆様の意識を高めていただくため、親子で行う生活リズムチェックカードを配付し家庭で活用していただく取り組みや、家庭版道徳教育ハンドブックを通じて、親子で人の生き方や社会に貢献することの大切さなどを学ぶ取り組みなどを進めているところでございます。

また、日々の教育活動においては、課題を抱える児童生徒の保護者に対し、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携により、個々の課題に応じた助言や支援を行っております。さらに、11月の教育の日を中心として、保護者を初めとする全ての県民の皆様にご教育について考えていただき、教育的な風土づくりの機運を高めるための取り組みを進めております。

一方で、家庭の教育力向上の難しさは、教育力に欠けると思われる親ほどそのことに関心が

薄い傾向にあるという点でございます。このため、今後は、そういった親に対してもさまざまな機会を通じ粘り強く親育ちを促していくことに加えまして、家庭の教育力の不足を学校や地域社会でカバーしていくことにもあわせて力を入れていく必要があるものと考えております。

最後に、道徳教育用教材「私たちの道徳」に関して本県の利用状況をどのように把握し活用を促しているのか、また本県の独自教材「家庭で取り組む 高知の道徳」もあわせた活用状況と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

まず、「私たちの道徳」は、学校の道徳の時間や家庭や地域で活用することを通じて道徳教育の充実を図るため、文部科学省が昨年度末に各小中学校に配付したものです。本県でも、各学校の道徳の時間の年間指導計画への位置づけや家庭での活用などについて、各市町村教育委員会や学校へ指導してまいりました。その状況につきましては、本教材を活用した授業を行った学校の割合は全国よりも高くなっている一方で、家庭での活用は十分でない状況も見られるところでございます。そのため、各学校の道徳担当教員を対象とした悉皆研修会などを通じて本教材の趣旨についての再確認を行い、学校にとどまらず家庭においても活用いただくよう促してまいりました。

次に、本県が作成した「家庭で取り組む 高知の道徳」は、大人が子供と向き合い、夢や希望、悩みなどを語り合うきっかけとなるものとして、昨年11月に公立小中学生の全保護者に配付し、PTAの研修会などにおいて家庭での活用をお願いしてきました。また、各学校では、この冊子の趣旨や学習内容、授業の様子などを学校便りやPTA便りで紹介するなど、有効に活用されております。また、各教育事務所の学校訪問などを通じて、その具体的な活用状況について継続的に把握し、有効な活用に向けて指導や支

援を行ってきているところでございます。

今後、このような教材の効果的な活用事例などを市町村教育委員会や学校、PTAの皆様にお示しし、道徳の授業はもとより、学校、家庭、地域をつなぐものとして、活用をさらに進めてまいります。

(選挙管理委員長恒石好信君登壇)

○選挙管理委員長(恒石好信君) 投票所の減少への対応についてお尋ねがございました。

議員お話しのとおり、平成24年12月の前回総選挙のときと比べ、今回の総選挙における投票所数は県全体で5カ所の減となっております。区割りの改定に伴い1増となった高知市を除き、3市3町でそれぞれ1カ所の減となっております。また、そのうち5カ所が、選挙人の減少を理由として、住民の皆さんとの協議の上で近隣投票所との統合を行ったものであります。そのうち4カ所では、送迎バスなどによって投票所までの足の確保を行うこととしていただいております。投票所の統合を行う際には一定の対応についても検討がされているものと考えています。

しかしながら、平成16年7月の参議院選から今回選挙までの10年間で見ますと、投票所の数は人口の減少などとともに985カ所から927カ所へ58カ所減少しており、有権者の皆さんの高齢化の進展と相まって、多くの皆さんが投票に参加しやすい環境をつくることは、若い方の投票参加の問題とあわせ重要な課題であると認識しております。

このため県選管では、本年7月以降、各市町村の選挙管理委員会に直接出向き、組織体制や啓発事業のほか、高齢者の皆さんなどの投票機会の確保に向けた取り組みの状況や、投票制度の周知の状況などについて聞き取り調査を行い、あわせてほかの市町村におけるさまざまな取り組み事例なども紹介しながら、投票機会の確保

に向けて積極的に取り組んでいただくよう呼びかけを行ってまいりました。この中で、来春の統一地方選挙に向けて、期日前投票所を増設することや、投票所の増設も視野に入れて投票区の見直しを検討するといったお話もお聞きしているところでございます。

しかしながら、お話にもございました送迎バスなどの運行につきましては、市町村の選挙管理委員会の体制の問題や、運行の検討に当たっては特定の投票区への導入の場合の投票区間における投票機会の平等性といったことなど、選挙の公平・公正さにも十分配慮しなければならないといった難しい課題もございます。県選挙管理委員会としましては、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であることから、引き続き、市町村の選挙管理委員会に対し、多くの皆さんが投票しやすい環境づくりについて御検討いただくよう要請してまいりますとともに、必要な助言も行ってまいりたいと考えております。

○2番(加藤漠君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

1点だけ知事にお伺いをさせていただきます。

地方創生と国土強靱化の関連性、現時点でどう感じになっているのかなんかということがあればお答えをいただきたいと思うんですが、この共通点であります東京一極集中の緩和というのは本当にもう地方積年の課題でございまして、待望の政策なんだというふうにも思っております。その両方に懇談会の委員として知事が御参加いただいて、本当に中心となつてできた計画だと思っておりますし、地方創生に関しても知事会のリーダーとして積極的に御提案をされているということを承知しております。

その結果、国土強靱化については、例えば国の計画の中にCLTなんていうのも入っているんですね。これは山林をしっかり管理していく

ことで災害も防げると、そして産業にもつながると、こういった施策が入ったのもまさに高知県の訴えがあったからこそだというふうに私は思っておるところでございます。産業だけではなくてインフラ、例えば大きい話で言うと、リニアの事業なんていうのは東京一極集中の緩和の一つの大きな材料になるんだと思いますし、高速道路のミッシングリンクなんかもそうであると思います。

今現時点でまだ地方創生、見えてきていない部分もありますが、もし共通点、お感じになっていることがあれば御答弁願えればと思います。

○知事(尾崎正直君) 地方創生と国土強靱化は、相互に依存しているといいますか、お互いに高め合う関係ということかなと、そのように思います。地方創生が進んでいく中で、地方がそれぞれ地力をつけていくことが、それが例えば経済の活性化のみならずさまざまな防災体制の活性化、さらには支え合い、福祉の活性化につながる、これが国土強靱化につながっていくということになりますでしょうし、また国土の強靱化が地域地域で進んでいくことが地域地域のそれぞれの信用の高まりにつながり、それがさまざまな交流の活発化、地方の創生ということにつながっていくという相互の関係にあるということではなかろうかなと、そのように思っております。相互の関係のありよう、対応というのはさまざまかと思いますが、確かにその中で一つのキーワードとして東京一極集中の是正ということは、国土強靱化、いわゆる複線的なシステムをつくるという点においては意味があり、そしてまた地方創生という点においては、地方に若者をとどめるという意味において意味があるという形で共通するものかと思っております。

ナショナル・レジリエンス懇談会で、地方創生のためのワーキンググループというのが設置

をされることになりまして、あした初会合があって、私、出席をしていくこととなっております。この国家的課題である地方創生と国土強靱化、この両者を一体として捉える、そういう取り組みが今後広がっていくのではないかと考えております。本県にとってもまさに重要テーマでありますので、大いに積極的に政策提言していきたいと、そのように思っております。

○2番(加藤漢君) 積極的な御答弁ありがとうございました。

最後、質問ではございませんけれども、きょうは女性の活躍について質問をさせていただきました。先日、宿毛高校の70周年の記念式典があって、そこに田部井淳子さんという方が講師でお見えになりました。世界で初めてエベレストに登った女性なんですね。

エベレストの登頂の準備にかかった期間、1,400日準備にかかったそうであります。登山の実際の期間というのは、130日間ずっと登り続けて、全体で約4年以上の歳月をかけてエベレストに登ったと。けれど、そんなにかけて登っても、頂上というのは本当に一瞬なんですよね。その一瞬のためにずっと準備して、昭和45年の時点で4,000万円以上の費用がかかったということなんです。この話を聞いて、危機管理、南海地震もたった一瞬、その日のために備えてずうっと準備をしていくというふうに思うと、まさに危機管理の要諦をうかがったようにも感じたこととございました。

それと、もう一点印象的だったのは、田部井さん、小柄な方で、運動能力にも小さいときから余り自信がなかったという方とございました。何で私がエベレストに登れたか、それはもう一言で言うとエベレストに登るといふ決意だけですということをおっしゃってございました。8,000メートルを超える山が世界に14ある中で、どうせなら世界一に登ろうと決意をして、苦難を乗

り越えて登ったということでした。

我々も、景気回復、この道しかないということで進んでまいりました。高知県の目指すべき方向も明確でございます。皆さんと、この決意ということ新たにしていきたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩



午後2時50分再開

○議長（浜田英宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

5番西内健君。

(5番西内健君登壇)

○5番（西内健君） 自民党の西内健でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

さて、衆議院議員総選挙がおととい行われ、与党である自民、公明両党は、改選前より2議席増の326議席を獲得しました。今回の総選挙の争点には、消費増税の延期、アベノミクスの評価、安全保障を含む外交問題などが挙げられていました。選挙結果を見れば、安倍政権は一定の評価を受け、今後のこの国のかじ取りに対して再度大きな責任を担うこととなりました。

そして、選挙期間中に多くの候補が主張された、与党の掲げる地方創生の取り組みが開始されます。少子高齢化、過疎化、そして都市への一極集中といった問題は、日本の戦後69年の歩みの結果であり、戦後をどのように解釈するか、それが必要であろうと考えます。

我が国は、敗戦から立ち直り、その勤勉さや努力により高度経済成長をなし遂げましたが、

その過程において、経済的側面而言えば、地方から労働力としての人口流出が続き、東京などの首都圏において都市化が進んだわけでありませぬ。また、戦後の民主主義の進展は、個人の自由を拡大し、居住、移転の自由が保障されとともに、交通機関などの移動手段が進歩したことなどにより、それまでは生まれてきた地域で生涯を終える人々が大半であったものが、経済的に豊かで便利な上、他人に干渉されることの少ない都市圏への移動が進んだわけでありませぬ。

このように、戦後の69年間における経済面、政治面での変化は日本人の価値観を大きく変え、地方から都市への人口流出に歯どめがかからない状態が続いています。都市への一極集中は、現在の世界中で、ある程度見られる現象であります、人類の歴史上、これに似た現象を少し振り返って見てみたいと思ひます。

人類の歴史の中で、一つの文明が誕生し、繁栄そして衰退した例として、古代ローマ帝国の盛衰を見てみたいと思ひます。

歴史家テオドール・モムゼンの書いたローマ史において、古代ローマ帝国の絶頂期において何が起ったか、それを見てみますと、現代日本と同様に地方から都市への大規模な人口流出が記述をされています。急激な人口増加によって、古代ローマでは、それらの人々を収容する、いわゆるパンとサーカスの言葉で知られるように、増加した人々に対して娯楽を提供するために必要な大規模建造物が多くつくられたわけですが、今でもローマを訪れますと、コロッセオ、パンテオン、そしてカラカラ浴場などの大規模施設が残っているのを目にすることができます。

このように栄華を誇った古代ローマ帝国でありましたが、その衰退期に入った時代の記述を見てみますと、「ローマ帝国のどこを探しても100人隊の隊長として人並みに役に立つというイタリア人は十分に見つからず、この職務のために、

異国人であるダルマチア人を雇わねばならなくなり、さらに後にはドナウ川やライン川地方の蛮人を雇わなければならなかった。その間、女性の出生率は低下し、イタリアの人口は希薄になっていったのである」と記されています。

何やら、アメリカに戦後の防衛を委ね、近年はグローバル化の波に押され、建設や介護の現場での人手不足を外国からの移民に頼り、出生率の低下している我が国の姿とダブって見えます。自分の国は自分で守る、そういった当たり前のことを忘れ、豊かさや平和、安全といったものが当然にあるものと思い込んでいる我が国に足りないものが何か、それを古代ローマの失敗の歴史から学ぶことも可能かもしれません。

物と金だけではなく人が自由に動くグローバル化が、ビジネスだけではなく教育現場でも声高に叫ばれておりますが、国家を維持するための自主独立の気概を持ち、自分たちの手で自分たちの国をつくる必要があります。地方創生も同じことで、地域に住む人間が自分たちの手で地域をつくり上げる必要があります、そのための政策提言が求められることとなります。今回の地方創生が我が国にとって大きな転換点となるためにも、短期的な視点でなく長期的に考え、政策の転換だけではなく、我が国及び地域の歴史や伝統、文化や価値観に根づいた再生を果たすことが重要であると考えます。

観念的な話になりましたので、知事に対して質問はいたしません、ぜひ知事には以上のことを頭の片隅にでも置かれて国への政策提言を行っていただければ幸いです。

それでは、現実政治の世界に戻りまして、庭先の現場の質問も含め、入らせていただきたいと思っております。それではまず、公共交通に関して伺いをいたします。

10月1日に、土佐電気鉄道株式会社、土佐電ドリーム株式会社及び高知県交通株式会社が経

営統合し、とさでん交通株式会社が発足しました。3社の事業を新会社であるとさでん交通株式会社に統合し、3社はしかるべき時期に特別清算される新設分割の手法がとられました。

土佐電鉄と県交通は、長年の経営不振により両社とも実質的に債務超過の状態にあり、累積債務は2013年度末時点で合計約75億円ありました。今回の新会社設立に際し、金融機関から最大28億円の債権放棄を受けるとともに、県及び沿線12市町村より10億円の出資を受け、財務体質が強化されました。それらにより、発足時の新会社の債務は約37億円となり、2013年度において2社で1年当たり2億5,000万円あった金利負担は7,000万円台に減少をしました。

今後も、経費削減や資産処分により債務の圧縮が行われ、資金繰りの改善が見込まれることから、安定的な財務運営が期待されます。事業再生計画においては、統合3年目に当期純利益が1,900万円となり単年度黒字に転じるとされておりますが、計画達成には、増収やコスト削減など、路線バス事業への今後の取り組みが鍵となります。

中央地域における路線バスと路面電車が自動車などを含む移動手段全体に占める割合は2%程度ですが、路線バスの輸送人員数は毎年3%のペースで減少しています。再生計画においては、利便性の向上によって利用者の減少率を2%に抑えることを目標としています。統合時において、系統番号制度の導入などによる新サービスの提供や小規模な路線再編を行いました、目標達成のために、2年後に路線バスの抜本的再編を掲げております。

今後、データ経営に取り組み、ICカード「ですか」のデータを活用し、利用者の動向分析を行い、効率的で利便性の高い路線編成を目指すとされています。しかしながら、これまでの路線編成は勘と経験による部分が多かったわけで、

先行事例の少ないデータ活用による分析を行ったとしても、2年後の抜本的再編はスケジュールとして厳しいのではと思われます。

抜本的再編に関して、期限を区切って拙速的に進めるよりも、時間的猶予を考慮してはと考えますが、中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

土佐電鉄と県交通は、これまで一宮と棧橋に車両基地を有してきましたが、資産処分案の中で県交通本社を処分する予定であります。車両基地があったことで一宮方面からは乗客が多かったと考えられますが、今後の再編によって一宮方面からの乗客の利便性をどのように維持していくのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

また、今後車両基地を棧橋に統合する場合、とさでん交通の所有する全てのバスを棧橋に停車することは物理的に不可能であり、県有地の提供等を含め、駐停車スペースをどのように考えているのか、中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

路線バスの抜本的再編に向けては、高知市街地でのターミナル整備が大きな鍵を握っています。高知市内のバス路線は、基本的にはりまや橋付近とつながりがあるが、ターミナルがないため、現状では非常に複雑でわかりにくい路線となっています。はりまや橋付近にターミナルがあれば、路線は今よりシンプルとなり、利便性が大幅に向上すると考えられています。また、経営的にも、これまでの回送運行を減少させることで収益向上も図ることができます。

JRや長距離バスの結節点であることを考え、高知駅にバスターミナルを設置してはとの意見もありますが、現状、高知駅からは路線バスの利用者は少なく、はりまや橋—高知駅間における運行上の経費が余計にかかるため、現実的ではないと思われます。現状は、路線バスの乗降

客がはりまや橋から県庁前の中で集中していることから、この区間においてバスターミナルを設置することが理にかなっていると考えます。これらを勘案し、短期的には現在の堺町バス停付近を整備し、長期的にはりまや橋と県庁前の間においてバスターミナルの設置を考えるべきだと思います。

岡崎高知市長も、抜本的再編を掲げる2年後をめどにターミナルを設置する意向ではありますが、高知県としての考え方を知事にお伺いいたします。

ターミナルの整備とともに課題に挙げられているのが、幹線、支線の役割分担であります。いわゆるハブ・アンド・スポークと言われる考え方であり、長浜出張所などの地区の基地に直通バスを走らせ、乗りかえを前提に、地域を支線でカバーする構想であります。現実には、ターミナル整備がされ、ターミナルを中心に放射線状に路線バスが整備されてからになるとは思いますが、例えば中山間地においては、集落活動センターやコンビニエンスストアなどをバス停として整備することで、バス停まで人が出てくる流れをつくるのが可能であります。また、長浜地区や三里地区などにおいては、バス停の待合機能を強化し、複合施設とするなどして、津波避難ビルなどを活用して整備することも一考だと考えます。

乗りかえ等の課題もありますが、ハブ・アンド・スポークなど幹線、支線の整備に関して中山間対策・運輸担当理事にお伺いをいたします。

路線バスにおいては、これまで自主運行路線は収支がほぼとんとんであり、残る補助対象路線において大部分の赤字が発生してきました。採算がとれなくても、住民ニーズや公共性が高い路線に現行は補助金が出ています。

補助金の支給基準として、四国ブロックの標準経費という指標が適用されています。この標

準経費は、四国の路線バス会社の1キロ当たり運行経費の平均額で、1年間にかかった経費を年間走行距離で割り、1キロ当たりの経費を算出します。

簡単に説明しますと、この標準経費が例えば300円であり、とさでん交通の平均運行経費が320円だとすると、1キロ当たり20円という会社負担が必ず発生するわけです。標準経費の部分までしか補助金が支給されないため、乗客がふえて運賃収入が増加しても、標準経費と実際の平均運行経費の差額の負担は変わりません。燃費や人件費等の効率がよくない県中央域における運行経費は、今後も標準経費を上回ることが予想されるため、今後の経営改善により増収を果たしたとしても、超過した部分の会社の持ち出しの解消は難しいわけであります。

この補助制度の見直しを考えないと、補助対象路線の赤字解消は厳しいと思われませんが、この点について副知事の御所見をお伺いします。

企業統合において重要な課題の一つが、企業文化の融合であります。いかなる企業においても、風土、伝統、経営方針、価値観など独自の企業文化が根づいております。企業統合には、通常、対等合併である場合でも主導権争いが生じる可能性、人事制度や会計制度の運用の違いから生じるシステムの整備の必要性などの多くの課題があります。また、今回の統合では、両社における安全基準への取り組みを含むコンプライアンスへの対応などに違いがあるのではと考えます。

これらの統合後の両社の課題をどのように捉えているのか、副知事にお伺いいたします。

また、今回の統合により、早期退職も含め、人員整理が行われました。管理部門の人員削減による間接経費の削減などのメリットがあるわけですが、安全確保の視点からは、後方部門はともかく、安全運行に十分なバスの運転手の確

保が必要であります。

全国的にも課題となっているバスの運転手の確保は十分になされているのか、副知事にお伺いします。

両社にとって統合は長年の課題でありましたが、今回の統合の大きな契機となったのは、土電のいわゆる暴力団問題でありました。土電の提出した内部調査結果が不十分であったことから、県外の専門家を含めた外部調査委員会が立ち上げられました。この中で中心的な役割を果たしてきたのは、県外の法律事務所と監査法人であります。統合までの法的手続が完了し、コンプライアンスが一定確保された現状において、新会社の課題は経営改善にあります。

私も民事再生の現場に数度入った経験がありますが、事業再生手続において、再生チームのあり方として、法律事務所がチームのトップとして再生を行っていくというのは非常に疑問を感じるわけであります。なぜなら、弁護士事務所は法律の専門家であっても、乗客増加による増収やコスト削減に関しては門外漢の感が否めないところがあります。再生案件は通常、コンサルタントが扱う事案であり、収益力向上策やコスト削減策などは会計分野の専門家やコンサルタントの仕事であります。また、再生現場において一番重要であるのは、現場のモチベーションを高めて従業員一丸となって再生に取り組む姿勢をつくり上げていくことであります。

事業再生に当たり、行政がモニタリングするとしても、今後の再生チームのあり方をどのように考えるのか、副知事に御所見をお伺いします。

先ほども述べましたが、住民ニーズや公共性の高い路線を維持するために補助金が出されてきた面があるわけですが、今後も標準経費との差額の補填など補助金の見直しがなされない場合は、経営面で赤字となる可能性は高いと思わ

れます。乗客の利便性の向上と収益アップはトレードオフの関係の部分が多くあります。

補助制度の見直しなどを考えなければ、路線バスの抜本的再編がなされた場合でも、持続可能な公共交通の構築は厳しいと考えます。そのような状況になった場合、福祉としての公共交通というあり方も検討課題と考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、農業振興について質問をいたします。

9月8日から13日の日程で、JA土佐くろしおの職員さんや須崎市の農家さんと一緒にオランダ・ウェストラントへ農業視察に行っていました。一昨年に続いて2度目の視察でありましたが、ウェストラント側の対応によって違った視察先を訪問することができ、今回も有意義な視察となりました。

現地では、LEDやナトリウム電球の使用、炭酸ガス効果による収量増加、またコンピューター制御システムや自動機械の導入による省力化、地熱利用システムを活用した安価なエネルギー供給によるコスト削減などの視察地を見てまいりました。地熱利用では、地域全体が砂壤土であることからボーリングや配管工事が容易である点、またガラス施設においても、台風の災害の心配が少ないおかげで骨材が簡易である点など、日本とのコスト面での大きな差を感じました。

今回は、JA土佐くろしおの営農指導員の方々と一緒だったことで、オランダ型農業と高知県農業の違いを感じることができました。オランダ型農業は、合理的な考えをする国らしく、機械の中に植物が組み込まれ、機械が主役であるといったイメージであり、これに比べますと、日本の施設園芸は植物が主で、植物を生き物として扱う点にあるのではないかと考えます。これらのことは、日本とオランダの農業の大きな違いが、植物を初めとする自然に対する考え方

からきていると感じるところでありました。

例えば、今回キュウリの圃場を視察した際に、営農指導員の方から、日本のキュウリの栽培ではつるおろしという栽培方法によって収量を増加させる、しかしながらオランダにはそういった植物の植生に合わせた発想が全くないといった発言をされていました。高知県が培ってきた栽培技術は非常に高いものがある、そしてオランダと違った考え方のもとで発達してきたわけで、今後の高知県施設園芸の将来は、これまでの技術にオランダ型の技術をどのようにうまく取り入れるかが肝要だと考えます。

高知県がこれまでに取り組み、また現状においても小規模ハウスが中心である県内において、高知県施設園芸の将来をどのように考えているのか、農業振興部長にお伺いします。

また、今回の視察において印象に残ったのは、EUのロシアに対する経済制裁により、輸出減少から経営難に陥っているオランダ農業の一面でありました。一昨年のオランダ視察の際にも、ギリシャ経済危機に端を発したユーロ危機の影響が見られました。当時は不況で、経営不振に陥ると銀行管理となり、農業経営者の交代が余儀なくされるといった話も聞くことができました。

近年、我が国の政府の農業政策は、農業を成長産業とするために、大規模農家の育成による経営規模の拡大や生産性向上を図ることによって国際競争力を強化しようとするものであります。農産物の輸出拡大はこれからの農業にとって必要であると考えますが、オランダの事例から見られるように、海外の景気や国際関係の影響を受けやすく、栽培する品種も限られることから、リスクを勘案する必要があります。

高知県においても、今後オランダ型の高軒高ハウスによる大規模施設園芸を導入しますが、その位置づけと将来における展開について農業

振興部長にお伺いいたします。

次に、水産振興についてお伺いします。

須崎市野見湾は、タイやカンパチを初めとする養殖漁業の盛んな地域であります。しかしながら、東日本大震災で被災し、漁業近代化資金などの融資制度を活用して数千万円に及ぶ借入れを行った経営体が多くあります。据置期間が終了し、ことしから返済が始まりましたが、中には、返済期間5年のため、毎年の返済額は1,800万円と多額に上るケースが多く、魚価の低迷や異常事象により返済が滞る経営体は今後廃業を余儀なくされることも予想されています。

特にここ数年は、白点虫と呼ばれる被害が深刻であり、その原因が特定できないため、有効な対策がとれていません。また一部には、津波防波堤の完成により潮流に変化が起きたために異常事象が多くなったとの声も聞かれます。

県としても、養殖業の後継者育成に取り組んでいます。景気動向も含め、現在の養殖を行う環境はリスクが大きく、今後は新規に参入する意欲を持てるか疑問であります。須崎市は、家族経営の事業者が多いが、技術的にすぐれたものを持っており、これらの技術承継は必要であると考えております。

これらを踏まえ、白点虫などの異常事象に対する今後の対応について水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、10月にオープンしました産直市場、築地につぼん漁港市場についてお伺いいたします。先日、築地にオープンしたばかりのさかな屋高知家にお邪魔してきました。関東近辺の静岡などから鮮度のよいものが入る大衆魚においては競争力はないが、高知ならではの魚が評価されているとの声を聞くことができました。

現状では、出店者の地元である宿毛などの魚類が中心ですが、今後、県内全域の魚を販売していく上で、どのように集荷体制を整備

していく予定であるか、水産振興部長にお伺いします。また、現状は観光客が中心の客層であることを伺いましたが、今後の業務筋への展開はどのように考えているのか、あわせて水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、高知県の伝統産業であります土佐打ち刃物における後継者育成対策についてお伺いします。

須崎市には鍛冶町という地名が残るように、江戸時代から続く打ち刃物の町であります。現在も、包丁やくわなどを製造する鍛冶屋さんが点在をしております。昔ながらの鉄と鋼をくっつける製造技法に特徴があり、日本料理において使われる片刃包丁は全国的に評価が高く、研ぎの前段階である焼き入れ後の地と呼ばれる半製品は、日本一の和包丁の産地である堺でも定評があることから、大量の半製品が堺に向け出荷されています。

このように伝統もあり全国的に評価の高い須崎の打ち刃物ですが、香美市などの他市町村と同じく、須崎市の打ち刃物業界も高齢化と後継者不足に悩んでおります。高知県においても、受け入れ研修生に対して1人当たり月15万円、教える側にも1人当たり月5万円の補助制度があります。また、研修場所の整備などを行う場合、30万円の補助があります。

それ以外の課題として、作業を行うのに必要な機械としてのハンマーやプレス機などがありますが、現在これらの機械類を新規に製造するメーカーがなく、廃業した鍛冶屋さんから中古の機械を入手するのがやっとの現状であります。また、古い機械に関しては安全面などの改良を加える必要がありますが、メーカーがない現在はそれらの対応にも苦慮をしております。プレス機など現場で使う機械類の多くは昔ながらのものが多く、研修生を受け入れるには安全面の改良を考慮する必要があります。県が推進してい

るものづくり地産地消への期待も大きいものがあります。

県として、打ち刃物業界の抱えるこれらの課題に対してどのような支援の可能性があるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

一方で、これら産地が今後取り組むべき課題として、業者が減っていく中、半製品の製造から研ぎまでの工程を1社で行い、完成品の販売に取り組んでいくことであります。須崎から出荷される半製品は価格が3,000円から5,000円であるにもかかわらず、堺において一貫加工された製品は10万円以上の価格がつくものも多いわけです。須崎市でも、研ぎ作業を行う刃つけと呼ばれる業者もいることから、産地としてブランド化を行えば大きな付加価値を生み出すことができます。そうすることによって、地域の伝統産業を継承することが可能となってまいります。ブランド化や販路開拓に関する支援策について、あわせて商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、国道494号についてお伺いします。

国道494号佐川・吾桑バイパスは、国道33号と国道56号を結び、四国横断自動車道須崎東インターチェンジや重要港湾須崎港にアクセスする重要路線として、平成5年に県道須崎佐川線から国道494号として昇格し、平成6年に事業採択され、高岡郡佐川町丙から須崎市吾桑までの事業延長5.9キロの整備を行っております。南海トラフ地震発生時には、四国版くしの歯作戦を補完する佐川方面への主要道路として重大な役割を担っております。

今夏の台風12号災害において道路路側が崩壊し、道路亀裂が生じたことから、8月3日から13日まで通行どめとなり、現在も片側交互通行が続いております。本路線は、通勤利用者や日常の買い回り等で多くの利用者があり、加えてセメント工場への原料供給やコンクリート骨材

輸送の大型車両など、通行量の多い路線であります。部分開通区間として2.5キロが供用されていますが、未改良区間の道路は狭く、歩道もなく、大型車両が多く通行するために路面損傷も激しい状況です。災害時だけでなく日常道路として、地域住民は一日も早いバイパス完成を待ち望んでいます。

当初では工期10年での完成という声もありましたが、現状、完成時期が明確にされていません。一部地権者との交渉が難しく、土地収用のための事業認定を受ける必要などもありますが、国道494号佐川・吾桑バイパスの現状と完成時期について土木部長にお伺いします。

次に、県道須崎仁ノ線についてお伺いします。

須崎市と高知市春野町を結ぶ県道であります。須崎市側は浦ノ内湾に沿って蛇行していることや待避所が少ないことから、地域の園芸や養殖業の流通に大きな支障があります。台風12号災害では国道56号が路面冠水し、通行どめとなりましたが、須崎市より高知市方面への唯一の通行道路として大きな役割を果たしてまいりました。

鳥坂トンネル、浦ノ内トンネルは狭いため、通学する中高生やお遍路さんにとって非常に危険を感じるものとなっております。また、横浪大橋も、両端に連なる道路が大きなカーブになっていること、高低差があることから、歩道整備の要望も多い場所でもあります。また、出見橋においても老朽化が進み、浦ノ内東部の塩間や灰方地区においては道路が蛇行するため、救急車の到着が30分近くかかることから、高齢者の多くは不安を抱えております。

南海トラフ地震等の災害発生時において、須崎—高知間を結ぶ重要な道路としての役割も大きく、今後の大規模な整備が望まれますが、土木部長の御所見を伺います。

最後に、観光振興についてお伺いします。

昨年開催された地域博覧会「楽しまん！はた博」では、観光施設等への入り込み数が146万人余りと、対前年で16%増加し、また宿泊を除く経済波及効果も約40億円となり、幡多地域の経済に大きく貢献いたしました。さらに、一過性の博覧会に終わらせることなく、幡多広域観光協議会が中心となって、市町村、観光団体などと連携して、80を超える体験プログラムの造成やエージェントへのセールスに取り組み、一般団体旅行の受け入れにもつながるなど、地域の主体的な活動がさらに活発になっているとお聞きしております。博覧会の開催を契機に、地域が観光を通じて外貨を稼ぐ仕組みが整いつつあるものと高く評価しているところです。

来年4月からは、東部地域で「高知家・まるごと東部博」が開催され、そして再来年4月には、四国カルストから土佐の大海原へと題して、高幡地域で「2016奥四万十博」が開催されると伺っております。梶原町から須崎市にかけては、日本最後の清流四万十川と、ニホンカワウソの生息が最後に確認された新莊川が太平洋に注ぎ込み、山、川、海が生み出す旬の食材を有し、一年を通して比較的温暖な気候は、世界中にアピールをできる魅力を秘めた地域であります。梶原町から須崎市まで、雄大な自然と戯れ、旬の食材を満喫し、歴史と自然があふれる高幡地域の博覧会は、多くの観光客の方を魅了するものと思っております。

幡多地域のように広域組織が中心となった博覧会終了後の継続した観光振興の取り組みにも期待をしているところでありますが、現在の奥四万十博の準備状況と今後の取り組みについて観光振興部長にお伺いをいたしまして、私の第1問といたします。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 西

内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、とさでん交通の2年後の抜本的路線再編について、期限を区切って拙速に進めるよりも時間的余裕を見る必要があるのではないかとのお尋ねがありました。

事業再生計画では、旧県交通の本社用地を2年後に売却することを前提に、バス車両を本社がある棧橋方面に集約する方向で検討をしておりますことから、それに伴いまして、2年後の平成28年10月には相当な規模の路線再編を実施する必要がございます。また、事業再生計画の達成のためにも、可能な限り早期に、効率的で使い勝手のよい路線、ダイヤに再編することが必要となります。そのため、中央地域公共交通改善協議会などの場を通じまして、利用者の御意見なども反映させ、乗降データや路線別収支などの分析も行いながら、その時点で最適と考えられる路線の見直しを行うことになるものと考えております。

持続可能な公共交通を実現していくためには、2年後の路線再編後も、より多くの方により便利にバスを利用していただけるように、利用者の御意見をお伺いする中で、利用動向のデータ分析を継続して行っていくことで、路線やダイヤの改善を重ね、バス路線ネットワークの最適化を図っていく必要があると考えております。

次に、今後の再編により、一宮方面からの乗客の利便性をどのように維持していくのか、また県有地の提供等を含め、バスの駐車スペースの確保についてどのように考えているのか、お尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

一宮にあります旧県交通の本社用地売却後の高知市北東部におけるバスの待機場の確保や路線に関しましては、現在会社において検討がなされているところですが、今後は中央地域公共交通改善協議会において路線再編の協議も行わ

れることとなりますので、そうした場で、利用者のニーズなども反映し、望ましい運行体系について検討が進められるものと考えております。

また、バスの駐車スペースの確保につきましては、旧県交通本社の用地に収容しているおよそ130台のバスのうち、棧橋の本社敷地内に収容し切れないバスの駐車場を確保することが必要となってまいります。そのため、現在、効率や管理の面から、棧橋の本社に近い場所が望ましいとの会社側の考え方に沿って、高知港内の県有地の貸与をすることなども想定して検討が進められております。

次に、ハブ・アンド・スポークなど幹線と支線の整備についてどのように考えているのかのお尋ねがありました。

路線バスにおけるハブ・アンド・スポークとは、幹線の中にハブと呼ばれる乗り継ぎ拠点を設置し、その乗り継ぎ拠点からスポークと呼ばれる支線となる複数の路線を延ばし、効率的な輸送を図る仕組みであると考えております。ハブ・アンド・スポークの導入効果といたしましては、事業者にとりましては、効率のよい車両運用や経費削減等が図られますこと、利用者にとりましては、運行の定時性が確保されることに加え、運行便がふえることなどによる利便性の向上が図られることなどが考えられますことから、事業者の収支改善とともに、利用者にとって使い勝手のよい路線の実現に向けた有効な手段の一つだと考えており、一部ではございますが、既に高知市の長浜や美術館通りを乗り継ぎ拠点といたしましてハブ・アンド・スポークの考え方による路線見直しを始めております。

今後、本格的な導入を行いますためには、乗り継ぎ拠点の施設整備に加えまして、ICカード「ですか」の料金の乗り継ぎサービス機能を拡充することなど、ハード、ソフト両面での対策をあわせて実施する必要が生じてまいります。

バス路線の再編は、これからの中央地域公共交通改善協議会において検討を進めていくこととなりますので、県といたしましても、公共交通ネットワークの最適化が図れますようにサポートしてまいりたいと考えております。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、抜本的再編を掲げる2年後をめどにターミナルを設置することについての県としての考え方についてお尋ねがございました。

バス路線の再編を行う上では、利用者にとってわかりやすく使い勝手のよい路線とすることに加え、運行効率やコストの改善を図ることが求められており、これらを実現するためには、利用者の多くが集中する高知市の中心部に発着の拠点となるバスターミナルを整備することが望ましいと思われれます。このため、バスターミナルの検討に際しては、第1に、使い勝手のよさや乗り継ぎの便利さなどの利用者の視点、第2に、運行の効率化やコスト改善などの事業者の視点に加え、第3に、バスの利用促進と同時に町のにぎわいづくりにつながるなどの中心市街地活性化の視点も必要ではないかとの県としての考えをお伝えし、高知市と協議を行ってまいりました。

高知市においては、複数の候補地について事業化の可能性など現時点の検討状況をまとめ、中間報告として現在開会中の高知市議会に報告されるとお聞きをいたしております。県としましては、今後、高知市の考え方や高知市議会での御議論、事業者の意向などもお聞きしながら対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、福祉としての公共交通というあり方についてお尋ねがありました。

公共交通事業の場合、特に住民に最も身近な

路線バスなどは、事業として経済合理性を求めていかなければならない側面と、公共的、社会的な使命や役割を担っていかなければならない側面の両面をあわせ持っておりまして、公共交通を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、特に地方の公共交通事業者においては事業運営に御苦労されている実態にあります。

新たな枠組みでスタートしたとさでん交通の場合、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築するために、事業者と行政、そして県民の皆様がそれぞれの役割を果たしながら維持し、活性化を図っていくこととなります。そのためにも、まずは事業者において統合のメリットやデータ経営の徹底、利便性の向上などにより、徹底した収益構造の改善を図っていただくことが重要となってまいります。

今後、沿線人口の減少などにより、経営環境がさらに厳しくなることも予想され、事業者がこのような最大限の自助努力を行ったとしても、お話にありましたように、路線の維持が困難となるケースが生じることも想定をされます。そうした場合には、改めて、将来の需要の見通しや地域の実情に応じた移動手段や実施主体について、地域の住民の方々や市町村等の関係者を中心とした幅広い議論が行われることが必要ですが、あわせて補助制度の見直しなども含めて、県も含めた行政支援のあり方の検討も必要になってくるものと考えているところであります。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) とさでん交通についての一連の御質問にお答えをいたします。

まず、路線バスの運行補助制度の見直しについてお尋ねがありました。国のバス運行補助制度におけるブロック標準経費は、経済圏や地理的条件をもとに全国を21のブロックに区分し、

国が補助額の上限として設定しているものです。制度的には、補助額の上限を設定することにより、事業者の経費削減の努力を促す効果を生むものとなっております。地域ごとの実情を反映させる合理的な基準、仕組みだと受けとめております。

お話にありましたように、都市部においてはバス停や信号が多いことや、渋滞などの道路事情により走行キロ当たりの運行効率が悪いいため、燃料費や人件費などの経費が多くかかることから、個別の事業者の1キロ当たりの運行経費がブロック標準経費を超えやすい傾向にあると言われております。とさでん交通の運行経費も標準経費を上回っているため、国から補助を受けている全路線において事業者の持ち出しが生じております。

他方、見方を変えれば、都市部は人口が集中し、交通需要が大きいエリアであるため、事業者の努力と工夫により採算のとれる可能性の高いエリアでもあります。とさでん交通の場合、条件的に厳しい路線も抱えてはおりますが、その多くは潜在需要が見込まれる高知市内を運行エリアとしておりますので、統合のメリットやデータ経営の徹底、利便性の向上などにより、まずは徹底した収益構造の改善を図っていただき、一つでも多くの路線を自主採算路線として維持できるよう努力していただくことが重要であると考えております。

中央地域の公共交通の今後のあり方を考えますと、利用促進の取り組みを推進し、潜在需要をいかに実際の利用につなげていくかが大きな課題となります。そのため、先月末設立されました中央地域公共交通改善協議会などの場を通じて、利用者の御意見を積極的に取り入れながら、さらなる利用促進を図ることとしておりますので、県としましても、利用促進に向けた路線バス事業者の取り組みを促進するような支援

のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、企業文化の融合など、統合後の両社の課題をどのように捉えているのかとお尋ねがございました。

今回の土佐電鉄と高知県交通の経営統合に当たりましては、6月末に開催されました両社の株主総会から10月1日の新会社設立までおよそ3カ月という短期間で、統合に関する各種の手續やバス路線の見直し、ダイヤの改正から各種の社内規程の整備など、膨大で広範な作業を進める必要がございました。このような経営統合の作業を通じて、社員一人一人が県民の足を守るという矜持を持って日々業務に精励しており、社員間の融和は図られているとお聞きしております。

しかしながら、短期間での統合作業の負担などもあって、管理部門やバス部門では現在においても両社の実務処理面での手法の違いを統一する作業など繁忙な状態が続いており、落ちつくまでにはもう少し時間を必要とするようですが、早期の解決に向けて社員が一丸となって業務に当たっていると伺いしております。もう少し時間はかかるかもしれませんが、社員が一体となってそれぞれの御指摘の課題に対応していく、そういった体制が必ずできるものと考えております。

次に、全国的にも課題となっているバスの運転手の確保は十分なのか、お尋ねがございました。

現在、特に地方のバス事業においては、厳しい経営状況や労働時間の長時間化、さらには大型二種免許取得者の減少や免許保有者の高齢化などを背景として、運転手不足が深刻な問題となっております。そのため国におきましては、地域の生活交通の維持や輸送の安全を確保するという観点から、バス事業者を初め学識経験者

や行政関係者等によるバスの運転手の確保及び育成に向けた検討会を平成25年に設置し、バス運転手の安定的な確保と育成に向けた検討が進められているところです。

土佐電鉄、高知県交通におきましても同様の状況にありましたことから、とさでん交通設立の際、希望退職者の募集には運転手は募集対象外とされておりました。現在、とさでん交通には、乗り合いバスで191名、高速バスで60名、貸し切りバスで51名、合計302名の運転手が在籍をしておりますが、会社にお聞きをしたところ、慢性的な運転手不足の状態であり、勤務シフトの効率化や、時間外勤務あるいは休日出勤を求めることでやりくりをしているとのことでした。そのため、とさでん交通では、今後タイミングを見ながら中途募集を実施する予定であり、また大型二種免許の所有の有無にかかわらず運転手の募集、採用を行い、採用後には免許取得費用を会社が負担することで運転手の確保に努めるなどの取り組みも視野に入れて、検討しているというふうにお聞きをしております。

最後に、今後の事業再生に当たっての再生チームのあり方についてどのように考えているのか、お尋ねがございました。

土佐電鉄と高知県交通の経営統合を進める上では、両社の経営状況などについて、法務面、財務面、事業面の詳細な調査が必要であったことや、それぞれの課題について専門家から指導を受ける必要がございました。そのため、事業再生に関する豊富な経験と専門的な知識やノウハウを有する法律事務所とコンサルタント会社の指導、助言を受けながら、計画づくりや手續が進められてまいりました。

とさでん交通の事業再生に当たりましては、当面、事業再生計画の遂行やコンプライアンス体制の強化などに関する法務面での助言が必要

となりますので、引き続き法律事務所もかかわっていくこととなりますが、今後は経営改善に向けた具体的な取り組みを進めていくこととなりますので、コンサルタント会社の役割が高まっていくことになるのではないかと会社からはお伺いしております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** まず、小規模ハウスが中心である本県におきまして高軒型施設園芸の将来をどのように考えているのかとお尋ねがございました。

本県の施設園芸は、冬場の豊富な日照量を生かした促成栽培を中心に、生産者のきめ細かな観察と巧みな技術に支えられて、どの品目においても、面積当たりの収量、品質ともに国内ではトップレベルにあります。一方、オランダで培われたデータ経営や環境制御技術は、本県の小規模で軒の低い既存のハウスにおきましても十分に応用することができる革新的な技術だと考えております。

そこで、オランダの技術の本県の自然条件に応じて既存のハウスでも活用できるものとするため、平成23年度から、農業技術センターなどにおきまして技術の確立に向けて取り組んでまいりました。26園芸年度には、ナスやピーマンなど県内主要7品目について、実際の生産現場である15のハウスで炭酸ガス施用の実証を行い、5%から37%の増収効果が確認をされました。

こうして確立した技術を本県の巧みな園芸技術と融合させて、次世代型こうち新施設園芸システムとして進化させ取り入れていくことで、本県では一般的な小規模なハウスにおいても収量の増加による所得の向上と経営安定が図られますし、またこうした取り組みを産地全体で行ってまいりますこと本県の施設園芸の底上げにつながるものと考えております。

次に、オランダ型の高軒高ハウスによる大規

模施設園芸の位置づけと将来の展開についてのお尋ねがございました。

県では、四万十町に、環境制御技術を備えたオランダ型の高軒高ハウスの整備を進めておりますが、こうした先進的な技術の本県に広く普及させるため、9月県議会で御承認をいただきました次世代施設園芸モデル事業により、一定の軒高や規模を持ち、本県の自然条件や品目などに適合した次世代型ハウスを県内各地に整備していくこととしています。

本県の施設園芸は、安定した需要が見込める国内市場で、ナスやニラなどの特色ある野菜や果物を他県の産地と競合しながら出荷をしております。量は力なりと市場で言われておりますように、市場での占有率を高めていくことで価格形成力を強め、より安定した経営が実現できるものと考えております。

こうした観点から、環境制御技術の普及はもとより、品目に適した次世代型ハウスの整備により出荷量をふやしていくことで、市場での競争力を高めていくことが何よりも重要だと考えています。また、次世代型ハウスを整備し、県内各地に企業的な経営が行える安定した経営体を育成していくことで、新たな雇用の創出や後継者の育成などにもつながります。このように、本県の園芸農業のあり方を大きく変えていく可能性があるものと考えておりますので、そうした大きな方向感を持って計画的に取り組んでいきたいと考えております。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○**水産振興部長(松尾晋次君)** 水産振興について、まず野見湾における白点虫などの異常事象への対応についてお尋ねがありました。

野見湾は、宿毛湾と並んで本県の養殖業の中心となっていますが、赤潮や寄生虫の一種である白点虫が養殖魚に寄生する白点病によって養殖魚が大量に死亡する被害がしばしば発生する

ため、養殖業者の経営に深刻な影響を及ぼしています。県では、こうした養殖被害を防止、軽減するため、水産試験場と漁業指導所が、水温や酸素濃度、赤潮プランクトンの定期的な調査や病気の診断などを行い、その結果を養殖業者の方々へ速やかに情報提供することで、餌どめや出荷の自粛、緊急避難的な生けすの移動などの対策に生かしていただくよう取り組んでいます。

しかし、ことしの秋、およそ8万6,000尾のカンパチが死亡する被害が生じています。こうした状況を踏まえまして、今後は、養殖業者の方々と連携して赤潮調査や病気の診断体制をより充実させるとともに、今年度から行っております養殖ビジネススクールにおきましても白点病対策などをテーマに取り上げていきたいと考えています。

また、赤潮や病気の被害が発生した際の経営への影響を軽減するためには、養殖共済への加入が不可欠と考えており、県としましては、共済への加入の促進を図ってまいります。こうした取り組みを進めることで、野見湾における赤潮や病気の被害を減らし、養殖経営の安定に努めてまいります。

次に、さかな屋高知家における、県内全域の魚を販売するための集荷体制の整備と今後の業務筋への展開についてお尋ねがありました。

築地につぼん漁港市場は、全国公募により選ばれた北海道、新潟県、静岡県、長崎県、本県の5つの団体が出店しており、本県からは、水産関係の民間企業2社に高知県漁協とすくも湾漁協を加えた4者がさかな屋高知家を共同で出店し、本県産の鮮魚や宗田節の加工品などを販売しています。鮮魚の販売に関しましては、宿毛市に拠点を置く民間企業が主に担っていることから、現在のところ宿毛市や土佐清水市の魚を中心とした品ぞろえとなっております。その

ため、さかな屋高知家では、県内全域から幅広く魚を調達し販売するとの方針のもと、仕入れ体制の充実に向けた準備を進めているところで

す。また、業務筋への展開につきましては、飲食店など多くの魚のプロが買い出しに訪れ、築地という高いブランド力を有する立地条件を生かし、来店した業務筋への売り込みや訪問営業などを始めているところです。まだまだ取り組みは緒についたばかりであります。ホテルなど新たな取引先を確保したとの話も伺っております。

こうした状況を踏まえまして、県としましては、さかな屋高知家と産地買い受け人とのネットワークづくりなどにより県内全域から魚を仕入れ、豊富な品ぞろえで販売できる体制の強化を支援しますとともに、飲食店などの業務筋を招いた商談会の開催などにより、さかな屋高知家を拠点に、首都圏での本県水産物の販売拡大に取り組んでまいります。

なお、平成27年10月には、築地の仲卸業者が出店する集合施設が同じ地区に整備される予定となっておりますので、こうした施設との相乗効果も念頭に取り組みを進めてまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 土佐打ち刃物業界の課題に対する対応、またブランド化や販路開拓に関する支援策についてお尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

土佐打ち刃物を初めとした伝統的産業を取り巻く環境は、生活様式の変化による需要の減少や職人の高齢化などによりまして非常に厳しい状況にありますことから、新たに後継者の育成、販路開拓のための施策を今年度から展開してまいりまして、一部事業者の方には既に活用もしていただいているところでございます。

また、お話のありました、機械類を新規製造するメーカーがないため中古機械を入手しており、改良もできずに苦慮されている状況につきましては、こうした課題にも対応できますよう、県内で必要とされる機械を県内でつくっていく、いわゆるものづくりの地産地消の仕組みを整えてきたところです。具体的には、ものづくり地産地消・外商センターが窓口となって、ニーズ側と製造メーカーとのマッチングを行っておりますし、県内企業が求める機械装置の試作開発に際しての助成も行っています。こうした仕組みを活用しながら、対応に苦慮されている県内事業者のニーズに応じてまいります。

次に、厳しい経営環境にあります地域の伝統的産業に付加価値をつけ、販路開拓を行っていくには、まず外商までを見据えたしっかりとしたビジネスプランを策定していくことが必要であると考えています。これまでも、成長分野育成支援事業を活用し、ビジネスプランの策定を支援してまいりましたし、さらにこの取り組みを強化するために、本年度からものづくり地産地消・外商センターを設置し、プラン策定から販売促進までの一貫支援を行っているところでございます。

土佐打ち刃物を初めとする伝統的産業の方々に改めて関連施策をお伝えもしたいと思いますし、そして可能な制度は御活用いただき、ブランド化、販路開拓を進めていただくことで伝統的産業の維持・発展につなげてまいりたいと考えています。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長(奥谷正君) 国道494号佐川・吾桑バイパスの整備の現状と完成時期についてお尋ねがありました。

国道494号の佐川町と須崎市を結ぶ区間は、地域の生活道路としてだけでなく、須崎市の主要産業であるセメント製造業の原材料などを運搬

する産業道路としても重要な役割を担っております。また、南海トラフ地震時には、国道33号と56号を結ぶ緊急輸送道路となる重要なルートです。

この区間には、狭隘で歩道がなくカーブが連続する未改良部分があり、平成6年度から佐川・吾桑バイパスとして計画延長5.9キロメートルの整備を進めております。これまでに2.5キロメートルが完成しており、残る斗賀野トンネルから国道56号までの3.4キロメートルにおいてトンネルや橋梁などの工事を進めております。

しかしながら、相続の関係などで用地買収が極めて困難な土地があり、現在、土地を収用するために、国と事業認定の事前協議を進めているところです。協議終了後は速やかに利害関係者への事前説明会などを行い、本年度中の国への申請を目指してまいります。この収用手続が円滑に進むよう努め、平成30年代半ばの完成に向けて重点的な投資を図ってまいります。

次に、県道須崎仁ノ線の今後の整備についてお尋ねがありました。

県道須崎仁ノ線は、地域の暮らしや経済を支える幹線道路であり、南海トラフ地震等の大規模災害発生時の緊急輸送道路にも位置づけられた重要な路線であると認識しております。

本路線の整備の状況は、須崎市の出見地区から灰方地区までの間を除けば、2車線で整備がおおむね完了していますが、歩道がない、線形が悪い、勾配がきついなど、対策の必要な箇所もあります。出見地区から灰方地区までの延長2.1キロメートルの間は未改良であり、現在、出見地区において、出見橋を含む延長340メートルの区間で用地買収と改良工事を実施しております。この区間の工事の完了にめどがついた段階で、残る塩間地区から灰方地区までの間のバイパスの整備について検討したいと考えております。

このバイパスや他の対策が必要な箇所の整備のあり方の検討に当たりましては、関係市町村とも連携し、地域の皆様の御意見を伺いながら取り組んでまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 奥四万十博の準備状況と今後の取り組みについてお尋ねがありました。

高幡地域の5つの市町では、地域内の広域観光を推進するため、昨年11月に、高幡広域市町村圏事務組合の中に高幡広域観光推進本部を設置いたしました。その中で、地域が一体となって広域観光を推進していくきっかけとするため、まずは地域博覧会を開催することが決定され、その後、博覧会のコンセプトづくりや集客目標の設定のほか、博覧会後の広域観光の取り組みの定着を見据えた体制づくりなどについての検討が重ねられてまいりました。

ことし6月には、博覧会の名称を「2016奥四万十博」とすることや、四万十にちなみ博覧会のスタートを平成28年4月10日とし、開催期間を12月25日までとすることが決定されました。さらに、今月3日には、5市町の首長や議長、商工団体などから成る奥四万十博推進協議会を立ち上げ、博覧会の基本計画や予算などが承認されたところです。

また、この間、ことしの9月には大手旅行会社の商品造成担当者を招いたモニターツアーを実施するとともに、県の支援事業を活用した旅行商品づくりにより、中土佐町大正町市場の食べ歩きクーポンが大手旅行会社の商品となるなど、既に本番を見据えて着々と準備が進められているところです。

今後、協議会では、川遊びやキャンプの場となる四万十川や新荘川を初め、漁業体験などができる海を生かした体験プログラムや旬の食材を生かしたイベントなど、高幡地域ならではの

魅力的な観光資源を磨き上げ、訪れた方々が日常生活を離れてリフレッシュすることができる旅行商品づくりなどを進めることとしております。さらに、来年度からは広報活動や旅行会社へのセールスなどを本格化するとともに、広域観光の取り組みの定着に向けた協議会の体制強化に取り組むこととしております。

このため、県といたしましては、まずは基本計画に定める観光施設などへの入り込み数の20%増という目標の達成に向け、県や観光コンベンション協会が行います全国各地でのセールスキャラバンや県外メディアへの情報発信を通じて、来年度開催されます「高知家・まるごと東部博」はもとより、奥四万十博についても積極的なPRに努めてまいります。あわせて、奥四万十博後の広域観光の取り組みの定着に向けましては、地域の観光人材の育成はもとより、この博覧会で培われた旅行商品づくりや販売などのノウハウが地域に根つき、地域が主体となった広域観光の振興につながるよう、組織の運営面、体制面をしっかりと支援してまいりたいと考えています。

○5番(西内健君) それぞれに御答弁ありがとうございました。

それでは、2問目をさせていただきたいと思っております。まず公共交通であります、本当に統合しても運転手の確保等に苦勞されている面が告げられておりました。そんな中で、やっぱり補助制度、これの見直しをということでしたが、やはり副知事のほうからも自助努力をまずというお答えをいただきました。これまでも土電、県交時代、非常に努力をしてコスト削減を続けてきた中、その辺の意思の疎通といいますか、なかなか通じなかったこともあり、こういう事態を迎えたところもあろうかと思いますが、今後もモニタリングをしながらしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

今回、再生チームということでお話をさせていただきました。再生に当たって何が一番大事かということ、質問の中でも述べましたが、やはり現場の力であり、モチベーションを上げて、どのように再生に取り組んでいくかというのを現場の社員の方からリーダーのような方が生まれてくる体制をつくっていくのが大事だと思います。協議会で話し合っただけでそこで枠組みをつくるっていうのも一つの方法だと思いますが、その下にある作業部会とかそういったものでしっかりモニタリングしながら、現場の中からそういう雰囲気をつくり出してこれるような仕組みづくり、これをぜひ求めておきたいと思っております。要望であります。

次に、国道494号、土木部長にありますが、先ほど平成30年代半ばの完成のめどということでありましたが、平成23年2月の定例会において結城健輔元議員の質問の中で、当時の石井土木部長が、平成20年代内の完成を目指すとはっきりと述べている答弁が残っておりまして、その辺、当時民主党政権であったものがこうって政権交代もされて、コンクリートから人へがもとに戻った中で、もう少し突っ込んで積極的な答弁をいま一度いただけたらと思っております、よろしく願いいたしたいと思っております。

最後に、奥四万十博であります。この奥四万十というネーミングであります、非常に都市圏等の集客を考えた場合に、すばらしいネーミングになったと思っております。その一方で、須崎市などの声で聞こえてくるのは、やっぱり四万十と須崎という高幡のイメージがなかなかできないんじゃないか、その辺の仕組みづくりをぜひしっかりと要望いたしまして、私の2問目とさせていただきます。

○土木部長（奥谷正君） 平成22年ごろ、用地買収が困難な土地につきましては、収用手続きを実は準備をしながら並行して任意買収といった買

収を目指してございまして、粘り強く用地交渉を進めておりました。したがって、このときは期待もありますんですが、平成24年度内の用地買収を期待した完成時期というものを想定したものと考えております。

しかし、その後、相続の関係などによりまして、任意交渉による買収が極めて困難な状況になりました。このため、収用のため、事前認定の事前協議、こういったものを任意のときに同時に進めておりましたけれども、協議の資料の作成などに不測の時間を要しているのが現状でございます。今後、一定、事業認定のための国との協議の資料の作成に時間を要しておりますが、内容につきましては国の理解もおおむね得られるところまでこぎつけましたので、今後の収用手続きが円滑に進むよう最大限努力をさせていただきます。用地買収完了後には少しでも完成時期を早めることができるように、重点投資によりまして工事の進捗を図ってまいりたいと、このように考えております。

○5番（西内健君） 最後になりますが、本当に重点投資をお願いいたしまして、特に須崎市は南海トラフ地震だけではなくその他の津波災害も多く受けてきた都市であります。ぜひ道路を含めインフラ整備をお願いいたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明17日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時9分散会

平成26年12月17日（水曜日） 開議第4日

出席議員

1番 金子繁昌君
 2番 加藤 漠君
 3番 川井喜久博君
 4番 坂本孝幸君
 5番 西内 健君
 6番 西内隆純君
 7番 弘田兼一君
 8番 明神健夫君
 9番 依光晃一郎君
 10番 梶原大介君
 11番 桑名龍吾君
 12番 佐竹紀夫君
 13番 中面 哲君
 14番 三石文隆君
 15番 森田英二君
 16番 武石利彦君
 17番 浜田英宏君
 18番 樋口秀洋君
 19番 溝渕健夫君
 20番 土森正典君
 21番 西森潮三君
 24番 ふあ一ま一土居君
 25番 横山浩一君
 26番 上田周五君
 27番 中内桂郎君
 28番 西森雅和君
 29番 黒岩正好君
 30番 池脇純一君
 31番 高橋 徹君
 33番 坂本茂雄君
 34番 田村輝雄君
 35番 岡本和也君
 36番 中根佐知君
 37番 吉良富彦君
 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎正直君
 副 知 事 岩城孝章君
 総務部長 小谷 敦君
 危機管理部長 野々村 毅君
 健康政策部長 山本 治君
 地域福祉部長 井奥和男君
 文化生活部長 岡崎順子君
 産業振興
 推進部長 中澤一真君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷正文君
 商工労働部長 原田 悟君
 観光振興部長 伊藤博明君
 農業振興部長 味元 毅君
 林業振興・
 環境部長 大野靖紀君
 水産振興部長 松尾晋次君
 土木部長 奥谷 正君
 会計管理者 大原充雄君
 公営企業局長 岡林美津夫君
 教育委員長 小島一久君
 教 育 長 田村壮児君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会
 事務局長 福島寛隆君
 公安委員長 島田京子君
 警察本部長 國枝治男君
 代表監査委員 朝日満夫君
 監査委員
 局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局長 浜口真人君
事務局次長 中島喜久夫君
議事課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君



議事日程(第4号)

平成26年12月17日午前10時開議

第1

- 第1号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第3号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第4号 平成26年度高知県電気事業会計補正予算
- 第5号 平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第6号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算
- 第7号 高知県地域医療介護総合確保基金条例議案
- 第8号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第10号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第11号 高知県の事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例議案

- 第12号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第13号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第14号 高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第15号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第16号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第17号 平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第18号 高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第19号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第20号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第21号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第22号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第23号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第24号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第25号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第26号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第27号 高知県立土佐西南大規模公園(大方

地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案

第 28 号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案

第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

第 31 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

第 32 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案

第 33 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案

第 34 号 県有財産(機械設備)の取得に関する議案

第 35 号 県有財産(機械設備)の取得に関する議案

第 36 号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 2 一般質問
(1人)

追加

第 37 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案



午前10時開議

○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(浜田英宏君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」から第36号「安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案」まで、以上36件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

19番溝渕健夫君。

(19番溝渕健夫君登壇)

○19番(溝渕健夫君) おはようございます。12月県議会の本会議の質問も最後になりました。

私は、議員として務めさせていただいて、もう28年になろうとしています。そして、とうとうこれが最後の本会議での質問になると思っています。ですから、さきにあった質問と重複する部分もあろうかと思いますが、知事を初め執行部の皆さんの真摯な御答弁をお願いするものです。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いします。

尾崎知事におかれましては、平成19年12月の就任以来、全国に先駆けて人口減少や高齢化が進む本県で、地域経済の規模が縮小していくことの克服も視野に入れ、5つの基本政策を中心として課題解決のために全力を尽くされてきました。そして、その成果も各方面で実感できる状況となり、今後のさらなる進展を期待しているところであります。

来年は、2期目の知事任期の最終年であり、産業振興計画を初め日本一の健康長寿県構想、教育振興基本計画の重点プランなども一つの節目の年を迎えることとなります。

そこで現在、来年度の県政運営の海図ともなる予算編成の作業を行っているところと思いますが、節目の年を迎えるに当たり、どのような点に留意して取り組まれているのか、知事にお

伺いをします。

次に、安倍内閣の取り組みのうち、大きな課題である地方創生に関して伺いをします。

尾崎知事からは、我が党の梶原議員の質問に対し、今回の総選挙の結果に対する所見や安倍内閣のこの2年間の取り組みの評価、また新たな政権に対する期待などを表明いただきました。また、地方創生の取り組みについてもお答えをいただいたところですが、私からは視点を少し変えてお尋ねをいたします。

第2次安倍内閣は、今から2年前に、民主党の何事も決まらない、決めることができない政治から脱却して、決める政治、前に進む政治を国民に約束してスタートしました。東日本大震災からの復旧・復興を引き続き命題としながら、デフレからの脱却を目指し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を放つ、いわゆるアベノミクスを打ち出しました。また、積極的平和主義を掲げた外交や集団的自衛権、普天間基地の移転などの防衛問題、そして増税した消費税を財源として子育て環境の改善やその他の社会福祉施策の充実、教育の取り組みなど、重要懸案課題に果敢に、そして精力的に取り組んできました。また、今年9月からの改造内閣においては、地方創生を新たな命題として加えたところでした。

そこで、この地方創生ということに関して、もう少し知事の考えをお伺いしたいと思います。

地方拠点都市構想に関して、知事は、8月26日の定例記者会見で、高知県で若者の流出を防止するために、せめて高知市があればよいみたいな発想は大間違いだ、中山間地域に若者を残せる地域創生であってほしい、多様な人の多様なニーズに応えられてこそ地域創生だ、全体として多様なニーズに応えられる大きな仕組みを論じてもらいたいと話されています。

私もそのように思いますが、問題はどうかやっ

てそのようにしていくかという具体論です。現実の問題として、仕事がないところは人の定着は困難であることは明らかであります。加えて、今の日本社会においては、仕事に加えて質の高い医療、福祉、教育サービスも必要です。人口のダムとして地方拠点都市のような考え方を持ったとき、高知市だけがあればよいという発想は論外としても、ではどれくらいの範囲で人口のダムをつくっていくのがよいのか。例えば基幹集落ごとくらいで考えるのか、いや、市町村役場のある町ごとくらいで考えるのか、いやいや、広域都市くらいで考えないといけないなど、現実を踏まえた範囲を考えていく必要があるのではないかと思います。

知事のイメージとしては、どのくらいの範囲での人口のダムが効果的だと考えておられるのか、地方創生における人口のダム論というものをどのように考えているのか、伺いをします。

次に、中山間対策について伺います。

今年度は、中山間対策を本格化し始めてから3年目となります。この間、知事が本部長となって、中山間地域で誰もが一定の収入を得ながら安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指してきました。

少子化、高齢化で生活環境が年々厳しくなり、またこれをやれば絶対だという解決策があるわけではない問題ですが、飲み水や生活物資、移動手段の確保などに具体的に取り組み、また、あったかふれあいセンターや集落活動センターなど、地域を支える仕組みも広がっています。こうした対策の効果は徐々に上がってきていると思っていますが、知事は現時点でこれまでの対策をどう評価しているのか、また今後の中山間対策に取り組む意気込みはどうか、お尋ねします。

その集落活動センターについては、平成24年度に取り組みを開始し、先月開所した、いの町

柳野で15カ所目となりました。活動に参画する地域おこし協力隊の隊員の任期を終えた後の定住も、全都道府県の平均定住率5割強を大きく超える7割と高く、地域の人材確保にもつながっていると思います。

私の地元南国市でも、今年6月に集落活動センター「チーム稲生」が開所し、公民館を拠点として住民の健康づくり、地域のきずなづくりに力を入れるとともに、地元のビワや桃を生かした地域おこしに取り組んでいます。最近では、特定健康診査、いわゆるメタボ健診の受診率の向上に取り組むなど、行政と協働する新たな活動も生まれています。

私は、この集落活動センターは地域活性化の鍵になるものであり、国においても地域発の取り組みとして高く評価され、地方創生のモデルとして取り上げられているとお聞きしています。

これまで以上に市町村とも連携し、地域の実情に応じた形で県内各地域に広がってもらいたいと思っていますが、当初の目標にはまだ遠く、県民にも十分に周知されていない課題もあるように思います。

今後の集落活動センターのさらなる拡大に向け、どう取り組んでいくのか、中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

次に、自然災害への取り組みについて伺います。

今年は自然災害の多い年でした。あの広島市での土砂災害での土石流の様子や流された家々を思い出すと心が痛みます。楽しいはずの登山が突然とうとい命を奪い去った御嶽山での痛ましい火山噴火の災害など、改めて自然の恐ろしさを知ることになりました。

本県でも、台風第8号による竜巻や突風、また12号や11号による豪雨災害など、人的被害は少なくても済んだものの、近年にない大きな被害であり、今議会を含め補正予算での対応も順次

行われているところです。

そこで土木部長にお聞きしますが、今年の災害における県内での土木施設の被害総額はどのようになっているのか、また復旧のスケジュールはどうか、お伺いします。

一方で、地震や豪雨による災害を防ぐ、あるいは軽減するには、既存インフラの機能を確保することが重要であります。5年に1度の道路施設の点検が義務化されたように、定期的な点検や巡視の実施によって予防的な修繕も行うなど、計画的に維持管理や更新に努めなければなりません。

そこで、県民に身近なインフラとして、また災害からの避難の重要施設でもある県が管理している道路の橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況と、これに基づく修繕をどう進めているのか、土木部長にお伺いをします。

また農業についても、今年の竜巻や突風、豪雨災害によって園芸ハウスなど農業関連施設に被害が出ています。一部の農家からは、ハウス再建に要する負担や高齢化などから、これを機会に営農を縮小するという声も聞いているところです。

今後も、こうした異常気象による災害が発生する可能性がある中で安心して農業を続けられるための県としての支援策を講じるべきではないかと思いますが、農業振興部長にお尋ねします。

また今年は、災害に加え、近年にない米価の安値に農業者の悲痛な叫びが聞こえます。なぜこのような米価になったのか、こうした状況がいつまで続くのかと思いますが、毎年このような米価が続くとすれば、高齢化の進展とともに農村社会はどうなっていくのか大変心配であります。

本県の農業、農村社会を支えている米の価格低迷をどう認識しているのか、また本県稲作農

業の将来像をどう描いているのか、知事にお伺いをします。

次に、産業振興計画について知事にお伺いしたいと思います。

本県の中小企業や事業者は、都市部への資源、資本、人材の集中やエネルギー価格など国際的な経済変動にも対応しながら、何とかこれまで頑張ってきたわけでございます。7年前のリーマンショックから国の経済が徐々に立ち直り、本県でも一部では活発な取引環境も生まれているようですが、円安のマイナスの効果などの中で、多くの県内企業にとってはまだまだ厳しい経営環境が続いていくと考えなければなりません。

一方で、県では尾崎知事を先頭に、官民を挙げた産業振興計画の取り組みを積極的に進めてこられています。その取り組みによって幾つかの経済的指標でよい傾向があらわれております。有効求人倍率は、ここ最近、過去最高を記録し続けています。10月は0.84倍と7月からは少し下がっているようですが、10年ぐらい前の0.4だ、0.5だというときのことを考えると、まだまだ厳しいですが、全国的な流れに一定ついていっていると言えるのではないかと思います。また、製造品出荷額を見ても、6年連続の全国最下位ではありますが、5年ぶりに5,000億円台に回復したこと、前年と比べての伸び率では全国でも4番目に高かったということ、機械分野や食料品分野を初め、多くの分野で頑張っていることなどは評価されるべきだと思います。そういった成果が、県内各地で、また外商の場で見えてきた中ではありますが、本県の産業振興はまだ

まだこれからであり、今後も官民を挙げて積極的に取り組んでいただく必要があります。

この状況を踏まえ、改めて今後の産業振興の政策を進めるに当たっての知事が考える基本的な方針と意思をお聞かせいただきたいと思いません。

次に、企業誘致政策についてお伺いをします。

本県は、基幹的な産業や技術の集積が弱い上に、特に製造業の層の厚みに乏しいといったこともあり、今までも企業誘致による産業の振興と雇用の場の拡大に精力的に取り組んできていますが、最近では、南海トラフ地震に伴う津波浸水の新想定公表以来、企業誘致が低迷しているとも聞いております。

工場を立地するに当たって、大変厳しい状況の中、ものづくりの仕事につきたいといったニーズに応え、製造業などの企業誘致を進めるため、現在どのような取り組みをしているのか、また今後の企業誘致施策をどのように進めていくのか、商工労働部長に伺います。

また、企業誘致を進める上で、その受け皿となる工業団地の整備が急がれるところですが、私自身、県内企業から津波対策として高台への移転を希望する声をお聞きしており、こうした企業の県外流出も心配されます。こうしたニーズにも対応するため、早期に震災に強い工業団地を整備していかなければなりません。

県においては、本年度から南国市日章地域での団地開発に取り組んでいますが、企業のニーズに応え、産業基盤づくりと津波対策をあわせて進めていくためには、できるだけ早く、またできるだけ多くの団地整備をしていかなければならないと思います。

そこで、日章地域での団地開発が今後どのように進められていくのか、また他の地域での今後の整備予定について、商工労働部長にお伺いします。

次に、県内企業の若者の確保についてお尋ねします。

県内の企業経営者のお話では、少し前までは県内企業の多くは新卒者などの若い人の採用をしたいと思っても採用する環境ではなかったものが、ここ最近、経営環境も好転する中で、県内で若い、いい人材を獲得したいと考えるようになってきているとのこと。ただ、ハローワークを通じても適材の人はなかなか見つからない、また高校に求人に行っても結果につながらないといったことがあるようです。

県内企業の人材確保の意味でも、また人口対策のためにも、県内の若い優秀な人材にはできれば県内企業に就職してもらいたいし、本人や家族もそれを望んでいる方が多いと思います。

企業の状況も変わってきています。県としても、ぜひ県内企業と県内の若い人たちがうまくマッチングできるよう、就職希望者への働きかけや企業側の努力を支援する取り組みを進めていただくべきだと思います。このことについて、教育長と商工労働部長にそれぞれ見解をお尋ねします。

次に、農業振興についてお尋ねいたします。

産業振興計画の農業分野では、まとまりのある産地づくりを戦略の柱に据え、生産性の向上、担い手対策や生産・流通・販売対策などに取り組まれております。産業振興計画前には毎年100人ほどであった新規就農者の数が毎年200人を超し、直近では261人と大幅な増につながるなど成果もあらわれておりますが、農業を取り巻く社会的な状況は国内外で大きな変化が見られますし、今後においても予断を許さない状況にあります。

そうした中で本県農業の将来を展望したとき、新たな取り組みや課題も見えてまいります。私は、今年7月に、3回目となりますオランダの施設園芸の調査に県の調査団とともに参りまし

た。オランダでは、技術の革新と経営の合理化、そのスピードに目をみはりました。改めて、オランダの園芸農業のパワーに感銘を受けたところでもあります。特に、ハウス内の温度や二酸化炭素、光などをコントロールする環境制御技術は、ピーマン農家でもあります私の目から見ても大きな増収効果が期待され、この技術が普及できれば高知県の園芸農業の姿を変えていく可能性があると考えているところでもあります。

そこで、この環境制御技術を産業振興計画にどのように位置づけて県内の生産者に普及させていこうとしているのか、農業振興部長にお尋ねをいたします。

次に、園芸の流通・販売の強化についてお尋ねいたします。

県内各産地の園芸品を一元的に集荷し、全国の卸売市場に出荷する園芸連の販売体制は、全国に類を見ないものであります。平成26園芸年度販売額は600億円を割り込んだ前年度からV字回復しまして610億円にまでなったとお聞きしており、生産者を初め関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。産業振興計画におきましても、流通・販売の強化に向け、大消費地でのパートナー量販店の設置や知事によるトップセールス、商談会の開催、生産者による試食販売活動などに取り組まれているところでもあります。

園芸連の販売努力目標であります650億円や産業振興計画に掲げる平成33年の農業産出額1,050億円の達成に向けて、流通・販売策をより強化するため、業務需要の開拓や多様化する実需者のニーズに柔軟に対応できる取引モデルの構築など、新たな視点での対策も必要と考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いします。

次に、林業振興についてお聞きします。

全国的に見ると、木材の価格は昭和55年をピークに下がり続け、それに伴う形で林業の就

業者数も減り続けてきました。近年は減少のペースが緩み、ここ数年は下げどまりの感もあります。

県内の木材事情を見ると、昨年8月、四国で最大級の製材工場高知おおとよ製材が操業を開始し、県産木材の受け入れが拡大しています。また来年度からは、県内2カ所で木質バイオマス発電施設も稼働する予定であります。本県の豊富な森林資源を余すことなく活用し、山村に活気を取り戻すことができる舞台装置が整ったと言える状況であります。

県内の林業を形態別に見ますと、森林組合などの事業体が主に取り組んでいる生産性重視の高性能林業機械を使った効率的な集約化林業と、森林の経営や管理、施業をみずから行う自伐型の小規模林業とがあります。これらの形態の違う経営が共存共栄していく多様性が本県林業の発展には重要だと思えます。

さきの9月議会では、小規模な林業活動を実践する方々に対して、原木生産の一翼を担ってもらうための本格的な支援に着手すると表明され、その第1弾として、情報交換の場となる推進協議会を設置すると答弁されておりますが、現在の取り組みの状況について林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、将来本県の林業を担う優秀な人材を養成するための取り組みについてお伺いします。

県内の木材需要が拡大する中、木を切り出す林業の担い手をふやすための政策展開が急務であります。本県の就業者は、平成18年度の1,508人を底に増加に転じており、平成24年度には1,662人と大きく増加していますが、昨年の大型の補正予算などもあって、林業の担い手が建設業に流れるなど、再び減少に転じるとも予測されています。

現在、国の緑の雇用制度を活用した技術研修の実施やチェーンソーの取り扱いから高性能林

業機械の操作まで幅広い実務研修が実施されています。また、高校生の林業体験講習の開催など若者に林業に興味を持ってもらう取り組みも行うなど、これまでの担い手対策については評価しているところです。しかしながら、県内の林業事業体の方と話をしますと、一人前になるのには時間がかかるため、就業前に一定の必要な技術を身につけている即戦力となる人材が欲しいという声を聞きます。

そこで、新規就業者の確保に向けて、即戦力となる人材の育成を強化していく取り組みが必要と思いますが、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、木質バイオマスの推進についてお伺いします。

先日、高知市仁井田の土佐グリーンパワー株式会社の木質バイオマス発電所の建設現場を見学しましたが、施設の整備は着実に進んでおりました。また、宿毛市平田の株式会社グリーン・エネルギー研究所についても、木質ペレットの製造施設は既に完成し、これから本格的な生産に入るとのことであり、発電施設についてもほぼ完成し、試運転に入る段階だと伺いました。

本県での木質バイオマスの利用は、これまで施設園芸を中心に熱利用の面で普及しており、昨年度末で木質バイオマスボイラー208台が設置、今年度も約40台が導入の予定とお聞きしております。今回発電事業が動き出すことで、こうした熱利用に加えて低質材の活用はさらに進むこととなります。豊かな森林資源を余すことなく活用するという取り組みは、中山間地域での雇用創出や地域経済の活性化など、本県が抱えている課題に対する有効な対策の一つになるものと考えております。

今申し上げたそれぞれの発電施設の本格稼働に移行するスケジュールと燃料となる原木の確

保に向けた取り組みについて、県としてどのような支援を考えているのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、国際観光についてお伺いいたします。

先月19日、政府観光局から発表されました本年10月の訪日外国人旅行者数の推計値は127万2,000人と、過去最高となりました。また、今年1月から10月までの累計も1,100万人を超え、昨年記録した年間の最高記録を既に上回っております。国では2003年から、観光立国実現を目指して官民が一体となったビジット・ジャパン事業を展開しており、ビザ発給要件の緩和や消費税免税制度の拡大、あるいは外国人観光客の受け入れ環境の整備に取り組んでおります。さらに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定が強烈な追い風となって、このような数字にあらわれてきたのではないかと感じております。

本県でも国際観光を強力に標榜し、東アジアを主要なターゲットとした国別の誘客戦略の展開や四国4県での海外プロモーションの実施に取り組んでおられます。今年度からは新たに、温かい人柄やおもてなしの心、そして自然の恵みを生かしたさまざまな体験メニューなど、本県の強みを前面に押し出した、通常の日本の旅行では味わえない高知ならではの満足度の高い旅行の提供も進められております。

そこでまず、こうした取り組みの成果として、今年、本県への外国人観光客の入り込み状況はどうか、その要因や課題をどのように分析しているのか、観光振興部長にお伺いをします。

政府は2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人という高い目標を掲げていますが、これを実現するためには、いわゆるゴールデンルートと呼ばれる東京、富士山、京都、大阪をめぐるルートのみならず、地方にどう足を向けてもらうのか、地方がいかにして海外の観光客を呼び

込むかが鍵になると思っております。

外国人観光客はリピーターになればなるほど日本の生活文化の体験や歴史、伝統文化の体験などを好む傾向があると言われており、そうした点からも、高知にも大きなチャンスがあると思っております。

そこで今後、本県の国際観光の推進に向け、本県としてどういう戦略を立て、展開していくのか、観光振興部長にお伺いします。

次に、とさでん交通についてお尋ねします。

とさでん交通は、県と市町村の出資によって財政基盤が一定強化され、経営の改善に向けた新たなスタートを切りました。これまでの関係者の皆様の努力に敬意を表するものであります。

多くの県民がマイカーを利用し、人口が減少傾向にあるといったこれまでの状況に変化はなく、利用者の増加による経営改善は容易ではありません。公共交通はお年寄りの通院や中高生の通学の足として守るべきとの声があります。当然の声ではありますが、ただそういった福祉的な観点があるにしても、今後も公的資金を投入していくことには県民の理解は得られず、やはり企業としてあらゆる工夫や努力を行い、苦しい現状から再生してもらいたいと思っております。

私は、高知県競馬組合議会の議長をさせてもらっています。高知競馬は平成15年度以降赤字を出せば即廃止という中、馬主や騎手、調教師などへの手当を大幅にカット、従事員の賃金は最低賃金すれすれ、場内清掃も職員自身で行うというような必死の努力を続けてきました。また、労働環境の悪化もいとわず、ナイター開催に踏み切りました。その結果、一時期39億円ほどに落ち込んだ売り上げが、昨年度は118億円までに回復し、カットしてきた手当も復元されつつあります。とさでん交通の社長は、高知競馬でナイター開催を始めたときの競馬組合の管理

者でもあり、ぜひその手腕を新会社でも発揮していただきたいと思っております。

そこで、とさでん交通発足から2カ月が経過した今、経営改善への手応えや今後の見通しについてどのように思われるのか。

また、事業者であるとさでん交通の努力はもちろんですが、出資者となった行政として、県民に公共交通に目を向け利用してもらうための取り組みをこれまで以上に行う必要があると思いますが、その認識と取り組みの状況を中山間対策・運輸担当理事にお聞きします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに関連して教育長にお尋ねします。

2度目の開催となる東京大会は、官民挙げた誘致活動により実現をしたものであり、開催決定の瞬間には競技関係者のみならず国民の多くが歓喜し、2020年に向けて大きな期待が膨らみました。

昭和39年の東京オリンピックは、我が国が戦後の焦土の中から復興を果たし、国際社会に復帰していくシンボルとしての意味合いを持つ大会だったと言われております。我が高知県においても、本県出身の石川健二選手が水泳の400メートルメドレーリレーで5位入賞を果たすなど、県民が大いに意気軒高となる大会であったと記憶しております。

今も当時の興奮を思い出すことができますが、スポーツは人々の心を奮い立たせ、未来にチャレンジする力を与えます。厳しい状況にある今こそ、今回、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機としてスポーツの振興を図ることで、県民を元気にして地域活性化にもつなげるべきだと考えております。県としても、本年9月補正予算において、スポーツ推進プロジェクト実施計画を策定することとしたところであり、今後の取り組みに大いに期待をしているところであります。

そこでまず、この計画の策定に関して、9月議会以降、どのような検討が進められ、スポーツ振興に向け具体的方策にどう取り組むのか、基本的な考えについてお尋ねをいたします。

また今後、スポーツ振興の取り組みを定着させるには、成長期にある子供のころからしっかりとした体をつくっていくことが全ての面で基礎となります。しかしながら、本県の児童生徒の体力を見ますと、先ごろ発表された全国調査で中学校の女子が大きく向上するなど、これまでの教育委員会の取り組みの成果が着実にあらわれてきてはおりますが、依然として全国平均に届いていないのが実態であり、学校における体育の授業の改善が必要ではないかと思えます。

本県には、将来オリンピックや国際大会などで活躍をしたいという夢を描き、日々スポーツに打ち込んでいるお子さんも数多くおります。また、学力向上を実現していく上でも、体力づくりは不可欠であります。本県の子供たちの夢の実現を支援するためにも、また学力向上のためにも、小中学校における体育の授業の一層の改善が求められると考えますが、この課題にどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねします。

次に、公立大学についてお伺いします。

高知県公立大学法人と公立大学法人高知工科大学の法人統合も、いよいよ来年4月に迫ってまいりました。さきの9月議会では、提案のあった吸収合併に関する議案について、議会としても議決しましたが、この11月には国へ申請を行ったとも聞いているところです。

一方、県立大学の新しい永国寺キャンパスは、整備工事も順調に進んでおり、来年4月には香美市から高知工科大学の経済・マネジメント学群を迎え、知の拠点としてスタートすることとなります。

今回の公立大学法人の統合は、今年4月に地

方独立行政法人法が改正施行され、全国でも初となるものであります。法人の管理運営に関する部分の統合ではありますが、県と大学は連携を密にとりながら丁寧に統合作業を進めていただきたいと思います。

そこで改めて、今回の法人統合による具体的なメリットをどのように発揮しようとしているのか、文化生活部長にお伺いをします。

さて、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するためには、国民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、また将来に夢や希望も持つことができるような地方を創生していく必要があることは、今や国、地方共通の認識となっているところでございます。

また、人口減少、少子化の流れに歯どめをかけ、中山間地域の活性化など、地方創生を推進していくために、本県においては地元の公立大学である高知県立大学と高知工科大学の知見や学生の活力に期待する部分は非常に大きいものがあり、地元大学の魅力をさらに向上させていくことが不可欠だと考えております。

そこで今後、地方創生の流れの中、地元の公立大学にどのような役割を期待するのか、知事にお伺いをいたします。

最後に、治安対策について警察本部長に伺います。

最近の全国的な犯罪情勢については、刑法犯、交通事故死者数とも減少傾向を示しているとのことですが、その一方で特殊詐欺や女性、子供が被害者となる殺人事件などの凶悪事件なども多く発生しております。

県内の状況を11月末現在で見ますと、昨年同期比で刑法犯認知件数は約1割減の5,277件、検挙、補導された刑法犯少年の人数は142人減の324人と、全体として見れば治安の回復が図られていますが、特殊詐欺の被害は11月末現在の認知件数が69件、被害額は約5億4,700万円と

なっており、人口1万人当たりの被害額は本県が全国ワースト1位とのこと。また、交通事故の発生状況については、事故件数は2,410件、負傷者数は2,691人と、昨年同期に比べ約1割減少しているものの、死者数は昨年同期と同じ36人となっています。このうち高齢者は23人で、その割合は60%を超え、全国ワースト6位と伺っています。

こういったことからすると、よい方向に進んでいるように見えても、治安情勢は依然として予断を許さない状況であります。県民は安全と安心を実感できていないのではないかとも思います。

國枝本部長におかれては、本年7月に本県治安の最高責任者として御着任し、5カ月が経過するところです。まず、本県の治安情勢をどのように認識されているのか、また犯罪や交通事故の抑止、予防のために、今後どのような治安対策をとっていくのか、御所見をお伺いいたしまして、第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 溝渕議員の御質問にお答えをいたします。

まず、来年度の予算編成に当たり、どのような点に留意して取り組んでいるのかとのお尋ねがございました。

私は、2期目の県政運営に当たり、課題解決の先進県となることを本県の目指すべき方向と見定め、全国に先行して進む人口減少や高齢化、さらには南海トラフ地震への備えなど、本県が抱える困難な課題に対して真正面から取り組んでまいりました。

具体的には、経済の活性化、南海トラフ地震対策、日本一の健康長寿県づくり、教育の充実と子育て支援、インフラの充実と有効活用という5つの基本政策に加え、中山間対策、少子化対策と女性の活躍の場の拡大という横断的な政

策について、それぞれの目標や具体的な取り組みを定めた計画やプランに基づき、PDCAサイクルに基づく徹底したバージョンアップを常に図りながら課題解決に向けた取り組みを進めているところであります。

これまでの取り組みによりまして、例えば経済の活性化に関しては、御指摘いただきました第2期産業振興計画の目標年次である平成27年度末を待たずに年間の製造品出荷額等5,000億円以上といった目標を達成するでありますとか、県内の有効求人倍率も本年7月には過去最高の0.86になるでありますとか、また南海トラフ地震対策に関しては沿岸19市町村の508地区全てで津波避難計画の策定が完了し、津波避難路・避難場所の約8割が本年度中に整備されることとなる見込みでありますこととか、また中山間対策についても集落活動センターが15カ所開所されるでありますとか、各分野におきまして解決策が見えてきたものや一定成果があらわれ始めたものもあると感じておりまして、私自身一定の手応えは感じております。

しかしながら、より多くの皆様に県勢浮揚の実感を持っていただくためには、まだまだ十分とは言える状況にはなく、現状に満足することなく、さらなる施策の展開によるプラスの効果をもたらしていく必要があるものと思っております。

このため、平成27年度の当初予算につきましては、産業振興計画や南海トラフ地震対策行動計画など各分野での計画やプランが最終年度となることも踏まえ、各計画やプランで定めた目標を確実に達成するとともに、さらなる効果を上積みできる予算となりますよう、今後編成作業を本格化させてまいりたいと考えております。その際には、これまで築き上げてきた土台の上に立って、官民協働のもと、より大きな、より実効性のある施策となるよう心がけてまいりた

いと考えているところです。また、現在進んでおります国の地方創生の動きにしっかりと呼応しながら、少子化や人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化につながる施策をさらに充実強化できるよう取り組んでまいります。

具体的な編成作業の中では、PDCAサイクルを通じ、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うことによりまして、より重点的な事項に予算を配分していく取り組みにしていきたいと思います、そのように考えておるところでございます。加えまして、個別の事業に関しても、より効果的な手法となっているか、必要十分な量が投入されているかといった点をしっかり精査してまいりたいと考えておるところでございます。これから予算編成作業は本格化してまいります。全力で取り組んでまいります。

次に、地方創生における人口のダム論について、どのくらいの範囲でのダムが効果的と考えているのかとのダム論についてのお尋ねがございました。

地方の拠点都市に質の高い医療や高度な教育などの機能を集積し、地方から大都市への人口流出を防止するための人口ダムにするという考え方は、住民の皆様のさまざまなニーズに応え、大都市への人の流れをとめるということを考えますと、一定理解できるものでありますが、それだけでは中山間地域から拠点都市への集中がますます進み、中山間地域の切り捨てといった状況につながりかねないものであります。

中山間地域は、国土の保全や水源の涵養といった機能に加えて、例えば本県においても農業産出額の約8割を占めるなど、産業の主力で、また安全・安心な食料の供給機能も有しており、この点は都市部の住民の皆様にとっても安心して生活するために欠かせない機能であります。そして、何よりもその地域を愛する中山間の方々のおいを大事にしていかななくてはなりません。

この点から見ましても、都市部にのみ若者が残ればよいという発想では不十分であり、都市部を支える中山間地域にも若者が残れるようにしていかなければならないと考えております。

このようなことから、本県のように地方の中の地方、かつ東西に広い県土を有する県を考えた場合、地域地域に応じた規模の人口ダムが重層的に存在し、それぞれの役割を果たしていくことが必要ではないかと考えております。具体的には、第1に、高度な都市機能を有する拠点都市を中心とした都会への人口流出を防ぐためのダム、第2に、基礎的な自治体の中心部など通勤圏や生活圏として地域地域で生活を一定完結できるダム、そして第3に、特に大切にしたいものとして、おおむね旧小学校区単位で地域の特性を生かした生産活動や支え合いの拠点となる中山間地域の生活やコミュニティーを守るための小さなダム、これらが必要だと考えているところであります。このように、地域の状況や住民のニーズに応じた重層的なダム機能が必要だと考えるものであります。

こうした考え方のもとに、県では、拠点都市である高知市の中心市街地にコンパクトシティの観点も持ちながら大学や図書館、新資料館を整備し、中心商店街の活性化を図ることなどを通じたにぎわいのあるまちづくりを進めるなどの取り組みを進めてまいりました。また、広域単位に産業振興推進地域本部を設置し、地域地域の資源を生かした生産・販売活動や広域観光の推進などの地域アクションプランの取り組みを支援するなどしてまいったところであります。さらには、中山間地域において、地域の支え合いの拠点であり、活動の拠点としてさまざまな役割を果たす集落活動センターの整備などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

このような取り組みを通じまして、それぞれ

のダムが重層的に機能を発揮し、中山間地域を初めそれぞれの地域地域で若者が将来に向けての夢や希望を持ち、安心して住み続けることができるような高知県となるよう目指してまいりたいと考えております。また、国にもこうした視点を持ってもらいたいと思っております。特に忘れられがちな中山間の小さな拠点の必要性を強く訴え、一定の理解を得てきたところだと考えております。これからもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、これまでの中山間対策の評価と今後の取り組みへの意気込みについてのお尋ねがありました。

中山間対策については、平成24年度から抜本強化を図り、これまで課題解決の先進県を目指し、産業をつくる、生活を守るの2つを政策の柱に据え、市町村とも連携、協働しながら総合的な施策を推進してまいりました。まず、柱の一つの産業をつくる取り組みでは、大きな産業と雇用をつくる流れとして、まず何といたっても中山間地域の基幹産業である1次産業の取り組みを強化してきたところでありまして、産業振興計画におきましても、策定当時と比べ相当施策も具体化し、充実強化が図られてまいりました。

今後は、大型製材工場やバイオマス発電、さらにはCLTに関連する取り組み、次世代型こうち新施設園芸システムなど、中山間地域をフィールドに仕事と雇用が生まれ、中山間地域の魅力が再認識される新たなステージに進む環境がようやく整ってきたのではないかと手応えを感じておるところでありまして、これらを生かした、さらにステージを上げた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、中山間対策の中でも、そのそれぞれ地域地域の取り組みを応援する取り組みも行ってきたところであります。そうした中で、地域

の個々の取り組み、これを応援する取り組みとして、これは小さなビジネスと言ってまいりましたが、こうした地域資源を活用した小規模な加工品づくりなどの取り組みにつきましても、25市町村の55件の取り組みに広がるなど、着実に進んできているところでありまして、地域の方々の生きがいややりがいにもつながっていただければと思っております。物によっては、産業振興計画の地域アクションプランにステップアップする動きも出てきているところであります。

もう一つの柱である生活を守る取り組みに関しては、平成23年度に県が行った集落实態調査の結果から、課題とされた、移動手段の確保、生活用水の確保、野生鳥獣の被害対策などを重点対策として位置づけをし、その取り組みを強化してまいりました。その結果、高齢者等の買い物や通院などを支える移動手段の確保に関しましては、デマンドタクシーや過疎地有償運送など、30市町村において地域の実情に応じた取り組みがなされるなど、県内に着実に広がってまいりました。また、日常生活に欠かせない生活用水の確保対策につきましても、地域の要望に最大限対応する形で取り組んでまいりました結果、平成20年度以降で173カ所の整備が図られるなどしてきております。そのほか、農作物の被害など地域から切実な訴えが多い野生鳥獣の被害対策では、集落ぐるみの取り組みや捕獲対策の強化によりまして、被害が少なくなった集落もふえつつあります。

そしてさらに、平成24年度からは、中山間対策の第2ステージとして、産業をつくり生活を守るために複数集落の拠点となる集落活動センター設置の取り組みもスタートさせ、現在15カ所で立ち上がっておりますし、他の地域でも立ち上げに向けた準備が着実に進められているところであります。

このように、一つ一つの取り組みを見ますと、それぞれの対策は効果を上げつつあると思っておりますが、中山間地域全体に目を向けてみますと、まだまだ十分と言える状況にはありませんし、客観的な情勢としましても、人口減少や高齢化の進行による地域の担い手不足や産業の衰退など、今後も中山間地域の厳しさは加速度的に進むものと思われまます。こうした実情を考えますと、例えば集落活動センターの設置数をさらにさらに県内全域に拡大しますなど、これまでの取り組みをもう一段力強いものとし、県内各地に広がり加速させること、そして若い世代にとって魅力のある中山間地域とすることのために、地域地域での創業ということに取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

国では、人口減少対策や地域活性化を目指した地域創生の取り組みが今後本格化してまいりますが、その中では、本県の進める集落活動センターの取り組みが地域をつくり、安心な暮らしを守る施策として掲げられた小さな拠点の形成モデルになりますなど、高知型の中山間対策にも目が向けられております。

今後さらに、課題解決先進県として本県が進めてまいりましたこれまでの取り組みを国の地方創生の動きも追い風にしてスピード感をもって進めてまいりたいと考えておるところであります。そして、地域地域で雇用を生み出し、若者が誇りと志を持って働ける中山間地域をつくり出し、そして我が国全体のモデルにもなる、ゆえに国全体の動きが追い風となる、そのような取り組みをぜひ行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、米の価格低迷に対する認識や本県稲作農業の将来像についてお尋ねがございました。

米は我が国の主食であり、古来稲作を中心に農村社会が形成され、日本独自の文化や共同活

動を通じた結いの精神を育んできました。また、水田は、水源を涵養するほか、多様な生き物を育み、美しい農村の風景が我々の心を和ませてくれるなど、我が国の農業・農村においてお金でははかることができない大きな役割を果たしております。

しかしながら、少子高齢化や食生活の多様化などによって、米の消費量が減少し続けており、ここ数年、米の価格は低迷をいたしております。今後も価格の低迷が続けば、稲作農家の皆様の生産意欲を減退させるだけでなく、ひいては農村社会の衰退につながっていくのではないかとといったことなどが懸念をされるわけであります。

県としましては、このような懸念が現実のものとならないよう、まずは需要に応じた米生産を行うことが最も重要であると考えております。このため、国の水田活用の直接支払交付金を最大限に活用しまして、主食用米から飼料用米を中心とした非主食用米への転換を推進してまいります。

また、農地中間管理事業による農地の集約や日本型直接支払制度といった国の支援策を効果的に活用しながら、比較的条件のよい地域では規模拡大農家の育成を進めていく一方で、条件不利地域である中山間地域では集落営農組織の育成を進めていくということが本県稲作農業の進むべき方向ではないかと考えているところであります。

こうした方向性を市町村や関係機関と共有し、あわせて地域地域の実情に丁寧に配慮をしていきながら、稲作農家の皆様が意欲を持って稲作を続けることができるよう県としても全力で取り組み、本県の稲作農業、そして文化の維持、活性化につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、産業振興の政策を進めるに当たっての基本方針と意思についてお尋ねがございました。

本県は、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出や後継者不足を招き、過疎化、高齢化とともに少子化が加速、さらに人口減少に拍車がかかるという人口減少の負の連鎖に陥っております。

この構造的な課題に正面から向き合い、県勢浮揚を図るため、産業振興計画においては活力ある県外市場にもの売って外貨を稼ぐ地産外商を全体戦略として進めているところであり、これからの産業振興の政策を進めるに当たっても引き続きこの地産外商に挑戦していくことが最も重要であり続けるものと考えております。このため、官民協働で外商を推し進めていきますとともに、外商ができる付加価値のあるものを生み出していくこと、つまり地産を強化することをみずから持てる強みを生かす、弱みを逆手にとるといった考え方のもと、進めていく必要があると考えています。

産業振興計画の基本方向であります「足下を固め、活力ある県外市場に打って出る」、「産業間の連携を強化する」、「足腰を強め、地力を高める」、「新たな産業づくりに挑戦する」ことはいずれも地産を強化し、外商に挑戦するための重要な方向性であり、この取り組みを下支えする「産業人材を育てる」こととあわせ、今後さらに継続し強化していく必要があるものと考えております。

これまでの取り組みにより、地産外商や観光振興などの分野において一定の成果は出てまいりました。例えば地産外商公社の外商活動を契機とした成約件数は、平成21年度の178件から444件、1,327件、2,603件、3,333件へと、またその成約金額は平成23年度の約3億円が平成25年度には約12億円になるなど順調に増加しておりますし、平成25年の県外観光客入り込み数は目標の400万人を前倒しして達成し、407万人となっております。

ただ、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」をつくるためにやるべきことはまだまだ多くあります。これまでの産業振興計画の取り組みの積み重ねによって、より大きな仕事に取り組めるようになってまいりましたので、さらなる官民協働、市町村との連携協調のもと、各産業分野においてこれまでよりも高い次元の新しいステージに踏み出してまいりたいという思いを強くしております。

特に、新たに以下の3つの方法での挑戦を行ってまいりたいと考えております。

1つ目は、外商の拡大であります。首都圏に対する外商活動が大きく飛躍している中、これをさらに全国に展開していくことや輸出や国際観光など海外に向けた取り組みでよい成功事例が出てまいりましたので、それを本格化させることなど、外商をさらに拡大してまいりたいと考えているところであります。

2点目は、外商による成果を拡大再生産や雇用の増加につなげていくための施策の強化であります。これまで地産外商のさらなる拡大を図ることに前後してビジネスプランの更新や設備投資による生産拡大といった事業拡大を後押しする策を、例えばものづくり地産地消・外商センターなどの取り組みを通じて行ってきたところではありますが、その取り組みをもう一段太いものにし、あわせて例えば設備投資補助金などを強化することなどを通じまして、外商による成果を企業の成長、つまり拡大再生産、雇用の増加につなげてまいりたいと考えているところであります。

3つ目は、担い手の確保であります。一連の産業振興計画の取り組みを進めてきた中で、特に人口の縮みの影響を強く感じるのが担い手の不足の問題であります。移住促進や人財誘致の取り組みを加速させ、さらに事業承継支援といった新たな取り組みで人財をマッチングさせてい

くことによりまして、担い手の確保、外商の拡大、そして拡大再生産という流れにつなげてまいりたいと考えているところであります。

この3つの大きな方向感でもって産業振興計画をさらに進化させ、県勢浮揚につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。現在、具体的な政策群の検討を全力で行っているところでございます。

最後に、地方創生の流れの中、地元の公立大学にどのような役割を期待するのかとのお尋ねがございました。

本県のような地方は、若者の県外流出や少子高齢化に伴う人口減少により、経済規模の縮小という共通の課題を抱えておりますが、これらを克服し、地方が成長する活力を取り戻す上で、大学は地域における知の拠点として地方創生に大きな効果をもたらす存在であり、大きく3つの役割において重要であると考えているところであります。

まず1つ目としましては、産学官民の連携により産業振興や地域の課題解決に向けた活動を行うことで県勢浮揚に向けた取り組みを強力にサポートしていく役割であります。これまでも地元の公立大学である高知県立大学と高知工科大学においては、産業振興計画や健康長寿県構想の推進など県の重要施策に対し新たな産業の創出、健康や医療・福祉政策、集落の活性化といった幅広い分野で協力をいただいております。さらに、来年4月には、県が永国寺キャンパスに設置します産学官民連携センターにおいて、県内の高等教育機関と県が連携して企業や地域の方々を巻き込んだ事業展開を図っていくこととしており、今後の取り組みに期待するところであります。

2つ目としましては、多様な人材を育成する役割であり、特に地方創生の観点からは、地域と協働した新しい人材育成の取り組みに期待を

いたしております。これまでも両大学は保健・医療分野や産業分野において地域を担う人材育成に大きな役割を果たしており、加えて近年では、地域志向の授業や実習を行うなどそれぞれの専門性を生かしながら、学生が地域に入り、住民の方々と連携、協働して地域の活性化に積極的に取り組んでおります。こうした取り組みは、地域の再生につながるもので、学生の皆さんにとっても課題発見・探求能力、実行力といった社会で必要となる力を修得することができますことから、今後ますます重要性も増してくるものと考えます。

3つ目としましては、県内の若者をつなぎとめ、かつ県外から学生を呼び込むという役割があります。来年4月から、時代のニーズに合った教育により大学の魅力向上を図るとともに地元高校生の進学希望に応えるため、新たな学部の設置や入学定員の拡充を行うこととしております。このことは、若者の人口流出の歯どめになると考えますし、さらには魅力ある教育内容の展開により県外からの入学者の獲得増につながることも期待をされるところです。

このように、地域の再生や定住人口の維持など地方創生を実現するため、大学の果たす役割は大きいものがありますので、産学官民の連携や人材の育成・確保などを通じ、大学が地方創生のエンジンとなるよう県としてその機能の充実を積極的に図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 今後の集落活動センターのさらなる拡大に向け、どう取り組んでいくのかとのお尋ねがありました。

中山間対策の核となる取り組みとして、全庁

を挙げて推進しております集落活動センターは、現在15カ所で開所しております。今年度末までにさらに2カ所で立ち上げの動きがあり、他の地域においても順次立ち上げに向けた準備が進められているところであります。

中山間地域の厳しい現状を考えますと、地域の活性化や支え合いの仕組みづくりの拠点となります集落活動センターの取り組みをさらにスピード感を持って県内各地に広げ、地域でお金が回る仕組みづくりや暮らしの安心・安全につなげていくことが必要であると考えております。お話にありましたように、取り組みを進めていく上で集落活動センターの目的や効果、魅力といったことがまだ県内各地に十分に浸透していないのではないかと感じており、周知、啓発が課題の一つと受けとめております。

そのため今後は、広く集落活動センターの取り組みを周知するためのポータルサイトの開設や量販店などと連携いたしましてセンターの特産品を販売したり活動をPRするイベントの開催などにより、県民の皆様センターをより身近なものとして知っていただけるように、情報発信を強化していきたいと考えております。また、こうした周知、啓発の取り組みを強化する一方、開所した集落活動センターに対しましては、安定的な運営組織の体制づくりへの支援に努めてまいります。あわせて、話し合いが進んでいる地域に対しましては、取り組む上での課題や不安などに応え、具体的なイメージを持っていただけるように地域の資源や特性を生かしたビジネスプランの提案やロードマップづくり、アドバイザーの活用や必要な人材の確保・育成などの支援を行いまして、センターの取り組みの充実強化を図ってまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、来年度は、4年後の目標でありました30カ所を目指すとは

もに、集落活動センターの立ち上げに向けた取り組みがさらに県内各地へ広がっていきますように、市町村や地域住民の皆様とともに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、とさでん交通についての御質問にお答えいたします。

まず、会社発足から2カ月が経過した現在の経営改善への手応えと今後の見通しについてお尋ねがありました。

とさでん交通の発足から2カ月が経過をいたしました。経営状況に関しましては、経費の面では、両社の経営統合による業務の効率化など統合効果が早期にあらわれてくるものと考えておりますが、利用状況や収入面は現在まだ具体的な利用促進・増収策を検討している段階であるため、効果としてあらわれるところまでには至っておりません。人口減少など外的な経営環境の厳しさを考えますと、当面は統合前からの厳しい状況が続くのではないかと考えております。そうした状況にありますので、路線バスなどの利用状況や経営状況を分析し評価するには、もう少し時間を要する状況でございます。

現在、とさでん交通では、事業再生計画の達成に向けて経営管理体制を充実させ、経営戦略の柱の一つとして掲げておりますデータに基づく経営の実現に向けまして、具体的なデータの収集や分析の手法や経営改善への生かし方などについて社内で検討が始まっております。また、経営改善のためには欠くことのできない利用促進・増収策に関して、利用者や行政もしっかりとかかわって地域全体で地域の足を守り活性化していくための仕組みも動き始めました。会社からは、統合により明らかになった両社の短所を改め、長所を取り入れ伸ばすように取り組みを進めていること、また社員の間にもまとまりや連帯感が生まれてきており意欲も高いことから、経営改善に向けては手応えを感じているとお聞

きをしております。

公共交通を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、地域の公共交通が抱えるさまざまな課題を事業者だけで対処し解決していくことは困難な時代となってきておりますので、県も積極的にかかわり、関係者が連携し効果的な対策を講じることで収支構造の改善につなげ、県民の皆様が必要とされる公共交通のネットワークが実現するように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民の皆様が公共交通を利用してもらうための取り組み状況と認識についてお尋ねがありました。

持続可能な公共交通を実現するためには、利用者目線に立った取り組みを進め、使い勝手のよい公共交通とするとともに、多くの方々に公共交通の置かれた状況や大切さを知ってもらうことで利用者の増加につなげていくことが必要だと考えております。

そのため県では、これまでラジオやテレビを初め高知市や事業者などと連携したキャンペーンイベントを通じて身近な公共交通の存在や便利さ、大切さをPRし、利用を呼びかけるなど、公共交通への県民の皆様への関心を高め、利用の増加につなげるための取り組みを進めてまいりました。

本年度は、県の広報紙やテレビ番組を通じまして、県民の皆様が親しまれ利用される公共交通機関として生まれ変わるとさでん交通の姿勢や新たなサービス内容の紹介を行っております。また、新たな取り組みといたしまして、子供のころから公共交通に親しんでもらうため、本県出身の人気漫画家に絵本の制作を依頼し、県内の幼稚園や保育所などおよそ350カ所に配付をするといった取り組みも行ったところです。

県といたしましては、バスや電車をより多くの方々に利用していただくことができますよう

に事業者が実施する利便性の向上策や利用促進のための取り組みを支援しますとともに、利用促進のための啓発についても先月設置いたしました中央地域公共交通改善協議会を活用し、より効果的な手法を検討しながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長奥谷正君登壇)

○土木部長（奥谷正君） 本年の自然災害における県内土木施設の被害総額と復旧スケジュールについてお尋ねがありました。

本年は、8月の台風第12号及び第11号を初めとする豪雨などにより、県内で多くの公共土木施設が被災しました。これらの公共土木施設の被害は、県管理施設で592カ所、市町村管理施設で781カ所、合わせて1,373カ所で、その被害総額は約141億円に上りました。これは、過去10年間の平均被害総額と比べると、約2.5倍の規模となっております。

これらの被災箇所のうち、道路の寸断や河川護岸の決壊など県民生活を維持する上で緊急を要する箇所の応急工事は年内に全て完了いたします。また、本復旧工事に必要な国による災害査定につきましては、台風第19号及び地すべりによる被災箇所を除く1,293カ所が先月までに終了したところです。

今後、来年1月上旬には台風第19号により被災した78カ所と地すべり2カ所の災害査定を受ける予定となっております。このほかにも、地すべりの14カ所があり、これについては引き続き現地の観測調査を継続し、地すべり規模が確定次第、順次災害査定を受けることとしています。これら被災箇所につきましては、災害査定が終了した箇所から順次本復旧工事を発注することとしています。県では、既に108カ所の工事に着手しており、本年度内にはさらに約230カ所の工事を発注する予定です。

引き続き、速やかな本復旧工事の発注に努め、

県民生活が一日も早く回復できるよう全力で取り組んでまいります。

次に、県が管理する道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況とこれに基づく修繕の進捗状況についてお尋ねがありました。

現在、県が管理している道路の橋梁は2,588橋あります。これらについては、平成22年度までの5年間で県の独自マニュアルによる点検を実施し、損傷度の把握や健全性の評価などを行いました。その結果をもとに、平成23年度に、修繕費用の縮減や平準化を図るため、計画的な管理を行う長寿命化修繕計画を策定いたしました。この計画に基づいて、損傷度が比較的大きく大規模な修繕が発生するおそれがある橋梁について、平成28年度までの5年間で171橋、さらに次の5年間で218橋の修繕を行うこととしております。最初の5年間の171橋については、本年度までに全て着手し、計画どおり修繕を進めているところです。

そのような中、中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故を契機として道路法が改正され、本年7月1日から道路施設を対象に5年に1度の近接目視による点検が義務づけられました。このため、県が管理している全ての橋梁についても、本年度から平成30年度までの5年間のうちに近接目視による点検を行うこととしています。この点検結果をもとに、橋梁の健全性の保持はもとより、維持修繕、更新に係るライフサイクルコストの縮減が図られるよう長寿命化修繕計画を見直し、今後とも計画的に修繕を行ってまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長（味元毅君） まず、自然災害に備えた復旧支援策についてのお尋ねがございました。

ことしは8月の台風や集中豪雨などにより、ハウスなどの農業用施設に近年にない大きな被

害が発生をいたしました。県といたしましては、レンタルハウス整備事業や国の被災農業者向け経営体育成支援事業などの制度を活用して、復旧を支援してきたところでございます。しかし、事業認定までの手続に時間を要したことや事業によっては支援対象にならないケースが発生したこと、また復旧に係る新たな経費負担を理由に再建を諦めた方があったことなど、幾つかの課題が見えてまいりました。

そうした中、来年2月には、被災農業者の復旧に係る経費負担を軽減することを目的として、国の園芸施設共済事業の補償が拡充されることになっております。県といたしましても、この見直しと連動しまして、台風による災害はもとより、県内で近年多発しております突発的な自然災害の発生時においても安心して農業を続けていただけるよう、被災された農業者の方が速やかに再建に取り組むことができる新たな災害復旧支援制度を検討していきたいというふうに考えております。

次に、環境制御技術の産業振興計画への位置づけと生産者への普及方法についてのお尋ねがございました。

これまで産業振興計画では、オランダの先進的な環境制御技術の本県の施設園芸に導入し、農家の所得向上に結びつけるため、本県の自然条件や品目、また広く普及しているハウスに適合した技術として確立することを目指し、研究開発に取り組んでまいりました。

平成26園芸年度には、ナスやピーマンなど本県の主要品目について生産現場で実証いたしましたところ、全てのハウスと品目で増収効果が認められました。このように、本県の環境制御技術は研究開発の段階から普及の段階に入ったというふうに考えております。そのため、この技術の速やかな普及を産業振興計画の中心に据えて、農業団体とも連携して取り組んでいくこ

とといたしました。

9月県議会では、既存ハウスへの環境制御機器の導入支援のための事業と環境制御機器を標準装備した次世代型ハウスの整備を支援する事業を御承認いただきました。あわせて、この技術を熟知した県とJAの職員10名の環境制御技術普及推進員を中心に、県やJAの指導員が連携をして生産者に対して環境制御技術導入の効果の説明やその効果をより高める栽培方法の指導などを行う推進体制を整えたところでございます。

こうしたハード、ソフトが一体となった体制のもとで、学び教えあう場をさらに積極的に活用しながら、環境制御技術が本県において標準の技術となるよう、一気に普及を図っていききたいというふうに思っております。

最後に、新たな視点での本県園芸品の流通・販売策についてのお尋ねがございました。

園芸品の流通・販売に関しましては、基幹となっている市場を通じた一般消費者向けの流通に加えまして、外食産業などの業務需要の開拓と小ロットでの注文やこだわりの商材を求めるなどの多様化する消費者ニーズに対応できる販売体制の構築が必要だと考えております。

本年度は、新たに業務需要の開拓に向けた取り組みといたしまして、卸売会社3社と連携をし、主に外食産業をターゲットとした取り組みを行っています。例えば大手外食チェーンとのタイアップによる四方竹などのメニュー開発とその定番化や、高知応援シェフによるレストランフェアの実施、また飲食店などの業者向け専用通販サイトへの高知野菜コーナーの開設などを行っています。こうした外食産業や加工産業などのニーズに精通をされている卸売会社と連携した業務需要の開拓は、これまで県外に余り知られていなかった、例えば四方竹やハスイモ、葉ニンニクなどの取引を広げるといったよ

うな面からも効果的な取り組みだと考えております。

今後は、新たな卸売会社との取り組みも加えながら、取引の対象を例えば規格外の野菜にも広げるなど、さらにバージョンアップをして継続することで新たな需要や多様な消費者ニーズに柔軟に対応できる流通・販売に取り組んでいきたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長（原田悟君） 商工業の振興に関しまして、まず本県の企業誘致施策の現在の取り組みと今後の進め方についてお尋ねがありました。

産業振興計画では、雇用の拡大や本県経済の活性化に向け、県内企業の足腰を強め、地力をつけるとともに、県外からの企業誘致の推進に取り組んでおります。しかしながら、議員のお話にもありましたように、津波浸水の被害想定公表後、製造業などの新規立地につきましては厳しい状況にあります。

一方こうした中で、既に本県で操業している製造業においては、地道なアフターフォローや企業立地における支援制度の大幅な拡充、市町村との共同開発による団地整備などにより、新規雇用を伴う工場の増設が平成25年度は7件、本年度はこれまでに6件と一定の成果があらわれており、これらのフル操業時における新規雇用者数は235人となっています。

県外からの製造業の立地は、進出による直接的な効果に加え、県内企業の受注機会の拡大や技術力の向上、雇用の拡大といった地域経済への大きな波及効果が期待されます。そのため、昨年度から県外で開催している高知県企業立地セミナーを初めダイレクトメールなどさまざまな機会を通じて、本県の強みである手厚いアフターフォローや全国トップクラスの支援制度に加え、徹底した災害対策など、本県の施策を広

く情報発信しております。また、産業振興センターや県と包括協定を締結している金融機関などとのネットワークによる企業立地に関する情報の収集や発信の機能の強化にも取り組んでいるところです。

今後は、こうした取り組みに加え、本県ならではの地域資源やものづくり地産地消・外商センターによるビジネスチャンスの拡大支援、また人材確保の徹底したサポートなど、本県立地の優位性を積極的にアピールしながら、新たな企業立地の実現に取り組んでまいりたいと考えています。また、企業誘致の大きな目的であります雇用の場の確保といった点では、近年実績を伸ばしていますコールセンターなど事務系企業の誘致も大変重要でございますので、今後とも力を入れて取り組んでまいります。

次に、日章地域での団地開発の今後の進め方と他の地域での今後の整備予定についてお尋ねがありました。

議員からお話のありました日章地域での工業団地は、今年度から南国市と共同で開発に取り組んでおり、現在、地元住民の方々の協力を得ながら用地測量や用地調査を行い、あわせて具体的な整備に向けての実施設計を進めているところです。

来年度は、これらの測量、調査、設計を進め、用地取得に着手してまいりたいと考えており、県外からの新たな企業誘致はもとより、県内企業の増設などのニーズにも応えられるよう早期の分譲開始を目指して取り組んでまいります。

また、他の地域での今後の団地整備に当たっては、企業誘致活動の進捗状況や県内企業の増設等のニーズの把握に努め、必要な規模等も検証しながら取り組んでまいりたいと考えています。

次に、県内企業と県内の若い人をマッチングし、就職につなげる取り組みについてお尋ねが

ございました。

議員のお話にもありましたように、県内の経営者の方々からは、新卒業生など若い人の採用が例年になく難しい状況にあるとお聞きしております。できるだけ多くの若者に県内企業に就職していただくことは本県の将来にとって大変重要ですし、まずは県内で頑張っている企業の魅力や情報を十分に知っていただくことが必要であると考えています。そのため、これまでも高校生や大学生に対し、県内企業での実習や見学会の開催、さらには就職担当教員などと企業採用担当者による意見交換会なども実施してまいりました。

就職に当たりましては、特に保護者の方の御理解が欠かせませんので、県がかかわる企業の合同説明会の場にこれまで以上に保護者の方に参加していただくよう取り組んでまいりたいと思います。さらに、県内企業の活動やそこでつくり出される製品などを若い方々に知っていただく場も必要でございます。例年県が主催しておりますものづくり総合技術展では、本年も100を超える県内企業に参加していただいておりますが、今後ともより多くの企業に出展していただき、自社の魅力をアピールしていただきたいと思っております。

大学生につきましては、県内企業の情報を丁寧に学生に伝える必要がありますことから、本県出身者の多い県外の5大学と就職支援協定を締結しております。来年度からは、県内大学も含め協定締結校をふやすことで県内就職の促進に努めてまいりますとともに、県内企業に就職して間もない大卒者とその出身大学の後輩との交流を促進する仕組みづくりを検討することとしております。

加えて、本県では、人材確保の体制も弱く、採用のノウハウも少ない中小企業が多いことから、その求人活動をサポートする仕組み、例え

ば求人コーディネーターといった人材の配置も検討していきたいと考えております。

今後とも、そうした取り組みをさらに充実させていくとともに、産業振興計画の各施策を強力に推進しますことで魅力ある雇用の場を創出し、多くの若者に県内で就職していただけるよう取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高校の新卒者など若者と県内企業をマッチングしていくための取り組みについてお尋ねがございました。

将来を担う若者と県内企業をマッチングし、県内への円滑な就職につなげていくことは、若者に郷土で活躍する場をつくり、これからの産業振興や地域振興を図っていく上で大変重要なことだと考えております。

より多くの高校生に県内での就職を考えてもらうためには、まず生徒や保護者の皆さんに県内で頑張っている企業の業務内容や魅力を十分知っていただくことが重要となります。そのため、これまで県内企業のインターンシップや企業見学を実施するとともに、企業で活躍している人材を学校に招いた職業人講話などの取り組みを行ってまいりました。本年度からは、大学卒業後の県内への就職も見据えて、高知追手前高校でも新たに企業見学をしております。また、先月開催されたものづくり総合技術展に産業系高校11校が出展するとともに、約450人の生徒が会場を訪れ、県内企業の最先端のものづくりに直接触れ、理解を深めたところでございます。

一方、生徒の就職希望と県内企業をマッチングさせていく上では、進路指導を担当する教員自身が県内企業について理解を深めることも重要でございます。そのため、これまで全ての県立高校の進路指導主事やホーム主任を対象とした企業見学や校長と企業との情報交換会を行ってまいりました。本年度は、こうした取り組み

に加え、新たに全ての県立高校の教頭が企業の人事担当者と率直に意見交換する場を設け、県内企業の取り組みや企業が求める人材について理解を深めております。

こうした取り組みの成果や少子化に伴う保護者、生徒の県内志向の高まりとともに、県内企業の求人増も相まって、県内に就職する生徒の割合は6年前の47.9%から昨年度は62.4%と着実に増加しておりますし、本年度も県外からの求人が多いと言われる中であって、11月末現在で昨年同期を上回っております。

今後とも、マッチングに向けた取り組みのさらなる充実を図るとともに、官民挙げて取り組んでいる産業振興計画の取り組みをしっかりと周知していくことで、より多くの生徒が県内企業の魅力を感じ、一層の就職を実現できるよう努めてまいります。

次に、スポーツ推進プロジェクト実施計画策定の状況と今後の取り組みの考え方についてお尋ねがございました。

県では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、本県のスポーツ振興を抜本的に強化するためのスポーツ推進プロジェクト実施計画を策定し、中長期的な視点から戦略的にスポーツの推進を図ってまいりたいと考えております。そのため、本年10月に、全国的なスポーツ組織や大学などでトップアスリートの強化や指導者育成に携わっている3名の方々や県内のスポーツ関係者をメンバーとする検討会を立ち上げ、協議を進めているところです。

検討会では、本県スポーツの現状と課題を踏まえ、1点目といたしまして、子供の運動・スポーツ活動の充実、2点目といたしまして、競技力の向上、3点目といたしまして、地域における運動・スポーツ活動の活性化、4点目として、障害者スポーツの充実、5点目といたしまして、スポーツ施設・設備の整備の5つの視点

から今後の取り組みの方向性や具体的な対策を検討しております。

これまでの検討会の中で、例えば競技力の向上に関しては、本県の有望な選手を世界レベルに育てるためには小学生から成年まで一貫した指導体制のもとで育成していく必要があること、またスポーツ施設に関しては、全国的に注目される選手が育っているレスリング競技や水泳競技などの拠点施設についてターゲットを絞って計画的に整備を進めることが重要であること、そして地域スポーツの振興については、複数の市町村が連携することで中山間地域の運動・スポーツ活動の活性化を図っていくべきであるといったことなど、今後の取り組みの方向性が一定整理されてまいりました。

今後は、こうした方向性のもとに、個々の具体的な対策について達成目標を明確に示したアクションプランを整理いたしまして、本年度中にスポーツ推進プロジェクト実施計画を取りまとめることとしております。この計画に基づき、県内外の関係者や関係機関・団体との連携をさらに強め、本県スポーツの抜本的強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、小中学校における体育の授業の改善にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

健やかな体は全ての活動の源であり、体育はそれを育む大切な役割を担っております。そのため、小中学校においては、体育の充実に向け、各学校における経営計画の中に体力や運動習慣などの現状や課題、目標設定等を明確に位置づけ、学校全体で組織的に取り組んでまいりました。その結果、本年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、長らく課題であった中学校女子の体力が大きく伸びており、学校での体力向上に向けた地道な取り組みの成果が着実にあらわれております。

しかしながら、体力合計点は小中学校男女とも全国平均には届いていないことから、取り組みの一層の強化が求められております。そのため、授業改善に向けて、既に本年10月より新たに学校体育及び学校経営に専門的な知見がある元校長をアドバイザーとして学校に派遣し、体育・保健体育の授業視察等を通じて課題を把握し、課題解決に向けた具体的な指導、助言を行っております。

来年度は、このアドバイザーをさらに増員するなど、学校に対する指導体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。特に小学校においては、体育専門でない学級担任が体育の指導に当たっているため、授業の改善が課題となっておりますので、実践協力校を新たに指定し、体育の学習のポイントをわかりやすく示した副読本も活用しながら、体育授業の工夫改善を促すとともに、その成果を授業公開等を通じて県内に広げていきたいと考えております。加えまして、教員の研修会等を充実させていくことで教員一人一人の指導力を高めるとともに、専門性の高い外部指導者をより有効に活用し、小中学校における体育のより一層の改善と充実を図ってまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 林業の振興について、まず小規模林業推進協議会の現在の取り組み状況についてお尋ねがございました。

大型製材やバイオマス発電所の稼働により、原木に対する需要が増加し、商品としての原木の価値も従来に比べて高まり、より多くの方が専業や副業で林業活動に携わっていただくことができる環境も整ってまいりましたので、お話にもありましたように小規模林業推進協議会を設置し、情報交換や技術のスキルアップを行っていくことといたしました。

現在の取り組み状況は、いわゆる自伐林家の

方、林業関係のNPO法人やボランティア団体の方々に対して会の趣旨などを伝え、広く会員の募集を行っているところです。

今後は、1月中に推進協議会を設立し、それにあわせて記念講演や実践活動報告会を開催する予定です。開催に当たっては、小規模な林業を営んでいる方々やそうした活動に興味を持たれている方々を対象に広く参加を呼びかけることで、協議会のPRを図っていくこととしています。その後も引き続き、会員の募集を続ける一方で、会員相互や行政との情報交換並びに技術のスキルアップなどを行っていく予定です。

また、協議会の活動を通じ、小規模林業に携わる方々のニーズを把握し、今後の産業振興計画などに反映していくとともに、林業学校におきましてはニーズに即した短期の講座を設けて安全教育や実践的な技術講習などを行えるようにしていきたいと考えています。

次に、新規就業者の確保対策についてのお尋ねがございました。

新規就業者の確保については、これまで緑の雇用制度を活用するなどして、平成18年以降は就業者数をふやしてまいりましたが、昨年は公共事業の増加等の影響により就業者数が減少しております。また、就業者の定着率も低位であることから、県内の林業事業体からは、就業前にきちんと技術を身につけ、林業の現場を理解した即戦力となる人材の育成が必要だとの要望をいただいていたところでした。

このため、林業学校を創設し、平成27年4月から開講する基礎コースにおいて、林業活動に必要な基礎知識の習得はもとより、安全教育からチェーンソーの取り扱いや高性能機械の操作に至るまで、現場での実践研修やインターンシップによる就業体験研修などを通じて現場を理解した即戦力となる人材の輩出に努めてまいりたいと考えています。

次に、県内の2カ所の木質バイオマス発電施設の本格稼働までのスケジュールと燃料となる原木の確保に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

まず、県内2カ所の木質バイオマス発電については、双方ともスケジュールどおりに工事が進んでおり、外構や舗装等一部の整備を残すのみとなっております。

施設の稼働につきましては、宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所は、12月5日に火入れ式を行い、ボイラー等機械ごとの試運転を実施し、性能を確認しながら調整を行っているところです。今後、施設全体を通した総合運転を行い、営業運転の開始は平成27年1月末を予定していると伺っています。一方、高知市の土佐グリーンパワー株式会社は、現在チップ破砕機の試運転を行っています。今後は、ボイラーやその他の機械の性能確認を行った後、施設全体を通した総合運転に移行し、営業運転の開始は平成27年4月を予定していると伺っています。

次に、原木の確保につきましては、株式会社グリーン・エネルギー研究所では、地域の森林組合等と協定を結ぶとともに、発電事業者みずからが素材生産業の方々と協力関係を取りつけ、原木の調達を行っています。他方、土佐グリーンパワー株式会社では、原木調達の主体となる高知県森林組合連合会が原木を取り扱う共販所を中心に、各森林組合と連携して収集に当たっています。

県では、個々の供給事業者の生産力を強化するために必要な機械の整備や作業道開設への支援を行ってきておりますが、今後はさらに低質材の新たな流通経路として自伐林家等の小規模林業事業者が出荷できる身近な中間土場を確保し、出荷時の取引に必要な重量計を導入するなど、低質材を出しやすい環境を整えていきたいと考えています。

また、固定価格買取制度による木質バイオマス発電では、木材の由来によって売電単価が異なりますため、供給の際には林野庁の定めるガイドラインに基づく証明が必要となります。既に高知県森林組合連合会や素材生産業協同組合連合会などの構成員の方は団体認定を受けており、ガイドラインに沿った証明を行うことができます。一方、小規模林業事業者については、団体の認定を受けることができないので、県として市町村が証明を代行する仕組みをつくり、説明を行ってまいりました。現在、宿毛市を初め6市町が運用を開始し、さらに7市町村が準備を進めています。今後も、市町村への啓発を行いますとともに、多様な事業者からより有利に出荷が行われるよう制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

こうした取り組みを発電事業者や原木供給関係者と連携して進めることにより、必要な木質バイオマス燃料の確保につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 本年の本県への外国人観光客の入り込み状況とその要因や課題、また今後本県の国際観光の推進に向け、どういう戦略を立てて展開していくのかについて、お尋ねがありました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

まず、本県への外国人観光客の入り込み状況につきましては、観光庁の調査によりますと、ことし6月までの上半期は、2万人泊を初めて超え2万830人泊となった昨年の同期に比べまして全国平均を約6ポイント上回る38.4%増の1万3,760人泊となっており、特に台湾と香港からの観光客が大幅に増加しております。

その要因といたしましては、台湾や香港には訪日リピーターが多く、ゴールデンルートや都市部などでは味わえない自然を生かした体験や生活文化の体験を求めて地方へ観光に訪れる外

国人が全国的に増加していることが、まず挙げられます。また県では、平成23年度から台湾などでのトップセールスを初め四国ツーリズム創造機構や民間事業者の方々と連携した海外でのプロモーション活動を強化してきたことや、今年度からは国際観光を推進する組織体制を強化し、国内外での旅行博や商談会への参加を大幅にふやすなど、積極的に取り組んできたことの成果が徐々にあらわれてきたものと考えております。これらに加えて、香港や台湾から四国への入り口となる関西空港や高松空港の国際定期便が拡大したことや、四国内の交通手段として訪日観光外国人を対象にした割安のJR周遊切符が発売されたことなどが後押しになったものと考えております。

しかしながら、本県への外国人観光客は、他県に比べてまだまだ少なく、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、本県への外国人観光客を大きく増加させるためには、何よりも海外での本県の認知度を飛躍的に向上させることや県内の受け入れ体制の充実が課題であると認識しております。

このため今後は、これまで以上に国内外での商談会や旅行博へ参加することはもとより、本県がターゲットとする国ごとに本県の認知度を高めるための情報発信を強化していく必要があると考えています。さらに、日本への観光客が大きく増加してくると見込まれます再来年のオリンピック・リオデジャネイロ大会の終了時期を見据えて、民間団体や市町村ともしっかりと連携し、消費税免税店の拡大や無料Wi-Fiの環境整備を初め、県内の外国人観光客の受け入れ体制を整備する必要がありますので、この2つを国際観光戦略の柱として来年度予算編成に向けて具体的に検討を進めてまいります。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 2つの公立大学

法人の統合による具体的なメリットをどのように発揮しようとしているのかとお尋ねがございました。

今回の法人の統合では、3つの公立大学を1つの法人のもとで運営することで、経営規模の拡大による運営面での基盤の強化や法人管理部門の一元化による管理経費を初めとする経営面での効率化を目指しております。

また、大学にとりましては、お互いが身近になりますことから、連携をより進めることでそれぞれの強みを生かし、さらに充実した大学運営や教育研究、社会貢献活動を行うことも期待できます。例えば高知県立大学にとりましては、学生募集や就職支援の方法など高知工科大学が私学の時代から積み重ねてきたノウハウを活用することが可能となりますし、高知工科大学においては、高知県立大学の介護・福祉分野の専門性を新たな機器の研究や開発などに生かすことができるようになります。とりわけ永国寺キャンパスにおいては、1つのキャンパスに3つの大学が同居することになりますので、こうしたメリットがより強く発揮されるものと考えます。

歴史と伝統のある高知県立大学と私立大学からスタートし民間的な経営手法を取り入れてきた高知工科大学は、大学の個性、風土といったものも異なります。法人統合まで残された時間も少なくなっておりましたので、これまで以上に両法人と連携・協力して、こうした統合のメリットが発揮できますよう、来年4月に向けしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

(警察本部長國枝治男君登壇)

○警察本部長(國枝治男君) 本県の治安情勢に対する認識と今後の治安対策についてお尋ねがございました。

本県の治安情勢については、刑法犯認知件数、交通事故発生件数等から見て、数値的には一定

の成果を上げていると考えておりますが、県民の皆様のご要望、期待等を踏まえ、議員御指摘のとおり、さらなる取り組みが必要と考えております。

とりわけ、特殊詐欺対策は喫緊の課題であります。県警察におきましては、犯人からの電話を詐欺と見破った方々の御協力を得て、たふり作戦を展開したり特殊詐欺を助長する口座詐欺などの取り締まりを強化したりして、犯人の検挙に努めております。また、県や市町村、金融機関、宅配事業者等の関係機関と連携し、官民挙げての広報や窓口等での声かけなどにより、被害防止に努めておりますが、議員御指摘のとおり、本年の被害金額は過去最悪となっております。

県警察といたしましては、引き続き犯人検挙に努めてまいります。あわせて関係機関等との連携を推進、強化しつつ、他県での効果的な取り組みなども参考としながら、抑止対策に一層努めてまいります。

また、交通死亡事故抑止対策の推進についてもさらなる取り組みが必要と考えております。本年の交通事故死者は、昨日現在、昨年同期に比べて1人減の38人となっているものの、交通事故死者のさらなる減少に向けた取り組みが必要と考えているところであります。

交通事故死者を減少させるためには、全死者の6割を占める高齢者の死者を減少させる必要があります。高齢者の方々に交通安全の意識をさらに高めていただくことが重要と考えております。県警察においては、これまでの交通安全教室などの施策に加え、本年7月から新たに高齢者交通安全支援隊による活動を開始いたしました。これは、運転免許を保有していない、あるいは老人クラブ等に加入していないなどの理由から、交通安全研修を受ける機会が少ない高齢者の方々を主たる対象とし、スーパーマーケットな

どにおいて交通安全啓発を行うものであります。参加者からは好評を得ておりますが、こういった施策の効果について、引き続きPDCAサイクルで検証しつつ総合的な交通安全対策を講じ、安全で快適な交通の確保に努めてまいります。

以上、特に2点を挙げましたが、このほかにも南海トラフ地震等対策の推進、少年非行対策の推進、子供・女性を犯罪から守る活動の推進、重要犯罪等に対する捜査の強化、警察基盤の充実強化などなど、課題は山積と認識しております。

県警察におきましては、平成27年は運営指針に高知県の安全・安心を守る強い警察を掲げ、県民の皆様が安全・安心を実感できる高知県を県民の皆様とともに実現すべく取り組んでまいり所存であります。県警察に対し、引き続きの御理解と御協力、また御指導をよろしくお願い申し上げます。

○19番（溝渕健夫君） それぞれ丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。時間がないので再質問はいたしません。今議会は地方創生についての議論もありました。そのことについては知事におかれましても本当にいろんな提言を国に上げて、今回の法が地域と都市との格差の是正に向けても本当に役に立つ大きな節目の法にもなっていくと思いますし、その努力を積み重ねていただきたいと思います。

そのことが、やはり高知県のいろんな夢とか希望とかを県民が持てるような、その努力ができるような、そういう県にしていってほしいと思います。どうか一層県勢の発展の実現のために、ますます活躍もいただきますことを祈念いたしまして、一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（浜田英宏君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（浜田英宏君） これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第1号から第36号まで、以上36件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末228ページに掲載〕



請願の付託

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」から請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」まで、以上4件の請願が提出され、その請願文書表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

これらの請願は、請願文書表に記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔請願文書表 巻末232ページに掲載〕



議案の追加上程、提出者の説明、採決（第37号）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書 巻末237ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第37号「高知県

教育委員会の委員の任命についての同意議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第37号議案は、高知県教育委員会委員の八田章光氏の任期が本月23日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第37号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



○議長（浜田英宏君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明18日から23日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、12月24日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

12月24日の議事日程は、議案並びに請願の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後0時散会

平成26年12月24日（水曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 金子繁昌君
- 2番 加藤 漠君
- 3番 川井喜久博君
- 4番 坂本孝幸君
- 5番 西内 健君
- 6番 西内隆純君
- 7番 弘田兼一君
- 8番 明神健夫君
- 9番 依光晃一郎君
- 10番 梶原大介君
- 11番 桑名龍吾君
- 12番 佐竹紀夫君
- 13番 中面 哲君
- 14番 三石文隆君
- 15番 森田英二君
- 16番 武石利彦君
- 17番 浜田英宏君
- 18番 樋口秀洋君
- 19番 溝渕健夫君
- 20番 土森正典君
- 21番 西森潮三君
- 24番 ふあ一ま一土居君
- 25番 横山浩一君
- 26番 上田周五君
- 27番 中内桂郎君
- 28番 西森雅和君
- 29番 黒岩正好君
- 30番 池脇純一君
- 31番 高橋 徹君
- 33番 坂本茂雄君
- 34番 田村輝雄君
- 35番 岡本和也君
- 36番 中根佐知君
- 37番 吉良富彦君
- 38番 米田 稔君

39番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 尾崎正直君
- 副 知 事 岩城孝章君
- 総務部長 小谷 敦君
- 危機管理部長 野々村 毅君
- 健康政策部長 山本 治君
- 地域福祉部長 井奥和男君
- 文化生活部長 岡崎順子君
- 産業振興
推進部長 中澤一真君
- 理事（中山間対
策・運輸担当） 金谷正文君
- 商工労働部長 原田 悟君
- 観光振興部長 伊藤博明君
- 農業振興部長 味元 毅君
- 林業振興・
環境部長 大野靖紀君
- 水産振興部長 松尾晋次君
- 土木部長 奥谷 正君
- 会計管理者 大原充雄君
- 公営企業局長 岡林美津夫君
- 教育委員長 小島一久君
- 教 育 長 田村壮児君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会
事務局長 福島寛隆君
- 公安委員長 島田京子君
- 警察本部長 國枝治男君
- 代表監査委員 朝日満夫君
- 監査委員
局長 吉村和久君

事務局職員出席者

事務局 長 浜 口 真 人 君
事務局 次 長 中 島 喜 久 夫 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成26年12月24日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成26年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成26年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成26年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 平成26年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 平成26年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 高知県地域医療介護総合確保基金条例議案
- 第 8 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県の事務処理の特例に関する条

例の一部を改正する条例議案

- 第 12 号 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県職員定数条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 平成27年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 18 号 高知県立交通安全子どもセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 19 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 20 号 高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 21 号 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立月見山こどもの森の指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 高知県立土佐西南大規模公園（大方

<p>地区・佐賀地区)の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 28 号 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 31 号 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 32 号 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 33 号 高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案</p> <p>第 34 号 県有財産(機械設備)の取得に関する議案</p> <p>第 35 号 県有財産(機械設備)の取得に関する議案</p> <p>第 36 号 安芸高校南校舎改築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>請第1-1号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第1-2号 すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について</p> <p>請第2-1号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>請第2-2号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について</p> <p>追加</p> <p>第 38 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 39 号 高知県収用委員会の予備委員の任命</p>	<p>についての同意議案</p> <p>第 2</p> <p>議発第 1 号 高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案</p> <p>議発第 2 号 高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案</p> <p>追加</p> <p>議発第 3 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書議案</p> <p>議発第 4 号 介護事業者・従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書議案</p> <p>議発第 5 号 2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書議案</p> <p>議発第 6 号 自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書議案</p> <p>議発第 7 号 小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書議案</p> <p>追加 継続審査の件</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長(浜田英宏君) これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞ ∞ ∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。</p> <p>各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p style="text-align: center;">〔委員会審査結果一覧表 巻末257ページ〕 〔に掲載〕</p>
---	---



委員長報告

○議長（浜田英宏君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第36号まで及び請第1—1号から請第2—2号まで、以上40件の議案並びに請願を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長川井喜久博君。

（危機管理文化厚生委員長川井喜久博君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（川井喜久博君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案から第7号議案、第10号議案から第16号議案、第18号議案、第19号議案、以上14件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、可否同数のため、委員長の決するところにより、不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

最初に、健康政策部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、医療介護連携情報システム整備事業費補助金について、執行部から、地域医療介護総合確保基金を活用し、事業者ごとに点在する在

宅療養患者の情報を全ての関係者が共有できるICTを利用した情報共有システムの構築に向け、事業実施主体である高知大学及び医療・介護の関係機関による協議会を立ち上げ、検討を行うものであるとの説明がありました。

委員から、事業のイメージはどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、在宅医療には医師のほか訪問看護師、訪問介護員、介護支援専門員などさまざまな職種がかかわっており、診療に関する基本的な情報、利用者の生活状況、また訪問の際に気がついたことなどを共有するものであるとの答弁がありました。

別の委員から、高知大学がシステム開発から運用まで行うのかとの質疑がありました。執行部からは、開発から運用まで高知大学が行うものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、大学がシステム開発から運用までの業務を十分な体制で実施していけるのかとの質疑がありました。執行部からは、ほかの団体からも在宅医療にかかわる患者情報を共有するシステムが必要であるとの複数の提案をいただいております。大学が事業主体となるがシステムの内容については大学と医療・介護関係者で協議することになっている。また、大学はさまざまなシステムの開発、運用の実績があるので心配はしておらず、県内の医療・介護関係者にとって使い勝手がよく、しっかりと運用ができるかどうかについては県としても注視し、必要な助言をしていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部から、第4期高知県障害福祉計画の策定について、この計画は平成27年度から平成29年度までの3年間の計画で、在宅生活等への移行、就労支援の目標、障害福祉サービス等の円滑な推進、障害のある子供への支援、圏域ごとのサービス基盤整備計画などを骨子とする

ものである。今後、高知県障害者施策推進協議会での審議やパブリックコメント、県議会への報告などを経て、平成26年度末までに策定するとの説明がありました。

委員から、第3期計画の総括を行った上で新たに追加されるものは何かとの質問がありました。執行部からは、第3期計画では県内に障害者施設のない地域が8町村あり、中山間地域で新たに送迎つきサービスを開設する事業者への赤字部分の助成などにより、参入を促してきたが、空白地域の解消に至っておらず、引き続き取り組みを強化することとしている。また、障害がある子供へのサービスとしての就学前の子供を対象とした発達支援、就学後の子供に対する放課後等の通所サービスについては、県内全域に行き渡っていない状況である。子供の発達支援には専門的な人材の育成が不可欠なことから、第4期計画の中で人材育成とあわせてサービス基盤の整備を進めていくとの答弁がありました。

次に、南海学園における入所者に対する不適切な処遇について、執行部から、居室への施錠などやむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性、非代替性、一時性の3要件に該当するかどうかを慎重に検討し、必要事項を記録することなどについてこれまで指導を行った。その後、提出された改善報告書の取り組み状況を調査した結果、12月4日現在、身体拘束が行われている2名については支援方法の検証及び個別支援計画への記載、保護者の同意が得られていることを確認した。また、身体拘束の解消に向けた推進委員会の開催や外部講師を招聘した職員研修の実施状況などについて確認した。引き続き、改善報告書に記載されている取り組みの状況を確認するとともに、取り組みが実効性のあるものとなるよう、法人、施設への助言、指導に努めるとの説明がありました。

委員から、記録が必要な3要件について記録がないのは組織の問題か、それとも担当職員個人の問題なのかとの質問がありました。執行部からは、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行以降、手続を踏んだ上で身体拘束を行うこととなっているが、施設内で十分な周知及び理解がされていなかったことから、組織として職員への研修を行うべきであったとの答弁がありました。

さらに、委員から、入所者の死亡事故があった際に出された改善策が活かされていないのではないかと質問がありました。執行部からは、平成20年の誤嚥死亡事故の発生を踏まえ、全職員が利用者への支援内容を共有し、支援することを徹底する改善報告書が提出され、その後、県も内容を確認し一貫性のある支援ができるようになってきた。一方で、保護者の要望もあり、入所者の安全確保を強く意識する余り、身体拘束につながった一面もあるのではないかと答弁がありました。

さらに、委員から、身体拘束が必要な入所者が34名から2名になっているが、安易に身体拘束していたのではないかと質問がありました。執行部からは、記録がないため身体拘束が適切かどうかは確認できないが、南海学園には自傷他害などの強度行動障害のある入所者が多く、安全確保の面からやむを得ない面もあったのではないかと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、入所者の安全確保のための施錠というのは安全の名のもとに本当の意味での安全や生活の保障が後回しにされるような不安を覚える。保護者は、施設の対応に不満があってもほかに預けられる施設がないので、なかなか口には出せない。職員数や夜勤体制など、細かい点まで県が指導すべきではないかと質問がありました。執行部からは、身体拘束解消に向けた委員会が設置され、県立大学の先生や弁

護士も外部委員などとして入って検討が行われている。自傷他害が起こらないような支援方法など、専門性が高められるよう、今後とも検討状況を確認するとともに、必要な助言を行いたいとの答弁がありました。

委員からは、施設の専門性が問われているので、県も目を離すことなくチェックをしてもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 商工農林水産委員長上田周五君。

（商工農林水産委員長上田周五君登壇）

○商工農林水産委員長（上田周五君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第1号議案、第20号議案から第23号議案、第34号議案、第35号議案、以上7件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第34号、第35号「県有財産（機械設備）の取得に関する議案」について、執行部から、紙産業における技術開発力の向上を図るため、紙産業技術センターに製品開発等に必要となる機械設備を導入するため、県議会の議決を求めるとの説明がありました。

委員から、機械設備導入後の状況について、委員会に対して定期的な報告をしてもらいたい。また、今回の入札には県内企業の参加がなかったが、今後民間の製紙会社が同様の機械設備の導入を検討する時期までには、県内企業が製作にかかわれるよう育成をしてもらいたいとの要請がありました。執行部からは、ものづくりの

地産地消を目指して、現在、県内企業や工業会等の関係機関と協議し、技術力を高める取り組みを進めているとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、次世代施設園芸団地整備事業費について、執行部から、国の経済対策による補正予算に対応できるよう、平成27年度当初予算で計上する予定であった次世代施設園芸団地の本体工事費に係る補助金等を前倒しで計上するものである。総事業費は約32億円、平成28年3月に建設工事完了、同年8月に栽培開始を予定しているとの説明がありました。

委員から、本県の将来の農業振興にとっても大いに期待されるプロジェクトであるので、経営体に運転資金についてアドバイスをするなど、事業を円滑に推進するため、積極的な支援を行ってほしいとの要請がありました。

次に、農業振興部の報告事項についてであります。

農業技術センター山間試験室の廃止について、執行部から、これまでの役割を農業担い手育成センターに移すことや廃止後の跡地活用等について報告がありました。

委員から、廃止について地域のJA等への周知が十分ではなかったのではないかと。県は中山間対策の強化に取り組んでいるが、逆行しないように関係機関と慎重に協議を進めたのか。また、中山間地域の農業技術の実証と人材育成について、問題なく引き継ぐことができるのかとの質問がありました。執行部からは、廃止によるデメリットもあるが、トータルとして考えた場合、農業担い手育成センターに機能を集約するほうが効果的な人材育成や先進技術の迅速な普及などメリットが多いと判断した。また、跡地の活用としては、国の補助制度も取り入れながら、地域の農業を支える機能をあわせ持つ中

山間農業複合経営拠点の整備を進め、これをモデルとして県内に広めていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、農業担い手育成センターにおいては、女性にも配慮した環境を整備するとともに、建設予定の長期研修用宿泊施設については、費用対効果なども考慮し、CLT工法にこだわることなく、他の工法についても検討するよう要請がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、人づくり推進事業費について、執行部から、即戦力となる人材の養成や本県の林業を担うリーダーを育成するため、新たな林業学校の開校準備に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、入学までの流れや卒業後の進路についてはどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、経営体に採用された者や具体的に就職先が決まっていな者など、さまざまな就学者を想定しているが、いずれにしても即戦力となる人材を養成するのが目的であるとの答弁がありました。

次に、第20号「高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定に関する議案」及び第21号「高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、これらの県有施設の管理を平成27年度から平成31年度までの5年間、今回選定した候補者に委託しようとするもので、管理運営委託料として、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」において債務負担行為を行うものであるとの説明がありました。

委員から、両施設の指定期間が3年から5年に延長されている理由について質疑がありました。執行部からは、災害時における危機管理体制の充実、また森林環境学習を充実させるため

に指導者を育成する期間を要することによるものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、指定期間が延長されることにより雇用が安定し、事業に対して長いスパンで取り組むことができるメリットもあるが、県との関係が希薄となり、業務実態の把握等に支障があるのではないかと質疑がありました。執行部からは、業務状況を評価するため、毎年事業評価委員会を開くとともに、年に二、三回のモニタリングを行い、指定管理者にはその都度改善を促すようにしているとの答弁がありました。

なお、農業振興部の議案審査において、提出された資料について不十分な点があったことから、資料の追加と補足説明を求めました。審査を深めるため、今後委員会に提出する資料及び説明内容については、部内で十分に精査、協議した上で委員会に臨むよう要請をしました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 産業振興土木委員長三石文隆君。

（産業振興土木委員長三石文隆君登壇）

○産業振興土木委員長（三石文隆君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第24号議案から第30号議案、以上9件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、地産外商推進事業費について、執行部

から、首都圏における地産外商推進の拠点であるアンテナショップまると高知を今後も最大限活用し、県産品のさらなる販路拡大など、外商面での具体的な成果につなげていくため、今回の債務負担行為により、平成27年度から平成34年度までの8年間、現在入居しているビルの賃貸借契約を引き続き行うものであるとの説明がありました。

委員から、賃借料については30%以上の値上がりとなっており、相手方に足元を見られているのではないかと質疑がありました。執行部からは、高知県と相手方の双方が不動産鑑定評価を行った結果、賃借料はいずれの鑑定評価額をも下回っている。また、最近進出した他県のアンテナショップやまると高知周辺物件の賃借料水準と比較しても妥当な額であるとの答弁がありました。

委員から、現在の場所にこだわる必要はないのではないかと質疑がありました。執行部からは、高知県が進出した後も周辺において他県の進出があり、銀座周辺にはアンテナショップが集積していることから、現在の場所がふさわしいと判断しているとの答弁がありました。

委員から、契約期間について、東京オリンピック以降の2年も含めて8年というのは長過ぎるのではないかと質疑がありました。執行部からは、オリンピックに向けて、今後はさらに賃借料が高くなる見込みもあることから、現行の5年や相手方から当初に提案のあった3年よりも8年のほうが有利であると判断しているとの答弁がありました。

別の委員から、まると高知内にあるレストラン事業を今後も継続していくのであれば、独立採算制として家賃収入分を負担してもらうなど、民間企業としての意識を持って取り組んでもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員から、売り場面積も限られて

いることから、陳列する商品を固定化せず、ひとり立ちが見込める定番商品は卒業させ、他の県内商品のさらなる可能性を広げることに力を入れるべきではないかと質疑がありました。執行部からは、定番商品を陳列して、より多くのお客様に来てもらうという戦略もあるが、商品の力をつけるという観点からすれば、いつまでも公社を使うのではなく、より多くの商品がひとり立ちすることが目的でもあるので、今後の取り組みについて公社と協議していくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、まると高知に商品を出したいがなかなか採用されないとの声を聞くが、まると高知で消費者に知ってもらい流通が伸びてこそ、大きな経済効果が出てくると思うので、そのきっかけづくりをしてもらいたいとの意見がありました。

また、別の委員から、地産外商公社の取り組みについて、民間ではできないことを開拓することは評価しているが、民間企業が既に取り組んでいる事業に入り込んでいる事例も見受けられるので、そうしたことのないようしっかりと役割を認識して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

また、第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、高知家プロモーション推進事業費について、執行部から、高知県のイメージ調査を行った結果でも、高知家の認知度が高まっている。今後も、高知家の認知度を維持・向上させつつ、地産外商、観光振興、移住促進など、各分野でのさらなる成果につなげるため、今回債務負担行為を行い、今年度内に効果的なプロモーション活動のための準備を進め、来年の4月早々からの切れ目ない展開につなげていくものであるとの説明がありました。

委員から、調査結果については、高知県民のイメージや他県との比較など非常によいデータ

がそろっているので、広く県民に公開し、より活用できる工夫を考えてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、県民にも広く公開することが必要との認識から、県のホームページでも公開している。来年度は、高知家の一番の魅力である高知家の家族を生かして各地域及び各分野で情報を発信していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、東京の駅や空港などにおいて高知家のPRが少ないと思うが、具体的な計画はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、電車の広告については今年度は東京モノレール等で行っており、大きなポスターの駅張りについては大阪でも実施している。また、来年度は関東、関西に加え、名古屋も対象に含めて検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、多くの人にとってテレビが情報源となっているため、テレビを活用した戦略に力を入れてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、テレビ番組の制作には高額な費用がかかることから、テレビ局側の関心を引く話題を提供し、取材対象としてもらうことを基本的な考え方とし、効率的なプロモーションを行ってきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

観光政策課の所管事項について、議論がありました。

委員から、各種の全国大会やブロック大会は開催の数年前から準備しているが、県民文化ホールなどの会場となる施設は1年前にならないと予約ができないとの理由で、主催者の計画が具体的に進まないと聞かすが、各施設やコンベンション協会などと連携して対応すべきと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、関係機関としっかり調整し、話がスムーズに進むよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、県営住宅管理費について、執行部から、8月の台風第12号及び第11号により被害を受けた住宅の修繕などに対応するための費用であるとの説明がありました。

委員から、入居者の高齢化が進み、エレベーターのない住宅の場合、下の階に移りたいという希望も出ていていると聞かすが、そうした場合の対応はどのようにしているのかとの質疑がありました。執行部からは、入居者からの希望があれば、1階の空き状況も踏まえながら、可能な限り要望に応えられるよう配慮している。また、エレベーターの設置についても順次工事を進めており、今後も入居者のニーズに沿えるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（浜田英宏君） 総務委員長明神健夫君。

（総務委員長明神健夫君登壇）

○総務委員長（明神健夫君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第8号議案から第10号議案、第17号議案、第31号議案から第33号議案、第36号議案、以上10件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第10号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をするものであるとの説明がありました。

委員から、県以上に給料や期末勤勉手当を増額している市町村があるが、どういうことかとの質疑がありました。執行部からは、給与を国準拠にしているか県準拠にしているかの違いであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、国の人事院勧告では、地方の民間の厳しい状況を踏まえた改定とせよとしているが、それへの対応はどうかとの質疑がありました。執行部からは、国の勧告では、今年度の給与の引き上げに合わせて給与制度の総合的見直しとして民間給与の低い地域に合わせた給料の引き下げと地域手当の見直しも勧告されている。市町村には、引き上げだけ国準拠ということでは説明ができず、大事なのは住民の理解が得られるかということだと助言しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村にしっかり助言することを望むとの意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」のうち、外国語指導助手配置委託料について、執行部から、県立高校及び特別支援学校において英語教育を推進するため、外国語指導助手、ALT30名を各学校に配置して語学指導を行っている。今回、契約期間が満了する業者から派遣される5名について、指名競争入札により民間の専門業者に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、学校現場において授業を展開する

に当たって、協力関係が必要であるが、派遣されるALTとの打ち合わせなどは円滑に行えているのかとの質疑がありました。執行部からは、業者、県教委、学校の3者においてどういう授業を展開していくか、また生徒に対してこういう指導をしてほしいといった細かな年間スケジュール、授業内容について派遣前に打ち合わせを行い、ALTと教員が協力して授業を行っているとの答弁がありました。

別の委員から、業者から派遣されたALTに現場の教員が直接指示ができないことから、グローバル教育を進める上でも、県がALTを直接雇用するよう検討はしないのかとの質疑がありました。執行部からは、グローバル教育の推進に向けては、今後常勤の外国人の講師、教諭の配置を検討しなければいけないと考えているとの答弁がありました。

次に、第33号「高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案」について、執行部から、今年度末に指定管理期間が終了するため、平成27年4月1日から5年間の指定管理者を指定するものであるとの説明がありました。

委員から、以前からの指定管理者であれば、ノウハウが確立されて経費削減効果も出る一方で、管理期間が長期になることで管理者に対する県の監視が緩くなるおそれがある。施設の管理に不備がないか、しっかり確認すべきであるとの意見がありました。

別の委員から、指定管理者制度は民間によるサービスの向上や財政的な負担軽減がメリットであることから、管理者に対して、サービスが低いとの評価が出ないよう指導すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、民間のノウハウを生かしサービスを向上する、あわせて効率的な管理を行うことが目的であり、趣旨が活かされるよう制度を運用しないといけ

ない。仮に指定管理者が県の期待した役割を十分果たしてくれる見込みがなければ、制度の適用自体を見直す判断も必要になるとの答弁がありました。

次に、報告事項であります。

警察本部についてであります。

高知県警察県民世論調査の実施結果について、執行部から、警察に対する県民の要望、意見、治安に対する認識等を把握し、警察行政を推進する上での基礎資料とすることを目的に実施したものであるとの説明がありました。

委員から、非常に参考になる内容があるので、しっかり分析して県民の安全・安心の向上につながるよう活用してほしいとの意見がありました。

別の委員から、調査結果を受けた対策をどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、対策をまとめるという観点からの整理を今後検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、県警に対する信頼度について、若年層から信頼が得られておらず、高齢層から信頼されている結果についてどう受けとめているのかとの質問がありました。執行部からは、県民のためによい仕事をするには、県民の目線に立つべきである。県民の治安に対する心配はどこか、基礎資料としてこれからさらに詳細に分析して施策を考えていきたい。県民の信頼を高めることは、県警察の重点目標の中にも掲げており、最も重要であると考えている。引き続き、信頼度を高めるようしっかり取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



採 決

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第36号議案まで、以上35件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上35件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

これより請願の採決に入ります。

まず、請第1—1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第1—2号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、請第2—2号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」の請願を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第38号—第39号)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を

書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末238ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第38号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」及び第39号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。第38号議案は、高知県収用委員会委員の谷口章介氏と山下訓生氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、山下訓生氏を再任いたしますとともに、新たに西原眞一氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第39号議案は、高知県収用委員会予備委員の坂本征子氏の任期が今年31日をもって満了いたしますため、新たに鶴岡香代氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに

採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第38号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

初めに、西原眞一氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、西原眞一氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、山下訓生氏を高知県収用委員会の委員に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、山下訓生氏を収用委員に任命することについては同意することに決しました。

次に、第39号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、採決(議発第1号—議発第2号 規則議案、条例議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第1号、議発第2号 卷末239～241ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) 日程第2、議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」及び議発第2号「高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案」、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案」及び議発第2号「高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例議案」、以上2件を一括採決いたします。

以上2件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 全員起立であります。よって、以上2件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、採決(議発第3号—議発第5号 意見書議案)

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第5号 卷末243～248ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書議案」から議発第5号「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書議案」まで、以上3件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書議案」から議発第5号「2015年度子ども・子育て支援新制度関連予算の充実・強化を求める意見書議案」まで、以上3件を一括採決いたします。

以上3件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、採決（議発第6号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号 巻末250ページに掲載〕

○議長（浜田英宏君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（浜田英宏君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第6号「自動車取得税におけるエコカー減税の延長についての意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浜田英宏君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

————— ❁❁❁ —————

議案の上程、討論、採決（議発第7号 意見書議案）

○議長（浜田英宏君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末252ページに掲載〕

○議長(浜田英宏君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

39番塚地佐智さん。

(39番塚地佐智君登壇)

○39番(塚地佐智君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっています議発第7号「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書議案」に賛成の立場から討論を行います。

財務省が、現在行われている公立小学校1年生の35人学級を40人学級に戻すよう文部科学省に求める方針を財政制度等審議会に示しました。これに対し、各方面から強い批判の声が上がっています。

財務省の動きを受けて、下村博文文部科学大臣は、11月4日の記者会見で、「これは到底容認

するわけにはいきません。財政上の問題だけで教育論をするということは将来を誤る政策になってくる」と厳しく指摘し、その理由として、学校環境を取り巻く状況が「かつてに比べると非常に世の中が高度化、複雑化してきて、一方で社会、家庭における教育力が低下をしてきている中で、学校教育の果たす役割が大変大きくなってきていること、学校現場においても発達障害の問題等多様な教育をいろいろと導入しなければならない問題があること、日本の教員は世界で最も忙しい中で一人一人の子供たちと向き合う時間ということを考えれば、より少人数のほうが教育的な成果、効果が上がるというのはこれまでも実証されている」と述べ、さらに、「教育力そのものが国力につながってくる」と説明をしています。

また、今議会の本会議において、尾崎知事は、「教育は息の長い取り組みであり、たかだか一、二年の、しかも限られたデータのみをもって効果を云々するのはいささか乱暴ではないか」、「これからの社会を見たときに、思考力や判断力、そして表現力を育成することが重視されなければなりません。そのような力を育成する教育を進めようとした場合に、よりきめの細かい、一人一人の進度に応じた教育を展開していくことこそが重要であると考えます。これからの教育がどうあるべきかを考えれば、1学級当たりの人数は減らす方向にベクトルを向けるべきであると考えておりまして、私自身、文部科学大臣との意見交換会においてもこうした考え方を強く訴えてきたところでありまして、また、全国知事会におきましても、少人数学級の充実について国に対して求めているところでありまして、今後も国の動向を注視しながら、あらゆる機会を通じて少人数学級の継続や充実を訴えてまいります」と答弁をされています。

少人数学級の効果と必要性については、本県

の取り組みによっても証明をされています。田村教育長は本議会で、「きめ細かな指導が可能になり学力の向上や心の安定が図られるとの声や、子供個々の状況にも対応でき小1プロブレムの解消にも有効との声も寄せられております」と述べられるとともに、「これからの時代に求められる、みずから課題を見つけ、みずから学び、考え、主体的に判断し、問題をよりよく解決していく資質や能力を育むためには、教員が一方的に教え込むだけではなく、子供たち自身に考えさせる場面や他者と協働するグループ学習などを授業の中に適切に設ける必要があります、教員には、これまで以上に一人一人の児童生徒の状況を把握し、個に応じたきめ細かな教育を実施することが求められております」と答弁もされています。

教員定数の改善、少人数学級の推進の必要性は、各種の調査からも明らかです。全日本教職員組合が昨年10月に発表した勤務実態調査2012は、全国39都道府県6,879人から寄せられた調査結果をまとめたものですが、1カ月の平均時間外勤務時間は72時間56分、持ち帰り仕事時間は22時間36分で、実に回答者の54%が過労死ライン、31%が過労死警戒ラインで働いていることを明らかにしています。まさに、文部科学大臣が言う、日本の教員は世界で最も忙しい状況です。一番やりたい授業準備や子供と向き合う時間がとれないのが全国的な現場の実態です。同調査は、その中でも小学校の時間外勤務時間は学級規模とともに増大していること、25人以下学級においては時間外勤務時間が大きく減る傾向にあることが示されており、少人数学級の推進は教育条件の改善にとって極めて重要な課題であることを示しています。

では、日本の教育予算は他国並みに努力をしているのでしょうか。OECDの「図表で見る教育2010 日本に関するサマリー」では、日本の

平均学級規模はOECD諸国と比べて大きいことを明らかにしています。日本における平均学級規模は、初等教育段階で1クラス28.1人とOECD平均である21.6人を上回り、OECD加盟国の中ではチリ、韓国に次ぐ水準です。2008年において、比較可能なデータのある31カ国のうち15カ国で平均学級規模が20人以下です。この点でのおくれは大きなものがあります。日本の教員の法定勤務時間数は初等教育段階で1,899時間であり、OECD平均1,659時間を大きく上回っています。

こうした深刻な事態に対し、多くの地方自治体が少人数学級を先行実施してきました。国がおくればせながら2011年度から踏み出した少人数学級は小学校1年生だけで、2年生は未実施自治体への加配という極めて貧弱なもので、改善に力を尽くすことこそが求められています。文部科学省の調査の結果でも、保護者の8割、教職員の9割が30人以下学級を望んでいるという結果を見ても明らかです。2011年に施行された改正義務教育標準法は、政府は小2から中3までを35人学級へ順次改定すること、そのための安定した財源の確保に努めることを附則に明記しています。

日本の公財政教育支出は、GDP比でOECD諸国の中で5年連続最下位のままです。しかも、OECD平均値との差は開く一方で、2007年から2011年にOECD平均値は4.8%から5.6%に、日本では3.3%から3.8%にとどまっています。教育への財政支出を確保し、教育条件を改善することは世界の趨勢です。日本も計画的な教育予算増により、OECD平均値並みの公財政教育支出を実現すべきです。

今議会には、先ほど不採択とされましたが、教育予算をふやし30人学級を求める5万7,000人を超える請願署名も提出をされています。子供たちの成長と日本社会の未来を考えるなら、教

育への予算の拡充と少人数学級へと進むべきです。

本意見書は、教育関係者や保護者の願い、知事会や、1学級当たりの人数は減らす方向で努力している尾崎県政の立場をも後押しするものであり、議員各位の御賛同を心よりお願いを申し上げて、私の賛成討論といたします。

どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)

○議長(浜田英宏君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「小学校1年生の35人学級の維持、拡充を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(浜田英宏君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(浜田英宏君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末254ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運

営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(浜田英宏君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長(浜田英宏君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長(浜田英宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、災害復旧に向けた対策を実施するための補正予算を初めとして、高知県地域医療介護総合確保基金条例議案など当面する県政上の重要案件が提出をされました。議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、ことし一年を振り返ってみますと、これまで議会においても特別委員会を設置し提言するなど、長年の県政課題でありました土佐電鉄と高知県交通との統合による中央地域の公共

交通再構築が関係者の皆様の御努力、御協力により実現し、10月からとさでん交通が発足をいたしました。また、課題解決先進県を目指した南海トラフ地震対策の抜本強化を初め、2期目の産業振興計画の取り組みなどが着実に進み、県勢浮揚への動きが感じられる年ではなかったかと思えます。

一方、国においては、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を築いていくため、地方創生への取り組みを大きく展開しようとしており、本県においても少子化対策の推進、経済の活性化に向け、執行部と議会が連携してしっかり取り組んでいかなければならないと思えます。

ことしも残りわずかとなりましたが、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛の上、お元気でよき新春を迎えられますよう、また新しい年が県民の皆様にとって希望あふれる明るい年となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 平成26年12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成26年度の一般会計補正予算を初め、高知県地域医療介護総合確保基金条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には御熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、地方創生への対応を初め、産業振興計画、さらには公共交通対策などに多くの

御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

また、さきの衆議院議員総選挙を受け、本日、特別国会が召集されます。引き続き政権運営を担われる安倍内閣におかれましては、経済の好循環の実現を初め、南海トラフ地震などに対する防災・減災対策や地方創生の推進などに、地方の意見を聞いていただきながら、引き続きスピード感を持って実行していただきたいと思っております。

これから来年度の予算編成を本格化させてまいります。5つの基本政策や中山間地域対策、少子化対策などをさらにバージョンアップしてまいりますとともに、国の補正予算や来年度予算の編成状況を十分に見きわめ、本県の実情に合った地方創生戦略を初め国の有益な政策を県勢浮揚に向けた5つの基本政策に結びつけることができますよう、しっかりと対応してまいりますと考えております。議員の皆様方には、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬となりまして、慌ただしい時期を迎えておりますが、議員の皆様には、この1年の御指導、御鞭撻に改めて感謝申し上げますとともに、十分御自愛の上、今後とも一層の御活躍をなされますことをお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長(浜田英宏君) これをもちまして、平成26年12月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時9分閉会